【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成27年9月25日

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

【会社名】 インフォシス・リミテッド

(Infosys Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼マネジング・ディレクター

ビシャル・シッカ博士

(Dr. Vishal Sikka, Chief Executive Officer and Managing

Director)

【本店の所在の場所】 インド共和国、カルナタカ州560 100、バンガロール市、

ホースール通り、エレクトロニクス・シティ

(Electronics City, Hosur Road, Bangalore, 560 100, Karnataka,

India)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 1.本書に記載の「インフォシス」または「当社」とは、(別段に明確に要求される場合または文脈により別段に要求される場合を除き)インフォシス・リミテッドならびにその連結子会社、被支配信託および関連会社をいう。

「ITサービス」には、業務プロセス管理サービスおよび商品事業は含まれない。

- 2.本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「ルピー」はインド・ルピーを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上一定の米ドル金額は2015年8月6日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=124.79円により円金額に換算されており、また、一定のルピー金額は同日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1ルピー=1.97円により円金額に換算されている。
- 3.当社の会計年度は、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」は、当該年の3月31日に終了する当社 の会計年度をいう。例えば、「2015年度」とは、2014年4月1日に開始し、2015年3月31日に終了した1年を意味す る。
- 4.本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているが、合計が計数の総和と一致するよう必要に応じて調整されている。
- 5.本書には、当社、当社の業界、当社が営業する市場における経済情勢および一定のその他事項に関する当社の現在の予想、仮定、推定および予測に基づく見通し情報が含まれている。一般に、見通し情報は、「予期する」、「考える」、「見積る」、「期待する」、「意図する」、「計画する」、「追求する」、「するつもりである」、「するはずである」およびそれに類似の表現等の見通しを示す用語により判別することができる。かかる情報には、とりわけ、当社の事業戦略に関する考察ならびに当社の市場における地位、将来の業務、利益、収益性、流動性および資金源に関する予想が含まれる。かかる記述は、了知または未知のリスク、不確実性およびその他要因にさらされており、それによって実際の業績または結果が見通し情報に示されたものから大きく異なる可能性がある。実際の業績または結果が見通し情報に示されたものから大きく異なる原因となる重要な要因には、本書の「第一部 第3 4 事業等のリスク」に記載されたものが含まれるが、それらに限定されない。上記およびその他の不確実性に鑑みて、見通し情報において述べられた一切の業績または結果が必ず達成されるとの結論を下さないよう注意されたい。本書に記載されたすべての見通し情報は、2015年3月31日現在、当社が利用できる情報に基づいており、当社は、法律により要求されない限り、将来の事象または状況を反映するようにかかる見通し情報を更新することを約束しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1【会社制度等の概要】
- (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

インド共和国の会社制度

インドの会社を規律する法人向け法的枠組みは、2013年会社法の制定に伴い変更された。2013年会社法は、インド議会により可決され、2013年8月29日に大統領の承認を受けた。2013年会社法は、現在まで会社およびその他一定の団体に適用されてきた1956年会社法を段階的に置換している。2013年会社法の一定の規定は2013年9月12日、2014年2月27日および2014年4月1日に法律として通達されているが、2013年会社法の残りの規定は、今後、インド政府による通達をもって効力が発生する。当面は、2013年会社法の通達済みの規定とともに、2013年会社法における対応規定が制定されたことで無効となっていない1956年会社法の規定が引き続き効力を有する。さらに、インド政府は2013年会社法に基づく施行規則を発表した。2014年4月1日付で施行される旨が通達されたかかる規則は以下のとおりである。

- (i) 2014年会社(定義の詳細指定)規則
- (ii) 2014年会社(設立)規則
- (iii) 2014年会社(目論見書および有価証券の割当)規則
- (iv) 2014年会社 (グローバル預託証券)規則
- (v) 2014年会社(株式資本および社債)規則
- (vi) 2014年会社(預金受入)規則
- (vii) 2014年会社(担保登記)規則
- (viii) 2014年会社(経営管理)規則
- (ix) 2014年会社(配当の宣言および支払)規則
- (x) 2014年会社(会計)規則
- (xi) 2014年会社(監査および監査人)規則
- (xii) 2014年会社(企業の社会的責任)規則
- (xiii) 2014年会社(取締役の任命および資格)規則
- (xiv) 2014年会社(取締役会の会議および権限)規則
- (xv) 2014年会社(管理職の任命および報酬)規則
- (xvi) 2014年会社(検査、調査および照会)規則
- (xvii) 2014年会社(登録認可)規則
- (xviii) 2014年会社(外国会社登録)規則
- (xix) 2014年会社(登録事務所および手数料)規則
- (xx) 2014年会社(互助金融会社)規則
- (xxi) 2014年会社(罰則の採決)規則
- (xxii) 2014年会社(雑則)規則
- (xxiii) 2014年会社(費用記録および監査)規則
- (xxiv) 2015年会社 (インド会計基準)規則
- (以下「施行規則」と総称する。)

そのため、本書の日付現在、当社を規律する法人向け法的枠組みは、(効力が<u>残存している</u>範囲における) <u>1956</u>年会社法とともに解釈される<u>2013</u>年会社法<u>(インド企業省の通達、告示およびクラリフィケーションを含む。)</u>(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)の公示された規定である。

以下は、当社を初めとする公開会社に適用される会社法の主要な規定の要約である。本項の目的上、本書の日付現在通達済みで効力が発生している会社法の規定のみを記述する。

「公開会社(public company)」とは、閉鎖会社(private company)ではなく、かつ規定を下回らない払込資本金を有する会社または閉鎖会社ではない会社の子会社である会社(かかる子会社がその付属定款(以下「付属定款」という。)上、引き続き閉鎖会社である場合を含む。)を意味する。公開会社の有価証券またはその株主に対する持分は自由に譲渡可能である一方で、公開会社の有価証券の譲渡に関する2者以上の間での契約または取決めは、契約として執行可能である。「閉鎖会社」とは、規定を下回らない払込資本金を有し、かつその付属定款において、(a)株式の譲渡に関する株主の権利を制限し、(b)一人会社(2013年会社法において企図された新たな会社の区分)の場合を除き、株主数を200名(従業員株主および元従業員株主を含まない。)までに制限し(ただし、2名以上の者が会社の株式を1株以上共同で保有している場合には、かかる者は1名の株主として扱われるものとする。)、かつ(c)当該会社の有価証券の一般公衆に対する引受の勧誘を禁止している会社をいう。

閉鎖会社は、会社法のもとで一定の適用免除および特権を認められている。当社は、会社法に基づき公開会社として 適格であるため、以下で「会社」に言及する場合、その会社とは、別段に表示のない限り、株式による有限責任の公開 会社をいう。

会社の設立には、基本定款(以下「基本定款」という。)に署名する7名以上の引受人が必要である。基本定款は、会社法に規定された適用ある様式によるものとする。基本定款には、会社の商号が記載され、当該会社の責任が株式により限定される場合はその商号の末尾には「リミテッド(Limited)」なる語を付することを要する。会社の商号は、既存の会社の商号と同一であってはならず、極めて類似していてはならず、当該会社による商号の使用がその時々に効力を有するいかなる法律に違反するものであってはならず、または2014年会社(設立)規則第8条の意味による望ましくない商号であってはならず、また、当該会社の目的を反映しなければならない。会社登記官により承認された商号は、予約申請日から60日間予約される。基本定款には、当該会社の登記上の事務所が置かれる州および当該会社の設立が提案されるための当該会社の目的、ならびにかかる目的の推進のために必要とみなされる一切の事項が記載される。

基本定款にはまた、株主の責任が有限であるか否か、会社が登記される資本金の金額および当該資本金の固定金額である株式への分割について記載することを要する。基本定款とともに、基本定款の署名者が署名し、会社の規則を定めた付属定款を登記する。付属定款により規定される重要な項目には通常、下記が含まれる。すなわち、(a)取締役の権限、義務、権利および責任、(b)株主の権限、義務、権利および責任、(c)会社の総会に関する規則、(d)配当、(e)会社の借入権限、(f)株式にかかる払込請求、(g)株式の譲渡および移転、(h)株式の失権、ならびに(i)株主の議決権等である。付属定款には、定款の特定の規定が、特別決議の場合に適用ある条件または手続きよりも厳格な条件または手続きが満たされるかまたは遵守される場合にのみ改正可能である旨のエントレンチメント規定が含まれることがある。既存の公開会社は、かかるエントレンチメント規定を、その付属定款への組入れを承認する株主特別決議によって組み入れることができる。付属定款は、会社法に基づき規定された適用ある様式によるものとする。会社を設立するには、会社法および2014年会社(設立)規則(その時々に改正される。)の規定に従って、基本定款において会社の登記上の事務所が置かれるとされた州の会社登記官(以下「登記官」という。)に対し、当該会社の基本定款および付属定款など所定の書類を登記のために提出しなければならない。これは、インド企業省のウェブサイト上での電子提出により行われる。これらの書類が要件を満足していると判断された場合、登記官は、設立証書を発行し、会社に法人登記番号を割り当てる。かかる証書に記載された設立日をもって会社は法人格を取得する。

会社の株式資本の変更(普通決議により行うことができる。)を除き、基本定款は、会社法に規定された手続きに従って株主の4分の3以上の多数により可決された決議によって改正することができる。ただし、基本定款の一定の改正(会社の商号を変更する場合またはその目的を変更する場合など)にはインド政府の承認を要する。付属定款は、会社法に規定された手続きに従って株主の4分の3以上の多数によってのみ可決された決議により改正することができる。

有限責任会社の株式資本は、(a)普通株式資本および(b)優先株式資本の2種類のみに限られる。「普通株式資本」とは、優先株式資本以外のあらゆる株式資本を意味する。「優先株式資本」とは、会社の株式資本のうち、以下の条件双方を満たす部分をいう。すなわち、(a)配当に固定金額または固定率による優先権が付されていること(所得税が課される場合と課されない場合がある。)、および(b)清算による資本の返還または資本の返済についても優先的権利を有していることである。

会社は、その登記上の事務所に適切な会計帳簿、ならびに会社の状況を真実かつ公正に概観したその他の関連帳簿および書類ならびに各会計年度についての財務書類を備置しなければならない。会社の会計帳簿には、以下の取引を記帳することを要する。

- (a)会社が受払したすべての金銭の額およびかかる受払が行われた事由
- (b)会社による財貨およびサービスのすべての販売および購入
- (c)会社の資産および負債
- (d)財貨の生産または所定のサービスの提供に従事している会社の場合は、一定の種類の会社についてインド政府が要求することのある原材料または労働の使用またはその他コスト項目に関する詳細

会社の会計帳簿は、下記の条件を満たさなければならない。

- (a)会計帳簿(監査人/会計士による証明が付される。)は、会社または支店(場合により)の状況を真実かつ公正に概観し、その取引を説明するものであること
- (b)かかる帳簿は、発生主義により複式簿記の方式で記帳されること
- (c)会計帳簿は、8会計年度にわたって保存されること

会社はまた、各会計年度について、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および(上記書類のいずれかに添付されるかまたはその一部となる)注記(すべて、会社の状況を真実かつ公正に概観したものでなければならない。)からなる財務書類を作成しなければならない。財務書類は、会社法(それに基づき通達される会計基準を含む。)の要件に従って作成されなければならず、かつ会社の法定監査人による証明を受けなければならない。インドの公開会社は、2015年1月にインド政府の企業省が発表したインド財務報告基準の採択および収斂のための計画表ならびに2015年会社(インド会計基準)規則の通達に従って、インド財務報告基準に基づき、年次および中間財務書類の作成を要求されている。インド会計基準の強制的施行日は、2016年4月1日以降に開始することが決定された。ただし、当社の財務書類は、国際会計基準審議会が発表したインド財務報告基準に従って作成されている。

会社の法定監査人は、独立公認会計士でありかつ5年間の任期で年次株主総会で任命された者でなければならない。会社の法定監査人の職務は、会社の会計帳簿を監査し、監査した決算書について、ならびにすべての貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および会社法により当該貸借対照表、損益計算書またはキャッシュ・フロー計算書の一部またはこれに添付され、株主総会で会社に上程すべきことを要求されるその他すべての書類について、株主に監査報告書を提出することである。監査報告書には、当該決算書すなわち財務書類が会社法により要求される情報を提供/開示しており、また会計年度末現在の会社の状況を真実かつ公正に提示していることを記載しなければならない。会社は、財務書類、監査報告書および取締役報告書が年次株主総会に上程され、承認された日から30日以内に、登記官に対しこれらの書類の写しを提出しなければならない。提出は電子的に行われる。これらの書類は、所定の手数料を支払えば、一般公衆の誰でもこれを閲覧し、謄写することができる。

「-(2)提出会社の定款等に規定する制度」においても会社法の一定の事項について記述しているので、同項も参照されたい。

株主

会社は、年次株主総会を(a)前の年次株主総会から15ヵ月以内または(b)前の会計年度末から6ヵ月以内のいずれか早い方に開催しなければならない。ただし、第1回目のかかる年次株主総会は、最初の会計年度末から9ヵ月の期間中のいずれかの時点で開催することができる。一定の状況においては、登記官により年次株主総会(第1回目の年次株主総会を除く。)の開催について3ヵ月の延長が認められることがある。下記事項が、年次株主総会の通常議題を構成する。

- (a)財務書類、取締役報告書および監査報告書の検討
- (b)配当の宣言
- (c)退任取締役の後任者の任命
- (d)監査人の任命およびその報酬の決定

年次株主総会およびその延会以外の株主総会は、臨時株主総会である。取締役会は、適切とみなす時はいつでも、または会社の所定数の株主から要請があれば、臨時株主総会を招集することができる。臨時株主総会は通常、次期年次株主総会の開催を待つ猶予のない緊急議題を処理するため、取締役会により招集される。特別株主総会で審議される議題はすべて特別議題である。株主総会で審議される特別な議事の各項目に関連する重要事実(会社法の関連条項に規定される。)を記載した書類が、当該株主総会の招集通知に添付されなければならない。

株主総会の招集通知は原則として、総会開催日の21日以上前に送付されることを要する。年次株主総会の招集通知に は、会社の年次決算書、取締役報告書および監査報告書を添付しなければならない。

株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、議決権行使代理人を通じて当該総会に出席することができる。議決権行使代理人は、会社の株主である必要はない。定足数とは、総会が有効に成立するために当該総会に出席しなければならない株主の最低人数である。付属定款には、もしその出席がなければ総会が無効であるとみなされる定足数を定めることができる。付属定款がこれより多い定足数を定めている場合を除き、

- (a)総会開催日現在の株主数が1,000名以下の場合には、本人が出席する5名の株主、
- (b)総会開催日現在の株主数が1,000名超5,000名以下の場合には、本人が出席する15名の株主、
- (c)総会開催日現在の株主数が5,000名超の場合には、本人が出席する30名の株主

が会社の株主総会のための定足数となる。

株主総会では、議決権は挙手によるものとするが、投票が電子的に実施される場合または当該決議について議決権を行使することのできる株式総数の10%以上を保有している株主もしくは全部で500,000ルピー以上の払込資本金を有する株式を保有している株主で本人もしくは代理人を通じて出席している者が議決権数による採決を要求した場合はこの限りでない。代理人は、議決権数による採決を除いて議決権を行使することができない。挙手に際しては、本人が出席し議決権を行使することのできる株主は各自1票を有し、議決権数による採決に際しては、本人または代理人が出席し議決権を行使することのできる株主が各自、その保有する払込済資本金に応じて議決権を有する。会社の株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は誰でも、1名の、または許可されている場合には1名以上の議決権行使代理人を指名することができる。各議決権行使代理人は、当該会社の議決権を付された株式資本10%以下を合計で保有する50名以下の株主を代理して行為することができる。ただし、当該会社の議決権を付された株式資本合計の10%超を保有する株主は議決権行使代理人を1名任命することができ、かかる者は、それ以外の者の議決権行使代理人として行為し

てはならない。議決権行使代理人を指名する証書は、総会の48時間以上前に会社に交付されなければならない。法人株主は授権された代表者を指名することができ、かかる代表者は、挙手および議決権数による採決の双方において、株主を代理して投票することができる。授権された代表者もまた、議決権行使代理人を指名し、または郵便投票を行うことができる。

普通決議は、所定の期間の通知が付与された株主総会に出席し議決権を行使する株主の単純多数で可決することができる。ただし、付属定款の改正、新規事業への参入、優先的な新株発行および減資などの特定の企業行為には特別決議を要する。さらに、取締役会は、一定の行為については、特別決議による株主の承認を要する。かかる事項には、(a)会社の事業の全部または実質的に全部の売却、賃貸または処分、(b)合併の結果会社が受領した対価の投資信託以外への投資、(c)規定の上限を超えた金員の借入れ、および(d)取締役により支払われる債務の減額または返済猶予期間の付与が含まれる。特別決議とは、可決されるために、議決権を有する株主により投じられた反対票(もしあれば)の3倍以上の賛成票(挙手によるか電子投票によるか議決権数による採決によるかを問わない。)を要する決議である。

さらに、2014年会社(経営管理)規則のもとでは、以下に掲げるものを含む一定の決議は郵便投票によってのみ票決に付されることが要求されている。

- ・基本定款の会社の目的に関する条項の変更
- ・登記上の事務所の所在地の他の市、町または村への変更
- ・会社が目論見書を通じた公募により資金調達を行い、かかる調達資金のうち未使用分が残っている場合における資金の使途の変更
- ・会社法第43条(a)(ii)に基づく議決権、配当またはその他につき権利内容が異なる株式の発行
- ・会社法第48条に基づく株式、社債またはその他有価証券に付されている権利の変更
- ・株式の買戻し
- ・会社法第151条に基づく取締役の選任
- ・会社法第180条(1)(a)に基づき規定された会社の事業の全部または実質的に全部の売却
- ・会社法第186条(3)に基づき規定された限度を超えた貸付の提供、保証の付与または担保の差入

上場会社または1,000名以上の株主を有する会社は、電子的手段で株主総会で投票する権利を行使するための設備を 株主に提供しなければならない。

経営管理

会社には少なくとも3名以上、取締役を置かなければならない。会社の取締役は総称して「取締役会」と称される。自然人のみが、会社の取締役として選任されることができる。付属定款にすべての取締役が毎期の年次株主総会で退任すべき旨の定めがある場合を除き、会社の取締役総数の3分の2以上が(a)輪番制により退任し、(b)会社法に明示的に別段の定めがある場合を除き、株主総会で会社により任命されなければならない。残余の取締役もまた、株主総会で会社により任命されることを要するが、付属定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。最初の年次株主総会およびそれ以降の毎年次株主総会において、その時点におけるかかる取締役の3分の1が輪番制により退任する。取締役が上記に従い退任する年次株主総会において、会社は、退任取締役またはいずれか他の者を取締役に任命することにより欠員を補充することができる。

会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が、会社法の規定のもとで付与された、取締役総数の3分の2以上を比例代表原則に従って任命するオプションを採択した場合は適用されない。取締役解任決議を提案するための特別通知は、当該決議が提案される株主総会の前に会社に付与しなければならない。

会社法の規定に従うことを条件として、会社の取締役は、当該会社が行使し、実行することを授権されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事柄を行うことができる。ただし、取締役会は、会社法または他の法令または基本定款もしくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使しまたは行うべきと指示または要求されている権限または行為もしくは事柄については、これを行使し、または行うことはできない。取締役会は、会社を代理して下記権限を行使するものとし、またこれを行使する場合は取締役会で可決された決議によってのみ行うものとする。

- (a)株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行う権限
- (b)第68条に基づき会社の株式の買戻しを授権する権限
- (c)社債を含む有価証券をインド国内外で発行する権限
- (d) 金銭を借入れる権限
- (e)会社の資金を投資する権限
- (f)貸付の提供もしくは保証の付与または貸付に関する担保の差入を行う権限
- (g)財務書類および取締役会報告書を承認する権限

- (h)会社の事業を多角化する権限
- (i)合併または再編を承認する権限
- (j)他の会社を買収し、または他の会社の支配持分もしくはかなりの持分を取得する権限
- (k)規定されるその他の事項

ただし、取締役会は、取締役会で可決された決議により、取締役会の委員会、マネジング・ディレクター、マネジャーまたは会社の他の主要な役員に対して、当該決議に定める限度でかつ取締役会が定めることのある条件に従って、(d)、(e)および(f)に定める権限を委譲することができる。取締役会は、一定の行為については、特別決議による株主の承認を要する。かかる事項には、(a)会社の事業の全部または実質的に全部の売却、賃貸またはその他処分、(b)合併の結果会社が受領した対価の投資信託以外への投資、(c)規定の上限を超えた金員の借入れ、(d)取締役により支払われる債務の減額または返済猶予期間の付与、(e)私募による有価証券の発行、(f)優先株式の発行、(g)法人間貸付および保証の提供、(h)減資、(i)目論見書に記載された契約条項または目論見書の発行目的の変更、(j)株式の優先割当による追加発行ならびに(k)一定の場合における関連当事者との契約または取決めの締結が含まれる。

取締役は、物理的に、または2014年会社(取締役会の会議および権限)規則の規定に従って実施されたテレビ会議によって取締役会の会議に参加することができる。さらに、(i)年次財務書類の承認、(ii)取締役会報告書の承認、(iii)目論見書の承認、(iv)決算書の審議のための監査委員会の会議ならびに(v)合併、分割、取得および買収に関連する事項の承認等の一定の事項は、テレビ会議またはその他の視聴覚的手段により開催された会議で扱うことはできない。ただし、すべての取締役は、年度ごとに少なくとも1回は取締役会の会議に物理的に出席することを要する。

また、会社法では、「主要経営責任者」(会社の最高経営責任者、マネジング・ディレクターまたはマネジャー、会社秘書役、常勤取締役、最高財務責任者および政府により規定されることのあるその他の役員を含む。)として識別される経営担当者の独立した区分が認識されている。会社の取締役およびその主要経営責任者は、当該会社の有価証券の先物取引を制限される。さらに、取締役および主要経営責任者を含む者は、会社法の意味における「インサイダー取引」を制限される。

株主割当による新株発行

会社の設立後のいずれかの時点で、会社が授権資本の枠内で追加株式を発行する場合、かかる株式は普通株式の既存株主に対して申込書状の送付により、追加発行時の各自の持株にかかる払込資本金に比例して募集されなければならない。かかる募集は、募集される株式の数を明記し、かつ募集日から15日以上30日以内の期間で、かかる募集が受諾されなければ拒絶されたものとみなされる期限を指定した通知により行われるものとする。付属定款に別段の定めがある場合を除き、かかる募集には、株主が自身に募集された株式を他の者のために放棄するため行使することのできる権利が含まれるものとみなされる。株主割当される株式が株主によって引受けられない場合、取締役会は当該株式を会社の株主に不利益でない方法で処分することができる。

新株式の割当にかかる株主の新株引受権は、株主総会において特別決議により、および会社法に規定されるその他の 条件により適用除外とすることができる。

企業の社会的責任

会社法は、純資産、売上高または純利益の要件を満たす会社に対し、企業の社会的責任(以下「CSR」という。)委員会を設置し、税引前利益の2%をCSRの特定分野に支出することを要求している。当該要件は、2014年4月1日付で効力が発生した。会社法第135条の要件に伴い、当社はCSR委員会を設置した。CSR活動の分野は、飢餓および栄養失調の撲滅、教育、芸術および文化の推進、医療、貧困者の保護および回復ならびに農村部の開発プロジェクトである。かかる資金は主に信託財産に配分され、会社法別紙に記載されたかかる活動に年間を通じて用いられた。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、当社の株式資本に関する重要な情報ならびにすべて現在有効な当社の付属定款、基本定款および会社法の重要な規定の概要である。当社の普通株式ならびにその付属定款および基本定款の重要な規定に関する下記の記述は、すべての規定を網羅することを意図されてはおらず、当社の付属定款および基本定款にそのすべてが記載されている。

当社の定款は、取締役の員数は3名以上18名以下と規定している。

当社の定款では、取締役は、資格要件として当社の株式を保有することを要求されない。

会社法は、取締役会で審議されている取引に個人的利害を有する取締役は当該利害を開示しなければならず、当該取引が審議されている会議に参加してはならないことを規定している。取締役は、個人的利害を取締役会に毎年、また、かかる利害関係の発生後最初の会議で、開示しなければならない。当社取締役の報酬は、会社法およびインド政府の規定に従って取締役会が決定するものとする。当社の定款は、当社の取締役が、一般的に当社の目的のために金銭を借入れることができることを規定している。ただし、借入れようとする金銭と既に借入済みの金銭(通常の業務における当社の取引銀行からの一時的借入を除く。)を合計したものが、当社の払込済資本金と使途制限のない準備金の合計額を上回る場合には、株主総会における特別決議による株主の承諾が必要となる。

当社の基本定款に定める目的

当社の基本定款に規定される当社の主な目的を以下に概説する。

- ・あらゆる種類のサービス(通商、統計、金融、会計、医療、法務、経営、教育、エンジニアリング、データ処理、通信に関わるサービスおよびその他の技術的、公共的またはその他のサービスを含む。)を提供すること。
- ・上記の目的を達成するために必要なあらゆる種類の部品および機器につき輸入業者、輸出業者、購入者、販売人、賃借人およびディーラーとしてのあらゆる種類の事業を営むこと。

一般

2015年6月30日現在、当社の授権株式資本は12,000,000,000ルピーであり、1株の額面5ルピーの株式2,400,000,000株で構成されている。普通株式が当社の株式資本を構成する唯一の種類である。本書において「株主」とは、当社の株主名簿に株主として登録されている株主または預託機関が維持する帳簿に実質所有者として記載された株主を意味する。

配当

会社法のもとで、当社の取締役会は配当の支払を勧告し、当社株主がその株主総会でこれを宣言する。ただし、取締役会は、配当を勧告する義務を負うものではない。

当社の付属定款および会社法のもとで、株主は、年次株主総会で取締役会が勧告する額より少ない額の配当を宣言することはできるが、取締役会が勧告する配当金額を増額することはできない。インドでは、配当は通常、当社の普通株式の額面金額に対する百分率として宣言され、株主に対し各自の持株について払込済の金額に比例して、配当が株主により承認された年次株主総会後30日以内に現金で支払われる。当社の付属定款に従い、当社の取締役会は、株主の承認を必要とすることなく、その裁量により、中間配当を宣言し、これを支払うことができる。当社の株式または米国預託株式(以下「米国預託株式」または「ADS」という。)の上場規定に従い、当社は、宣言された配当比率および配当を受領する権利を有する株主を決定するための基準日を、当社の株式およびADSが上場されている証券取引所に通知しなければならない。会社法のもとで、配当は、基準日現在の登録株主に現金でのみ支払うことができる。配当は、株主に対して現金、小切手もしくはワラントまたは電子的方法により支払うこともできる。

会社法は、配当宣言日から30日経過後も不払となっている配当または支払請求がない配当は、当社が承認された銀行に開設した特別勘定に送金されるべきことを定めている。当社は、30日経過後も支払請求のない配当をかかる特別勘定に送金する。かかる特別勘定内の金員が7年経過後も権利を有する株主から支払請求がない場合、当社は、会社法の規定に従い、かかる支払請求のない配当をインド政府が創設した投資家教育および保護基金に送金している。当該基金に送金後は、当社から当該配当を受領する権利を有する株主は、かかる支払請求のない配当につき権利を主張することはできない。

会社法のもとで、配当は、配当が宣言される年の会社の当期純利益の中から、または減価償却費を引当てた後の過年度の未分配利益の中から支払うことができる。いずれかの会計年度における配当の宣言前に、会社は、かかる年の利益のうち適切とみなす一定割合をその準備金に振替えることができる。

会社法はさらに、利益が十分でないかまたは計上されない年については、かかる年の配当は、会社の準備金の中から 宣言することができると規定している。ただし、下記の条件が満たされることを条件とする。

・宣言しようとする配当の率が直近の3年間に会社が宣言した配当の率の平均を超えてはならないこと。

- ・過年度に計上された利益剰余金から引出され、準備金に振替えられる総額が、直近の監査済財務書類に記載された 当該会社の払込資本金および使途制限のない準備金の10%相当額を超えてはならず、そのように引出された金額が まず、普通株式について配当が宣言される前に、配当が宣言される年度に発生した損失を補填するために使用され るべきこと。
- ・かかる引出し後の準備金残高が直近の監査済財務書類に記載された当該会社の払込資本金の15%を下回らないこと。
- ・過年度に引当金が計上されていなかった繰り越された損失および減価償却費が、配当が宣言または支払われる当年 度の会社の利益により補填された後でのみ配当が宣言できること。

無償交付株式

上で述べた当期純利益または利益剰余金から配当を支払うことを認めるほか、会社法は、会社がその非拘束準備金から振替えた金額を無償交付株式(株式配当に類似したもの)として株主に分配することを認めている。会社法はまた、払込剰余金および資本償還積立金の資本金への振替により無償交付株式を発行することも認めている。無償交付株式は、取締役会が勧告する割合で株主に分配され、無償交付株式の発行を勧告する取締役会の決定の発表は、発表後に取り下げることはできない。所定の基準日現在の株主は、かかる無償交付株式を受取ることができる。

無償交付株式の発行は、これに関してインド証券取引委員会(以下「SEBI」という。)が発行したガイドラインに従う。関連するSEBIのガイドラインでは、転換社債が転換されるまで、かかる転換社債の保有者にも、同様の利益が当該転換(社債転換時に発行可能)に応じた株式の留保により付与されない限り、株式の無償発行を行ってはならないと規定している。無償交付発行は、実際の利益または現金のみで徴収された資本剰余金からなる非拘束準備金から行われなければならない。無償交付発行は、一部払込済株式(もし存在する場合は)が全額払込済とならない限り、行うことができない。さらに、会社が無償交付株式を発行するためには、定期預金にかかる元利金および発行済社債にかかる利息または発行済社債の償還時の元本の支払が不履行となっていてはならない。配当に代わり無償交付株式を宣言することはできない。また、会社は、企業年金への拠出、退職金、賞与等の従業員に対する法定支払額の支払について不履行が発生していないと考える十分な理由を有している必要がある。無償交付株式の発行は、取締役会による承認日から2ヵ月以内に実施しなければならない。無償交付株式の発行は、その決定後は取り下げられない。

株式の併合および分割

会社法は、会社の定款により認められている場合には、株主総会における株主の承認をもって、会社がその株式の額面金額を分割または併合することを認めている。所定の基準日現在の登録株主は、かかる分割または併合の適用を受けることができる。

新株引受権および追加株式の発行

会社法は、株式を追加発行する場合には、株主に対し各自の持株数に比例して新株を引受けることのできる権利を付与している。ただし、株主総会により可決された特別決議により別段に決定される場合はこの限りでない。会社法のもとでは、有価証券を発行する場合、上で述べた制限に服することを条件に、会社はまず新株を所定の基準日現在の株主に対して募集しなければならない。募集には、()登録株主が募集にかかる株式につき権利放棄し、他の者にこれを譲ることができる権利ならびに()募集にかかる株式数および募集期間(募集開始日から15日以上30日以内でなければならない。)を含めなければならない。申込は、受諾されない場合、拒否されたものとみなされ、その後は取締役会が会社法のもとで新株引受権の所持人によって購入されない新株を取締役会が株主および会社にとって不利益でないとみなす方法でこれを分配することができる。

株主総会

当社は、毎年、年次株主総会を前回の年次株主総会から15ヵ月以内または前会計年度末から6ヵ月以内のいずれか早い時期に招集しなければならない。一定の場合には、年次株主総会を開催するために3ヵ月の期限延長が会社登記官により認められる場合がある。年次株主総会は通常、取締役会の決議に従って会社秘書役が招集する。さらに、取締役会は、必要に応じてまたは当社の議決権付払込資本金の10%以上を保有する株主の請求がある場合は、臨時株主総会を招集することができる。総会の議題を記載した書面による招集通知が、株主総会の開催日に先立つ21日以上前(発送日と総会当日を除く。)に、登録株主に対して送付されなければならない。年次株主総会は当社の登記上の事務所または他の登記上の事務所の所在地の場所で開催しなければならない。

議決権

株主総会では、議決権は挙手によるものとするが、(i)当該決議について議決権を行使することのできる株式総数の10%以上を保有している株主または全部で500,000ルピー以上の払込資本金を有する株式を保有している株主で本人または代理人を通じて出席している者が議決権数による採決を要求した場合、または(ii)電子的に投票が行われる場合はこの限りでない。挙手に際しては、本人が出席し議決権を行使することのできる株主は各自1票を有し、議決権数による

採決に際しては、本人または代理人が出席し議決権を行使することのできる株主が各自、その保有する払込済資本金に 応じて議決権を有する。 賛否同数の場合、総会議長が決定票を有する。会社の株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は誰でも、議決権行使代理人を指名することができる。議決権行使代理人を指名する証書は、総会の48 時間以上前に会社に交付されなければならない。当社の付属定款に別段に規定されない限り、議決権行使代理人は、議 決権数による採決による以外は投票することはできない。法人株主は授権された代表者を指名することができ、かかる 代表者は、挙手および議決権数による採決の双方において、株主を代理して投票することができる。授権された代表者 もまた、議決権行使代理人を指名することができる。 現在、会社法および上場契約に基づく所定の手続きに従って、株主総会において可決される決議について電子投票のための設備を全株主に提供しなければならない。

会社法に従って、普通決議は、所定の期間の通知が付与された株主総会に出席し議決権を行使する株主の単純多数で可決することができる。ただし、付属定款の改正、新株の発行にかかる新株引受権の放棄および減資などの特別決議には、議決権行使の資格を有し投票した株主により投じられた反対票(もしあれば)の3倍の賛成票(挙手によるか議決権数による採決によるかを問わない。)が要求される。以下に掲げるものを含む一定の決議は、郵便投票によってのみ票決に付される。

- ・基本定款の会社の目的に関する条項の変更
- ・登記上の事務所の所在地の他の市、町または村への変更
- ・会社が目論見書を通じた公募により資金調達を行い、かかる調達資金のうち未使用分が残っている場合における資金の使途の変更
- ・会社法第43条(a)(ii)に基づく議決権、配当またはその他につき権利内容が異なる株式の発行
- ・会社法第48条に基づく株式、社債またはその他有価証券に付されている権利の変更
- ・株式の買戻し
- ・会社法第151条に基づく取締役の選任
- ・会社法第180条(1)(a)に基づき規定された会社の事業の全部または実質的に全部の売却
- ・会社法第186条(3)に基づき規定された限度を超えた貸付の提供、保証の付与または担保の差入

株主名簿、基準日、株式の譲渡

当社は、ナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッドおよびセントラル・デポジトリー・サービシス(インディア)リミテッドを通じて、電子的手段で株主名簿を備置している。

配当または新株の株主割当などの特定の株主の権利を有する株主を確定するため、株主名簿は、一度に30日を超えない一定の期間、閉鎖することができる。かかる期間が開始する日が基準日である。会社法のもとで、当社はかかる閉鎖に先立つ7日以上前に所定の方法で公告しなければならない(ただし、SEBIがそれより短い期間を指定する場合はこの限りでない。)。連続30日を超えて、またいかなる場合も1年に45日を超えて株主名簿を閉鎖することはできない。ただし、株主名簿が閉鎖されている間も、当社の普通株式の取引を継続することはできる。

1996年預託機関法が施行され、一定の場合に会社が名義書換を拒否する権利を認めていた1956年有価証券契約(規則)法第22条Aが廃止されたことで、公開会社の普通株式は、会社法第58条および当該会社とその株式が上場されている証券取引所との間で締結された上場契約の規定のみに服することを条件として、自由に譲渡可能となった。当社は公開会社であるため、第58条の規定の適用を受ける。会社法第58条(2)の規定に従い、有価証券の譲渡に関して2名以上の者の間で何らかの契約または契約として執行可能な取決めがある場合を除き、有価証券または株主のその他持分は自由に譲渡可能である。取締役会が名義書換を拒否した場合、持株の譲渡を希望する株主は、民事訴訟を提起するか会社法委員会/審判所に申立てを行うことができる。

会社法第59条(4)に従い、株式の譲渡が会社法、1956年有価証券契約(規則)法および1992年インド証券取引委員会法またはそれらのもとで発行された規則または他のインド法のいずれかの規定に抵触する場合、会社法委員会/審判所は、当該会社、預託機関、会社、預託機関参加者、有価証券の所持人またはSEBIによる申立てにより、会社または預託機関に対して抵触を正し、株主名簿または実質株主名簿を是正するよう指図することができる。

会社法のもとで、会社の株式が株券によらないで保有されている場合を除き、株式の譲渡は、会社法および同法に基づく規則により定められた様式の譲渡証書に株券を添えて行われる。(支払対価にかかわらず)株式の価値の0.25%を限度とする印紙税が、現物株式の譲渡時に支払われることとなる。当社の普通株式のための名義書換代理人は、カルヴィー・コンピュータシェア・プライベート・リミテッド(インド、ハイデラバードに所在)である。

実質持分の開示

会社法第89条のもとで、インドの会社の株式に実質持分を有しない登録所持人は、当該会社に対し、当該所持人の持分の性質を含め、実質所有者の一定の詳細を開示しなければならない。30日以内に所定の開示をしない者は、50,000ルピー以下の罰金およびそれが継続的な場合には開示を怠った日数につき1日当たり1,000ルピーの追加の罰金を課せられる可能性がある。第89条が遵守されない場合でも、かかる開示がなされていない株式について会社が名義書換を行いまたはその登録株主に対して配当を支払うべき会社の義務には影響しない。インド法のもとで第89条が会社のADSの所

持人に適用があるか否かは定かでないが、ADSを当該会社の原株である普通株式と交換する投資家は、第89条の制限に服することとなる。さらに、ADSの所持人は、当該所持人、会社および預託機関の間で締結される預託契約の規定に従い、通知および開示義務に従うことを要求される可能性がある。

監査および年次報告書

会社法に基づき、会社は、年次株主総会の開催日から30日以内に、財務書類を登記官に提出しなければならない。同時に、当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して、適用ある上場契約に従って年次報告書の写しが送付されなければならない。上場会社は、年次株主総会の21日以上前に、要約財務書類または株主からの請求があれば当該会社の財務書類の詳細版を株主に配布しなければならない。会社法のもとで、会社は株主に提示された貸借対照表および年次損益計算書を年次株主総会の終了から30日以内に登記官に届出なければならない。また会社は、会社の株主名簿およびその他の会社情報を記載した年次報告書を年次株主総会の終了から60日以内に届出なければならない。

会社による普通株式の取得

会社法のもとで、会社が減資(かかる減資がその定款において認められていることを条件とする。)を行うためには、当該事項について当該会社の株主総会の特別決議(賛成票が反対票の3倍に達することを要する。)による承認および当該会社の登録事務所の所在州の裁判所/審判所の承認が要求される。会社は、資金運用目的で自社株を購入することはできない。

会社は、状況によっては、会社法の所定の規則および条件に従って、裁判所 / 審判所の承認を求めることなくその普通株式を取得することができる。さらに、インド国内の公認証券取引所に上場された公開会社は、1998年インド証券取引委員会(有価証券の買戻)規則(以下「買戻規則」という。)の規定に従わなければならない。当社は、インド国内の複数の公認証券取引所に上場された公開会社であるため、会社法の関連規定および買戻規則の規定に従わなければならない。ADS所持人は、預託制度から当該所持人が保有するADSを引出し、引出しにより普通株式を取得し、これを会社に売戻すことで会社の自社株購入に参加することができる。

当社による自社株買戻においてADS投資家が提供した普通株式を当社が受諾する保証はない。買戻に参加するためにADS所持人が取得すべき規制上の許認可については明確ではない。ADS投資家は、当社による自社株買戻に参加する前に、関連する規制上の許認可および税金問題を含め、各自の法律顧問に相談すべきである。

インサイダー取引規則

2015年1月15日、SEBIは、2015年インド証券取引委員会インサイダー取引禁止規則(以下「改正インサイダー取引規則」という。)を通達した。改正インサイダー取引規則は、かかる公示日から120日目(すなわち2015年5月15日)に施行され、かかる日より、1992年インド証券取引委員会インサイダー取引禁止規則は廃止された。改正インサイダー取引規則は、上場有価証券および上場予定有価証券の双方を対象としており、取引に加えて、改正インサイダー取引規則に違反した未発表の価格感応情報の通信または入手も違反として掲げている。改正インサイダー取引規則に関しては、会社の発起人、主要管理職および取締役は、改正インサイダー取引規則の施行日から30日以内に、2015年5月15日現在の当該会社の有価証券のそれぞれの保有を開示しなければならない。それ以降に会社の発起人、主要管理職または取締役となる各人についても、かかる任命または発起人となった日から7日以内に同様の開示が求められている。さらに、会社の各発起人、従業員および取締役は、(1回の取引においてであると、1四半期における複数の取引においてであるとを問わず)取引された有価証券の価値が1百万ルピーの取引価値またはその他所定の価値となる場合、取引から2営業日以内に、かかる者が取得または売却した有価証券の数を会社に開示しなければならない。会社は、かかる開示の受領またはかかる情報を了知してから2日以内に、かかる会社の有価証券が上場されている証券取引所に通知しなければならない。有価証券が証券取引所に上場されている会社は、その裁量によって、かかる会社の有価証券の保有および取引の開示をその他の関連当事者または関連当事者のグループに対して求めることができる。

清算時の権利

会社法に従って、一定の支払は普通株式の所持人対する支払に優先する。かかる優先支払には、会社による従業員への支払、税金、有担保および無担保債権者への支払ならびにその条項により普通株式に優先して弁済を受ける権利の付された株式の所持人への支払が含まれる。当社の清算の場合、普通株式の所持人は、当社による上記の支払後に各自の持株についての払込済のまたは払込済として計上されている額の返済を受けることができる。上記の支払が当社により行われたことを条件とし、すべての残余財産は、普通株式の所持人に対し各自の持分に比例して支払われる。

普通株式の償還

上記「会社による普通株式の取得」に記載された自社株買戻に従うことを条件として、会社法のもとでは、普通株式は償還されない。

付属定款における差別規定

付属定款には、ある既存のまたは潜在的株主が相当数の株式を所有していることを理由に、当該株主を差別する規定は存在しない。

株主権の変更

会社法のもとで、いずれの種類の株主の権利も、かかる変更に関する規定が付属定款に定められている場合は、当該種類の発行済株式の4分の3以上の所持人の書面による承諾または当該種類の発行済株式の所持人の種類株主総会で可決された特別決議により変更することができる。ただし、ある種類の株主による変更によって他の種類の株主の権利が影響を受ける場合、当該他の種類の株主の4分3以上の同意も必要となる。付属定款中にかかる規定がない場合は、かかる権利の変更が当該種類の株式の発行条項により禁止されていない場合に、変更することができる。

有価証券を所有する権利に対する制限

インドの会社の有価証券を所有する権利(非居住者または外国人株主が有価証券を保有する権利を含む。)に対する制限については、本書の「2 外国為替管理制度 - (1)インドの有価証券の外国所有に対する制限」および「第3 - 4 事業等のリスク」に記載する。

資本の変更に関する規定

当社の授権資本は、株主総会の普通決議により変更することができる。株式の追加発行は、株主の新株引受権に服する。さらに、会社は、株主総会における普通決議に従って、増資し、株式を既存株式より大きい額面の株式に併合しまたはその額面金額を引下げることにより株式を分割することができる。

買収規定

2011年9月にSEBIは、1997年インド証券取引委員会(株式の実質的取得および買収)規則を置換する、2011年インド証券取引委員会(株式の実質的取得および買収)規則(以下「買収規定」という。)を採択した。買収規定のもとで、インドの公開上場会社の株式または議決権を取得した場合で、取得者(すなわち、被買収企業の株式もしくは議決権を直接もしくは間接的に取得したかもしくは取得することに合意している者または被買収企業に対する支配権を単独でもしくは他の者と共同で取得するかもしくは取得することに合意している者)が保有する株式総数が、会社の株式の5%以上である場合、取得者は、かかる取得から2営業日以内に、当該会社における株式持分および議決権の総数を当該会社およびその会社の株式が上場されている証券取引所に開示しなければならない。

さらに、被買収会社の株式または議決権の5%以上に対する権利を当該者に付与する株式または議決権を他の者と共同で保有している取得者は、当該会社の株式または議決権の2%以上に相当する株式の売却または取得につき、その都度、当該会社およびその株式が上場されている証券取引所に対し、かかる取得もしくは売却または株式の割当通知を受領してから2営業日以内に開示しなければならない。売却の場合、かかる売却によって取得者の保有株式数が5%未満となる場合も、かかる開示を要する。

被買収会社の議決権の25%以上を行使する権利を当該者に付与する株式または議決権を他の者と共同で保有している者は、当該会社の会計年度末から7営業日以内に、3月31日現在保有する当該会社の株式および議決権の総数を、当該会社および証券取引所に対して開示しなければならない。

被買収会社の議決権または支配権の25%以上を行使する権利を取得者に付与する株式または議決権を取得した場合、取得者は、当該会社の株式総数の26%以上を買収規定に従い決定された申込価格で公開買付する申込を行わなければならない。取得者は、かかる株式または議決権の取得に合意した日に公開買付に関する公告を行わなければならない。かかる公開買付は、株式保有が許可された非公開株式保有の上限を遵守するために必要な株式数についてのみ行われるものとする。

公開買付する申込に基づき取得された株式によって被買収企業の一般株主持分が上場契約の規定水準未満に減少する場合には、取得者は、1957年有価証券契約(規制)規則に規定された期間内に、一般株式保有限度の遵守を促進するために、必要な手続きを取らなければならない。2015年3月24日付の買収規定の最近の改正に基づき、取得者は、公開買付の公告を行うと同時に上場廃止の意図を宣言する場合には、かかる企業の上場廃止を申請することができる。その他の場合、かかる取得者は、申込完了日から12ヵ月が経過していない限り、2009年インド証券取引委員会(発行済株式上場廃止)規則に基づき自主的上場廃止の申請を行うことができない。

当社はインドで上場された会社であるため、当社および当社の普通株式または議決権を取得した者は、買収規定の適用を受ける。

ADSは、(下記「ADSにより表章される預託普通株式の議決権」の記載のとおり)預託普通株式について議決権を行使する権利をADSの所持人に付与する。従って、所持人のADSの原株式が会社の株式または議決権の25%以上を表章している場合には、会社の既存株主に対する株式の26%以上の公開買付の申込を行わなければならない。

当社は、株式が上場されているインドの各証券取引所との間に上場契約を締結している。上場契約に基づき、当社は、買収規定に従い当社が行う一切の開示を証券取引所に報告しなければならない。

継続上場の条件としての最低一般株式保有の維持

1957年有価証券契約(規制)規則は2010年6月4日に改正され、インドのすべての上場会社が25%の最低一般株式保有を維持することを義務づけている。かかる目的上、「一般株式保有」とは、一般保有される会社の株式(2014年預託証券制度に従って、預託証券の所持人が議決権行使指図を出す権利を有し、かつかかる預託証券が国際証券取引所に上場されている場合には、預託証券の原株を含む。)を意味する。ただし、SEBIが起草した規則に基づき従業員給付制度の実行のために設立された信託が保有する会社の株式は、一般株式保有には含まれない。

- 一般株式保有が基準を下回る上場会社は、
- (a)目論見書による一般への新株発行、
- (b)目論見書による、発起人が保有する株式の一般への売出し、
- (c)SEBIのガイドラインに基づく流通市場を通じた、発起人が保有する株式の売出し、
- (d)2009年インド証券取引委員会(資本の発行および開示要件)規則(その時々に改正される。)第VIIIA章に基づく機関募集プログラム、
- (e) 一般株主に対する株主割当発行であり、当該発行から発生する可能性のある現在または将来の株式に対する資格 を発起人/発起人のグループの株主が行使しないもの、
- (f)一般株主に対する株式無償交付であり、当該発行から発生する可能性のある現在または将来の株式に対する資格 を発起人/発起人のグループの株主が行使しないもの、または
- (g)SEBIが事例ごとに承認することのあるその他の方法

によって当該会社の25%という所定の基準値を達成しなければならない。

2015年6月30日現在の当社の一般株式保有は、約70.18%であった。

ADSにより表章される預託普通株式の議決権

インド法のもとで、普通株式が有する議決権の行使は挙手によるが、当該決議につき議決権を行使できる全株式の10分の1以上を保有している株主で、本人自らもしくは代理人により出席している者または払込資本金が合計で500,000ルピー以上に相当する株式を保有している株主により議決権数による採決が要求された場合はこの限りでない。現在、会社法および上場契約は、株主総会または郵便投票により可決される決議について、所定の手続きに従って電子投票のための設備を株主に提供しなければならないことを規定している。議決権行使代理人(法人株主を代理している授権された代表者を除く。)は、議決権数による採決による場合以外では議決権を行使することはできない。

株主総会の招集通知または株式もしくは他の預託証券の所持人の同意もしくは委任状の勧誘を受けた後できる限り速やかに、当社の預託機関は、議決権行使指図を行うことのできる所持人を確定するための基準日を定める。預託機関はその後、ADSの所持人に対し()当該招集通知および勧誘資料に記載されている情報、()預託機関が定めた基準日現在の各所持人は、預託機関に対し、当該所持人の保有する米国預託証券(以下「ADR」という。)が証するADSにより表章される預託証券に付随する議決権(もしあれば)の行使について指図することができる旨、()かかる指図を行うことのできる方法(当社が指定する者に一任の委任状を付与するための指図を含む。)ならびに()預託機関が所持人から指図を受領しない場合、一定の条件を満たしていることを条件として、当該所持人は預託機関に対し、預託証券にかかる議決権を行使するために当社が指定した者に一任の委任状を付与するよう指図したものとみなされる旨を記載した通知を郵送する。

預託機関から上記の通知を受領次第、当社のADS所持人は預託機関に対し、その所持するADSの原株に付随する議決権を如何に行使するかを指図することができる。かかる指図が有効であるためには、預託機関は所定の期限までにかかる指図を受領しなければならない。

預託機関は、実務的に可能な限り、インド法ならびに当社の基本定款および付属定款の規定に従い株式またはその他の預託証券をADS所持人の指図通りに行使しまたはその代理人をして行使せしめるよう努める。預託機関は自ら議決権につき裁量権を行使することはしない。

預託機関またはその代理人のいずれも、議決権行使指図を実行しないこともしくは議決権を行使する方法または議決権行使の帰結につき責任を負わない。当社の株主が預託機関に議決権行使指図を与えるのに十分間に合うよう議決権行使資料を受領する保証はなく、ADS所持人またはブローカー、ディーラーもしくは他の第三者を通じてADSを保有する者が議決権を行使する機会を持てない可能性もある。

2【外国為替管理制度】

インドの有価証券の外国所有に対する制限

インド企業の株式の引受、買付および売却は、企業の非居住者に対する株式の発行またはその後の非居住者によるもしくは非居住者に対する譲渡を制限する多くのインド法の適用を受ける。かかる制限は、近年緩和されている。各種の投資形態およびそれぞれに適用ある制限(ADSの発行に適用されるインド法の要件を含む。)の概要は以下のとおりである。

外国直接投資

当社による発行

現行の規則のもとでは、一定の条件に従い、大半の産業部門に対する外国直接投資については、外国投資家すべての持分割合の合計が産業別の特定の制限値を超えない限り、外国投資促進委員会(FIPB)またはインド準備銀行(RBI)の事前承認は要求されない。かかる条件には、一定の最低価格要件、買収規定への準拠および外国投資家の属性に基づく所有制限(以下に説明する。)が含まれる。外国投資家によるADSの購入は、当該募集のためにインド企業が発行した株式に対する直接外国投資として扱われる。現在、インド法に基づき、当社の株式資本の最大100%の外国投資が許可されている。

発行後の譲渡

居住者と非居住者間のインド企業の株式の発行後の譲渡に対する制約は、2004年10月現在、大幅に緩和されている。その結果、当社のようなIT業界内のインド企業の有価証券の居住者と非居住者間の私的取決めによる譲渡については、一定の条件が充足されている限り、インド準備銀行またはインド政府の事前承認はいずれも要求されない。かかる条件には、価格ガイドライン、買収規定および外国投資家の属性に基づく所有制限(以下に説明する。)(適用ある場合)への準拠が含まれる。居住者が非居住者にインドの上場会社の株式を売却する場合、株式取得のために非居住者が支払う1株当たり最低価格は、

- (a)関連日に先立つ26週間の株式市場における株式の終値の週間の高値と安値の平均、および
- (b)関連日に先立つ2週間の株式市場における株式の終値の週間の高値と安値の平均
- のいずれか高い方である。

非居住者が居住者にインドの上場会社の株式を売却する場合は、上記記載の手続きに従って計算された価格は、非居住者からの株式購入について居住者が支払うことのできる1株当たり最高価格である。

非居住者(当該非居住者が、(a)外国<u>ポートフォリオ</u>投資家(以下「<u>FPI</u>」という。)としてSEBIに登録された非居住者であるか、<u>または(b)</u>インド国籍を有するかもしくはインド出身の者でインド国外に居住する者(以下「NRI」という。)である場合を除く。)は、株式市場で上場会社の株式を取得することはできない。

外国直接投資制度に基づく証券取引所における非居住者による投資のために規定された条件は以下のとおりである。

- (i)非居住者投資家が既に買収規定に従って支配権を取得し、引き続き保有している。
- (ii)証券取引所における取得後、非居住者への株式譲渡の対価額は、以下の方法で支払うことができる。
 - (a) 一般の銀行チャネルによる対内送金、
 - (b)承認を受けたディーラー/銀行に維持された当該者の非居住者内貨預金(NRE)口座/非居住者外貨預金(FCNR) 口座への入金、
 - (c)インドにおいて2000年外国為替管理(預金)規則に従って承認を受けたディーラー銀行に維持された無利息エスクロー口座への(ルピー建てでの)入金
 - (d)対価額は、上記(i)のように当該非居住者が支配権を有しているインドの投資先企業により支払われる配当から支払うこともできる。ただし、配当を受領する権利が確定しており、かつ、配当金額が、証券取引所での株式取得のために特別に指定された無利息ルピー口座に入金されることを条件とする。
- (iii)非居住者株主に対するその後の株式の譲渡の価格は、1999年外国為替管理法の価格設定ガイドラインに従うものとする。
- (iv)当初の投資およびその後の投資は、部門別上限、参入方法、報告要件、文書化等の点において現行の外国直接投資政策および1999年外国為替管理法に基づく規則に従う。
- 2 名の非居住者間の売却または贈与による株式または転換社債の譲渡には、インド準備銀行の承認または価格制限は適用されない。ただし、技術部門以外の産業については、2 名の非居住者間の譲渡に対してインド政府の承認が要求される可能性がある。

非居住者のインド人による証券投資

NRIまたは登録された外国機関投資家(以下「FII」という。)による株式市場における投資は「証券投資」と称される。

NRIは、インドの証券投資制度のもとで、課税その他について優遇措置を受けて証券投資を行うことができる。同制度のもとでは、NRIは、NRIのすべてが購入した株式の払込価額の合計が当該企業の払込済資本の10%を超えないことを条件として、当該企業の発行済株式総数の払込価額の最大5%を購入することができる。会社の株主総会において特別決議により可決した場合には、かかる10%の上限を上回ることができる(ただし、全体で24%の上限に従うものとする。)。インド企業に対する証券投資に加えて、NRIは、上述の外国直接投資によってインド企業への外国直接投資を行うこともできる。

NRIに支配される外国法人は、以前は、証券投資制度のもとで、有利な条件で投資を行うことができた。現在、インド準備銀行は、かかる外国法人を、外国為替規則に基づく様々な投資方法および計画のもとでの適格な投資会社区分として認識していない。

外国ポートフォリオ投資家による投資

FPIによる投資は、2014年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則(以下「FPI規則」という。)の適用を受ける。FPIは、「顧客確認情報」規範に従うことを条件として、SEBIを代理する指定証券保管振替機構参加者に登録しなければならない。FPIは、以下の有価証券にのみ投資を許可されている。

- (a)インドの公認証券取引所に上場されているかまたは上場予定の、発行市場および流通市場の有価証券(株式、社 債およびワラントを含む。)
- (b)公認証券取引所に上場されているか否かを問わず、国内投資信託により募集されるスキーム・ユニット
- (c)集団投資スキームにより募集されるスキーム・ユニット
- (d)公認証券取引所で取引されるデリバティブ
- (e)短期国債および期日付政府証券
- (f)インド企業が発行したコマーシャル・ペーパー
- (g)ルピー建て信用増強債券
- (h)資産再建会社が発行した証券受領書
- (i)インド準備銀行がその時々に特定する恒久債務証券および負債性資本商品
- (j)インフラ部門(「インフラ」は、現行の対外商業借入ガイドラインに定義される。)のインド企業が発行した上場および非上場の非転換社債/債券
- (k)インド準備銀行に「インフラ金融会社」として分類されたノンバンク金融機関が発行した非転換社債または債券
- (1)インフラ・デット・ファンドが発行したルピー建て債券またはファンド・ユニット
- (m)インド預託証券
- (n)SEBIがその時々に特定するその他の商品

単一の外国ポートフォリオ投資家または投資家グループは、会社の発行済株式資本の10%以下のみの株式の購入を許可されている。FPI(カテゴリー3の外国ポートフォリオ投資家および無規制プロード・ベースト・ファンド(その投資運用会社が適切に規制されているためカテゴリー2の外国ポートフォリオ投資家に分類される。)を除く。)は、FPI規則に関連して適用あるすべてのインドの法令、ガイドラインおよび承認に従うことを条件として、オフショア・デリバティブ商品(FPI規則に基づき、名称にかかわらず、インドの公認証券取引所に上場されているかまたは上場予定の保有有価証券を原資産としてFPIにより海外で発行される一切の商品として定義されている。)を直接または間接に発行し、またはその他取引を行うことができるが、これは、(i)当該オフショア・デリバティブ商品が適切な規制当局に規制される者に対してのみ発行され、かつ(ii)当該オフショア・デリバティブ商品が「顧客確認情報」規範に従った上で発行される場合に限られる。また、FPIは、自らまたは代理人により、適切な外国規制当局により規制されない者に対してオフショア・デリバティブ商品の追加発行または譲渡を行わないことも確保しなければならない。

FPI規則は、2014年6月1日付で施行された。有効な登録証明書を保有するFIIまたは適格外国投資家(以下「QFI」という。)は、1995年インド証券取引委員会(外国機関投資家)規則に基づいて手数料が一括で支払われた3年間の満了までFPIとみなされる。既存のFIIおよびサプアカウントはすべて、FPI規則に規定された転換手数料の支払を条件として、(i)FIIまたはサブアカウントとしての登録の失効または(ii)外国ポートフォリオ投資家としての登録証明書の取得のいずれか早い時期まで、FPI規則の規定に服して引き続き有価証券を売買し、またはその他の取引を行うことができる。QFIはすべて、(i)FPI規則の開始日から1年以内または(ii)外国ポートフォリオ投資家としての登録証明書の取得のいずれか早い時期まで、引き続き有価証券を売買し、またはその他の取引を行うことができる。

インド準備銀行は、FPI規則の強化のため、2014年3月13日付の通達によって、2000年外国為替管理(インド国外居住者による有価証券の譲渡または発行)規則の関連規定を改正した。FPI規則に従って登録されたポートフォリオ投資家は、「登録済み外国ポートフォリオ投資家」(以下「RFPI」という。)と呼ばれるようになった。それに伴い、RFPIは、インド企業の株式および転換社債を登録仲介業者を通じて売買し、また、FPI規則に基づき一般に対して募集される株式または転換社債を購入することができる。さらに、RFPIは、そのように取得した株式または転換社債を、(i)買収規定に従った公開買付により、(ii)2009年インド証券取引委員会(普通株式の上場廃止)規則に従った公開買付により、または(iii)買戻規則に従ったインドの上場会社による株式買戻しにより売却することができる。RFPIはまた、(i)中央政府またはいずれかの州政府による株式の投資処分の公告に応答した有価証券の入札もしくは取得または(ii)2009年インド証券取引委員会(ICDR)規則第XB章に従って、マーケットメイクまたは発行済有価証券の募残部分の引受の過程においてマーチャントバンクとの間で締結した契約に基づく有価証券の取引により、株式または転換社債を取得することができる。

RFPIの単独および合算での投資上限は、インド企業の払込株式資本総額のそれぞれ10%および24%以下でなければならず、また、インド企業が発行した転換社債の各シリーズの払込済価額のそれぞれ10%および24%以下でなければならず、かかる投資は、対外直接投資政策に基づき規定された全般的な部門別上限を上回ってはならない。RFPIの合算での投資上限は、取締役会決議およびその後の株主による特別決議によって、かつインド準備銀行への事前通知に服するものとして、当該インド企業によって、部門別上限 / 法定上限 (適用ある場合)に引き上げることもできる。対外投資総額水準の49%または部門別上限 / 法定上限のいずれか低い方までのポートフォリオ投資は、かかる投資によってインド企業の所有および / 支配がインドの居住者から非居住者法人に譲渡されることにならない場合には、政府の承認または部門別条件の準拠 (適用ある場合)に服さない。RFPIは、インド準備銀行およびSEBIがその時々に規定する上限に服するものとして政府証券および社債に投資し、また、SEBIがその時々に規定するポジション上限に服するものとして、インドの証券取引所において、証券取引所で取引されるデリバティブ契約の取引を行うことができる。

買収規定

買収規定の詳細については、「1 会社制度等の概要 - (2)提出会社の定款等に規定する制度 - 買収規定および上場契約」を参照されたい。

ADS

預託証券機構を通じた有価証券の発行

インド企業による預託証券機構を通じた有価証券の発行は、会社法、2014年会社(グローバル預託証券の発行)規則 (以下「預託証券規則」という。)および2014年預託証券制度(以下「DR制度」という。)の適用を受ける。

インド政府は、2014年10月21日にDR制度を承認し、DR制度は2014年12月15日付で施行された。その結果、1993年外貨建転換社債および(預託証券の仕組みによる)普通株式発行制度(以下「1993年制度」という。)<u>は、外貨建て転換債券に関連する範囲を除き、廃止された</u>。DR制度は、外国投資家によるインド企業への投資に関する上記の他の政策または処置に追加されるものである。

DR制度に基づき、インド企業は、上場または非上場を問わず、公開会社であると閉鎖会社であるとを問わず、当該企業が資本市場の利用または有価証券取引を具体的に禁止されていない限り、預託証券機構を通じて有価証券(普通株式を含む。)を発行することができる。預託証券機構を通じてインド企業が発行できる許可された有価証券は、1956年有価証券契約(規則)法の定義による「有価証券」であり、とりわけ、株式、債券、デリバティブおよび投資信託ならびに閉鎖会社が発行した同様の商品(ただし、かかる有価証券は非物理的な形態とする。)が含まれている。

インド企業は、他の投資家に対するかかる有価証券の発行に許可されているいずれかの方法で預託証券を発行する目的で、外国預託機関に対して有価証券を発行することができる。外国預託機関は、公募もしくは私募または許容された法域において一般的なその他のいずれかの方法で預託証券を発行することができる。「許容された法域」とは、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会に加盟しており、かつその有価証券規制当局が証券監督者国際機構に加盟している外国法域と定義される。

DR制度に関して、預託証券の発行のために外国預託機関に発行された原有価証券と、インド国外の居住者が既に保有する有価証券の総額が、1999年外国為替管理法に基づく規則に規定された外国投資の適用上限を超えない範囲で、預託証券機構を通じて有価証券を発行することができる。

DR制度は、対応する国内投資家に対する発行方法に適用ある価格未満で、預託証券の発行のために外国預託機関に対して原有価証券を発行してはならないことを規定している。

DR制度に関して、外国預託機関は、預託証券の所持人の議決権行使指図に基づくものであるか否かを問わず、原有価証券に関連する議決権(もしあれば)を行使することができる。さらに、原株式を見合いに発行された預託証券の所持人は、議決権行使指図を行う権利を有する場合には、普通株式の保有者である場合と同一の義務を有するものとする。

DR制度およびそれに基づきインド政府がその時々に定めることのあるガイドラインの規定に従って、預託証券の発行のために外国預託機関に対して、適格有価証券を発行または譲渡することができる。

3【課税上の取扱い】

(1)インドにおける租税

1961年所得税法(以下「所得税法」という。)(DR制度と併せて読まれる所得税法第115条ACおよび115条ACAに記載された特別税制を含む。)の法および慣行の概要は以下のとおりである。かかる概要は、2015年8月15日現在の税法および慣行に基づいている。以下の所得税法の規定は、2015年5月14日に制定された2015年財政法による変更に基づいている。

所得税法は、毎年、当該年の財政法により改正される。第115条ACおよび第115条ACAの税制上の効果の一部または全部は、所得税法の将来における改正により、修正または変更される可能性がある。

2012年財政法には、一般的租税回避防止規定(以下「GAAR」という。)が含まれていた。これによって、税務当局は、ある取決めが、<u>税務上の利益を得ることを主な目的としており、かつ</u>独立企業間取引として締結されておらず、<u>または</u>所得税法の規定の<u>直接もしくは間接的な</u>悪用/濫用につながり、<u>または全体もしくは一部が</u>商業的実体に欠けているとみなされ、または誠実原則上、通常は用いられない方法で締結もしくは実行される場合には、このような取決めを容認しがたい租税回避取決めとして宣言することができる。当社のいずれかの取引が、GAARに基づく「容認しがたい租税回避取決め」であると判断された場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当初、GAARは、2013年4月1日以降に締結された取引に対する適用が予定されていた。2013年9月、通知第75号を参照して、インド政府は、GAAR規定の適用可能性および一定の限度に関する通知を行い、これは、2015年4月1日の施行が提案されていた。しかしながら、インドが積極的に参加している経済協力開発機構(以下「OECD」という。)のBEPS (税源浸食と利益移転)プロジェクトに対応する包括的制度の一部としてGAARを施行するために、2015年財政法を参照してGAARの適用は2年間延期された。従って、GAAR規定は、2017-18会計年度から適用される。

当社は、かかる情報が、本書の日付現在、重要な点において完全であると確信している。しかしながら、かかる詳細は、ADSおよび普通株式の取得、保有および売却に関するインド法に基づく非居住保有者または従業員に対する個々の税制上の影響の完全な分析であることは意図されていない。

各投資家は、普通株式またはADSの取得、保有または処分にかかるインドおよび地域の税制上の影響に関して、各自の税務顧問に相談されたい。

居住

所得税法の目的上、個人は、任意の会計年度に関して、当該年度において、

- ・182日以上の期間もしくは合計182日以上となる期間または
- ・60日以上、およびそれに先立つ4年間において合計365日以上の期間

インドに滞在していた場合には、インドの居住者であるとみなされる。

上記の60日の期間は、()国外での雇用のため、もしくはインドの船舶の乗組員として前年にインドを出国したインド国民の場合または()インド国民もしくはインド出身の者で外国に居住している者がインドを訪問した場合には、182日と読み替えられるものとする。

会社は、インドにおいて設立されたか、その業務の支配および管理が完全にインドにおいて行われている場合には、インドの居住者となる。上記基準のいずれも満たさない個人および会社は、所得税法の目的上、非居住者として扱われる。2015年財政法によってかかる定義は改正され、実質的管理の場所(PoEM)、すなわち、会社は、当該年における実質的管理の場所がインドであればインド居住者とみなされるという概念が導入された。そのため、外国会社は、当該年における実質的管理の場所がインドであれば、インド居住者となる。「実質的管理の場所」という用語は、主要管理職が所在し、事業体全体の事業の実施のために必要な商業的決定が実質的になされる場所を意味すると説明されている。実質的管理の場所は国際的に認められた概念であり、OECDによっても受け入れられている。2015年には、実質的管理の場所の解釈および適用に対する指針となる関連規則が通達される予定である。これによって、インド国外に所在する当社の子会社の還付申請および評価のコンプライアンスが高まる可能性がある。

<u>さらに、会社またはその他の団体は、業務の支配および管理が完全にインド国外において行われている場合を除き、</u>インド居住者となる。

分配に対する課税

現在、配当所得は株主に対して課税されない。

ただし、所得税法第115-0条に従って、配当を支払うインド企業には、配当として分配するか、宣言するかまたは支払う合計額に対して配当分配税が課される。

2014年財政法によって第115-0条が改正され、配当分配税の計算のために分配された配当額のグロスアップが求められるようになった。その結果、配当分配税の実効税率は16.995%から19.994%(追加税および教育特別税を含む。)に引き上げられた。これは、2014年10月1日付で効力が発生している。さらに、2015年財政法による追加税率の引上げによ

<u>り、配当分配税の実効税率は、現行の19.994%から20.3576%に上昇している。居住者または非居住者である保有者に対する追加ADSまたは普通株式の分配は、インドの租税の課税対象にならない。</u>

最低代替税

1997年4月1日より施行された所得税法第115条JAにより、一定の非課税の会社が、最低代替税(MAT)の適用を受けることとなった。2000年4月1日より、2000年財政法により第115条JBが導入され、それに基づき、所得税法第10条Aに基づき免税期間を受ける資格を有する会社の所得は最低代替税を免除されることとなった。第10条Aの条項の適用を受ける所得金額は、上記の条項に基づき支払う所得税の計算の目的上は帳簿上の利益から控除された。2007年財政法は、所得税法第10条Aに基づき控除対象となる所得を、最低代替税の賦課のために、帳簿上の利益の計算に含めている。ただし、特別経済地域の開発業者および特別経済地域で営業する法人が稼得した所得は、最低代替税の適用を受ける帳簿上の利益の計算から除外された。2011年財政法によって、2011年4月1日より、最低代替税の適用が特別経済地域内の施設および特別経済地域の開発業者にも拡大された。従って、所得税法第10条AAまたは第80条IABに基づき控除を申請できる所得は、最低代替税負債の計算のための帳簿上の利益の計算に含めなければならない。

<u>2015</u>年財政法は、国内企業に対する追加税を<u>10</u>%から<u>12</u>%に引き上げた。その結果、最低代替税の<u>現在の</u>実効税率は、20.9605%から21.3416%に引き上げられている。

所得税法は、<u>一定の条件を満たせば、</u>会社が支払う最低代替税が翌10年間にわたってその<u>通常の</u>税負債と調整可能であることを規定している。

従業員株式オプションへの課税

2009年財政法によって所得税法第17条(2)が改正され、会社から無償または優遇価格で直接または間接に、現または元従業員に割当てられたかまたは譲渡された特定の有価証券または株式は「特典給付」として従業員に対して課税対象となる旨規定された。かかる取扱いは、会社の株式オプション制度に基づき付与された、2009年4月1日以降に行使されるすべてのオプションに対して適用される。特典給付の価値は、従業員へのオプションの行使日における特定の有価証券または株式の公正市場価値から、かかる有価証券または株式について従業員が実際に支払ったかまたは従業員から回収した金額を控除した金額となる。このように計算された特典給付の価値は、従業員により「給与」項目で課税所得に加算され、個人従業員に適用される税率で課税される。会社から無償または優遇価格で従業員に割当てられたかまたは譲渡された有価証券または株式については、以前は付加給付税が課されていたが、現在、付加給付税は廃止されている。

キャピタル・ゲインに対する課税

ADSおよびADSの転換により受領した普通株式の売却に関する非居住者保有者および居住者従業員に対するキャピタル・ゲイン課税の概要は以下のとおりである。関連規定は、<u>DR</u>制度と併せて、主に所得税法第45条、第47条(viia)、第115条ACおよび第115条ACAに含まれている。1993年制度は、2014年12月15日付でDR制度によって置換されたことに留意されたい。

2001年4月1日以降、2001年財政法により、現行の所得税法第115条ACに代わる新たな第115条ACが導入された。投資家各自の状況における税制上の影響については、各自の税務顧問に相談されたい。

12ヵ月超の期間非居住者の投資家が保有している<u>上場</u>株式(ADSの転換により発行可能な<u>上場</u>株式を含む。)は、長期資本資産として扱われる。株式の転換日からの保有期間が12ヵ月未満である場合、当該株式は、短期資本資産として扱われる。

キャピタル・ゲインに対する課税は以下のとおりである。

- ・適用ある制度に従って、インド国外における、非居住者間のADSの売却益はインドにおいて課税されない。
- ・ADSの譲渡により居住者<u>従業員</u>が認識した長期キャピタル・ゲインは、10%(適用される追加税および教育特別税を除く。)の税率で課税される。かかる譲渡による短期キャピタル・ゲインは、最大30%(適用される追加税および教育特別税を除く。)の累進税率で課税される。
- ・当該株式の売却が公認証券取引所外で決済された場合には、ADSの転換により取得した普通株式の売却により非居住者が認識した長期キャピタル・ゲインは、10%(適用される追加税および教育特別税を除く。)の税率で課税され、かかる譲渡による短期キャピタル・ゲインは、売主に適用ある税率により課税される。
- ・当該株式の売却が公認証券取引所において行われ、有価証券取引税(STT)(以下に説明する。)が支払われている場合には、ADSの転換により取得した普通株式の売却により非居住者が認識した長期キャピタル・ゲインは非課税対象となる。
- ・当該株式の売却が公認証券取引所において<u>決済され</u>、かかる売却について有価証券取引税が支払われている場合には、短期キャピタル・ゲインは、15%(適用される追加税および教育特別税を除く。)の税率で課税される。

2015年財政法に従って、追加税の税率は、課税所得が10,000,000ルピー超100,000,000ルピー以下の国内企業の場合は7%、課税所得が100,000,000ルピー超の国内企業の場合は12%である。外国企業については、課税所得が10,000,000ルピー超100,000,000ルピー以下の場合は2%、課税所得が100,000,000ルピー超の場合は5%である。

2004年10月1日以降、公認証券取引所において行われた普通株式の売買については、()当該取引が受渡ベースの取引(すなわち、当該取引が株券の実際の受渡または移転を伴うもの)である場合には、購入者と売却者の両者が、有価証券の取引価格の0.1%の税率で有価証券取引税を支払わなければならず、かかる税率は、2012年財政法により2012年7月1日付で0.1%から0.125%に変更された。また、()当該取引が非受渡ベースの取引(すなわち、取引が株券の受渡なしに決済されるもの)である場合には、株式の売却者が、有価証券の取引価格の0.025%の税率で有価証券取引税を支払わなければならない。デリバティブの売買については有価証券取引税が課され、2008年財政法により2008年6月1日付で変更された有価証券取引税の税率は以下のとおりである。()有価証券にかかるオプションの売却の場合には、売却者がオプション・プレミアムの0.017%の税率で有価証券取引税を支払わなければならず、()有価証券取引税を支払わなければならず、()有価証券にかかるオプションの売却で、オプションが行使された場合には、購入者が決済価格の0.125%の税率で有価証券取引税を支払わなければならず、()有価証券先物の売却の場合には、売却者が取引価格の0.017%の税率で有価証券取引税を支払わなければならず、()有価証券先物の売却の場合には、売却者が取引価格の0.017%の税率で有価証券取引税を支払わなければならない。2013年財政法により、かかる税率は0.017%から0.01%に変更されている。

かかる取引から発生したキャピタル・ゲインに対する租税は、二重課税回避協定<u>または(適用ある場合は)関連する税法</u>に基づく適用ある控除制度により相殺されることがある。キャピタル・ゲイン税は、ADSまたは普通株式の売却価格と取得価格との差額に対して適切な税率を適用することで算出される。

上記のとおり、1993年制度はDR制度によって置換された。1993年制度とは異なり、DR制度には、インドの税法に対応する具体的な規定は含まれていない。2015年財政法に基づき、ADSの償還時に非居住者が取得した会社の株式の保有期間は、非居住者による償還請求日から開始するものとする。さらに、ADSの償還時に取得した株式の取得費用は、ADSの償還請求日のいずれかの公認証券取引所における当該株式の実勢価格とする。かかる規定は、2016年4月1日付で施行される。ただし、2015年財政法では、居住者従業員の場合についてはかかる見地から扱われていない。

インド国外でADSの転換による普通株式の受領後の非居住者の普通株式保有者から普通株式を取得した非居住者に対して第115条ACが適用されるか否かは不明確である。

租税条約による免税を受けられない非居住者保有者による引受権の売却益がインドのキャピタル・ゲイン税の課税対象となるか否かは不明確である。インドの税務当局が、かかる引受権をインドに所在するとみなす場合には、かかる引受権の売却益に対してインドの税が課されることとなる。かかる引受権の売却益は、通常、短期キャピタル・ゲインの性質を有し、

- ・外国企業の場合には、最大40%(適用される追加税および教育特別税を除く。)で課税され、
- ・居住者従業員および1,000,000ルピー以上の課税所得を有する非居住者<u>の個人/会社形態を取っていない事業体</u>の場合には、最大30%(適用される追加税および教育特別税を除く。)で課税される。

キャピタル・ゲインに対する源泉課税

ADSまたは普通株式の売却により非居住者が獲得した課税所得は、購入者により源泉徴収される。所得税法第196条Cに従って、第115条ACに記載された債券または国際預託証書にかかる利息もしくは配当による所得または当該債券もしくは国際預託証書の譲渡から発生した長期キャピタル・ゲインによる所得が非居住者に支払われる場合には、支払責任者は、受取人の口座に当該所得が貸記される時点または現金もしくは小切手もしくは為替手形の発行もしくはその他の方法によりその支払いが行われる時点のいずれか早い方の時点で、10%(適用される追加税および教育特別税を除く。)の税率で所得税を控除しなければならない。ただし、所得税法第196条D(2)の規定に従って、所得税法第115条ADに定義される有価証券の譲渡により、所得税法第115条ADに定義される外国機関投資家に発生したキャピタル・ゲインによる所得からは、源泉徴収税は徴求されない。

有価証券の買戻

インド<u>の上場会社</u>は、自社株式の買戻に対して課税されない。ただし、株主は、それによる利益<u>がある場合にはそれ</u>に対して課税される。インド<u>の上場会社</u>は、非居住者のキャピタル・ゲイン税債務に応じて税を源泉徴収するよう義務づけられている。さらに、第115条QAに基づく非上場有価証券の買戻の場合、国内会社は、非上場有価証券の買戻について課税される。それに対応して、第10条(34A)に基づく株主に対する免税が規定されている。

印紙税および譲渡税

ADSの譲渡にはインドの印紙税は課されない。非居住者保有者による普通株式の物理的な株券の売却には、取引日における当該株式の市場価格の0.25%の税率でインドの印紙税が課されるが、通常かかる税は譲受人が負担する。株式は、物理的な株券のない形で取引することを要する。現在、物理的な株券のない形での株式の譲渡には印紙税は課されない。

富裕税

居住者および非居住者の保有者によるADSの保有および原株である普通株式の保有は、インドの富裕税の課税対象ではない。非居住者保有者は、この問題について各自の税務顧問に相談されたい。2015年財政法によって、富裕税は、2015-16年度以降は廃止された。

サービス税

株式の売買に関して株式仲介業者に支払われた仲介料または手数料には、12.36%(適用される追加税および教育特別税を含む。)のサービス税が課される。株式仲介業者は、サービス税を株主から徴収し、管轄当局に支払う義務を有する。2015年財政法によって、サービス税の税率が現行の12.36%(追加税および教育特別税を含む。)から14%の統合税率へと引き上げられた。これは、2015年6月1日付での適用が通達された。さらに、すべてまたは一定の課税サービスに対して、かかるサービスの価値の2%の税率でのクリーン・インディア税も導入された。これについての通達は、現時点では出されていない。

(2) 日本における課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法およびその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限を受けるが、日本の個人または日本法人の所得(および、個人に関しては相続財産)が上記のインドの税制に関する記述にあるインドの租税の対象となる場合、かかるインドの租税は、当該個人または法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。詳しくは、「第8 - ADSに表章される普通株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項 - (2)実質株主に対するその他の株式事務 - (g)本邦における課税上の取扱い」を参照されたい。

4【法律意見】

当社の法律顧問であるキリル・アマルチャンド・マンガルダス法律事務所より、大要、下記の趣旨の法律意見書が出されている。

- (イ) 当社は、インド法に基づいて適法に設立され、かつ有効に法人として存在している。
- (ロ)本書「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」中のインド法および/または規則に関する記述は すべて、記載の欠如またはその他によるとに拘わらず、すべての重要な点で真実かつ正確であり、誤解を招くも のでない。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2015年度、2014年度、2013年度、2012年度および2011年度にかかる下記の財務データは、国際会計基準審議会が発表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成および表示されたものであり、当社の監査済連結財務書類およびその注記によるものである。過去の業績は、必ずしも将来の業績の指標となるものではない。

(単位:株式数および1株当たりデータを除き、百万米ドル)

3月31日終了年度

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
包括利益データ					
収益	6,041	6,994	7,398	8,249	8,711
(百万円)	(753,856)	(872,781)	(923, 196)	(1,029,393)	(1,087,046)
営業利益	1,779	2,013	1,909	1,979	2,258
(百万円)	(222,001)	(251,202)	(238,224)	(246,959)	(281,776)
当期純利益	1,499	1,716	1,725	1,751	2,013
(百万円)	(187,060)	(214,140)	(215,263)	(218,507)	(251,202)
1 株当たり当期純利益 (単位:米ドル):					
基本的(1)	1.31	1.50	1.51	1.53	1.76
(円)	(163)	(187)	(188)	(191)	(220)
希薄化後(1)	1.31	1.50	1.51	1.53	1.76
(円)	(163)	(187)	(188)	(191)	(220)

1株当たり当期純利益の算定に使

用した期中加重平均株式数

(単位:株):

基本的(1)

1,142,360,100 1,142,730,988 1,142,798,476 1,142,805,132 1,142,805,132

希薄化後(1)

1,142,736,716 1,142,792,284 1,142,800,182 1,142,805,132 1,142,821,470

3月31日現在

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
貸借対照表データ					
資産合計	7,010	7,537	8,539	9,522	10,615
(百万円)	(874,778)	(940,542)	(1,065,582)	(1,188,250)	(1,324,646)
資本合計	6,122	6,576	7,331	7,933	8,762
(百万円)	(763,964)	(820,619)	(914,835)	(989,959)	(1,093,410)

3月31日終了年度

_	2011年	2012年	2013年	2014年	 2015年
キャッシュ・フロー計算書データ					
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	1,298	1,681	1,738	2,003	1,756
(百万円)	(161,977)	(209,772)	(216,885)	(249,954)	(219,131)
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	490	(429)	(927)	(823)	(205)
(百万円)	(61,147)	(-53,535)	(-115,680)	(-102,702)	(-25,582)
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	(811)	(500)	(583)	(519)	(815)
(百万円)	(-101,205)	(-62,395)	(-72,753)	(-64,766)	(-101,704)
現金および現金同等物の増減額	977	751	228	661	736
(百万円)	(121,920)	(93,717)	(28,452)	(82,486)	(91,845)
従業員数 (人)	130,820	149,994	156,688	160,405	176,187

(1)2014年12月に行われた株式無償交付について調整済。

2 【沿革】

当社は、1981年7月2日に会社法のもとで、インドのマハラシュトラ州において有限責任の閉鎖会社、インフォシス・コンサルタンツ・プライベート・リミテッドとして設立された。当社は、1992年4月にインフォシス・テクノロジーズ・プライベート・リミテッドに商号変更し、さらに、公開会社となったのと機を一にして1992年6月にインフォシス・テクノロジーズ・リミテッドに商号変更した。2011年6月、当社は、取締役会、株主およびインドの規制当局による社名変更に対する承認を得たうえで、インフォシス・テクノロジーズ・リミテッドからインフォシス・リミテッドに社名を変更した。かかる変更は、技術サービスのプロバイダーから、技術を活用して顧客のビジネス上の問題を解決するパートナーへの当社の変化を反映することを意図している。当社は、1993年2月にインドにおいて株式公開を行い、1993年6月にはインドの証券取引所に上場した。また、1999年には米国で米国預託株式の新規公開を果たした。2003年8月、2005年6月および2006年11月には、株主を代理した米国でのスポンサー付米国預託株式の売出しを完了した。2005年および2006年に行われたスポンサー付売出しにはそれぞれ、日本における非上場公募も含まれていた。2008年、当社は、優良な一流企業150銘柄で構成される国際的な株価指数「グローバル・ダウ」の当初構成銘柄に選ばれた。当社のADSは、2012年12月11日付のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットからの自主的上場廃止の後、2012年12月12日にニューヨーク証券取引所で取引が開始された(銘柄コード:INFY)。また、2013年2月20日には、NYSEユーロネクスト(NYX)・ロンドンおよびパリに当社のADSを上場した(銘柄コード:INFY)。

日本での活動

当社は、1999年に東京に支店(「東京オフィス」)を開設した。東京オフィスは現在、東京都港区六本木一丁目6番3号泉ガーデンウィング2階に所在しており、2015年3月31日現在、約200人の従業員(現地採用従業員および日本への出向社員を含む。)を擁している。東京オフィスは、ITコンサルティングやプロジェクト・マネジメント・ソリューションを提供しており、その中には、コンサルティング、要件の定義、ソリューション設計、試験、サポートおよび日本顧客との交渉が含まれる。東京オフィスのサービスは、パッケージ・ソリューション、プラットフォーム・ソリューションおよびエンジニアリング・ソリューションの日本企業への提供が中心である。

当社は、2012年に名古屋に事務所を開設した。同事務所は、現在、愛知県名古屋市中村区名駅 4 - 24 - 16広小路ガーデンアベニュー 4 階に所在している。

3【事業の内容】

概要

当社は、コンサルティング、テクノロジー、アウトソーシングおよび次世代サービスにおける世界的な大手企業である。当社は50ヵ国以上で、顧客がビジネスの最新動向の一歩先を進み続け、競合相手を凌ぐことを可能としている。当社は、戦略的洞察と卓越した実行とを組み合わせた画期的なソリューションを共同で創造することで、変化を続ける世界において顧客が変革を遂げ、成功するための支援を行っている。

当社の包括的なエンド・ツー・エンドのサービスは以下を含む。

- ・アプリケーション開発および保守、第三者検証サービス、インフラ管理、プロダクト・エンジニアリングおよびライ フサイクル・ソリューションからなるエンジニアリング・サービスならびに業務プロセス管理
- ・経営コンサルティング、エンタープライズ・ソリューションおよびパッケージ導入、システム・インテグレーション およびビジネス・インテリジェンス
- ・知的財産主導型のイノベーションを加速させるための製品、ビジネス・プラットフォームおよびソリューション(世界中のリテール銀行、コーポレート銀行および総合銀行に対してコア・バンキング、モバイル・バンキングおよび電子銀行業務のニーズに対応するためのソリューションを提供する当社の銀行業務向け製品Finacle[™]を含む。)ならびに包括的プラットフォームを顧客に提供する当社のEdge製品群
- ・クラウド・コンピューティング、エンタープライズ・モビリティ、デジタル、ビッグデータおよびアナリティクスといった最新技術

当社の技術専門スタッフは、当社のグローバル・デリバリー・モデルによって高品質のソリューションを提供している。当社は、グローバル・デリバリー・モデルを利用して、プロジェクトを複数のコンポーネントに分割し、顧客先およびインドと世界各国に所在する当社の開発センターで同時に実行する。当社は、プロジェクトの各コンポーネントを最も費用効率の高い場所で実行する柔軟性を維持することで、費用構造を最適化している。当社のグローバル・デリバリー・モデルは、拡張可能なインフラとプロジェクトの各コンポーネントを複数の時間帯にまたがって24時間体制で実行する能力を備えているため、プロジェクトの納期を短縮することもできる。

当社は、技術サービス産業の中で最も優秀な人材の一部を擁すると確信しており、業界をリードする雇用主であり続ける決意である。

当社は、販売、マーケティングおよび事業開発の各部門を特定の地域と産業に焦点を合わせたチームに編成しており、これによって一段と顧客のニーズに合わせたサービスを提供することができる。当社の主要な市場は北米(61.5%)、ヨーロッパ(24.1%)、インド(2.4%)およびその他(12.0%)である。当社は、金融サービスおよび保険、製造業、エネルギーおよび公益事業、通信およびサービス、小売、消費財および物流、ライフサイエンスおよびヘルスケア部門の顧客にサービスを提供している。

当社の収益は、2011年度の6,041百万米ドルから2015年度には8,711百万米ドルへと年平均成長率で9.6%増加した。同期間中、純利益は1,499百万米ドルから2,013百万米ドルへと年平均成長率で7.7%増加した。2011年3月31日から2015年3月31日までの期間に当社の従業員総数は130,820人から176,187人へと増加し、7.7%の年平均成長率を示した。

インフォシスBPOリミテッド(以下「インフォシスBPO」という。)は、当社の過半数所有子会社である。インフォシス・テクノロジーズ(オーストラリア)ピーティーワイ・リミテッド(以下「インフォシス・オーストラリア」という。)、インフォシス・テクノロジアdoブラジルLtda(以下「インフォシス・ブラジル」という。)、インフォシス・テクノロジーズ(チャイナ)カンパニー・リミテッド(以下「インフォシス・チャイナ」という。)、インフォシス・テクノロジーズS. de R.L. de C.V.(以下「インフォシス・メキシコ」という。)、インフォシス・テクノロジーズ(スウェーデン)AB(以下「インフォシス・スウェーデン」という。)、インフォシス・パブリック・サービシズ・インク(以下「インフォシス・パブリック・サービシズ」という。)、インフォシス・アクノロジーズ(シャンハイ)カンパニー・リミテッド(以下「インフォシス上海」という。)、インフォシス・アメリカズ・インク(以下「インフォシス・アメリカズ」という。)、EdgeVerve Systems Limited(以下「EdgeVerve」という。)、ロードストーン・ホールディングAG(以下「インフォシス・ノバ・ホールディングスLLC(以下「インフォシス・ノバ」という。)は、当社の完全所有支配子会社である。

当社の登録事務所の住所は、インド、カルナタカ州560 100、バンガロール市、ホースール通り、エレクトロニクス・シティである。登録事務所の電話番号は、+91-80-2852-0261である。当社のウェブサイトはwww.infosys.comであるが、当社のウェブサイト上の情報は本書の一部を構成していない。

主要な設備投資および処分

2015年度、2014年度および2013年度において、当社は資本支出にそれぞれ367百万米ドル、451百万米ドルおよび382百万米ドルを投じた。2015年3月31日現在、当社の資本支出の契約額は252百万米ドルであった。かかる契約には、国

内での購入案件182百万米ドルならびにハードウェア、必需品およびサービスの輸入および海外案件70百万米ドルが含まれた。資本支出はすべて、営業活動による現金によって賄われた。

2013年8月23日付で、カルナタカ高等裁判所は、インフォシス・コンサルティング・インディア・リミテッド(以下「ICIL」という。)の当社との合併計画を承認した。それに従って、ICILの資産および負債はすべて、ゴーイング・コンサーンとして当社に譲渡された。ICILは当社の完全所有子会社であったため、当該計画の発効時に株主に割り当てられた株式はなかった。

2012年10月22日、当社は、スイスのチューリッヒに拠点を置く世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAGの議決権付持分100%を取得した。かかる事業買収は、219百万米ドルの現金対価および同社の売出株主に支払われる最大112百万米ドルの追加の対価(繰延購入価格)による株式購入契約の締結により行われた。かかる売出株主は、買収日から3年間、当社または当社の子会社により継続的に雇用または任用される。

2013年6月25日、完全所有子会社であるインフォシス・アメリカズ・インクが設立された。

2014年2月14日、製品およびプラットフォームの開発および販売に注力するべく、EdgeVerveが完全所有子会社として設立された。2014年4月15日、当社の取締役会は、年次株主総会において株主から必要な承認が得られることを条件として、当社がEdgeVerveと事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。その後、2014年6月14日に開催された年次株主総会において、株主は、2014年7月1日または取締役会が決定することのあるその他の日付を効力発生日として、取締役会がEdgeVerveとの間で事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。当社は、外部の評価人による企業価値評価を受け、それに従って、2014年7月1日付で70百万米ドルを対価として事業が当社の完全所有子会社に譲渡され、これは当該子会社の全額払込済株式の発行により決済された。資産および負債の譲渡は帳簿価額で計上され、連結財務書類に対する影響はない。

2015年1月23日、完全所有子会社であるインフォシス・ノバ・ホールディングスLLCが設立された。当グループは、DWAノバLLCに対する持分20%を15百万米ドルの現金対価で取得した。当社は、ドリームワークス・アニメーション(DWA)と共に新会社を設立するためにかかる投資を行った。新会社であるDWAノバLLCは、物的消費財の設計、製造、販売または流通に従事する会社向けにエンド・ツー・エンドのデジタル・マニュファクチャリング能力を提供するために画像生成技術を開発し、製品化する計画である。

2015年3月5日、当社は、米国デラウェア州の会社であるパナヤの議決権付持分100%を取得した。パナヤは、大企業向け自動化技術およびソフトウェア管理の大手プロバイダーである。かかる事業買収は、225百万米ドルの現金対価による株式購入契約の締結により行われた。

2015年4月24日、当社の取締役会は、郵便投票によって株主から必要な承認を確保することを条件として、当社が完全所有子会社であるEdgeVerveとの間で、事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。提案されたFinacleTMおよびEdgeServicesの事業のEdgeVerveへの譲渡の見積対価の上限は、それぞれ550百万米ドルおよび35百万米ドルである。

2015年4月24日、当社は、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc.(Skavaの名前で営業している。)およびその関連会社を、120百万米ドルの対価(延滞コンポーネントおよび残留手当を含む。)で買収するための最終契約を締結した。

業界の概観

ソフトウェアやコンピューティング技術は、世界中のあらゆる業界の企業を根本から大きく変革している。ハードウェア技術の進歩、ハードウェア単位原価の低下の継続、ネットワーク帯域の急拡大、先進的ソフトウェア技術およびIT対応サービスが原動力になって、業務プロセスや情報のデジタル化が急速に進んでいる。デジタル化やソフトウェアに基づくビジネス・モデルの台頭に伴い、各産業で伝統的なビジネス・モデルが崩れつつある。

高性能でユビキタスなリアルタイム・コンピューティング、大量のデータの往来、実利的な帯域幅、高い接続性および高性能ソフトウェアの相乗効果で、世界の大手企業にとって新たな商機が生まれつつある。かかる技術が一般に採用されるに伴い、企業では以下の事項が可能となっている。

- ・技術に基づいて製品の差別化を図り、短期間で新市場を生み出す。
- ・新規顧客への接触、顧客体験の改善および動的価格管理の実現によって成長を促進する。
- ・プロセス自動化の推進に伴う営業費用構造の大幅な変化および現場での待機時間の最適化によって、収益性を高める。
- ・資産効率と長期競争力を高めるビジネス・モデルを採用する。

そのように、既存投資の価値を高めるのと並行して、事業を変革して将来においても通用するものにするために、デジタル時代の技術とモデルを活用することが、経営者にとってますます最優先課題になっている。既存の中核事業を刷新する一方で新規事業を開発するというこの二面性が、今日、企業が戦略上必須の課題として直面している状況の本質である。

IT面から見ると、刷新は、分散型クラウド・コンピューティングの高い効率性を活用すること、旧来のシステムをモバイル端末やセンサーからのアクセスに対応させること、デジタル化したデータから価値を引き出すこと、システムを陳腐化させないこと、およびITシステムの構築・運用コストを最適化することと言い換えられる。企業が新たな分野や経済に目を向けるに伴い、新たな高性能システムを、次世代の技術と飛躍的に高まった費用対効果を兼ね備えて構築する必要がある。

技術の変革ペースが早いうえ、刷新と新技術双方の分野に長けたITの専門職が必要となることから、企業はIT化の実現のためには第三者に依存することになる。ITソリューションおよびサービスを提供する複数の業者がここ数年で台頭してきているが、顧客が各社のソリューションやサービスの提供を消費するモデルは異なっている。

- ・ITコンサルティング会社 顧客に代わって期限が定められた特定分野のプロジェクトを請け負う。
- ・グローバル展開しているITサービス受託会社 世界各地の人材を活かして、顧客のIT運用を組織的に最適化する。
- ・業務プロセス受託会社 世界各地の人材を活かして、アウトソーシングされた顧客の中核的業務プロセスを管理する。
- ・ソフトウェア会社 業務プロセスを自動化するライセンス・ソフトウェアを提供する。
- ・専門プラットフォーム・プロバイダーおよびSaaSプロバイダー 顧客がソフトウェアの性能を消費できるユーティリティー・ベースのモデルを提供する。
- ・データ分析会社 顧客、業務運営および市場に関して企業が収集している膨大な量のデータから抽出する本質の設計、分析および報告に特化している。
- ・企業自体の社内IT部門、通常は企業のコスト・センター。

当社の競争上の強み

当社は、以下を含む強みによって、当社が大手グローバル・ソリューション・サービス会社であり続けるための競争上の優位性が得られると考えている。

- 1.コンサルティングおよび関連分野に関する専門知識:当社は、業界、関連分野、プロセスおよび技術に関する固有の専門知識を有しているため、革新的な戦略やソリューションによって、顧客の事業改革を実現できる。また、顧客の業績改善、プロセスとITの効率向上、機動性および柔軟性の強化、コスト削減ならびに測定可能な事業価値の達成を後押しする複雑な業務および技術変革計画も請け負うことができる。
- 2.幅広いサービスの提供:当社は、コンサルティング、ITサービス、ソフトウェア・プラットフォーム・ベースのサービスおよび業務プロセス管理を網羅するように提供サービスの幅を広げるために継続的に投資している。当社が手掛ける一連の包括的なエンド・ツー・エンドのビジネス・ソリューションには、事業および技術に関するコンサルティング、エンタープライズ・ソリューション、システム・インテグレーション、カスタム・アプリケーション開発、アプリケーション保守および生成サポート、インフラ管理、第三者検査および検証、クラウド・エコシステム・インテグレーション、プロダクト・エンジニアリングおよびライフサイクル・ソリューション、業務プロセス管理、ソフトウェア製品ならびにビジネス・プラットフォームおよびソリューションが含まれる。
- 3.プラットフォームおよび製品における知的財産:当社は、自社製品やソフトウェア・プラットフォームを通じて顧客に提供する中核的知的財産(IP)の構築に投資してきた。かかる革新的な独自のソリューションおよび関連サービスは、デジタル面における課題を進歩させる手段を顧客に提供する。その性質上、このような形での関与は通常、長期にわたるものであり、当社は顧客のビジネス・パートナーとなる。
- 4.大規模アウトソーシングにおける実績および専門知識:当社の業種別部門では、業界に関する深い専門知識の開発に力を注いでいる。これに、技術に関する専門知識と堅実なデリバリー・モデルとが相俟って、当社は大規模アウトソーシングにおいて顧客と協力することができる。当社は、大規模アウトソーシング・プロジェクトに取り組み、顧客の財務リスクと事業リスクを最小限に抑えるプロセスや枠組みを開発している。生産性の向上を目的として自動化、インテリジェンス技術およびコラボレーション技術にさらに注力することで、かかるプロセスおよび枠組みは一段と強化されている。アウトソーシング可能な顧客の業務プロセスおよびアプリケーションならびにそれらを顧客組織に効果的に提供するために必要な能力を、モジュラー・レベルおよび全社レベルの双方で評価し、定義する際に、当社のモジュラー・グローバル・ソーシングの枠組みが顧客を支援している。また、第三者の対応能力、潜在的な費用節減、組織にとってのリスクおよび機能の重要性を含む様々な要因に基づき、特定のプロセス、アプリケーションまたはインフラが組織内で保持されるのが最善であるか、またはアウトソーシングに適しているかを評価するに当たっても顧客を支援している。当社はその後、アウトソーシングの決定、関連リスクの評価、移管ならびにプログラムの管理および実行においても支援を行う。
- 5.深い顧客関係およびブランド:当社は、大企業およびその他の組織との間で、過去の取引の成功に基づく長年の関係を有している。ソフトウェアのライフサイクル全体にわたる高品質のソリューションの納入実績および関連分野に関する確固たる専門知識は、当社がかかる関係を強化し、既存顧客からの取引を増やす一助となっている。このように顧客を維持してきた歴史が、当社ブランドの力を示し、高めている。

- 6.品質およびプロセス実行: 品質がサービス提供における当社の専門技術の根幹を成している。当社は、高度なプロセス、基準および品質の枠組みによって、様々な関与におけるサービス提供のパフォーマンスを事業価値、生産性、品質およびサイクルタイム等の主要業績評価指標に基づき継続的に最適化することが可能となっている。
- 7.研修への投資および学習文化:当社は常に、従業員の能力開発を戦略上の重点分野としてきた。当社では、テクニカルアーキテクト職の育成を強化し、顧客のために事業の川上分野から川下分野にわたってイノベーションを設計できるアーキテクトを1,000人以上養成することで、技術に関する深い専門知識を生み出している。
- 8.選ばれる雇用主:当社は、業界屈指の雇用主であり続けるよう全力を注いでいる。当社の従業員は多様性に富み、115ヵ国の人材が集っている。当社は、従業員との繋がりを保つため、従業員の募集、キャリア育成、雇用および慰留のための強固な基盤を築くことに投資している。
- 9.グローバル・デリバリー・モデルの規模およびコスト効率:当社は、高度に進化したグローバル・デリバリー・モデルを備えており、これによって当社は、最も優秀な人材が揃い、かつ許容可能なリスクを最小限に抑えながら経済的に最も見合った場所で作業を行うことができる。当社は過去30年間にわたって、高品質で拡張可能なサービスを提供できるオンサイト型およびオフショア型の業務実行能力を発展させてきた。その際に、当社はプロセス、インフラおよびシステムに対して多額の投資を行ってきた。かかる拡張可能なインフラが、プロジェクトの各コンポーネントを24時間体制で複数の時間帯にまたがって実行し、プロジェクトの納期を短縮できる当社の能力を補完している。当社は引き続き、規模を足掛かりにして、最もコスト効率が高いソリューションを顧客に提供している。
- 10. リスクを削減しつつ様々な地域へ進出:当社は現在、インド、アジア太平洋地域、米大陸およびヨーロッパに所在する複数の開発センターを含め、世界に100ヵ所の開発センターを構えている。当社は、事業の成長継続に必要なインフラと人材に投資できる財政状態を有している。また、迅速に人材を配分して、プロジェクトの各コンポーネントを24時間体制で複数の時間帯にまたがって実行することもできる。これによって、プロジェクトの納期とリスクを削減できる。
- 11.**開拓・革新者**:当社は、実績および革新性を重視する企業文化を構築することで成功を収めてきた。真に革新的なサービスとソリューションを顧客に提供することが、当社の目標を下支えしている。当社は、オープンで協力的な環境を整えることで、革新性を重視する企業文化を強化している。

当社のグローバル・デリバリー・モデル

当社は、グローバル・デリバリー・モデルを利用して、プロジェクトを複数のコンポーネントに分割し、顧客先およびインドと世界中に所在する当社の開発センターで同時に実行する。当社は、プロジェクトの各コンポーネントを最も費用効率の高い場所で実行する柔軟性を維持することで、費用構造を最適化している。これによって当社は、最も優秀な人材が揃い、かつ許容可能なリスクを最小限に抑えながら経済的に最も見合った場所で作業を行うことができる。

グローバル・デリバリー・モデルの利用で、当社は、以下の事項から最大限の利益を引き出すことができる。

- ・高度に熟練したIT専門職からなる当社の豊かな人材の利用
- ・複数の時間帯にまたがる24時間実行能力
- ・プロジェクトの各コンポーネントの同時処理によって大規模プロジェクトの納期を早める能力
- ・複数の地域にまたがる価格競争力
- ・中断のないサービスを確保するための冗長性の組込み
- ・適切な場合にソリューションの再利用を可能とする知識管理システム

組織再編

市場における機動性を高め、競争上の差別化を明確化し、センター・オブ・エクセレンスを最適化するために、当社は組織構造を再編した。かかる再編は、2015年4月1日に発効した。

当社の市場進出上での部門は、5つの包括的な業種別セグメントを中心に組織されている。

- ・金融サービス
- ・製造業
- ・小売、消費財および物流
- ・エネルギー、公益事業、通信およびサービス業
- ・ライフサイエンス、ヘルスケアおよび保険

上記以外に、インド、中国および日本における当社の事業は、独立した地域事業部門として経営されている。

当社のサービス提供は、複数の業種別セグメントにわたる差別化を推進するために、水平的なセンター・オブ・エクセレンスまたはサービスラインとして組織され、イノベーションの促進に焦点が当てられる。かかる組織は、以下のサービスラインからなる。

- インフォシス・グローバル・コンサルティング
- グローバル・デリバリー
 - ・エンタープライズ・ソリューション
 - ・インフォシス・デジタル
 - ・エンタープライズ・モビリティ
 - ・カスタム・アプリケーション開発
 - ・アプリケーション管理サービス
 - ・第三者検証ソリューション
 - ・ビジネス・インテリジェンス
 - ・エンジニアリング・サービス
 - ・クラウドおよびインフラ・サービス

- 製品

- FinacleTM
- EdgeVerve
- プラットフォーム
- インフォシスBPO

当社のソリューション

当社は、以下のサービスから構成される総合的な業務およびテクノロジー・サービスを顧客に提供する。

(1) インフォシス・グローバル・コンサルティング(IGC)

インフォシス・グローバル・コンサルティング(IGC)の業務は、中核事業コンサルティング・サービスならびに顧客の事業に関連する特定の業界、分野、プロセスおよび技術に関する専門知識を顧客に提供している。当社は、中核的な統合基幹業務システム(以下「ERP」という。)、デジタル、モビリティおよびビジネス・インテリジェンス(BI)/データ/アナリティクスといった分野での対応技術を駆使して、顧客が特定の組織および業績上の目標に即した革新的な戦略とソリューションで事業を変革する際に支援を行っている。当社は、かかる手法により、顧客の業績改善、プロセスおよびITの効率向上、機動性および柔軟性の強化、コスト削減ならびに測定可能な事業価値の達成を後押しする複雑な業務および技術変革計画も請け負うことができる。

インフォシス・グローバル・コンサルティングは、戦略コンサルティング、複雑なプログラム管理の専門知識、組織変更の管理および事業準備 / 研修サービス、業務プロセスの最適化、ERP対応の事業変革、デジタル・エンタープライズ、ビジネス・インテリジェンス / データ / アナリティクスのコンサルティングならびに事業価値実現サービスを提供する。当社は、デザイン思考に基づいて、顧客と共にイノベーションに取り組んでいる。組織を横断するコンサルティングの提供とその能力は、(ERP対応の変革を含む)エンタープライズ・コア、エンタープライズ・デジタル、エンタープライズ・インサイツおよびエンタープライズ・チェンジという各業務に従って編成されている。

(2) グローバル・デリバリー

エンタープライズ・ソリューション(SAPおよびオラクル)

SAP

インフォシスSAP業務はSAPサービスを提供し、顧客の事業の変革、国際的な一貫性を確保するための業務プロセスの合理化および標準化、プラットフォームの整理統合ならびに旧システムのSAPアプリケーションへの入替えについて顧客を支援する。当社の中核的なSAP提供サービスには、エンド・ツー・エンドのSAP対応の事業変革、パッケージ評価、パッケージ実行サービス、国際展開、アップグレード、マスターデータ管理、ビジネス・インテリジェンスおよびアナリティクス(BI/BOBJ/HANA)、統合、モビリティ・ソリューション、全社的リスク管理、エンタープライズ・パフォーマンス管理、SAP基盤および技術ならびに生産支援および保守サービスが含まれる。当社は最新のSAP技術や製品に非常に重点を置いており、またプラットフォームに応じた製品・サービスを顧客に提供している。このほか、かかる業務は特定業種向けのSAPソリューションの専門技能を有している。

オラクル

インフォシス・オラクル業務は、当社顧客の事業およびERP環境の変革を支援するエンド・ツー・エンドのオラクル製品・サービスを提供している。当社は、オラクルの導入、業務変革サービス、グローバル展開ならびにアプリケーション開発、サポートおよび保守サービスに重点を置いている。当社は、フュージョン・アプリケーション、エクサ機能ならびに人材管理(HCM)および顧客関係管理(CRM)のオラクル・クラウド・オファリングの次世代提供サービスを含むオラクル製品およびプラットフォーム全体にわたる詳細な専門技能を有しており、当社顧客が導入している特定業種向けのオラクル・ソリューションを開発してきた。また、中核的オラクル技術の提供に多大の投資を行ってきた。かかる投資には、当社の顧客契約において用いられている専門の共同イノベーション・センターとセンター・オブ・エクセレンス(COE)の設立が含まれる。

インフォシス・デジタル

デジタル技術は、変革力と広範にわたる影響力によって世界に引き続き影響を与えており、またデジタル技術が当社の大半の顧客の最優先課題になっていることから、旺盛な需要が出現している。インフォシス・デジタルの業務は、顧客を重視しつつ、エクスペリエンス、デジタイゼーション、コネクテッド・デバイスおよびニュー・ビジネス・モデルの4分野にわたって顧客に協力している。

エクスペリエンス:当社は、顧客と消費者、提携先および従業員との結び付きの強化に焦点を当てている。この分野で具体的に提供しているサービスとしては、オムニチャネル化によるエクスペリエンスおよび商取引、デジタル・マーケティングならびに将来の人材の育成が挙げられる。

デジタイゼーション:当社は、顧客のための運用の最適化およびプロセスの簡素化により、顧客のデジタル・エクスペリエンスを改善することに注力している。具体的に提供しているサービスとしては、プロセスのデジタル化および簡素化、業務プロセス管理、プロセスSaaS化(クラウド上のソフトウェア)のラップおよび更新、サプライ・チェーンの計画および実行が挙げられる。

コネクテッド・デバイス:当社は、顧客が、多数のコネクテッド・デバイスの新たな活用方法でコラボレーションを 実行し、かかる方法に関与することを実現する。当社はコネクテッド・デバイス、ウェアラブル端末およびモノのイン ターネットに基づくサービスを提供している。

ニュー・ビジネス・モデル:当社は、顧客に協力して、新たなビジネス・モデルや新製品候補の創造を支援している。当社は、アプリケーション・プログラム・インターフェイス(API)・エコノミーの活用を目指したサービスを提供し、また、業界固有のデジタル・ソリューションの構築においても顧客に協力している。

当社は、革新的なソリューションの提供だけでなく、それを適時に実行するよう取り計らうことによっても、顧客のデジタル化計画の成功を確保している。また、顧客が製品化、会社およびエコシステム全体にわたってデジタル化を検討できることを目指し、コンサルティング、創造、技術および運用面での複数の機能にわたって総合的な見解と能力を提供している。

エンタープライズ・モビリティ

スマート機器(電話、タブレットおよびウェアラブル機器)が急速に普及し、日常生活に当然の存在になるにつれ、企業はかかる現象を活用し、その事業を変革する方法を熱心に模索している。当社のエンタープライズ・モビリティ業務は、顧客向けの「スマート機器主導のデジタル化」において極めて重要な役割を果たしている。当社はあらゆる業種の業務を請け負い、従業員へのスマート機器配備の促進、カスタマー・インティマシーの強化および業務の簡素化において顧客を支援している。

エンタープライズ・モビリティ業務では、コンサルティング・サービスから設計、実装およびサポートに至るまでの 包括的なソリューションおよび対応能力を顧客に提供している。当社の手法は、デジタル・エクスペリエンスと一括実 行サイクルを重視しつつ「エンド・ユーザー」に焦点を当てており、価値あるソリューションを適時に顧客に提供して いる。当社は、変革の機会の特定、変革の行程表の明確化、共同制作ならびに顧客に適したソリューションおよびツー ルの導入および実装のために、顧客およびエンド・ユーザーと連携している。

当社は、プレビルドのソリューションおよび参照アーキテクチャー、業界屈指のツールおよび枠組みならびに連携相手の革新的な能力のエコシステムを通じてモビリティ主導型ソリューションの配備を加速させている。急速に変化する革新的なモバイル社会においては、持続可能なエンジンの創造に対する投資が必須となる。

当社は、モバイル研究計画、モバイル機器ラボおよび試験と自動化を目指した最新のツールに対してインフォシス研究室、モバイル・アカデミー、UXラボを通じて、また、当社のモバイル・センター・オブ・エクセレンスに対して、引き続き投資している。戦略的かつ革新的な組織との連携および提携は、包括的なモビリティ・エクスペリエンスを顧客に提供するうえで不可欠である。実際のところ、当社は、モビリティを顧客のデジタル化の過程における非常に重要な要素と考えている。

カスタム・アプリケーション開発

当社は、技術力、関連分野に関する理解、コンサルティング力、知的財産の資産および方法論を活用するプロジェクトを通じて、顧客用にカスタマイズしたソフトウェア・ソリューションを開発している。当社は、容易に改良・拡張で

きるように、セキュリティに優れ、導入しやすいモジュール式の高品質のソリューションの提供を目指している。当社 独自の方法論により、当社のソフトウェア・アプリケーションは、ソフトウェア開発のライフサイクル全体を通じて厳 しいセキュリティ対策を統合することも可能になっている。当社が擁する多数のコンサルタントおよび認定を受けたプ ログラム管理の専門職が、プロジェクトと大規模変革計画双方の実行に当たって顧客をサポートしている。

当社は近年、顧客が革新的なアイディアによって短期間で市場に進出する必要性が高まっていることを了知している。そのため、かかるアイディアを実現し、素早く収益化できるアプリケーションを開発する必要がある。かかる成果を達成するための手法の1つがアジャイル開発手法である。アジャイル開発手法に則った当社の世界中の実務および当社のバーチャル・スクラム・ソリューション(アジャイル開発手法に則った分散型プロジェクト実行プラットフォーム)は、850件を超すプロジェクトを元に開発されたベスト・プラクティスを体現している。かかるベスト・プラクティスによって、顧客は、共存するアジャイルの利点すべてを維持しつつ、世界中に分散するチームの便益を活用することができる。さらに、インフォシスDevOpsエコシステムの一部としてのサービスのバーチャル化および継続的提供の枠組みによって、ITソリューションの開発だけでなく提供においても機動性という顧客の最終目標を盛り込むことが確保されている。

それに加えて、インフォシス・アクセラレーテッド・デベロップメント・エコシステムが、標準化された技術資産と事業資産を活かして、事業の機動性とサイクルタイムを改善している。当社のラピッド・プロトタイピング・ツールは、当社がソフトウェア要件をとりまとめる際にさらに効果的に顧客に関与できるための一助となっている。また、当社のテーブルトップ・ソリューションを使用すれば、シナリオの分散型の創作、設計および開発を行うための、関連クラス最高のコラボレーションが実現できる。インフォシス価値創出方法論(VRMTM)は、事業価値発現(BVA)と共に、プロセス改善を通じて測定可能な成果を向上させ、顧客がプロジェクトのライフサイクルの早い段階で事業価値を最大化させる支援を行い、当社が価値を効果的に追跡することを確保している。

アプリケーション管理サービス

当社のアプリケーション管理サービスは、IT運用コストの削減、事業価値の向上および技術革新の実現によって事業を変革し、成長させるに当たって顧客を支援している。当社は、事業化した知的財産ベースのサービス提供モデルを通じて効率化を可能としている。また、自動プラットフォームにより、生産性を引き上げるとともに、一貫して高品質のサービスの提供を確保している。機械学習アルゴリズムと自然言語処理を用いることで、ITサポート・データから豊富な洞察を得る一方で、IT改良戦略を推進できる。

当社は、当社知的財産の1つを用いて重要な業務プロセスを先を見越して監視し、それによって潜在的な業務の中断の影響を軽減することで事業の可用性を高めている。当社は、アプリケーション・ポートフォリオ分析に対して、ツール・ベースの体系的な手法を採用している。これは、顧客が既存資産からより多くの価値を引き出せるよう支援するものである。当社は、顧客が事業の一層の成長と変革を目指して新技術を利用する支援も行っている。

当社は、技術や事業の傾向を継続的に監視し、ソリューションやアクセラレーターの開発に当たる専門チームを設けている。これにより当社は、関連するクラス最高のアプリケーション管理サービスを顧客に提供することができる。

第三者検証ソリューション

当社の第三者検証ソリューションズ業務は、エンド・ツー・エンドの検証ソリューションならびにサービス指向アーキテクチャ(SOA)テスト、データ・ウェアハウス試験、パッケージ・テスト、テスト・コンサルティングおよびその他のテスト・サービス等の専門テスト・サービスを、事業の川上分野から川下分野にわたる顧客に提供している。当社はまた、変化する市場と顧客のニーズに応えて、クラウド・テスト、インフラ・テスト、テスト環境管理、アジャイル・テストおよびセキュリティ・テスト等の新たなサービスの提供を開始している。当社の品質保証ソリューションは、製品化までの期間および最適化の制約を念頭に置きつつ、顧客の技術システムにおける高い信頼性および予測可能性を構築することを目指している。

当社は、試験ライフサイクルの自動化のためのテクノロジーに基づくソリューション、非機能試験および垂直的な特定産業向けテスト・ソリューションの社内開発への投資を行ってきた。また、ヒューレット・パッカード(HP)、IBM、マイクロソフト・コーポレーション、CA、Inc.、パラソフト・コーポレーション、マイクロ・フォーカス・インターナショナル・ピーエルシー、コンピュウェア・コーポレーションおよびテストプラント・リミテッド等の大手試験ツール・ベンダーとの提携関係も構築してきており、かかる提携パートナーの一部との共同ソリューションの構築にも関与している。かかる試験ソリューションは、当社の顧客のアプリケーションおよび製品の高い信頼性を強化しつつ、かかるソリューションが高い費用対効果で納入され、かつ市場投入までの時間が短縮されることを可能としている。当社の専任の試験専門職は、社内の試験アカデミーにおいて、産業分野、技術、品質プロセス、試験手法およびプロジェクト管理を含む様々な分野で研修を受けている。当社はまた、インフォシス試験ライフサイクル・プラットフォーム、試験管理およびデータ・テスト・ワークベンチを通じて、試験ライフサイクル全体にわたって大きな効果を達成するために、業界標準ツールおよびインフォシスの知的財産を含んだ最善の手法も用いている。

当社の契約は、当社顧客の複数の地域および事業分野に及んでいる。当社は、第三者による検査、保守テスト、パッケージ導入試験、アップグレードおよび展開、動作自動化、性能試験、テストプロセス成熟度評価、テスト・センター・オブ・エクセレンス(TCoE)の設計および導入、品質保証移行ならびにユーザー受入テストを含む広範なサービスを提供している。当社は、「マネージド・テスティング・サービス」モデルを通じて、試験自動化、性能試験、デー

タ・ウェアハウス試験、SOAテスト、テストデータ管理、インフラ・テストおよびユーザー受入テストに関する専門的センターと共に、かかるサービスを提供する。当社のマネージド・テスティング・サービス・モデルおよび当社の試験コンサルティング・サービスを用い、当社は、より少ない費用で継続的品質改善につながる当社顧客の試験組織の変革に当たって重要な役割を果たしてきた。

ビジネス・インテリジェンス

当社のビジネス・インテリジェンス・サービスは、顧客が自社データから事業価値を実現し、また、透明性および意思決定の向上によって業績を改善するに当たって支援を行う。

当社は、ビジネス・インテリジェンス戦略の定義設定から、企業情報アーキテクチャーの定義設定および実装、各種データ源からのデータの取得および変換、ならびに有意義な結論に達し、セルフサービスのオプションを含む様々な経路で提供されたアクショナブル・インフォメーションおよび洞察を導出するためのデータの整理に至るまで、顧客データのライフサイクル全般にわたって顧客に協力している。また、業務上の問題に対するソリューションを策定し、統計分析、データ・マイニング、数学的モデリング、予測解析およびデータ可視化ツールを用いて業務プロセスの将来の結果を予測することも行っており、これは最終的に、顧客の業務プロセスの効率を改善するために継続的に蓄積された知識およびデータに依拠するロボット工学の応用、機械学習および業務プロセスの自動化に繋がる。

当社は、事業のスピードアップに伴う大量のデータも処理できるシステムを用いて、顧客がこれらすべてを達成するのを支援するとともに、高速のデータ取込み能力と処理能力によって、ほぼリアルタイムで実態を把握することを可能とする。「インフォシス情報プラットフォーム」は、製品化までの所要期間を短縮しつつかかる能力を提供して、洞察および予測解析・規範分析の費用枠を大幅に引き下げている。

これが達成できるのは、当社が、顧客による任用を通じて磨かれた業界や技術に関する豊富な専門知識を有する有能な人材、企業業績管理、ビッグ・データ、モバイル・ビジネス・インテリジェンスおよびデータの可視化という分野における専門のセンター・オブ・エクセレンス、顧客の製品化までの所要期間と所有コスト総額を削減するフルスタックのオープン・ソース・ベースのプラットフォーム、ならびに速度、予測可能性、機動性、正確性、品質と生産性の向上および顧客による任用に対する事業化した手法を実現する一連のツール、知的財産およびアクセラレーターを擁しているためである。

ビジネス・インテリジェンス業務で提供するサービスには、以下が含まれる。

- ・**ビジネス・インテリジェンス戦略コンサルティング**:ビジネス・インテリジェンス戦略、行程表およびガバナンスの 定義設定、技術やアーキテクチャーの選択に関する助言ならびに顧客によるビジネス・インテリジェンス・コンピ テンシー・センター設立の支援。
- ・**ビッグ・データ、アーキテクチャーおよび技術コンサルティング**:エンド・ツー・エンドの企業情報アーキテクチャーの定義設定および実装ならびにインフォシス情報プラットフォームへの移行支援。
- ・データの統合および抽出・変換・ロード(ETL):企業向けデータ・ウェアハウス、データ・マートおよびデータ・ストアの構築に関するエンド・ツー・エンド・サービスの提供。これには、関連クラスで最高のデータ・モデルの構築または業界固有のモデルの採用およびETLツールを用いたデータ・プロビジョニング・レイヤー全体の構築が含まれる。
- ・マスターデータ管理 (MDM)、データの質およびガバナンス:各種ツールやカスタム技術を用いたMDMプラットフォームの定義設定および実装ならびに業界固有のデータの品質管理およびガバナンス・サービス。
- **ビジネス・インテリジェンスおよび報告**:当社の情報提供サービスには、報告、ダッシュボードおよび分析が含まれる。
- ・**モバイル、セルフサービスおよび可視化技術**:エンド・ユーザーへのセルフサービス型ビジネス・インテリジェンス の装備およびモバイル・プラットフォーム上でのユーザーの消費の実現。当社は、関連クラスで最高の可視化技術 を用いた次世代報告システムも構築する。
- •企業業績管理:主要業績評価指標(KPI)および収益分析等の面での業績の評価とおよび分析において企業を支援する企業業績管理ソリューションならびに財務連結および財務計画に基づく対応能力を提供するアプリケーションのコンセプト立案および提供。
- ・データ・マイニングおよび予測解析:データ・マイニング・モデルおよび予測解析システムの設計および開発。

エンジニアリング・サービス

当社のエンジニアリング・サービス部門は、製品のコンセプト立案・創造から維持および生産終了管理に至るまで、 提供製品のライフサイクル全般にわたって顧客を支援する最先端のエンジニアリング・ソリューションを提供している。当部門の業務は、深い中核的エンジニアリング・スキルおよび新規エンジニアリング・スキル、エコシステムの強力な連携ならびに組込ファームウェアから複合材の設計まで多岐にわたる製造およびサプライ・チェーンに関する専門知識を特徴としている。当社のサービス提供によって、顧客は、コンセプト立案から製品化までの所要時間の短縮、新規需要向けの製品の設計変更および新興市場向けのバリュー・エンジニアを実現できる。かかる業務は、モノのイン

ターネット(IoT)およびソフトウェア・デファインド・ネットワーキング(SDN)などの、顧客が新たな事業機会から利益を得るために有益な新興技術への投資によって補強されている。

当社には、エンジニアリング・サービスとITおよび業務プロセスのアウトソーシング(BPO)との統合を要する複雑なプロジェクトの設計、構築、実行および管理にグローバル・デリバリー・モデルを用いて、様々な業種のフォーチュン・グローバル500社に入る顧客に優れたサービスを20年余りにわたって提供してきた実績がある。当社が提供するサービスに以下が含まれる。

- ・機械製品およびシステム(軽量複合材の航空機構造などの自動車、航空機および産業用のサブシステムの設計およびレンダリングを含む。)ならびにナレッジ・ベース・エンジニアリング(KBE)を活用した設計の最適化。
- ・通信エンジニアリング(双方向テレビ・ソリューションなどのメディア・サービスを含む。)、大規模ネットワーク・エンジニアリングおよびエンタープライズ・コラボレーションの実現。
- ・ホーム・セキュリティ、自動化ソリューションおよび装着型医療機器の新製品開発(NPD)から、高機能先進運転者 支援システム(ADAS)接続型自動車用ソリューションに至るまでの電子製品およびシステム。
- ・様々な業種の顧客が提供する製品・サービスの一段の差別化を図れるような新技術を採り入れたソフトウェア製品開発サービス(SPDS)。
- ・製品ライフサイクル管理(PLM)(実装、システム・インテグレーションおよびソリューション開発を含む。)。

クラウドおよびインフラ・サービス

当社のクラウドおよびインフラ・サービス部門のビジョンは、クラウドおよびインフラ・サービス分野で最も革新的なサービスを提供する業者であり続けることである。当社は、サービスを提供するに当たり、顧客組織がデジタル社会の将来に備えてITインフラの簡素化および進化を図る一助となることを目指している。

顧客が、官民のクラウド・インフラ間の性能、コスト、機動性および信頼性の比較に基づいて社内ITインフラ・サービスを評価することで、ハイブリッド環境に作業を移行する動きが加速している。当社は、「ハイブリッドIT管理」と「クラウドへの作業移行」に基づく独自の包括的なソリューションおよび手法により、こうした傾向に対処できる体制が整っている。

同時に、自動化、クラウド、分析およびモビリティの最新の成果を用いて、当社の事業化したサービスの提供および統一されたハイブリッドIT管理手法が、簡素化され、かつ応答性に優れたIT環境を提供している。当社は、自動化に関する資産、分析主導の運用および短期間で環境を配備するソリューションを用いて、人的労力の削減、資産活用の改善および製品化までの所要期間の短縮を可能としてきた。

また、当社は、ハイブリッドIT管理への対応およびサービスの事業化を目指す包括的なプラットフォームおよびソリューションを創造するために多額の資金を投じてきた。かかるプラットフォームには、以下が含まれる。

- ・インフォシス・ハイブリッドIT管理プラットフォーム:統一されたハイブリッドIT環境の管理および統治において企業を効果的に支援する。かかるソリューションは、エコシステム全体にわたるクラウド・サービスの迅速な創設、採用および統治を可能にするものである。統一サービス・カタログは、同プラットフォームのスマート・ブローカレッジ機能と合わせて、関連するクラスで最高のクラウド・インフラ、プラットフォームおよびアプリケーションの評価および配備を加速させる、全社的かつ協調的な意思決定を支援する仕組みを提供する。
- ・**インフォシス・オートメーション・スイート**:かかるスイートと当社のIT運用分析ソリューションを併用すれば、プロセスの標準化、予測解析および作業の自動化によって人的労力を大幅に削減できる。

(3)製品

FinacleTM

FinacleTMは、当社が提供する業界屈指の総合銀行向けソリューションである。このソリューションは、銀行業務の簡素化によって、銀行が業務を刷新するに当たって支援を行う。また、イノベーションの加速および新たな機会の創出を後押しする。FinacleTMのソリューションは、世界中のリテール銀行、コーポレート銀行および総合銀行のコア・バンキング、インターネット・バンキング、モバイル・バンキング、顧客関係管理(CRM)、決済、資金運用、組成、流動性管理および資産管理のニーズに対処している。かかるソリューションは複数の要素で構成され、また、全行的に対応できる能力を備えているため、銀行の業務の機動性および効率性を高めるに当たって銀行を支援するだけでなく、複数の販路にわたって顧客体験も大幅に改善する。

現在、FinacleTMは84ヵ国の銀行から選ばれ、547百万人を超える顧客にサービスを提供している。また、主要な業界アナリストから、市場を主導している製品という評価を一貫して受けている。

EdgeVerve

当社は、世界の企業がデジタル消費者のニーズを感知し、かかるニーズに影響を及ぼし、それらを満たし、かかるニーズに対応するとともに、かかる企業の事業のエコシステムの潜在能力を活用するに当たって支援を行うために、2014年に完全所有子会社としてEdgeVerve Systems Limitedを設立した。EdgeVerveは、「従量制」サービスとして顧客に提供される革新的なクラウド・ホスト型ビジネス・プラットフォームおよびソフトウェア製品の定義設定、開発および運用を手掛けている。当社は、増収、費用対効果および収益性の改善を後押しして顧客の事業上の成果を実現することに注力している。当社のすべてのプラットフォームは、Edgeの名を冠したブランド展開を行っている。

EdgeVerveは、デジタル・マーケティング、インタラクティブ・コマース、販売業、マイクロ・コマース、顧客サービスおよび顧客体験ならびに企業の仕入れ等の急速に進化している業務分野で、顧客のイノベーションを加速している。熱意に溢れる当社の担当チームは、新たな技術、ソフトウェア・エンジニアリングおよび結果重視型のビジネス・モデルを用いて、イノベーション、共同制作および顧客にとって最も重要で複雑な業務上の課題の一部の解決を図っている。

例えば、当社のAssistEdgeは、顧客サポート・センターを問題解決センターから収益を生み出す部門に変革する顧客サービス体験分野の製品である。AssistEdgeを利用することで、組織は、担当者の効率改善、問い合わせ件数の削減および立ち上げ期間の短縮によって投資収益の回収を早めることができる。ProcureEdgeは、間接費の迅速かつ持続可能な節減を実現する上でグローバル企業を支援している。ProcureEdgeはクラウド上で提供されるため短時間で実装でき、企業は節減の強化、所有コスト総額の削減ならびに供給業者のパフォーマンスおよびコンプライアンスの改善を図ることができる。同様に、TradeEdgeは、対象とされていなかった顧客に迅速に対応し、サービス水準を最適化することで、グローバル企業が新興市場において採算の取れた成長を遂げ、各店舗で日々良好な業績を上げる一助となっている。かかるプラットフォームは、グローバル企業が何十億人もの新たな消費者に接触し、収益を増加させる上で一助となっている。

EdgeVerveの製品およびプラットフォームは、金融サービス、保険、小売・消費財(CPG)、ライフサイエンス、製造業および通信などの様々な業種にわたるグローバル企業で用いられており、米国、ヨーロッパ、日本、オーストラリアおよびインドで配備されている。クラウド・ベースのかかるプラットフォームは、米国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびインドに所在する当社のデータ・センターのホスト・コンピューターに記録されている。

(4) プラットフォーム

当社の戦略の重要な部分の1つとして、「インフォシス・プラットフォーム」の創造が挙げられる。これは、インフォシス情報プラットフォーム(IIP)およびインフォシス自動化プラットフォーム(IAP)で構成されている。さらに細分化すると、多数のオープン・ソース型ソフトウェア・コンポーネントおよび/または当社独自のソフトウェア製品で構成されており、いずれも官民のクラウドまたは顧客の設備に装備することができる。インフォシス情報プラットフォームは、企業が入手できる、増加を続けるデータの効果的な蓄積、管理および分析に当たって企業が直面する主な課題に対処することを意図したものである。当社は、IIPを用いて、企業データのパッケージ化、開発、管理および監視を改善する上で顧客を支援することを目標にしている。例えば、IIPは、既存の検査済オープン・ソース部分に基づいているため、業界固有の様々な状況向けの基本装備として短時間で実装できる。IIPは、顧客の既存の環境が拡張性に欠けるか、または報告速度が遅いという状況での装備に特に適している。

(5)インフォシスBPO

インフォシスBPOは、業務プロセスの運用、最適化および変革のためにサービスを提供している。インフォシスBPOを利用すれば、顧客は、特定の業界の上流分野から下流分野まで、または組織を横断する機能に関係する複数の重要な業務プロセスをアウトソーシングできる。当社は、銀行、金融サービス、保険サービス、製造業、エネルギー、公益事

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

業、通信、メディア、娯楽、小売、消費財、物流、ライフサイエンスおよびヘルスケアといった業界を縦断する形で業 務を行っている。

当社の組織横断型の機能は、顧客サービス、財務・会計、人材派遣、法務プロセスのアウトソーシング、営業およびフルフィルメント業務、調達ならびに経営分析という分野にわたっている。インフォシスBPOは、「事業価値の実現(BVR)」を開拓してきただけでなく、プロセスおよび最終事業指標の改善に一貫して注力していることで信頼され、重視される提携企業にもなってきた。インフォシスBPOは、プロセスの手間を省き、事業価値を実現し、共同制作を行って長期的な提携関係を持続するためにITソリューションおよび関連分野における能力を活かしてプロセスの自動化に焦点を当てている。

当社の顧客

当社は、世界中の大企業にサービスを販売している。当社は、北米、ヨーロッパおよびアジア太平洋地域で強力なマーケット・プレゼンスを有しており、現在、南米およびアフリカにおいても強力なプレゼンスの構築に向けて取り組んでいる。

過去3年度の当社の地域別収益を下表に示す。

	年度			
	2015年	2014年	2013年	
 北米	61.5%	60.7%	62.2%	
ヨーロッパ	24.1%	24.4%	23.1%	
インド	2.4%	2.6%	2.1%	
その他諸国	12.0%	12.3%	12.6%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	

過去3年度の当社の業種セグメント別収益を下表に示す。

	年度		
	2015年	2014年	2013年
金融サービスおよび保険業(FSI)	29.2%	29.3%	30.3%
製造業(MFG)	22.0%	21.6%	20.7%
エネルギー、公益事業、通信およびサービス (ECS)	16.1%	15.8%	15.9%
小売、消費財および物流(RCL)	16.3%	16.7%	17.0%
ライフサイエンスおよびヘルスケア(LSH)	6.7%	6.8%	5.9%
成長市場 (GMU)	9.7%	9.8%	10.2%

2015年度、2014年度および2013年度において、当社の最大顧客は、当社の総収益のそれぞれ3.3%、3.8%および3.8%を占めた。

特定の顧客向けに当社が行う作業量は、当社が顧客から委託される業務の性質に基づき年度ごとに変動する。このため、ある年度の大口顧客から、翌年には同水準の収益を得られないこともある。しかしながら、いずれの年度についても、限られた数の顧客が当社の収益の大きな割合を占める傾向にある。当社の収益は、顧客のために勤務する日数が異なるため四半期ごとに異なる料金請求対象労力に基づいて、一定の四半期にわたって季節性の影響を受ける。

販売およびマーケティングの概観

当社の販売およびマーケティング戦略は、イノベーションと、豊富な経験を有し、自らの知識、想像力、信念、コミュニティおよびエコシステムによって才能を増幅した専門職との双方によって、各個人の生産性の向上および最適な 貢献が達成可能であることを明確化し、実証することに重点を置いている。

当社のブランド構築は、企業が生まれ変わり、価値を生成する新たな手段を創出するための支援を行う次世代サービス会社として当社を位置づけ直すことを目標としている。インフォシスのブランドは、ソフトウェアが我々の周りの世界を極めて根本的に再形成しつつあることを前提に構築されている。そのため、あらゆる企業は二重性に直面している。すなわち、一方には、既存のシステムを更新し、新技術およびイノベーションを用いてその有効性を改善する必要性があり、他方には、かかる更新と並行して、次世代の技術を用いて新たな方法で完全に新たな種類のサービスおよびソリューションを提供する必要性がある。当社は、学習、創造性および目的という文化の中で、かかる二重性の課題を顧客が達成するための支援を行っている。

当社の販売組織は業種別セグメントによって調整されており、当社は、インドを含む世界36ヵ国に販売およびマーケティング営業所を有している。当社の地理的範囲と業界専門知識とが相俟って、当社は、各顧客のニーズに合わせた国際的専門知識を地域的に提供することができる。

競争

当社は通常、入札の呼びかけに応じて他の技術サービス・プロバイダーと競争している。アプリケーション開発および保守、業務プロセス・アウトソーシング、インフラ管理サービスおよび第三者検証サービス等の一定のサービスにおいては、競争が激化して価格設定が圧力を受けている。顧客は、当社の業界専門知識、包括的なエンド・ツー・エンドのソリューション、拡張能力、優れた品質およびプロセスの実行、グローバル・デリバリー・モデル、経験豊富な経営チーム、有能なIT専門職、実績ならびに競争的価格設定を、当社と契約する理由として挙げることが多い。

当社は、次世代技術およびイノベーション主導プロジェクトにおけるコンサルティング、ソフトウェアおよびSaaSの分野において、ニッチ企業と競争することが増えている。

当社は、当社が以下のような独自性のある競争力を有していると考えている。

- ・絶えず変化し続ける技術および顧客の要求に対応する能力
- ・顧客ニーズに対応したワンストップ・ソリューションを提供するために提供サービスの規模および幅を拡大する能力
- ・既存顧客および見込み顧客に対して長期的価値を明確に説明し実証する能力
- ・優秀な経営者、IT専門職および販売担当者を雇用し、維持する能力
- ・高品質で継ぎ目がなく、拡張可能で費用効率の高いサービスを納入するために現地およびオフショアの実行能力を効果的に統合する能力
- ・強力で認知度の高いブランド
- ・卓越した業績および顧客満足度に関する定評ある実績
- ・進化を続ける顧客の要求をサポートする人材およびインフラへの投資を可能とする財務力
- ・誠実で専門性の高い事業慣行を確保し、会社および顧客の評判を守る高い倫理性およびコーポレート・ガバナンスの 基準

知的財産

当社の知的財産権は、当社の事業にとって極めて重要である。当社は、知的財産を保護するため、特許権、著作権、商標および意匠法、企業秘密、秘密保持手続きおよび契約条項の組合せに依拠している。現在、当社は米国特許商標庁から213件、オーストラリア特許庁から1件、シンガポール特許庁から2件およびルクセンブルグ特許庁から3件の特許をそれぞれ付与されている。また、当社の特許出願のうち499件が出願の様々な段階にある。当社はインドおよびその他の国で、様々な製品およびサービスの区分に指定された39件の登録商標を有している。当社は、従業員、請負業者および可能な場合はいつでもベンダーに対して、当社との関係の開始時に秘密保持契約を締結するよう要求している。一般にこれらの契約では、当社または当社に代わって開発された秘密情報または知的財産権のある情報を極秘とすることを規定している。さらに、当社の業務過程において第三者に開示された秘密情報または知的財産権のある情報をかかる第三者が極秘とすることも規定されている。ただし、当社の顧客は通常、当社がかかる顧客向けに開発したソフトウェアに対する知的財産権を所有している。

当社は、当社の商号、商標、サービスマークおよびドメイン名を、当社の成功にとって重要なものとみなしている。 当社は、これらに対する当社の所有権の保護を法律に頼っており、適切な場合には商標出願によって当社の権利を強化 する措置を講じてきた。当社は、インドおよび米国において、主要ブランド「INFOSYS」の商標登録を取得した。当社 はまた、かかる名称およびマークを他者による権利侵害から積極的に保護している。

4【関係会社の状況】

(1)親会社

当社には、親会社は存在しない。

(2)子会社

当社は、下記の会社の過半数持分を保有している。

インフォシスBPO

当社は、インド法のもとで2002年4月にインフォシスBPOを設立した。2015年3月31日現在、当社はインフォシスBPOの発行済普通株式の99.98%を保有していた。

当社は、下記の会社の持分すべてを保有している。

インフォシス・オーストラリア

2004年1月、当社は、オーストラリアのエクスパート・インフォメーション・サービシス・ピーティーワイ・リミテッドの持分100%を取得した。買収先企業は「インフォシス・テクノロジーズ(オーストラリア)ピーティーワイ・リミテッド」に商号変更された。2015年3月31日現在、インフォシス・オーストラリアは清算中である。

インフォシス・チャイナ

2003年10月、当社は、中国における当社の事業を拡大するため、中国上海市に完全所有子会社インフォシス・チャイナを設立した。

インフォシス・メキシコ

2007年6月、当社は、中南米での事業活動を拡大するため、完全所有子会社インフォシス・メキシコを設立した。

インフォシス・スウェーデン

2009年3月、当社は、スウェーデンでの事業活動を拡大するため、完全所有子会社インフォシス・スウェーデンを設立した。

インフォシス・ブラジル

2009年8月、当社は、南米での業務を拡大するため、完全所有子会社インフォシス・ブラジルを設立した。

インフォシス・パブリック・サービシズ

2009年10月、当社は、米国の公共サービス市場における業務に注力し、それを拡大するため、完全所有子会社インフォシス・パブリック・サービシズを設立した。

インフォシス上海

2011年2月、当社は中国で、完全所有子会社インフォシス上海を設立した。

インフォシス・コンサルティング・インディア・リミテッド(ICIL)

ICILは、2012年1月12日のインフォシス・コンサルティング・インクの解散までは同社の完全所有子会社であった。インフォシス・コンサルティング・インクの資産および負債の当社への移転に従って、ICILは当社の完全所有子会社となった。2012年2月9日、ICILは、当社との合併のために、カルナタカ高等裁判所に申立てを行った。カルナタカ高等裁判所は、ICILの当社との合併計画を、2012年1月12日を指定日、2013年8月23日を効力発生日として承認した。それに従って、ICILの資産および負債はすべて、ゴーイング・コンサーンとして当社に譲渡された。ICILは当社の完全所有子会社であったため、当該計画の発効時に株主に割り当てられた株式はなかった。

インフォシス・ロードストーン

2012年10月、当社は、スイスのチューリッヒに拠点を置く世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAGの議決権付持分100%を取得した。

インフォシス・アメリカズ

2013年6月、当社は完全所有子会社インフォシス・アメリカズを設立した。

EdgeVerve

2014年2月、当社は、製品およびプラットフォームの開発および販売に注力するため完全所有子会社EdgeVerveを設立した。

インフォシス・ノバ

2015年1月、当社は、完全所有子会社インフォシス・ノバ・ホールディングスLLCを設立した。2015年3月31日終了年度において、当グループは、DWAノバLLCに対する持分20%を取得した。当社は、ドリームワークス・アニメーション(DWA)と共に新会社を設立するために15百万米ドルを投資した。新会社であるDWAノバLLCは、物的消費財の設計、製造、販売または流通に従事する会社向けにエンド・ツー・エンドのデジタル・マニュファクチャリング能力を提供するために画像生成技術を開発し、製品化する計画である。

パナヤ・インク

2015年3月、当社は、米国デラウェア州の会社であるパナヤ・インクの議決権付持分100%を取得した。パナヤは、大企業向け自動化技術およびソフトウェア管理の大手プロバイダーである。

当社のすべての子会社および関連会社の一覧については、「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注 2.18を参照されたい。

5【従業員の状況】

当社のIT専門職は、当社の最も重要な資産である。当社は、当社のIT専門職が提供するサービスの質および水準が、世界の技術サービス業界においてトップクラスであると考えている。当社は、当該業界屈指の雇用主の1社であり続ける決章である

当社は2015年3月31日現在、176,187人の従業員を雇用しており、うち166,046人がソフトウェア専門職(研修生を含む。)であった。2015年度における当社の新規雇用者数は(自然退職を除き)15,782人であった。当社は、技術サービス業界のリーダーとしての企業文化および評判を有しているため、インドで雇用可能な最も有能な人材の一部を採用し、維持することができる。

当社は、インドの一流大学および専門学校の新卒者を採用し、また世界中でプロジェクト・リーダーおよび中間管理職を必要に応じて雇用することで、国際的な人材プールを構築してきた。当社は、インドの大学から、一貫して高レベルの成績を維持してきた学生を採用している。また当社は、米国、英国、オーストラリアおよび中国の大学での採用も行っている。当社は、最高の応募者を特定するために、適性試験および面接による厳しい選抜手順に頼っている。かかる選抜手順は、過去の採用者の実績に基づいて継続的に評価され、改良されている。

2015年度、当社は1,380,283人の就職の応募を受付け、133,453人の応募者と面接し、69,418人に内定を付与した。これらの統計には、当社の子会社は含まれていない。当グループの2015年度の新規雇用者数は(自然退職を除き)15,782人であった。

教育、研修および評価

能力開発は、当社にとって引き続き重要な戦略的重点分野である。当社は、インフォシス更新・新規戦略に合わせて 新たな研修プログラムを立ち上げた。当社は複数の分野で技術主導型研修の取組みを拡張した。学習用に様々なテーマ に関する772件超の映像や多数のマルチメディア・コンテンツがあり、当社の技術に支援された学習は幅広いものと なっている。

2015年度中、従業員の研修日数は合計3.36百万人日余りであった。また当社従業員の多くは外部の認定を取得しており、多数の認定者を擁している。

イノベーション能力を強化するため、デザイン思考プログラムが23,975人以上の従業員を対象として実施された。指導員は、スタンフォード大学ハッソ・プラットナー・デザイン研究所からのスタンフォード大学の教員による研修を受けた。顧客担当チーム、リーダーシップ・チーム、従業員および新入社員に対してデザイン思考研修が行われた。

当社の主要産学パートナーシップ・プログラムであるキャンパス・コネクトは、工科大学がカリキュラム内で新しいプログラムを開講することを支援する選択科目を設けて進展した。2015年度中、当社は1,440人の教職員と契約し、かかる教職員が34,655人以上の学生に研修を行った。これにより、受講総数は348の工学教育機関で教職員が11,886人以上、学生数が330,643人以上となった。

当社の知識管理システムは、世界で最も称賛されるナレッジ企業(MAKE)賞を10回、アジアMAKE賞を12回、インドMAKE賞を10回それぞれ受賞して新記録を打ち立てた。

報酬

当社のIT専門職は、他社と同水準以上の給与および給付金を受けている。当社は、当社の業績だけではなく個人の実績に連動した実績連動報酬制度を実施している。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「第2 - 3 事業の内容」および「第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照されたい。

2【生産、受注及び販売の状況】

「第2 - 3 事業の内容」および「3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照されたい。

3【対処すべき課題】

当社は、当社の投資家のために利益ある成長を生み出しつつ、当社の顧客の課題に関わり続ける持続可能な組織を構築することを戦略的目標に置いている。

当社はそのために、「更新」および「新」という優先事項を当社自身の事業において採用し、当社のすべての業務にそれを適用する。これは、当社が提供するソリューションおよびサービス、当社が顧客および従業員に関与するプロセスならびに当社の業務プロセスに当てはまる。このことは、以下の戦略的注力分野において、以下のように現れている。

当社が提供するソリューションおよびサービスの差別化を図る。当社は、プロセス指向のサービス、すなわち、インフラ管理、業務プロセス・アウトソーシングおよびソフトウェア試験または保守において、生産性の向上、正確性の改善および顧客の総費用の削減のために自動化および人工知能の概念を活用することを戦略としている。当社は、規模、質、専門知識および費用優位性を顧客とのプロジェクトに提供するためにグローバル・デリバリー・モデルを利用している。また、Edge製品群、Finacle[™]コア・バンキング製品およびインフォシス情報プラットフォーム等の差別化されたプラットフォームを構築している。当社は、革新的で費用対効果の高いソリューションを顧客に提供するに当たって、オープンソース技術の利点を活用していく。また、モバイルおよびデジタル技術ならびにビッグデータ・アナリティクスといった最新技術への投資を継続していく。

戦略的提携および買収を追求する。当社は、当社の中核的能力を補完する提携を発展させている。また、顧客のためにビジネス・ソリューションを創造し、配備し、統合し、運用するに当たって大手テクノロジー・ソフトウェア・プロバイダーと提携している。当社は、当社の専門知識を増強し、一定の市場セグメントにおけるプレゼンスを補完し、当社の戦略の実施を加速させるような選別的な事業買収に資金を投じる予定である。

深く、影響力のある顧客関係を構築する。当社は、従来的なIT分野においてだけでなく新たなデジタル・ビジネス構想のためにも、大規模な変革プログラムについて顧客に関与することを戦略としている。当社は、広範なエンド・ツー・エンドのサービス提供ならびに顧客と共同で行うプロジェクトの規模、性質および件数の拡大によって、既存の顧客関係を拡大している。当社は、対象を絞った事業開発およびマーケティングに投資することで、新たな顧客を獲得し、新たな地域および市場セグメントにおけるプレゼンスを増大させていく。また、優れた業績を上げるコンサルティングおよび事業開発チームならびにかかるチームの効果を高めるために必要なプロセスおよびシステムに投資する予定である。当社は引き続き、当社ブランドが差別化されており、国際的であり、かつ高い評価を得ることを確保していく。

イノベーションを顧客に提供する企業文化を創造する。当社は、全社的にイノベーションを促すために必要な環境、組織、エコシステムおよび経済モデルを創出していく。当社は、デザイン思考手法を用いて、新たな問題定義を引き出し、その解決に向けて顧客の業界に関する深い知識と最新技術を組み合わせている。当社は、新たな思考および事業モデルの利用を目的として、初期段階にある企業および大学のイノベーション・ネットワークを利用するためにイノベーション基金に500百万米ドルを割り当てた。当社は引き続き、協調的で起業家精神に溢れた文化を組織内で培っていく。

国際的で多様かつ高業績でやる気のある従業員基盤を引きつけ、定着させる。当社の従業員は、当社の最大の資産である。顧客の進化するニーズを満たすために、当社は、適当な技能を有する最良の人材を適当な場所で引きつけ、雇用することを優先している。当社は、「選ばれた雇用主」であり続けるよう当社のプランドの強化に全力で取り組んでいる。信頼と説明責任を通じて従業員に権限を与える一連の取組みが開始された。当社は、客観性を高めるために業績管理制度を見直し、やりがいのある業務に従事できるように従業員向けの社内市場を創設し、安全で透明な職場環境の提供にさらに注力した。当社の指針となっている価値体系が、当社の姿勢および行動を動機づけている。当社は、顧客価値、率先垂範のリーダーシップ、高潔性および透明性、公正ならびに卓越性(C-LIFE)に中核的な価値を置いている。

当社は、従業員の学びおよびキャリア開発プロセスの中心となる研修に多額の投資を行ってきた。当社は、社会性があり、楽しく、協調的な職場環境の創造に注力している。当社は、透明で実力主義の文化の中で生涯にわたる学習機会を従業員に提供していく。

機動性および費用のために業務の有効性を高める。当社は、戦略的目標との合致および機動性のために当社の組織構造およびプロセスを最適化するため、それらの有効性を定期的に評価していく。当社は、費用を最適化し、迅速かつ効果的に顧客に対応できるように、重要な部門間のプロセスを継続的に評価し、クラス最高の実務と比較している。また、資源の費用および利用、従業員の世界的な分布、当社施設の運営費用、ならびに当社がグローバル・デリバリー・モデルの規模の効率性および強みを最適に実現しているか否か等の様々な業務上の変数を常に監視し、最適化している。

4【事業等のリスク】

当社のADSへの投資は、高いリスクを伴う。当社のADSへの投資前には、下記のリスクおよび不確実性ならびに本書中のその他すべての情報(「第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」ならびに「6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類および関連する注記を含む。)を慎重に考慮されたい。下記のリスクおよび不確実性は、当社が直面するリスクおよび不確実性を網羅するものではない。いずれかのリスクが実際に発生した場合、当社の事業、財政状態、経営成績および見通しが重大な悪影響を受ける可能性がある。かかる場合、当社の普通株式の市場価格が低下する可能性があり、投資家はその投資の一部または全部を失う可能性がある。

(1) 当社および当社の産業分野に関連するリスク

当社の収益および費用は予測が困難であり、期ごとに著しく変動する可能性があり、これによって当社の株価が下落する可能性がある。

当社の収益および収益性はしばしば変動しており、将来、期によって著しく変動する可能性がある。従って、当社としては、当社の経営成績の期間ごとの比較が当社の将来における業績指標として依拠されるべきではないと考えている。将来、当社の経営成績が市場アナリストや投資家の予測を下回る可能性があり、またこれによって当社の普通株式およびADSの価格が下落する可能性もある。

当社の経営成績の変動につながる要因には下記事項が含まれる。

- ・重要なプロジェクト (大型のアウトソーシング案件を含む。)の規模、時期および収益性
- ・当社または競合他社の価格設定方針の変更
- ・米国、ヨーロッパ、オーストラリアまたは当社が営業するその他市場の経済力に影響する変動
- ・為替レートの変動およびかかる変動に対処することを意図した当社のヘッジ活動の影響
- ・賃金面での圧力、季節的雇用パターン、自然退職、および新入社員(とりわけIT専門職)を育成し、戦力として 活用するために要する時間の影響
- ・当社が世界中の自社開発センターで実施するサービスと顧客先で実施するサービスの比率
- ・製品およびプラットフォームの販売による業務とアウトソーシングを含むサービスからの業務との比率
- ・料金請求対象従業員の稼働率
- ・施設拡張の規模と時期ならびにその結果生じる減価償却および償却費
- ・ビザを取得し、当社が営業している国の入国管理法を遵守する当社の能力
- ・予想外の契約取消し、契約解除、プロジェクトの延期または購入の延期(規制上の要件を遵守するための顧客の 取組み、顧客の業務再編、顧客の経営の変更および合併買収の結果発生したものを含む。)
- ・当社の顧客および潜在的顧客がその事業およびITのニーズを予測できないこと、ならびにそれが当社事業に及ぼ す影響
- ・固定価格および固定時間枠ベース、取引ベースでの顧客との契約と、時間および資材ベースでの契約との比率
- ・当社のプロジェクトの存続期間、規模および範囲ならびに顧客ベースの企業の意思決定プロセスの不測の変更

総営業費用の大部分、とりわけ人員と設備に関連するものについては、いずれの特定期間についてもあらかじめ固定されている。その結果、当社のプロジェクトの件数および時期もしくは従業員稼働率の予期せぬ変動または進行中のプロジェクトを完了するために必要な資源の見積精度によって、あらゆる特定期間において当社の経営成績に著しい変動が生じる可能性がある。さらに、期間ごとの当社の経営成績に変動をもたらす可能性のある、当社の支配が及ばない数多くの要因が存在する。これらには以下が含まれる。

・法人税免除期間または免税の期間およびその他のインド政府による優遇策の利用可能性

- ・インドまたは当社が業務を行うその他の国における規則の変更
- ・為替変動、とりわけ米ドル、英ポンド、ユーロまたは豪ドルに対するルピー高。これは当社の収益の大部分がこれらの通貨建てである一方で費用のかなりの部分がルピー建てであるためである。
- ・その他の一般的な経済および政治的要因 (米国、ヨーロッパおよびその他の当社の営業地域における景気を含む。)

さらに、米国の就労ビザの入手可能性は、期間ごとに異なる可能性がある。米国の就労ビザは、ある期間に入手できても、別の期間には入手できないことがあり、また、期間ごとに入手可能なビザの数も異なる可能性がある。従って、ビザの入手可能性の変動によって、一定の期間において、別の期間に比べてビザ関連費用が大幅に増加する可能性がある。例えば、当社のビザ費用は、2015年度、2014年度および2013年度にはそれぞれ53百万米ドル、50百万米ドルおよび60百万米ドルであった。ビザの入手可能性の変動は、一定の期間ごとの当社の営業利益率および収益性に影響する可能性がある。

当社が過去の利益率や収益性レベルを維持できない可能性がある。

当社の収益性は、当社のサービスに対する価格面での圧力、ルピーと米ドルおよび当社の収益または費用が発生するその他通貨の為替レートの変動性ならびにインド国内および当社が営業しているその他の場所における賃金面での圧力の増加ならびに増税または税制上の優遇措置の終了の影響を受ける可能性がある。

グローバル・デリバリー・モデルにより当社は費用を効率的に管理できているが、顧客先で実施するサービスの比率が増えるならば、将来、営業費用を低く抑えることができなくなる可能性があり、これによって当社の利益率に悪影響が及ぶ可能性がある。また、過去において当社の利益率はインド国内の一定の法人税免除期間および優遇措置の終了によって悪影響を受けており、当社は、他の法人税免除期間および優遇措置が将来終了するのに伴って当社の利益率がさらに悪影響を受ける可能性があると予想している。

価格の引上げにより相殺されない営業費用の増加またはより低い収益性を伴う買収は、利益率に影響する可能性がある。

2015年度、2014年度および2013年度には、米ドルに対するルピーの為替レートが大きく変動した。1米ドル当たりの平均為替レートは、2015年度、2014年度および2013年度には、それぞれ61.18ルピー、60.75ルピーおよび54.54ルピーであった。ルピー高は、過去にも当社の経営成績に悪影響を与えており、今後も悪影響を与える可能性がある。

営業費用の今後の増加および特に外貨に対するルピー高またはその他の外貨に対する米ドル高を含む外国為替レートの変動は、将来において、当社の利益率および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

経済環境、価格面での圧力および従業員稼働率の低下は、当社の収益および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

IT製品およびITサービスに対する支出は、当社の顧客が営業する市場の経済環境を含む、多くの要因により変動する可能性がある。例えば、2008年後半には、世界的な景気減速によりIT購入額の増加率が鈍化した。こうした減速傾向は2009年まで続き、困難な経済環境を背景に世界的IT購入額は減少した。当社は、多数の国々の経済状態は依然として困難なものであり、近い将来も引き続き困難である可能性があると考えている。例えば、ヨーロッパの多くの国では、多額の財政赤字が政府債務および信用格付の引下げと相まって、当該国の経済の低迷の継続に関する懸念が高まっている。

また、困難な経済環境によるIT支出の減少によって、当社の顧客からの価格面での圧力が増大しており、当社の収益生産性(収益を料金請求対象人月数で除した値と当社で定義している。)が悪影響を受けている。例えば、2015年度の業務プロセス管理を除くサービスにおける当社の全般的な収益生産性は、2014年度から2.8%低下した。

世界的な景気減速に起因または関連するIT支出の減少、収益生産性の低下、信用リスクの増大および売掛期間の延長は、過去に当社の収益、売上総利益、営業利益率および経営成績に悪影響を与えており、今後も悪影響を与える可能性がある。

加えて、過去においては、IT支出の減少または延期が、当社のITサービス専門職の稼働率にも悪影響を及ぼした。例えば、2012年度における当社のITサービス専門職(研修中の従業員を含む。)の稼働率は66.9%であったのに対し、2011年度におけるかかる稼働率は70.3%であった。従業員稼働率の低下は、2012年度の当社の収益性に悪影響を及ぼしたが、今後、IT支出の減少または延期によるものであるか否であるかを問わず従業員稼働率が低下する場合には、当社の利益が悪影響を受ける可能性がある。

世界の景気減速による事業上の課題および利益率に対する圧力ならびにかかる減速に対する当社顧客の対応に加えて、効率性を高め、費用を削減するために、ITサービス業者を整理統合する傾向がITサービスの消費者間で高まっている。新たな統合プロジェクトのための競争入札プロセスで当社が落札できるかどうか、また、既存のプロジェクトを維持できるかどうかは、従業員の配置、効率的なオフショアでのサービス提供、移行費用の負担およびより厳格なサービス水準に関連した、顧客の期待を満たす能力に左右される。かかる統合プロジェクトで顧客の期待に沿えない場合、当社の事業、収益および営業利益率が悪影響を受ける可能性が高い。さらに、かかる統合プロジェクトを落札した場合でも、競争入札プロセスの結果、営業利益率に対して大きな圧力を受ける可能性がある。

さらに、当社と顧客との間の取引量が増加した場合、顧客側は数量に見合う割引または値引きを受けることをしばしば期待するため、設定価格を維持または引き上げる当社の能力は制約を受ける。また、既存および新規顧客は、契約条項の交渉を支援するために広範な市場に関する知識を有する社外のコンサルタントを雇用する傾向にある。かかる慣行のために設定価格を維持または引き上げることができない場合にも、当社の収益、売上総利益、営業利益率および経営成績が悪影響を被る可能性がある。

当社の収益は主に米国およびヨーロッパに所在する顧客に大きく依存するとともに、特定の業種の顧客に集中しており、米国、ヨーロッパまたはこれらの業種の景気に影響を与える景気減速またはその他の要因あるいはこれらの業種の成長に対するその他の影響が、当社の事業に影響を及ぼす可能性がある。

2015年度、2014年度および2013年度において、当社の収益のそれぞれ61.5%、60.7%および62.2%が北米におけるプロジェクトからもたらされた。同年度、当社の収益のそれぞれ24.1%、24.4%および23.1%がヨーロッパにおけるプロジェクトからもたらされた。

世界経済の不安定性および不均衡な成長は、かつてもIT業界の成長に影響を及ぼしており、将来もこれに影響を与え続ける可能性がある。こうした不安定性は当社の事業および経営成績にも影響を及ぼしており、今後もその影響が続く可能性がある。過去において、世界経済の脆弱性はIT業界の成長に悪影響を与えており、将来においても同様の可能性がある。米国またはヨーロッパの景気が低迷するかまたは不安定になる場合、当社の顧客は、IT支出を大幅に削減または延期する可能性があり、その場合、当社サービスに対する需要が減少し、当社の収益および収益性に悪影響を与える可能性がある。

2015年度、2014年度および2013年度において、当社の収益のうちそれぞれ29.2%、29.3%および30.3%が金融サービスおよび保険業界からもたらされた。2008年に端を発した金融・信用市場の危機によって、米国の金融サービス業界では大きな変化が生じ、米連邦政府が多くの大手金融機関の買収または金融支援を強いられる一方、一部の大手投資銀行が破産しあるいは倒産状況での身売りを余儀なくされた。世界経済が不安定であれば、当社の顧客によるIT支出の減少、延期もしくは整理統合、契約解除、プロジェクトの延期または購入の延期が生じる可能性がある。IT支出の減少、延期または整理統合は、当社サービスに対する需要を減少させ、または当社サービスについて得られる価格に影響を及ぼし、その結果、当社の収益および収益性に悪影響を与える可能性がある。

米国またはヨーロッパの経済の不安定性または脆弱性は、当社の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2015年度、2014年度および2013年度において、当社の収益のそれぞれ29.2%、29.3%および30.3%は金融サービスおよび保険業界の顧客から、それぞれ22.0%、21.6%および20.7%は製造業界の顧客から、それぞれ16.1%、15.8%および15.9%はエネルギー、公益事業、通信およびサービス業界の顧客から、それぞれ16.3%、16.7%および17.0%は小売、消費者製品および物流業界の顧客から、それぞれ6.7%、6.8%および5.9%はライフサイエンスおよびヘルスケア業界の顧客から、ならびにそれぞれ9.7%、9.8%および10.2%は成長市場部門の顧客からもたらされていた。米国またはヨーロッパの経済または当社の収益源である業種における脆弱性は、当社事業および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

金融サービス業またはエネルギーおよび公益事業といった当社の顧客が集中している一部業界では、政府の規制および介入が強化されており、または強化される可能性がある。例えば、米国におけるドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律の制定後、金融サービス部門の顧客に適用される規制が強化されている。当社の顧客が営業する産業における規制の強化、現行規則の変更または政府介入の強化は、当社の顧客の事業成長に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の収益が悪影響を被る可能性がある。

為替変動が当社の経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

当社の機能通貨はルピーであるが、当社事業の大部分では複数の通貨で取引しているため、当社は、米国その他の地域における様々な外貨建ての販売および海外サプライヤーからの様々な外貨建ての購入を通じて為替リスクに晒される。一般に、当社の収益の大部分は米ドルまたは英ポンド等の外貨建てで発生するが、当社の費用の大半はルピー建てである。外国為替市場における変動の増大の結果、外国為替変動に関連する影響を当社が負担することを顧客が求める可能性がある。また、当社は過去に現金のほとんどをルピーで保有してきた。従って、為替変動は当社の収益、その他の収益、売上原価、売上総利益率および純利益に相当の悪影響を与え、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響が生じる可能性がある。例えば、2015年度、2014年度および2013年度において、ルピーと米ドルとの間の為替レートが1パーセント・ポイント変動すれば、当社の営業利益率の伸びはそれぞれ約0.52%、0.48%および0.40の影響を受けた。ルピーと米ドル、英ポンド、ユーロおよび豪ドルを含む外貨の間の為替レートは、近年大幅に変化しており、将来も大きく変動する可能性がある。2015年度には、かかる通貨の変動によって当社の経営成績は重大な悪影響を受けた。当社は、当社の収益の大部分が予測可能な将来において、引き続き米ドル、英ポンド、ユーロおよび豪ドルを含む外貨建てでもたらされるとともに、設備費や営業費用ばかりでなく人件費を含む当社の費用のかなりの部分が、引き続きルピー建てになると予測している。その結果、当社の経営成績は、米ドルおよび他の外貨に対してルピーが高くなると悪影響を受ける。

当社は、一定の外貨建て売上債権に対する為替レートの変動リスクを軽減するために、為替先物予約およびオプション契約等のデリバティブ金融商品を利用している。2015年3月31日現在の先物予約の残高は716百万米ドル、67百万ユーロ、73百万英ポンド、98百万豪ドル、12百万カナダ・ドルおよび25百万シンガポール・ドルであった。当社は、為替リスクから身を守るために十分なデリバティブ商品を購入できない可能性がある。

当社は、通貨市場における四半期内での不測のまたは著しい変動によって損失を被る可能性があり、それによって当社の収益率および経営成績が悪影響を受ける可能性がある。また、外国為替市場のボラティリティによって、当社の外貨エクスポージャーを効果的にヘッジすることが困難となる可能性もある。

さらに、インド準備銀行の方針がその時々に変わるため、当社が為替リスクを十分回避する能力が制約される可能性がある。資本勘定の交換性が導入された場合、完全な交換性または交換性の向上によって、ルピーと外貨との間の為替レートの変動幅が拡大する可能性がある。

2015年度中、当社の収益の31.1%は米ドル以外の通貨によるものであり、英ポンド、ユーロおよび豪ドル建ての収益が当社の収益に占める割合はそれぞれ5.9%、10.2%および7.6%であった。

2015年3月31日終了年度において、米ドルの価値は、豪ドルおよびユーロに対してそれぞれ6.5%および6.7%上昇し、また、英ポンドに対しては0.6%低下した。

当社の成功はその大部分を、高い技能をもつIT専門職および彼らを雇用し、引き付け、動機づけし、定着させ、育成する当社の能力に依存する。

プロジェクトを遂行し、顧客との関係を維持し、新規顧客を獲得する当社の能力は、高い技能をもつIT専門職、とりわけプロジェクト・マネジャーおよび中堅専門職を引き付け、雇用し、育成し、動機づけし、定着させる当社の能力に大きく左右される。もし当社が従業員を雇用し、動機づけし、定着させることができなければ、当社がプロジェクトに入札して新規プロジェクトを獲得する能力および事業を拡大する能力は損なわれ、当社の収益は減少するであろう。

高い技能を有するIT専門職に対しては世界規模での熾烈な獲得競争があると当社は考えている。さらに、特にインドのIT企業は雇用努力を強化している。高い技能を有するIT専門職に対する世界的な競争の激化およびIT企業による雇用増により、十分な人数の、高い技能をもつ経験豊富なIT専門職を雇用する当社の能力が影響を被る可能性があり、当社の事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

インドのIT専門職に対する競争の激化は、従業員を定着させる当社の能力にも影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社の離職率(当社の子会社における離職率を除く。)は、2012年度の14.7%から2015年度には18.9%へと徐々に上昇してきた。

当社は、定着させられない従業員に代わる、十分な人数の高い技能をもつ経験豊富なIT専門職を雇用できない可能性がある。当社がIT専門職を動機づけて定着させられない場合、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

政策または法律の変更も、IT企業が従業員を引き付けて定着させる能力に影響を与える可能性がある。例えば、インドの中央政府または州政府が、少数グループの人々に対して優先的な雇用を提供することを使用者に義務づける法令を導入する可能性がある。労働力の質は当社の事業にとって極めて重要である。中央政府または州政府によってかかる法令が施行された場合、最も質の高いIT専門職を雇用する当社の能力は阻害される可能性がある。

さらに、技術の変化、進化し続ける標準および顧客の選好の変化によって、当社のIT専門職の再配置および再研修が必要になる可能性がある。技術の変化、進化し続ける標準および顧客の選好の変化に遅れることなく当社がIT専門職を再配置し再研修できない場合、当社が新規プロジェクトに入札してこれを獲得する能力に悪影響を及ぼし、当社の事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が成長の管理に失敗した場合、業務が混乱し収益性が低下する可能性がある。

当社の従業員数は近年著しい成長を遂げてきた。2010年3月31日から2015年3月31日までの間に、当社の従業員総数は、113,796人から176,187人へと増加した。2015年度、2014年度、2013年度、2012年度および2011年度において、当社はそれぞれ(自然退職を除き)15,782人、3,717人、6,694人、19,174人および17,024人を新規に雇用した。

さらには、最近の5年間において、当社は、既存施設の大規模な拡張および新施設の建設を行ってきており、現在も引き続き行っている。当社は、当社の成長のためには経営チームその他の資源に多くが求められると考えている。また、成長には、当社の営業上、財務上その他の内部統制を、インド内外において継続的に整備・改善する必要がある。さらに、成長を継続することによって以下の点が重要な課題となる。

- ・十分な技能を有する技術、マーケティングおよび経営の分野の人材を採用し、研修し、雇用を維持すること
- ・当社の高い品質基準とプロセス実行基準を遵守し、さらに改善すること
- ・当社の企業文化、価値および起業家的風土を維持すること
- ・顧客に提供するサービスの範囲を首尾よく拡張すること
- ・当社の社内的な管理業務インフラ、とりわけ財務システム、営業システム、通信システムその他の社内システム を開発・改善すること
- ・高いレベルの顧客満足度を維持すること

当社の成長戦略は、世界中に当社の営業区域を拡張することに依拠している。当社は2013年度に、スイスに拠点を置く世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAGの買収を完了した。また、2015年度に

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

は、世界数ヵ国で営業している自動化技術の大手プロバイダーであるパナヤの買収を完了した。さらに、最近では、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc. (Skavaの名前で営業している。)の買収を完了した。

新たな市場に参入して地位を確立し、業務を拡大するために要する費用が予想を上回る可能性があり、また、かかる地域では著しい競争にさらされる可能性がある。当社が拡張およびかかる市場または地域における成長の管理に失敗した場合、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社はエンド・ツー・エンドのビジネス・ソリューションを顧客に提供できない可能性があり、これによって顧客が当社との契約を打ち切ることで、当社の事業に損害が生じる可能性がある。

過去数年間に、当社は、提供するソリューションおよびサービスの幅を広げることで、契約の種類と範囲を拡張し続けてきた。アプリケーション開発および保守、コンサルティング、業務プロセス管理、システム・インテグレーションおよびインフラ管理といった当社の提供サービスが成功を収めたことは、一部には、当社の既存および新規の顧客にこうしたサービスへの継続的需要があったこと、ならびに競争力がありかつ費用効率の高い方法でこの需要を満たす能力が当社にあったことによるものである。当社のエンド・ツー・エンド・ソリューションに対する契約を得るため、当社は、インドに拠点をもつ他のITサービス企業に加えて、大規模で一流の国際コンサルティング会社と競合しており、これによって、競争およびマーケティング費が増加している。そのため、当社の新たなサービスが顧客ニーズに効果的に合致せず、既存および新規顧客をこうしたサービスに引き付けることができない可能性がある。

当社の提供するサービスの幅を拡げることで、顧客のプロジェクトがより大規模で複雑なものになる可能性がある。これによって当社は、当社の顧客(および可能性としては他のITサービス・プロバイダー / ベンダー)との間で緊密な関係を構築し、顧客の業務をより完全に理解することが必要となるであろう。当社のこういった関係を構築できる能力は、当社のIT専門職および管理職の技能を含むいくつかの要因に依存する。

より大規模なプロジェクトにはしばしば、複数のコンポーネント、契約または段階が含まれ、顧客が追加的段階について当社と引き続き契約する選択をしないこと、または追加的に計画された契約を取り消すかもしくは延期することがありうる。これらの取消し、解除または延期は、当社のサービス品質にかかわる要因というよりは、顧客側の事業もしくは財政状態または経済全般によって生じる可能性がある。取消しや延期があるとプロジェクトに必要となる資源の計画が困難になると共に、資源計画が不正確になることで、当社の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ITサービス市場における熾烈な競争は当社の価格設定に影響を与える可能性があり、その結果、顧客からの契約獲得率が下がり、当社の収益が減少する可能性がある。

ITサービス市場は非常に競争が激しい。当社の競合先としては、大手コンサルティング会社、多国籍技術系企業の専属部門、インフラ管理サービス会社、インド国内のITサービス会社、ソフトウェア会社および大手企業の社内IT部門が挙げられる。

ITサービス業界は、競争環境に影響を及ぼす急激な変化を経験している最中にある。こうした変化には最近の事業売却/買収が含まれ、同業界の統合を促す結果となっている。こうした変化は、相当な資源を有する大規模な競争相手を生み出すことになる可能性がある。さらには、当社の競争相手の一部は、そのサービスに価格競争力をもつオフショア能力を追加した。これらの競争相手においてはそのオフショアおよびオンサイト・モデルを使用して、より効率的なサービスを提供できる可能性がある。さらにこうした競争相手の多くは当社よりも規模が相当大きく、国際事業においてかなり豊富な経験を有する。当社は、当社が事業拡大を想定している国だけではなく現在事業を展開している国においても競争を迫られる可能性がある。また当社では、中国、フィリピンといった他の国においてもITサービス会社との競争が激化すると予測している。当社の競争相手の多くは、当社と比較して、非常に大きな財務、技術、マーケティングの資源を有し、より多くの収益を生み出し、既存顧客および技術提携先との間に広範な関係を築いており、さらには社名の認知度も高い。当社がこういった競争相手と十分に競争できない可能性や、顧客を奪われる可能性がある。さらに、当社の競争力は部分的に、当社の支配の及ばない要因(当社の競争相手が同様のサービスを提供する際の価格や顧客のニーズに対応する能力の程度等)に左右されるものと当社は考えている。

当社の収益のかなりの部分は当社の大口顧客に依存しており、主要顧客を1社失えば、当社の事業に著しい影響が及ぶ可能性がある。

当社は、過去にその収益の極めて大きな部分を限られた数の顧客から得てきており、将来もその傾向は続くものと思われる。2015年度、2014年度および2013年度において、当社の最大顧客は、総収益に対してそれぞれ3.3%、3.8%および3.8%を占めた。また大口顧客上位5社の総計では、当社の総収益に対してそれぞれ13.5%、14.4%および15.2%を占めた。特定の顧客に対する当社の仕事量はその年ごとに変動するが、これはとりわけ、当社が過去において顧客にとっての独占的社外サービス・プロバイダーではなかったことによるものである。このため、ある年度の大口顧客から、翌年には同水準の収益を得られないこともある。しかしながら、いずれの年度についても、限られた数の顧客が当社の収益の大きな割合を占める傾向にある。さらに当社の能力以外にも、顧客を失う原因となり、しかも予測し得ないいくつかの要因が存在する。大口顧客がアウトソーシング戦略を変更して多くの業務を社内に移す場合または既存のソフトウェアをライセンサーのサポートするパッケージ・ソフトウェアに置き換える場合等のいくつかのケースでは、当社の事業が影響を受ける可能性がある。困難な経済環境または競争環境に呼応してIT関連支出が減ることも、顧客の喪失につな

がると思われる。当社が主要顧客を1社でも失うか、または主要顧客が1社でも当社に対する仕事量を大幅に減らした場合、当社の収益および収益性が低下する可能性がある。

当社の成功はその大部分において、当社の経営陣および主要役員ならびに彼らを引き付け定着させる当社の能力によって決まる。

当社は、最高経営責任者、最高執行責任者、最高財務責任者および上級執行幹部を含む取締役会および経営陣に大きく依存している。当社の将来の業績は、当社の取締役、業務執行役員および他の役員の継続的貢献が絶たれると影響を受けるであろう。例えば、2015年度には、業務執行役職に就いていた当社の設立者が全員辞任し、当社の取締役会は大きく変化した。さらに、新たな最高経営責任者が任命され、当社の経営陣および組織構造にも変更があった。取締役および経営陣の異動ならびに当社の業務構造の再編が当社の業務もしくは顧客関係に混乱を引き起こさないこと、または当社の経営成績に重大な影響を及ぼさないことは保証できない。

当業界の上級管理職の獲得競争は熾烈であり、当社では上級管理職を定着させることができないか、または将来において新たな上級管理職を引き付け、定着させることができない可能性がある。さらに、当社では経営陣の上級幹部またはその他の主要役員に対しても生命保険を掛けていない。当社が上級管理職またはその他の主要役員のいずれかを失った場合、当社の事業、経営成績および財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社が予算内および期限内に固定価格および固定時間枠ペースの契約または取引ペースでの価格設定契約を完了できなかった場合、当社の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

顧客の要件およびIT予算への圧力に対応した当社の事業戦略の一要素として、当社が提供するサービスのうち、時間および資材ベースではなく、固定価格および固定時間枠ベースで提供するサービスの割合が増加しつつある。2015年度、2014年度および2013年度において、固定価格および固定時間枠ベースのプロジェクトから得た収益が、当社のサービス総収益(業務プロセス管理サービス収益を含む。)に占める割合は、それぞれ42.1%、40.8%および40.0%であった。さらに、顧客のIT予算への圧力が増したため、当社は競争力を維持するために、通常の価格設定方針を外れて、一定の状況においては顧客に様々な価格設定モデルを提供するようになっている。例えば、当社は、当社サービスの利用に応じて支払いを行う柔軟性を顧客に提供するため、取引ベースでの価格設定契約を、かかる条件をこれまで提供されていなかった一定の顧客との間で締結している。

固定価格および固定時間枠ベースの取決めならびに取引ベースでの価格設定取決めの締結には、プロジェクトについて適正価格を適切に見積もることができない場合、予想した時間枠内でかつ予想した労働量でプロジェクトを実行できないために利益が減少するかまたは損失が発生する可能性があるというリスクがある。当社では、自社のソフトウェア・エンジニアリング方法論およびプロセスならびに過去のプロジェクト経験を用いて、固定価格および固定時間枠ベースのプロジェクトならびに取引ベースでの価格設定プロジェクトの見積り、計画および実行に関連するリスクを減少させようとしているものの、こうしたプロジェクトに関連して、費用超過、完了時期の遅延および賃金上昇のリスクを負っている。当社がプロジェクトに必要となる資源および時間、将来の賃金上昇率もしくは為替相場を正確に見積もることができない場合、または契約した時間枠内で契約義務を履行できない場合、当社の収益性は損なわれる可能性がある。当社は今後も引き続き、固定価格および固定時間枠ベースの契約ならびに取引ベースでの価格設定契約を締結すると予想しており、かかる契約が時間および資材ベースでの契約から発生する収益に比べて増加する可能性があり、それによって当社の事業に対するリスクは増大するであろう。

当社と顧客との契約は一般的に、正当な事由の有無に拘らず、また通知の付与または罰則規定をほとんどまたは全く適用することなく解除することが可能であり、これが当社の収益および収益性に悪影響を与える可能性がある。

当社の顧客は一般的に、当社のみと契約しているわけではなく、プロジェクト・ベースで当社を雇用している。固定価格および固定時間枠ベースの契約を含む当社と顧客との契約の大部分は、正当な事由の有無にかかわらず、0日ないし90日前に通知をすることで解除することができる。当社の業務は顧客の決定および活動に依存している。また、当社の支配が及ばず、プロジェクトの終了や顧客の喪失を引き起こす可能性のある顧客関連の要因がいくつかあり、これらには以下が含まれる。

- ・顧客の財政的な困窮
- ・戦略的優先順位の変更によるIT支出の減少
- ・価格削減要求
- ・より多くの業務を顧客の社内の技術部門または当社の競合相手に移すというアウトソーシング戦略の変更
- ・顧客による、既存のソフトウェアからライセンサーがサポートするパッケージ・ソフトウェアへの転換
- ・合併買収
- ・合併買収の結果であるかその他であるかを問わず、顧客によるIT支出の統合
- ・不確実な経済環境によるプロジェクトの突然の削減

当社が顧客との契約解除を制御できない場合、当社の財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

通常、当社と顧客との契約はその性質上単発のものであり、必ずしもその後の契約につながるものではない。

当社の顧客は一般に、当社を長期契約の下で経常ベースで利用するよりは、特定のプロジェクトに関して契約ごとに短期的に利用している。当社の収益の実質的な大半は、前年度にも収益に貢献した顧客から受け取った収益と当社が定義しているリピート・ビジネスによるものではあるが、当社と顧客との契約は通常、その性質上、単発的なプロジェクトに関するものである。従って、当社は現在の契約が成功裏に完了するかまたは解除された場合には新たな契約を求めなくてはならず、よって当社は常に既存の顧客とのビジネスを拡大し、当社のサービスの新規顧客を確保しようと努めている。さらに、事業を継続的に拡大するために、当社が販売およびマーケティング・グループを大幅に拡大することが必要となる可能性がある。これによって費用は増大するが、必ずしも取引の大幅な増加に繋がるとは限らない。当社が相当な数のプロジェクトの新規契約を継続的に創出できない場合には、当社の事業および経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

当社と顧客との契約はしばしば、当社の実績に基づく条件付であるため、満足度が低い場合、事前の予測よりも少ない 収益しかもたらさない可能性がある。

当社の契約の多くは成功報酬型か、または当社に対する報酬の一部もしくは全部を当社が所定の実績目標もしくは サービス水準を満たすことができたか否かを条件とするその他の価格条項を含んでいる。当社がこうした実績ベースの 契約においてその目標や顧客の期待を満たせなかった場合、当該契約は収益性の低いまたは不採算の契約になる可能性 がある。

当社と顧客との長期契約の一部にはベンチマーク規定が含まれており、もしそれに該当した場合、将来の収益が減少し、契約の収益性が低下する可能性がある。

当社と顧客との契約の規模が大きくなり、期間が長くなるに従い、顧客はベンチマーク規定をさらに求める可能性がある。ベンチマーク規定によって顧客は、ある条件下で、提供された契約サービスに対する当社の価格設定、成果および効率化の度合いを、合意された複数の他のサービス・プロバイダーの同等のサービスと比較する合意された第三者によるベンチマーク調査を要求することができる。ベンチマーク調査の結果に基づき、かつ不利な差異の生じた原因によって、当社は、契約の残存期間に実施される将来のサービスに対して値下げを求められる可能性があり、これにより当社の収益および収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。価格設定への圧力とそれによる料率の低下が、当社との契約にベンチマーク規定を設けている顧客に請求する料金の低下につながる可能性があるため、顧客との契約におけるベンチマーク規定は、景気減速時において当社の経営成績にさらに大きな影響を与える可能性がある。

政府機関とのプロジェクトの増加によって、当社は追加的なリスクに晒される可能性がある。

現在、当社の顧客の大部分が民間企業または公営企業である。しかしながら、当社では、米国内外の政府および政府機関のプロジェクトへの入札が増えてきている。政府または政府機関が関与するプロジェクトには、政府の契約プロセスに内在する様々なリスク(以下を含む。)がある。

- ・かかるプロジェクトは、政権交代、差し迫った選挙、資金不足もしくは十分な資金の欠如または他の政府部門 もしくは機関との争議等の政治的および経済的要因によって、規模が縮小されるかまたは打ち切られるリスク が他の契約に比べて高い可能性がある。
- ・政府との契約条件は、他の契約より負担が大きい傾向にあり、とりわけ、広範な監査権、サービス水準に対するより厳格な罰則およびその他の制限条項が含まれる可能性がある。また、かかる契約の条件はしばしば、政治的および経済的要因によって変更される可能性がある。
- ・政府との契約はしばしば、他の契約よりも広範な調査および報道の対象となる。かかる契約に関連したマイナスの報道は、その正確性にかかわらず、当社の事業および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・政府との契約に参加した場合、当社はより厳格な規制上の要件に服することとなる可能性があり、その結果、 当社のコンプライアンス費用が増大する可能性がある。
- ・かかるプロジェクトにおいては、サービスの提供に複数の当事者が関与してプロジェクト管理により多くの労力が必要となる可能性があり、この点における失敗は、当社の実績に悪影響を与える可能性がある。

さらに、当社は現地の事業慣行が国際的な規制要件と一致していないことのある法域で営業している。かかる国際的規制要件には、米国の海外腐敗行為防止法(以下「FCPA」という。)および英国2010年贈収賄法のもとで規定された汚職防止および贈収賄防止規定が含まれ、かかる規定は、とりわけ、政府の契約の発注に影響を及ぼす意図をもって価値のある物品を供与し、または供与を申し出ることを禁止している。当社は、FCPA、英国2010年贈収賄法およびその他同様の規則への法令上の遵守を確保する十分な方針および実施のための機構を有していると考えているが、当社の一部の従業員、下請業者、代理業者または提携会社がかかる法令上の要件に違反する可能性があり、それによって当社が、罰金および米国の連邦調達契約の中止または資格剥奪を含む刑事上または民事上の執行措置を課される可能性がある。当社が法令上の要件を遵守しない場合、当社の事業および評判が損なわれる可能性がある。

上記要因のいずれも、当社の事業または経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が新たなサービスを予測し開発することに失敗した場合、ならびに当社が重点を置く技術および業界における急速な変化に対応するための既存サービスの強化に失敗した場合、当社の事業は損害を被る可能性がある。

ITサービス市場は、急速な技術革新、継続的な業界基準の進化、変わりやすい顧客の嗜好および新たな製品とサービスの導入等を特徴とする。当社の将来における成功は、こういった進展を予測し、顧客のニーズに適合した新製品およびサービスを開発する当社の能力に依存する。当社がこういった進展を予測できないかまたは適時に対応できない可能性があり、対応したとしても、開発したそのサービスまたは技術が市場では成功を収めない可能性がある。サービスおよび技術の一部の開発には、多額の初期投資を伴うものがあり、かかるサービスおよび技術が失敗した場合には、かかる投資の一部または全額を回収できない可能性がある。さらには、当社の競争相手が開発した製品、サービスまたは技術によって、当社のサービスが競争力を失うかまたは時代遅れになる可能性がある。

当社は最近、革新的で、しばしば取引ベースでの価格設定モデルと組み合わせた複雑なデリバリー・モデルを含むいくつかの新たなソリューションを導入し、または導入することを提案している。ソフトウェア・アズ・ア・サービス(すなわちSaaS)ソリューション等の当社のプラットフォームおよびソリューションの一部は、取引ベースの価格設定モデルにしばしば基づくものであるが、かかるソリューションには多額の初期費用が必要となる。クラウド・コンピューティングおよび人工知能のような新技術の出現や、データ・アナリティクス、エンタープライズ・モビリティおよび環境サステナビリティといった新たなイニシアチブ、また新たな技術やイニシアチブを顧客が取り入れるスピードは、当社の成長に影響を与える可能性がある。かかるソリューションの複雑性、その開発または実装における経験不足およびかかるソリューションに対する激しい市場競争により、当社がかかるソリューションを成功裏に販売する能力が影響を受ける可能性がある。さらに、かかるソリューションが顧客によって広く採用されない可能性もあり、当社がかかるソリューションが市場において成功を収めた場合にも、かかるソリューションが第三者ハードウェアおよびソフトウェアならびに保守およびサポート・サービスの提供に際する厳しいサービス水準を満たす当社の能力に依存しているため、当社はかかるソリューションを首尾良くまたは利益が生じるように展開できない可能性がある。さらに、当社が契約に関連して取引ベースの価格設定モデルを提供する場合には、当社は、当社が展開したソリューションについて発生した初期費用の全額を回収できない可能性もある。

電気通信の中断、システム故障またはウイルス攻撃は当社のグローバル・デリバリー・モデルを実行する能力を損なう可能性があり、これによって顧客の不満足を招き当社の収益が減少する可能性がある。

当社がグローバル・デリバリー・モデルと称する分散型プロジェクト管理方法論の重要な要素は、世界中で当社の開発センターを引き続き活用し、拡張することである。現在、当社は、世界の様々な国に100の開発センターを設置している。当社の世界中の開発センターは、複数のサービス・プロバイダー、多様な衛星および代替ルートを有する光ファイバー・リンクを用いた電気通信ネットワーク・アーキテクチャで接続されている。当社の各開発センターと当社の顧客先間でのアクティブな音声およびデータ通信を常時維持することが、これらネットワークの中断、システム故障またはウイルス攻撃によって不可能になる可能性がある。当社の通信能力における重大な不具合は、業務の中断を招き、当社の職務または顧客のプロジェクトを期限どおりに遂行する能力を損なう可能性がある。ひいては、これが顧客の不満足を招き、当社の事業、経営成績および財政状態に相当の悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、極秘情報の漏洩、システム故障、過誤または不十分なサービスの提供によって生じた顧客の損害に対して賠償 責任を負わされる可能性がある。

当社はしばしば、顧客およびその顧客の取扱いに注意を要するまたは極秘のデータを収集・保管することを求められる。当社と顧客との契約の多くにおいて、守秘義務違反に対して当社が負う可能性がある賠償責任に対する制限はない。当社従業員を含む何者かが当社のネットワーク・セキュリティを突破するか、取扱いに注意の必要なデータを不正使用した場合、当社は顧客またはその顧客に対し、契約上の秘密保持規定または情報保護法に違反したことにより重大な賠償責任を負わせられることがある。当社のコンピュータ・システムへの侵入、システム故障その他にかかわらず、取扱いに注意を要するまたは極秘の顧客のまたはその顧客のデータが不正に公開された場合、当社の評判を損ない、顧客の喪失をもたらす可能性がある。

当社の契約の多くには、顧客の事業運営に極めて重要で、定量化することが困難な利益を提供するプロジェクトが含まれている。顧客のシステム故障またはセキュリティの侵害は、その不具合の責任が当社にあるか否かにかかわらず、当社に対する相当の損害賠償請求を招く可能性がある。さらに、顧客に対するサービス提供における当社の従業員の過誤またはかかるサービス提供が不十分であることを理由に、顧客が当社との契約を解除し、当社に損害賠償を請求する可能性がある。

最近、顧客の多くは、当社との契約において、特にサービス履行が満足のいくものでなかった場合に発生する損害についての当社の責任を限定する条項に関して、より有利な条件を求めるようになっている。特に損害についての当社の契約上の責任を限定しようとする試みに関連する場合に、かかる条項を顧客との契約に含めれば、当社が契約で求められている形でサービスを履行できなかった場合に当社の責任へのエクスポージャーが増大する可能性がある。さらに、そのようにサービスを履行できない場合に生じる損害によって、特に当社が保険会社からかかる損害の全額を回収できない場合には、当社の事業、収益および営業利益率が悪影響を受ける可能性がある。

当社の保険の適用範囲は、当社が被ることのあるあらゆる潜在的損失から当社を保護するために十分ではない可能性があり、このことで当社の事業が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の保険契約は、複数の特定のリスクから発生する当社の有形固定資産に対する物理的な損失または損害および一定の派生的損失(保険契約に基づく保険事故の発生から生じる事業中断を含む。)を対象としている。当社の物保険契約に基づき、地震等の一定の自然災害、テロ行為および風水害によって発生した損害および損失も付保対象である。また、当社は極秘情報の漏洩、システム故障、過誤または不十分なサービスの提供によって顧客に生じた損害に対する一般賠償責任保険および海上保険も維持している。

当社は、経営陣の見積りに基づき、当社が被ることのある潜在的損失から当社を保護するために十分な保険契約を締結している。ただし、かかる契約を妥当な条件で利用し続けることができず、または、1件またはそれ以上の多額の請求を賄うのに足りる補償額の付保ができなくなる可能性がある。さらに、保険会社が将来の請求への適用を拒否する可能性がある。保険の適用範囲を上回る当社に対する多額の保険金請求の成功または保険料の増額、広範な免責の付与もしくは相互保険要件の付与を含む保険の変更によって、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、保険契約の対象ではない事由から発生した損害によって、当社の財政状態および将来の経営成績が重大な損害を被る可能性がある。当社の保険契約に基づく請求が全額または適時に支払われる保証はない。また、保険が適用されないかまたは当社の保険の適用範囲を超えた損失または損害を被る範囲で、当社の財政状態が影響を受ける可能性がある。

当社は相当量の現金資産を新規施設および物理的インフラに投資しており、当社の事業がこれにつり合う形で成長しない場合、収益性が低下する可能性がある。

2015年3月31日現在、当社の資本支出(施設の拡張または建設関連の約定を含む。)の契約額は252百万米ドルであった。当社は既存施設の拡張および新規施設の建設に関わる費用超過またはプロジェクトの遅延に遭遇する可能性がある。既存施設の拡張および新規施設の建設によって、当社の固定費は増加する。当社がその事業および収益を比例して増加させることができない場合、収益性が低下することとなる。

当社はソフトウェア製品の開発において生じた投資費用を回収できない可能性がある。

2015年度、2014年度および2013年度において、当社の総収益のそれぞれ3.2%、3.6%および4.0%がソフトウェア製品によってもたらされたものであった。当社が自社ソフトウェア製品を開発するためには莫大な投資が必要になる。 Finacle Mという当社の主要なソフトウェア製品の市場は競争が激しい。当社の現在のソフトウェア製品または当社が開発するソフトウェア新製品のいずれもが商業ベースで成功しない可能性があり、こういったソフトウェア製品の開発費が回収不能になる可能性がある。ソフトウェア製品から得られる収益は一般的に、ソフトウェア製品を開発するための費用を計上した後に発生するため、収益の遅れは当社の経営成績の期間変動を招く可能性がある。

当社は企業買収、戦略的投資、戦略的提携または連合その他のベンチャーに乗り出す可能性があり、それは成功する可能性もしない可能性もある。

当社は、補完的事業、技術、サービスもしくは製品の取得もしくは戦略的投資を実施し、または事業を強化するため 第三者との戦略的提携もしくは連合に加わる可能性がある。例えば、当社は2013年度に、世界的な経営コンサルタント 会社であるロードストーン・ホールディングAGの買収を完了した。2015年度には、世界数ヵ国で営業している自動化技術の大手プロバイダーであるパナヤの買収を完了し、また、若い会社への少数ベンチャー投資も行った。さらに、最近では、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc. (Skavaの名前で営業している。)の買収を完了した。

当社が適切な買収対象、戦略的投資対象または戦略的提携先候補を見つけられない可能性もあり、また、適当な対象企業を特定した場合でも、かかる取引を商業的に許容できる条件で行うことができないかまたは全く行えない可能性もある。当社が適当な買収先または投資先を見つけられないか、取引を完遂できない場合、当社の競争力および成長見通しが影響を受ける可能性がある。

当社が実現を希望する買収対象を見つけることができた場合でも、商業的に合理的な条件で買収を完了できないかまたは買収先が別の会社に買収される可能性がある。さらに、当社が今後、買収先を見つけ、買収を完了することができた場合でも、当社は、

- ・現在の株主持分の希薄化につながる持分証券を発行する可能性があり、
- ・多額の債務を負う可能性があり、
- ・多額の買収関連費用が発生する可能性があり、
- ・偶発債務を負う可能性があり、または
- ・多額の現金を支出する可能性がある。

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

かかる資金調達活動または支出は、当社の事業、経営成績および財政状態または普通株式の株価を損なう可能性がある。また、資本市場および信用市場における潜在的な難局によって、当社は、買収を完了するための資金を商業的に受け入れ可能な条件で確保できないかまたは全く確保できない可能性もある。

また、当社が売上高および収益の増加という形で買収から恩恵を受けた場合でも、買収関連費用の発生時とかかる恩恵の認識時に時間的な遅れがある場合もある。

さらに、当社がある会社を買収した場合、その会社の人員、事業、技術およびソフトウェアを同化することに困難が伴う可能性がある。さらに、買収した会社の主要役員が離職を決心する可能性もある。こういった困難によって当社で進行中の業務が中断し、当社の経営者および従業員が注意をそらされ、経費が増加する可能性がある。

当社は、ニッチ技術の経験を取得または開拓するために、創業まもないハイテク新興企業に戦略的投資を行っており、また将来これを行う可能性がある。しかし、当社の投資は成功しない可能性もある。当社のいずれかの投資の収益性が損なわれれば、当社の経営成績に相当の悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が貸借対照表に計上しているのれんに、今後、重大な減損が発生する可能性がある。

のれんは、少なくとも年1回、減損について見直される。IFRSに基づく減損テストによって、今後、減損が発生する可能性がある。重大な減損は、当社の経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が営業している市場は、地震、洪水、津波、暴風ならびにその他の自然災害および人災のリスクにさらされている。

当社が営業している地域には、地震、洪水、津波、暴風ならびにその他の自然災害および人災が起こりやすい地域がある。万一、当社のビジネス・センターのいずれかがこのような災害の影響を受けた場合、当社の業務および資産が損害を受け、重大な経済的損失を被り、または顧客との契約を全くもしくは適時に完了できなくなる可能性がある。例えば、2014年1月および2月に米国北東部を襲った吹雪によって空港および事業所が閉鎖されたことで、同期間中に同地域の顧客と取引を行い、かかる顧客から収益を得る当社の能力が影響を受けた。自然災害の場合には、人員および資産の再配備に費用が発生する可能性もある。例えば、2011年3月に日本で起きた自然災害およびその結果損傷した原子力発電所からの放射性降下物のために、当社は、一部の従業員を一時的に日本国内の事務所からインドへ移動させることを余儀なくされた。

また、大規模な地震、洪水または他の自然災害が当社の重要な顧客の所在地のいずれかで発生した場合、当社は、顧客が損失を被るか、または当社の顧客へのサービス提供能力を著しく損ない、顧客が当社の製品またはサービスの購入を継続する能力を制限する可能性のあるような事業の長期的中断を被る可能性のあるリスクに直面する。当社が業務を行う市場における大規模な地震、洪水または他の自然災害は、当社の事業、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(2)法制および規制上のコンプライアンスに関連するリスク

当社の営業地域の一定の国(米国および英国を含む。)の法案により、かかる国の企業が当社に業務をアウトソーシングすることが規制され、または一定の顧客の現場に従業員を派遣する当社の能力が制限される可能性がある。

近年、いくつかの国や組織が、オフショア・アウトソーシングと雇用喪失との間の相関性の認識をめぐる懸念を表明している。オフショア・アウトソーシングの成長に対する政治的な関心または報道メディアの関心が、とりわけ当社最大の市場である米国において高まりつつあるため、また、特に現在の経済環境を受けて、既存の法律の改正または新法の制定によりオフショア・アウトソーシングが制限されるかまたは就労ビザ保持者の顧客先での配置が制限され賃金が規制される可能性があり、それによって当社の営業地域において、特に政府系機関に対して業務を行う能力が悪影響を受ける可能性がある。例えば、オハイオ州知事は、オハイオ州の一切の行政機関または委員会がオフショアで提供されるサービスに公的資金を支出することを禁じる知事命令を発した。さらに、かかる政府系機関に対し事業を行う民間企業も、政府契約に関連するアウトソーシング・プロジェクトに制限を受ける可能性があり、特定の業務のアウトソーシングを行った場合、冷遇措置を受ける可能性がある。

また、米国議会は、高度な技術を有する短期労働者および無期限雇用労働者の受入れに関する米国入国管理法の大幅な改正を検討している。かかる規定のいずれかが法制化されれば、米国において営業する当社の費用は増加し、それによって、顧客が当社のサービスを求めるに当たって消極的になる可能性がある。このことは、当社の事業、収益および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、米国およびその他の地域における信用危機の結果、米国連邦政府およびヨーロッパ諸国の政府は、大手金融機関および銀行に対する持分を取得している。米国連邦政府または他の政府系機関が当社の顧客の持分を取得した場合、その結果生じる経営の変更または再編によってプロジェクトが延期もしくは中止され、または購入の決定が遅れる可能性があり、それによって当社の事業、経営成績または財政状態が重大な悪影響を受ける可能性がある。さらに、当社の顧客への政府機関の持分投資または政府の金融支援には、かかる顧客がオフショア・アウトソーシングを行う能力に対する制限が含まれる可能性があり、また、オフショアITベンダーが顧客先で就労ビザ保持者によるサービスを利用することが制限される可能性がある。当社の訓練されたオフショアの人材を顧客先で配置する当社の能力が制限を受けた場合、当社は既存のオフショアの人材の代わりに現地の人材を利用するか、または雇用するために相対的に高い給与

を要する追加的な現地の人材の雇用を余儀なくされる可能性がある。その結果として当社の報酬、雇用および研修費用が増加した場合、当社の収益および営業利益率が悪影響を受ける可能性がある。

さらに、欧州連合(EU)加盟国は既得権指令を採用しており、非EU加盟国である一部のヨーロッパ諸国も同様の法律を制定している。既得権指令および英国の事業譲渡(雇用保護)規則(以下「TUPE」という。)等の既得権指令を施行するためのヨーロッパ諸国の一定の現地法によって、非EU企業へのアウトソーシングを含むことのある「サービス提供の変更」の結果解雇された従業員は、解雇した企業または職務が譲渡された先の企業のいずれかから補償金を求めることができる。これにより、EU企業が当社への業務のアウトソーシングを思いとどまる可能性があり、また、当社がかかる労働者に対するレイオフ支払いの責任を負わされる可能性もある。かかる事態も、当社の収益および営業利益率に悪影響を与える可能性がある。

オーストラリアおよびカナダにおいても、同様の入国管理およびビジネス改正措置が導入された。

入国制限は、米国、ヨーロッパおよびその他の法域内の顧客をめぐって競争し、サービスを提供する当社の能力に影響を与え、これによって当社の成長が妨げられ、または収益が減少する可能性がある。

当社従業員の大部分はインド国民である。当社のほとんどのプロジェクトにおいて、その作業の一部を顧客先で実施する必要がある。当社のIT専門職が欧米その他の国で就労関連活動に従事できるかどうかは、必要となるビザおよび労働許可を得られる能力によって決まる。

2015年3月31日現在、米国内の当社の専門職の大半は、H-18ビザ(専門的な職業に従事する技能職向け)またはL-1ビザ(管理職、業務執行役員または専門知識を要する者の企業内転勤向け)を所持していた。H-18ビザおよびL-1ビザはともに一時滞在者ビザであるが、会社が、いずれかのビザを所持する従業員の永住権申請の保証人となることがある。米国議会は再三にわたって、高度な技術を有する短期労働者および無期限雇用労働者の受入れに関する米国入国管理法の大幅な改正を検討している。かかる規定が発効すれば、米国において営業する当社の費用は増加し、それによって、顧客が当社のサービスを求めるに当たって消極的になる可能性がある。このことは、当社の事業、収益および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

新規のL-1ビザに対する制限はないものの、新規のH-1Bビザには、米市民権・入国管理局(USCIS)が政府会計年度内に新規承認する総数の制限がある(年間65,000件および米国内の高等教育機関から与えられた修士号以上の学位をもつ技能職に発給される追加的H-1Bビザ20,000件)。2015年(当年)のH-1Bビザの上限に対しては、USCISに233,000件以上の申請がなされた。政府は、ある年のH-1B申請を決定するため無作為の抽選を行う。H-1Bビザへの需要が高まり、または年間の上限の運用方法が変更された場合、当該ビザを取得する当社の能力が制限される可能性がある。

USCISは、新たなビザを発給する際の調査水準を引き上げた。将来、このことによってL-1ビザの給付数に制限が設けられることになる可能性もある。L-1ビザ政策の変更(法令によるものであると、施政方針によるものであるとを問わない。)により、既存の従業員を米国に派遣する当社の能力が制限される可能性がある。

外国人労働者に賃金を支払う企業はビザの保有を検討されている者が就任する予定の地位に就くことのできる資格および経験を有する現地労働者がいないことを示さなければならないという新たな入国関連法が、多くの国々で導入されている。カナダにおいても、同様の労働市場保護のための入国管理改革措置が導入された。かかる措置には、外国人労働者の新たな最低賃金要件、現地労働者の所要比率および企業内転勤に関する新たな最低基準が含まれている。

当社が多数のIT専門職の労働ビザに依存していることは、その仕事を実施する国の市民ではないIT専門職を使うプロジェクトに人材を手配する当社の能力に影響を与えるため、当社はかかる変化や変動の影響を特に受けやすい。

かかる変更の多くによって、ビザを適時に取得することがより困難になっており、その結果、費用が増大している。 政府が、労働市場テストの判定基準を厳格化する可能性もある。かかる変更は、当社が既存または新規のプロジェクト を履行するために既存の従業員を利用する能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また、営業費用の増加につながる可能 性もある。

2011年には、米国国土安全保障省(以下「DHS」という。)が、米国で就労している当社従業員について、フォーム I-9にかかる当社の使用者としての適格性を審査した。かかる審査に関連して、当社はフォームI-9の相当な割合に誤りが発見されたことを告げられた。

2013年10月30日、当社は上記事項について和解し、米国検事局、DHSおよび米国国務省との間で和解契約(以下「和解契約」という。)を締結した。和解契約において、当社は、米国によるすべての申立て(ただし、当社が2010年および2011年に米国において当社の外国籍従業員の多くについて、法律により要求される正確なフォームI-9の記録を維持しておらず、かかる不履行が一定の法律の民事上の違反を構成するとの申立てを除く。)を否認し、かかる申立てについて争った。しかしながら、和解契約の締結は、特に米国において、マスコミで大きな注目を集めることとなった。当社に関するマイナスの報道は、当社の評判ならびに当社の既存のおよび潜在的な顧客関係に悪影響を及ぼす可能性があり、当社の経営成績および財政状態が重大な悪影響を受ける可能性がある。

新たな、移り変わりの激しいコーポレート・ガバナンスおよび公的開示の要件は、当社のコンプライアンス方針に不確 実性を加え、コンプライアンス費用を増加させる。

会計、コーポレート・ガバナンスおよび公的開示に関連した法律、規則および基準(2002年サーベンス・オクスレー法、SECの新規則、ニューヨーク証券取引所規則、NYSEユーロネクスト・パリの規則、NYSEユーロネクスト・ロンドン

インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

の規則、SEBIの規則およびインド株式市場上場規則を含む。)の変更が当社に不確実性を生じさせている。インドでは2013年会社法が通達され、2014年4月1日付で効力が発生した。2013年会社法は、将来を見越したアプローチを採用しているとみなされており、当社のような会社の義務的な企業の社会的責任、コーポレート・ガバナンス、監査関連事項、株主または預託者による集団訴訟の提起、インサイダー取引等の多くの新たな概念を導入している。これらの新設または改正された法律、規則および基準には明確性が欠けることがあり、様々に解釈しうる。これらの実際の適用は、規制および管轄機関によって新しい指針が示されるにつれて徐々に変わる可能性がある。このため、コンプライアンス問題に関する不確実性が継続すると共に、こういったガバナンス基準の継続的改訂によって、コンプライアンスのための費用が増加する可能性がある。

とりわけ、当社が義務づけられている財務報告についての内部統制の評価に関し、2002年サーベンス・オクスレー法 第404条および関連法令の継続的な遵守には、莫大な財務的および管理的資源の投入ならびに財務報告に対する内部統 制に関する当社の外部監査人による独立の評価が必要となる。

これに関連して、2015年5月20日にSECに提出された2015年度にかかるフォーム20-Fでの年次報告書において、当社の経営陣は財務報告に関する内部統制を評価し、当社の内部統制は2015年3月31日現在有効であると判断した。しかしながら、当社は、毎年の年次報告書に関連する財務報告に対する当社の内部統制についての経営陣による評価を行い、かかる評価によって何らかの欠陥が発見されるかまたは当社の監査人が財務報告に対する当社の内部統制に関する無限定の意見書を発行できない場合、当社の評判ならびに当社の株式およびADSの価格が悪影響を受ける可能性がある。

さらに、2009年以降、米国における信用および金融危機に対応して、米国連邦議会およびSECはコーポレート・ガバナンスを一段と重視するようになった。この結果、ドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律に基づき公布された基準を含めて、米国で上場している企業に対する追加的なコーポレート・ガバナンス基準が公布され、また、将来かかる企業にさらなるガバナンス基準が適用される可能性がある。

SEBIは、2014年4月17日に株式上場契約を改正した。かかる改正は、既存のコーポレート・ガバナンス基準の一層の強化を目指している。かかる改正は、2014年10月1日付で施行された。

当社は、高水準のコーポレート・ガバナンスおよび公的開示を維持することに取り組んでおり、この点に関して改正されつつある法律、規則および基準を遵守する取組みによって、一般管理費が増加しているほか、経営者の時間および関心が収益活動からコンプライアンス活動へと逸らされる結果となっており、将来においてもそれが継続する可能性がある。

さらには、当社の取締役および役員に賠償責任保険を掛けるための保険料がより高額になり、またはかかる保険を掛けることが一層困難になる可能性がある。また、当社の取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者は、その職務の遂行およびSECへの報告義務に関する個人賠償責任リスクの増加に直面する可能性がある。その結果、当社が資質の高い取締役および業務執行役員を引き付け、定着させる上での困難に直面して当社の事業に悪影響が生じる可能性がある。当社が新規のまたは改正された法律または規則を遵守することができない場合、当社の事業および評判は損なわれる可能性がある。

当社に対して、敗訴した場合に当社の事業および経営成績に悪影響を及ぼす訴訟が提起される可能性がある。

当社は、通常業務の過程で発生する法的請求の対象となっており、今後もその可能性がある。当社が、いずれかの訴訟事案における不利な結果によって多額の損害賠償を支払うことを要求され、または、何らかの知的財産権侵害請求に関連して、継続的なロイヤルティを支払うことが要求され、もしくは一定の当社製品の販売が妨げられる可能性がある。さらに、当社が訴訟の和解を決定することで、当社に多額の費用負担が生じる可能性もある。いずれかの訴訟事案に関する和解または不利な結果は、当社の事業、経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローに重大な悪影響を与える可能性がある。

インドの知的財産法は限定的であり、米国の知的財産法ほどソフトウェアおよび関連する知的財産権を十分に保護していない。当社は知的財産権を十分に保護できない可能性がある。また、第三者から知的財産権の侵害を訴えられる可能性がある。

知的財産を保護するため、当社は、特許権、著作権、商標および意匠法、企業秘密、秘密保持手続きおよび契約条項の組合せに依拠している。しかし、インド法は米国の法律ほど知的財産権を保護していない。当社は、知的財産権を保護するために最大限に取り組んでいるものの、当社の競争相手が独自に同様の技術を開発する可能性があり、当社の製品またはサービスを複製する可能性もある。許可を受けていない者が、当社の製品、サービスまたは知的財産権のある情報の権利を侵害しまたは不正に使用する可能性もある。

当社の知的財産の不正使用または複製は、当社の継続的な業務を妨げ、当社の経営者および従業員の注意をそらし、当社の収益を減らして支出を増加させる可能性がある。当社の知的財産権を行使するため、または他者の所有権の有効性と適用範囲を確定するためには訴訟を起こす必要がある可能性がある。こうした訴訟はいずれも時間と費用がかかる。当業界における特許、著作権その他の知的財産権の数が増え、こうした権利の適用範囲が拡大するにつれ、この業界の企業はより頻繁に権利侵害の訴えに直面することになると当社は考える。こうした請求が根拠のないものである場合であっても、こうした請求に対する防御には費用および時間がかかり、当社経営者の関心や資源を当社の経営から逸らせることになる可能性がある。時折、当社または当社の顧客に対して、第三者が特許、著作権、商標およびその他知的財産権を主張してきており、また、将来においても主張する可能性がある。当社の提携先も同様の主張を受ける可能

性がある。当社より豊富な資源を有する会社を含む第三者が、当社がその業務上利用している技術に対して特許権を主張する可能性がある。当社が第三者に対してその知的財産権の侵害に責任があるとされると、当社が相当な損害賠償金の支払を要求され、非侵害の技術を開発し、ライセンスを取得し、または権利を侵害している技術を含むアプリケーションもしくは製品の販売を中止することを余儀なくされる可能性がある。当社が非侵害の技術を開発できないか、またはライセンスを商業的に合理的な条件で取得できないかもしくは全くできない可能性がある。当社に対する侵害請求に関連した、訴訟、その他手続きまたは和解による当社に不利な結果は、当社の事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

最近、ソフトウェア業界においては、一定の特許不実施主体が提起する請求または訴訟件数が著しく増加している。 特許不実施主体とは、特許を保有し、ある製品特性が特許権を侵害しているとの申立てにより損害賠償金の支払いを求める事業体である。かかる特許不実施主体は、損害賠償金の請求および裁判所の差止命令の請求をより大々的に行うようにもなってきている。現在、当社はかかる請求からの防御を積極的に行うことを意図している。しかしながら、ほとんどの訴訟と同様に、結果の判断は難しい。かかる訴訟または請求は、当社の営業費用を増加させる可能性があり、また、原告が当社の製品およびサービスの販売の阻止に成功した場合には極めて重大な悪影響を有する可能性がある。

ソフトウェア業界においては、開発作業でのオープンソース・ソフトウェアの利用が増加している。当社も製品にオープンソース技術を組み込んでいるため、責任を問われる可能性があり、当社の製品開発および販売が重大な悪影響を受ける可能性がある。オープンソース・ライセンスは、かかるコンポーネント内のソフトウェア・コードまたはソフトウェア・コードを組み込んだソフトウェアをオープンソース条件に基づき自由に利用可能とすることを要求する可能性がある。当社は、オープンソース条件を遵守するために適切な措置を講じているが、第三者請求によって、当社が当社自身のソースコードを一般公衆に開示し、オープンソース条件に基づき自由に利用可能とすることを要求される可能性がある。当社自身のソースコードまたは当社製品に関連するその他の秘密情報の開示に対するかかる一切の要求は、当社の競争上の地位、経営成績、財政状態および顧客関係に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の顧客が営業している業界において規制が強化されれば、当社の事業、経営成績および財政状態が損害を被る可能性がある。

当社の顧客が営業している業界は集中しており、政府の規制および介入が強化されている。例えば、金融サービス業界は、連邦および国の広範かつ複雑な規制の対象となっている。例えば、一部の金融サービス規制当局は、特定のコントロールを義務づけるかまたは金融サービス会社が一定の機能のアウトソーシング前に規制上の承認を得ることを求めるクラウド・コンピューティング・サービスの利用ガイドラインを設定した。当社の顧客が当社サービスを必要に応じて利用するための規制上の承認を得られない場合、当社の事業が損害を被る可能性がある。さらに、米国におけるドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律の制定後、金融サービス部門の顧客に適用される規制が強化されている。ドッド=フランク法に基づく新たな規制または規制の変更および金融サービス業界の当社顧客に影響するその他の規制または法律によって、当社サービスに対する需要が減少するか、または当社のプロセスもしくは従業員について多額の支出を伴う変更を行うこととなる可能性があり、それによって当社の事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

当社の顧客が営業するその他の業界における規制の強化、現行規制の変更または政府介入の増加が当社の顧客の各事業の成長に悪影響を及ぼす可能性があり、それによって当社の事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

(3)インド国内企業および国際事業への投資に関連する全般的リスク

インド政府が当社に適用している優遇税制およびその他の優遇策を削減もしくは廃止した場合または当社の法人税免除期間が終了するか、短縮されるかもしくは打ち切られた場合、当社の純利益は減少する。

当社は、インド国内のソフトウェア・テクノロジー・パーク計画 (STP) に基づき登録された施設からのソフトウェアの輸出および2005年特別経済地域法に基づき登録された施設に対してインド政府が設けた税制面での一定の優遇措置の恩恵を受けており、現在も引き続き一定の優遇税制の恩恵を受けている。ただし、インド政府がソフトウェア・テクノロジー・パークに提供してきた税制上の優遇措置は失効し、現在では当社のソフトウェア・テクノロジー・パーク施設から稼得した利益はすべて課税対象となっている。

2005年特別経済地域法の制度のもとで、2005年4月1日以降にサービスの提供を開始した特別経済地域内の施設に関しては、当該施設がサービスの提供を開始した会計年度から最初の5年間においては、サービスの輸出から発生した利益の全額を課税所得から減算することができ、その後5年間においては、サービスの輸出により生じた利益の50%を課税所得から減算することができる。一定の条件を満たす施設に関しては、さらにその後5年間、一定の税制優遇措置が利用可能である。当社の法人税免除期間が終了するか、短縮されるかもしくは打ち切られた場合、当社の税費用は著しく増加し、収益性が低下する可能性がある。

このような税制上の優遇措置があるため、近年、当社の税引前利益の一部については税金は課されなかった。

税制面の優遇措置がなかった場合に適用されるとみられる実効税額と比較した場合、優遇措置により、当社の法人税は、2015年度、2014年度および2013年度にそれぞれ273百万米ドル、273百万米ドルおよび202百万米ドル減額されている。基本的および希薄化後双方の加重平均株式数に基づき計算された、かかる優遇税制による1株当たりの影響は、2015年度、2014年度および2013年度について、それぞれ各0.24米ドル、各0.24米ドルおよび各0.18米ドルであった。基

本的および希薄化後加重平均株式数は、株式無償交付について調整されている。(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.12を参照されたい。)

チャンディガール、チェンナイ、ハイデラバード、マンガロール、マイソール、プネー、トリヴァンドラム、ジャイプールおよびブバネーシュワルに所在する当社のソフトウェア開発センターの一部は、現在、特別経済地域で業務を行っており、当社が提案している多数の開発センターも特別経済地域で業務を行う可能性が高い。インド政府が、特別経済地域に施設を設立し、運営するための誘因に悪影響を及ぼすような形で特別経済地域に影響する政策を変更する場合には、当社の事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

2007年財政法は、所得税法第10条Aに基づき控除対象となる所得を、最低代替税(MAT)の賦課のために、帳簿上の利益の計算に含めていた。2011年財政法は、2011年4月1日付で、特別経済地域内の施設および特別経済地域の開発業者に最低代替税を拡大した。従って、所得税法第10条AAまたは第80条IABに基づき控除申告が可能な所得は、最低代替税負債の計算について帳簿上の利益に含まれることとなる。2013年財政法は、100,000,000ルピー以上の課税所得を有する国内企業の所得に対する追加税を5%から10%に引き上げた。2015年財政法は、100,000,000ルピー以上の課税所得を有する国内企業の所得に対する追加税を10%から12%に引き上げた。その結果、最低代替税の実効税率は、20.9605%から21.3416%に引き上げられた。

さらに、2015年度国家予算においては、2016-17会計年度からの4年間に法人税率の30%から25%への段階的な引下げが提案されており、法人税率の低減には、法人税の納税者に対する様々な種類の税額控除および税制上の優遇措置の合理化および廃止が伴うこととなるであろう。

通常の法人税規定に基づく税負債が最低代替税による税負債を下回る可能性があるため、特別経済地域内の施設における当社事業の成長に伴い、当社が将来、最低代替税に基づいて税負債を計算しなければならなくなる可能性がある。

所得税法は、当社が支払う最低代替税が、今後10年間にわたって当社の通常の税負債と調整可能であることを規定している。当社が支払う最低代替税は当社の将来の所得税負債と相殺可能であるものの、最低代替税の導入の結果、中間の期間における当社のキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性がある。

インド政府または他国の政府が、当社の不利益となるような方法でその課税方針を変更した場合、当社の税費用は著しく増加し、収益性が低下する可能性がある。

2012年度財政法において、インド政府はサービスの例外リスト(ネガティブリスト)に基づくサービス税の課税を導入した。従って、免除サービスと通知されたものを除き、すべてのサービスが課税対象となった。2015年財政法によって、サービス税の税率が現行の12.36%(追加税および教育特別税を含む。)から14%の統合税率へと引き上げられた。これは、2015年6月1日付での適用が通達された。さらに、すべてまたは一定の課税サービスに対して、かかるサービスの価値の2%の税率でのクリーン・インディア税も導入された。これについての通達は、現時点では出されていない。これによって、入力業務の費用が増加する見込みである。現在、サービス税について当社に対して係争中であるかその可能性のある重大な請求はないものの、将来このような請求が当社に対して申し立てられる可能性はある。かかる請求に対する防御には多額の費用および長い時間がかかり、当社の経営者の注意および資源が当社の事業から逸らされる可能性がある。

さらに、2015年度国家予算は、2016年4月1日付での物品・サービス税(以下「GST」という。)の導入を提案している。GSTによって、国家経済を統合し、全般的な成長を推進する最高水準の間接税制が整備されることとなる。中央物品税、サービス税、物品入市税、付加価値税および売上税、入境税等の他の税をGSTに含め、それによってインドに現存する多層的な課税を回避することが提案されている。インド政府は先般、GSTに関する2014年憲法(第122回改正)法案を2014年12月19日に下院(Lok Sabha)に提出し、下院はかかる法案を2015年5月6日に可決した。かかる憲法改正案はその後、上院(Rajya Sabha)に承認を受けるために提出された。ただし、同法案は、2015年5月12日に特別委員会に付託された。特別委員会は、国会のモンスーン会期の第1週に報告書を提出する。かかる憲法改正案によって、同一の取引における物品およびサービスの提供に対するGST課税に関する立法権が、国会および州の立法機関の双方に付与されることとなり、インドの間接税制の調和につながるであろう。

さらに、2012年財政法により、GAARが採択された。GAARに基づき、ある取決めが、以下の4判定項目のうち少なくとも1つを満たしている場合、すなわち、

- (a)独立企業間取引の当事者間では通常生じない権利および義務を発生させるか、
- (b)税法規定の悪用もしくは濫用につながるか、
- (c)商業的実体に欠けているかもしくは商業的実体に欠けるとみなされるか、または
- (d)誠実原則上、通常は用いられない方法で実行される場合であって、

かつ、その主な目的または主な目的の1つが税務上の利益を得ることである場合には、かかる取決めは、「容認しが たい租税回避取決め」と宣言される可能性がある。

当社のいずれかの取引が、GAARに基づく「容認しがたい租税回避取決め」と判断された場合、当社の事業、財政状態および経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

当初、GAARは、2013年4月1日以降に締結された取引に対する適用が予定されていた。2013年9月、通知第75号を参照して、インド政府は、GAAR規定の適用可能性および一定の限度に関する通知を行い、これは、2015年4月1日の施行

が提案されていた。しかしながら、インドが積極的に参加しているOECDのBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトに対応する包括的な税制の一部としてGAARを適用するために、2015年財政法を参照してGAARの適用は2年間延期された。従って、GAAR規定は、2017-18会計年度から適用される。

また、2012年財政法により、1976年6月1日付で有効となった「ロイヤルティ」という用語の適用範囲の拡大等の一定の遡及修正がなされた。いずれかの税規定の遡及修正は、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2013年財政法により、「ロイヤルティ」および/または「技術サービス料金」のための非居住者への支払いについて、源泉徴収税率が10%から25%に引き上げられた。しかしながら、2015年財政法によって、非居住者への支払いの源泉徴収税率は、かかる非居住者がインド納税者番号を提示することを条件として現行の25%から10%に変更された。新たな税率は、2015年4月1日付で適用されている。二重課税回避協定が、上記の税率を下回る源泉徴収税率を規定している場合には、規定の条件の充足および書類の提出(インド納税者番号の提示を含む。)を条件としてかかる税率が適用される。当社は、顧客に対する製品およびサービス提供の際に非居住者から様々なソフトウェア・ライセンスおよび技術サービスを調達していることから、かかるソフトウェアおよびサービスの購入に対する源泉徴収税費用が、当社にとっての追加費用となる可能性がある。

当社は、移転価格税制およびその他の税関連規則を課す法域において営業しており、それらのいずれかを遵守しない場合には、当社の収益性が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、インド内外の様々な移転価格規則を遵守しなければならない。かかる規則を遵守しない場合には当社の実効税率が影響を受け、その結果、純利益率に影響が及ぶ可能性がある。さらに、当社はいくつかの国で営業しており、当社が現地の地方税制を遵守しなければ、当局による追徴課税、罰則および執行手続を受ける可能性がある。当社が移転価格および税に関連する規則を適正に遵守しない場合には、当社の収益性が悪影響を受ける可能性がある。

インド国内における賃金面での圧力およびインド国外における従業員の雇用は、当社が競争優位性を維持することを部分的に妨げ、当社の利益率を押し下げる可能性がある。

インド国内における賃金費用は、過去には同等の技能をもつ専門職に対する欧米の賃金費用に比べて著しく低く、これが当社の競争面での強みの1つとなってきた。現在、当社の従業員の大部分はインド国籍を有しているが、当社は、 米国およびヨーロッパを含む他の法域での雇用を増やす見込みである。外国人はインドの実勢賃金を上回る賃金で採用される可能性が高く、その結果、当社の営業費用が増加し、収益性が悪影響を受ける可能性がある。

また、当社が営業している一定の法域では、その法域で就業している当社の非居住者従業員が、かかる法域の居住者 または市民と等しい給与を稼得することを要求する法令が採択されている。かかる義務が存在する法域においては、当 社の非居住者従業員の報酬が当社の経営成績に悪影響を及ぼすであろう。例えば最近、英国の一定の労働許可保有者の 最低賃金が引き上げられ、同法域において営業する費用が増加した。

さらに、インド国内における賃金上昇は、当社が競争優位性を維持することを妨げ、当社の利益率に悪影響を与える 可能性がある。当社は過去に、インドでオフショア業務を構築し、または構築し続けている大手多国籍企業ならびにイ ンドの企業との間で、従業員獲得のため激しい競争に晒されてきた。かかる競争によって、従業員を引きつけ、維持す るための賃金圧力が生み出され、かかる賃金圧力が要因となってインド国内の賃金は米国よりも急速な割合で上昇する 状況となっており、これがインドにおいてIT専門職、とりわけプロジェクト・マネジャーおよび中堅専門職を雇用しよ うとする企業にとって費用の増加を招く可能性がある。当社は、従業員への報酬の引上げをこれまで以上に早くして、 他の使用者に対する競争力を維持するか、または労働コストの低い他の法域で人員を採用して賃金費用を低く抑える必 要がある。例えば、当社は、幹部職員および従業員のために長期賞与方針を設定した。かかる方針のもとで、一定の幹 部職員および従業員は、引き続き当社に雇用されている場合には、勤続年数、当社における役割および業績に基づく現 金賞与を毎年受給する権利を有することとなる。当社は、経営陣および従業員に対する報酬として、譲渡制限付き自社 株取得権またはその他の持株制度を発行することがある。当社は通常、毎年報酬の見直しを行っており、かかる見直し に従って従業員の平均給与は大幅に増加してきた。例えば、当社は2014年4月に2015年度の報酬を引き上げた。さら に、当社は2014年10月に一部の従業員に対して追加的に報酬を引き上げ、これは当社のそれ以降の四半期の利益率に影 響している。将来における報酬の増額は、当社の事業、経営成績および財政状態に相当の悪影響を及ぼす可能性があ る。一定の年には、当社にとって不利な市況のため、競合他社が賃金を引き上げているにもかかわらず当社は賃金を引 き上げられない可能性がある。その結果、自然退職率が上昇し、当社が最高の人材を雇用する能力に影響を与える可能 性がある。

テロ攻撃または戦争は、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

米国における2001年9月11日のテロ攻撃、バンガロールにおける2008年7月25日のテロ攻撃、ムンバイにおける2008年11月26日から29日にかけておよび2011年7月13日のテロ攻撃のようなテロリストの攻撃およびその他の暴力的行為や戦争は、当社の顧客または当社に直接的な影響を与える可能性がある。こうした攻撃が米国またはヨーロッパに影響を与えたり巻き込んだりする限り、当社の事業は重大な影響を受ける可能性がある。これは、当社の収益の大部分が米国およびヨーロッパに所在する顧客からもたらされているためである。さらには、こうした攻撃によってインドの経済および政治情勢が不安定となり、出張が困難になるとともに、米国またはヨーロッパでの作業を求められている当社のIT

専門職の多くが、労働ビザを取得することがより困難になる可能性があり、当社が顧客にサービスを提供する能力が実質的に低下する可能性がある。こうしたビジネス上の障害によって当社の支出は増加し、当社の経営成績に悪影響を与える可能性がある。さらに、インド国内での攻撃によって、顧客に対する当社のサービスの提供が妨げられ、当社の事業、従業員、資産および経営成績が悪影響を受ける可能性があり、また、顧客または潜在的顧客が当社の提供するサービスについて他のベンダーを選択する可能性がある。テロの脅威、攻撃または戦争によって出張がより困難になり、当社が顧客にサービスを提供する能力が妨げられ、当社のサービスを利用するという顧客の決定が遅延され、延期され、または取り消される可能性がある。

南アジアにおける地域紛争はインド経済に悪影響を与え、当社の経営を混乱に陥れ、当社の事業を損ねる可能性がある。

南アジアは折に触れ、民衆不安やインドとパキスタン間を含む周辺諸国間で対立を経験している。近年においては、インドとパキスタンの間の軍事対立が、カシミール地方および印パ国境で発生した。さらに、パキスタン情勢は時折、極めて不安定であり、そのため、南アジアにおける紛争のリスクが高まっている。将来の軍事行動またはテロ攻撃が、通信を遮断し、出張を困難にすることでインド経済に影響を及ぼし、こうした政治的緊張によって、インド企業に投資することには高度のリスクが伴うとの見方が増大する可能性がある。そして、ひいては、当社の普通株式およびADSを含むインド企業の証券市場および当社の実施するサービスの市場に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インド政府の政策の変更または政情不安によって、インド経済の自由化が妨げられ、インドの経済状態に全般的な悪影響を与え、それが当社の事業および見通しに影響を及ぼす可能性がある。

1991年以降、歴代のインド政府は民間部門の大幅な規制緩和を含む経済自由化の政策を推進してきた。にもかかわらず、インド中央政府および州政府のインド経済における生産者、消費者そして規制者としての役割は依然として大きい。2014年5月に誕生した現在のインド政権は前政権が推進した経済自由化政策の継続を支持する政策を発表し、これを主導した。しかし、この自由化政策は将来継続されない可能性がある。経済自由化のペースは変化する可能性があり、技術系企業、海外投資、為替ならびに当社の株式への投資に影響を及ぼすその他の事項に影響を与える特定の法律および政策もまた変更される可能性がある。インドの経済自由化および規制緩和政策に著しい変更がなされた場合、インドの事業および経済状況全体、特に当社の事業に悪影響を与える可能性がある。

チャンディガール、チェンナイ、ハイデラバード、マンガロール、マイソール、プネー、トリヴァンドラム、ブバネーシュワルおよびジャイプールに所在する当社のソフトウェア開発センターの一部は、現在、特別経済地域で業務を行っており、当社が提案している多数の開発センターも特別経済地域で業務を行う可能性が高い。インド政府が、特別経済地域に施設を設立し、運営するための誘因に悪影響を及ぼすように特別経済地域に影響する政策を変更する場合には、当社の事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

さらに政情不安は、インド経済の改革を遅らせると共に、当社の普通株式およびADSを含むインド企業の証券の市場ならびに当社の実施するサービスの市場に相当の悪影響を及ぼす可能性がある。

国際的拡張計画によって、当社は国際的に事業を行う上で避けられないリスクにさらされる。

現在、当社は世界中の25ヵ国に開発センターを保有しているが、そのうち最大のものはインドにある。当社は近年、新たな開発拠点を設置し、また、将来的に設置を計画している。2010年度に、当社は中南米に情報技術サービスを提供するため、ブラジルに完全所有子会社であるインフォシス・ブラジルを設立した。さらに、2010年度に当社は、米国における政府アウトソーシングおよびコンサルティングに注力するためインフォシス・パブリック・サービシズを設立し、2011年度には中国での業務をさらに拡大するためにインフォシス上海を設立した。2013年度に、当社は世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAGの買収を完了した。2015年度に当社は、当社がそれまでプレゼンスを有していなかった国々で営業しているパナヤの買収を完了した。さらに、最近では、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc. (Skavaの名前で営業している。)の買収を完了した。

また、当社は、世界中の様々な事務所に極めて多数の従業員を擁している。2015年3月31日現在、当社は世界中に176,187人の従業員を有しており、うち40,092人がインド国外に所在していた。当社は、世界中にプレゼンスを有しているため、当社の国際的拡張戦略に関連して、さらなるリスクを負っている。かかるリスクには、多種多様な条約、国および地方の法律(複数のおそらくは重複した税制度を含む。)、プライバシー法およびデータ保護に関する法律、輸出管理法、特定の技術の輸出入に関する制限、ならびに当社の様々な国際事務所および施設に所在する当社の従業員に適用される入国管理、従業員の安全衛生ならびに給与および給付に関する国および地方の労働法の遵守に関連するリスクが含まれる。当社は、その時々に、現在のまたは元従業員が個人でまたは集団訴訟の一環として当社に対して提起する請求(不法解雇、(国籍、民族、人種、宗教、性別、配偶者の有無、年齢または障害を理由とするものを含む)差別、誤分類、雇用保護に関するTUPEタイプの法令に基づくレイオフ支払いもしくはその他の労働法違反またはその他申し立てられた行為に対する請求を含む。)による訴訟または行政処分の当事者となることがある。当社が、かかる処分および訴訟から発生する未払補償、レイオフ支払い、法定の罰金およびその他の損害賠償の支払義務を課される場合には、当社の収益および営業面の収益性が悪影響を被る可能性がある。例えば、2007年12月、当社は、当社の一部の現従業員および元従業員の潜在的誤分類について、カリフォルニア州労働基準施行局との間で自発的和解に応じ、当社は、かかる従業員に支払うべきであった超過勤務手当の支払に合意した。和解総額は、罰金および税金を含め約26百万米ド

ルであった。2013年10月、当社は、テキサス州東部地区検事局による調査対象であったフォームI-9の書類の誤りおよびビザ関連事項について、米国国務省、米国移民・関税執行局およびDHSとの間で民事的和解に達した。和解において、当社は、すべての申立て解決のため、34百万米ドルの支払いに合意した。当社は、組織的なビザ詐欺、競争上の優位性のためのビザの濫用または入国方法の濫用に係る申立ては一律に否定し、米国政府は、ビザおよびフォームI-9に係る現在の慣行による入国管理法の遵守に対する当社の取組みを認めた。当社に対して刑事責任は問われず、裁判所の判決も下されなかった。連邦政府との契約に対する当社の適格性または米国ビザ・プログラムの利用可能性については、いかなる制限も課されていない。

さらに、当社はその他の国において、当該国における業務や国際業務全般に関してより経験豊かな企業との競争に直面するであろう。さらに当社は、異なる国に設けられた新規施設を当社の既存業務に統合し、異なる国で雇用した従業員を当社の既存の企業文化に統合していくという困難にも直面するであろう。国際企業として、当社のオフショアおよびオンサイト業務は、疾病、伝染病および現地の政情不安にも影響されるであろう。例えば、北アフリカを含め、当社が営業する地域の一部では、最近、政情が不安定であり、そのため、当社の従業員および財産をかかる地域から一時的に再配置することが必要となった。当社が営業する地域における政情不安は、収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の国際的拡張計画は成功しない可能性があり、当社が他の国で効果的に競争することができない可能性がある。かかる事由はいずれも、当社の収益および営業利益率に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社がインド国外に設立された会社を買収できるかどうかは、インド準備銀行および/またはインド政府の承認次第であり、この承認を得られない場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

一般的に、当社がインド国外で設立された会社を買収するには、インド準備銀行の承認を得なければならない。インド準備銀行は、取引対価が現金払いである場合、取引額が買収を行う会社の直近の監査済貸借対照表の日付における自己資本の400%を超えないか、または当該買収が買収を行う会社の既存の外貨預金勘定からの現金もしくはADR / グローバル預託証券(以下「GDR」という。)発行の手取金から支払われる場合にはインドの当事者が承認なしに、インド国外で設立された会社を買収することを認めている。ただし、1会計年度における1十億米ドルまたはその相当額を上回る支払約定は、かかるインド企業の支払約定合計が、買収を行う会社の直近の監査済貸借対照表による自己資本の400%を超えない場合であっても、インド準備銀行の事前の承認を要する。

必要となるインド準備銀行およびその他の省庁による承認が得られないこともあり得る。当社がインド国外で設立された会社の買収の承認取得に失敗した場合、当社の国際的な成長は制限され、当社の事業および見通しに悪影響を与える可能性がある。

インド法は、当社がインド国外で資金調達する能力を制限し、また他社が当社を買収しようとする能力を制限する可能性がある。これにより当社が株主の最善の利益となる事業を行い、その最善の利益となる取引を実行することを妨げられる可能性がある。

外国為替の管理に関するインド法は、当社が、普通株式の発行または転換社債の発行によってインド国外から資金調達する能力を制限している。一般的に、インド企業に対する海外からの投資または買収には、インド準備銀行を含むインドの管轄当局による承認は必要とされない。ただし、いくつかの産業部門においては、インド企業への外国投資に対する制限が存在する。政策の転換によって、当社が資金調達する能力に対する制限が生じる可能性がある。たとえば、インドのIT企業の持分の海外資本による所有に対する制限またはADR/GDRの発行に関する価格決定に対する制限は、株式への追加投資を海外投資家に求める当社の能力を制限する可能性がある。さらには、こういった制限が当社に適用されれば、当社は、インド企業ではない会社による買収といったむしろ当社ならびにその普通株式所有者およびADS所持人にとって利益となる一定の取引を実行することができなくなる可能性がある。

(4)ADSに関連するリスク

過去において、当社のADSは、原株である普通株式の取引価格に対し大幅なプレミアムで取引されてきた。現在、当社のADSはかかる状況にはなく、また、今後もかかる状況が続かない可能性がある。

過去において、当社のADSは、原株である普通株式のインドの証券市場における取引価格に対しプレミアムで取引されてきた。この価格プレミアムは、当社の株式時価総額に占めるADSの割合が以前は比較的小さかったこと、インド法のもとで普通株式のADSへの転換に制限が課せられていること、一部の投資家が米ドル建て証券の取引を明らかに選好していたことによるものであったと当社は考えている。当社はADSの売出しを3件完了しており、それらによって当社の発行済ADSの数は大幅に増加した。さらに、このところ、ADSの発行に関してインド法によって課せられる規制が緩和されてきた。その結果、当社ADSは現在、プレミアムで取引されておらず、また、将来においてもプレミアムで取引されない可能性がある。

過去数年間における株式と比較したADSのプレミアムの大幅な縮小に伴い、多数の当社ADSがインド国内の株式に転換されている。大量の当社のADSがインド国内の原株式に転換されれば、ニューヨーク証券取引所における当社のADSの流動性が影響を受け、当社のADSの価格にも影響を及ぼす可能性がある。

当社普通株式の売却は、当社の普通株式およびADSの価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のインサイダーによる売却を含めて、公開市場に相当量の当社普通株式が売却された場合、またはそういった売却が行われるとの見方が広まった場合、当社の普通株式もしくはADSの実勢市場価格に、または有価証券の募集を通じて資金調達する当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。将来、当社は、過去に行ったように現在株主が所有する株式の売出しのスポンサーとなり、または株式を新規発行する可能性がある。当社ではこうした売出しの時期や、当社普通株式の将来の売出しまたはその将来の売出しのための普通株式の入手可能性が、その時々の普通株式またはADSの実勢市場価格に及ぼす影響(もしあれば)に関して、予想を立てることはできない。

当社のADSの価格および当社が宣言する配当の米ドル建ての金額は、米ドルに対するルピーの為替レートの変動により 悪影響を受ける可能性がある。

ルピーと米ドルとの間の為替レートの変動は、当社のADSの預託機関であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズによる、ADSにより表章される普通株式に対してルピー建てで支払われる一切の現金配当の米ドル換算に影響する。

否定的なマスコミ報道や世間の厳しい目に晒されることで、当社株式またはADSの価格が悪影響を受ける可能性がある。

当社の商業慣行、方針および活動に関するマスコミ報道や国民による監視は、特にインターネット・フォーラムやブログの活用によって、過去数年で劇的に増加している。当社事業に関する否定的なマスコミ報道は、報道されている内容の事実的根拠にかかわらず、当社の評判に悪影響を与える可能性がある。マスコミ報道への対応には時間がかかる可能性があり、当社の上級経営者の時間および注意を事業から逸らすこととなる可能性がある。また、否定的な報道は投資家の信頼に悪影響を与え、その結果、当社の株式およびADSが売却され、当社の株価およびADSの価格が下落する可能性がある。

インド法は、ADSの転換によって得られた普通株式の譲渡および譲渡代金の本国送金に一定の制限を課しており、そのため当社のADSが、当社普通株式の時価に対しプレミアムでまたはディスカウントで取引される可能性がある。

一定の場合には、ADSの原株である普通株式のインドの非居住者から居住者への売却については、インド準備銀行の承認が必要とされる。インド準備銀行は、インドの会社の発行済の株式または転換社債をインドの居住者が非居住者に売却することについては、一定の条件(株式の売買価格を含む。)に服することを条件として、一般的に認めている。さらに、一定の限られた場合を除き、投資家がインド国内での普通株式の売却により得たルピー建ての代金を外貨に交換し、かかる外貨をインドから海外送金しようとする場合、当該投資家は、取引ごとにインド準備銀行の承認を取得しなければならない。インド準備銀行または他の政府当局からの必要な承認が、非居住者である投資家にとって有利な条件で取得できないかまたは全く取得できない可能性がある。

当社のADSの投資家は、追加株式に対する新株引受権を行使できない可能性があり、そのことによってかかる投資家の当社に対する持分が希薄化する可能性がある。

会社法のもとで、インド国内で設立された企業はその株主に対して、新株の発行直前における当該株主の株式所有比率を維持するため、株式所有比率に応じた数の株式を引き受け、払い込むことのできる新株引受権を与えなくてはならない。ただし、かかる新株引受権が、放棄にかかる議案について投票した株主の4分の3以上の賛成により放棄されている場合はこの限りでない。ADSの所有者は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づく米国登録届出書が当該権利について効力を有するかまたは米国証券法の登録要件が免除される場合を除いて、ADSの原株である普通株式の新株引受権を行使できない可能性がある。当社にはかかる米国登録届出書を作成・提出する義務はなく、当社がこれを作成・提出するか否かは、かかる米国登録届出書に付随する費用および潜在的な責任、さらにはADSの所有者が新株引受権を行使できるようにすることが利益と認められることならびにその時点で適当と当社が判断するその他の要因次第で決まる。かかる状況のもとで当社が米国登録届出書を提出するとの保証はない。当社がこのような有価証券を将来発行する場合、かかる証券は、預託機関に対して発行され、この預託機関がかかる証券をADS所持人の利益のために売却する可能性がある。預託機関がかかる証券の売却によって受け取るであろう価値(もしあれば)についての保証はない。ADSの所有者がADSにより表章される普通株式について付与される新株引受権を行使できない場合、当該所持人の当社における持分比率は減少することとなろう。

ADS所持人は議決権を行使する権限を制限される可能性がある。

現在、会社法およびインドの証券取引所との上場契約は、株主総会または郵便投票により可決される決議について、所定の手続きに従って電子投票のための設備を株主に提供しなければならないことを規定している。すなわち、ADS所持人はその所在地にかかわらず、または株主総会への出欠を問わず、当社の決議に投票できる可能性がある。当社の要請を受けて、預託機関は、当社から受領した株主総会招集通知を、ADSにより表章される有価証券に付随する議決権につき預託機関に行使指図を行う方法についての情報とともに当社のADS所持人に電子メールで送付する。預託機関が、当社のADS所持人に回付された議題に関する当該所持人からの議決権行使指図を期限までに受領した場合、預託機関

インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

は、当該所持人のADSにより表章される有価証券の議決権をかかる行使指図に従って行使するよう努める。ただし、預 託機関が議決権行使指図を実行できるか否かは、実務上および法律上の制限ならびに預託された有価証券の条項により 制限される可能性がある。当社は、当社のADS所持人がその行使指図を預託機関に期限までに返送することができる時 期に議決権行使資料を受領することを保証できない。行使指図が受領されていない有価証券については、議決権は行使 されない。その他の文書、通知または申込みで、当社が当社普通株式の所持人に対してのみ行い、ADS所持人には回付 されないものもありうる。そのため、当社のADS所持人は、当社普通株式の所持人に提供された申込み、取引または票 決のすべてには参加できない可能性がある。

当社のADS所持人が当社または当社の関係会社に対して、米国内で下された判決を執行するのは困難である可能性があ る。

当社はインド法のもとで設立された法人であり、当社の取締役および業務執行役員の多くは米国外に居住している。 当社の資産は事実上すべて、米国外に存在している。そのため、当社のADS所持人は米国外で当社に対して訴状送達で きない可能性がある。さらに、当社のADS所持人は、たとえ当該判決(米国の連邦証券関連法のみに基づく判決を含 む。)が米国の裁判所において取得されたものであっても、これを当社に対し執行できない可能性がある。

米国とインドの間には現在、民事および商事事件において判決(仲裁判断を除く。)の相互承認・執行を定めた条約 は存在しない。そのため、米国において民事責任に基づき連邦または州の裁判所が下した金銭支払の確定判決は、これ が米国の連邦証券関連法にのみ基づくか否かにかかわらず、インド国内で執行することはできない可能性がある。ただ し、かかる確定判決を得た当事者は、米国において取得された確定判決に基づいてインド国内の管轄権を有する裁判所 に新たな訴訟を提起することができる。当該訴訟は、判決日から3年以内に、インド国内で民事責任を強制するため提 起される他の訴訟と同じ方法で提起されなければならない。たとえインド国内で訴訟が提起された場合でも、インド国 内の裁判所が外国裁判所と同じ基準で損害賠償の判決を下す可能性は低い。さらに、インドの裁判所が、判決の下され た損害賠償金額が過剰であるかまたはインドの慣行に合致しないと判断した場合、当該裁判所が外国判決を執行する可 能性は低い。インド国内で外国判決を執行しようとする者は、かかる判決の執行に基づく回収金額を本国送金するた め、1999年外国為替管理法のもとでインド準備銀行から承認を取得しなければならない。

ADS所持人は、ADSまたは原株である普通株式の取得に関してSEBIの買収規定に服し、これによって、かかる保有者が、 追加のADSまたは普通株式を購入するための開示および申込に関する要件を課される可能性がある。

2011年インド証券取引委員会(株式の実質的取得および買収)規則(以下「買収規定」という。)が、インドの公開 上場会社に適用される。従って、買収規定の規定は、当社および当社のADSで表章されるような当社の株式または議決 権を取得するすべての者に適用される。

被買収会社の議決権または支配権の25%以上を行使する権利を取得者または取得者と協調して行為する他の者に付与 する株式または議決権を取得した場合、取得者は、当該会社の株式総数の26%以上を買収規定に従い決定された申込価 格で公開買付する申込を行わなければならない。取得者は、かかる株式または議決権の取得に合意した日に公開買付に 関する公告を行わなければならない。かかる公開買付は、株式保有が許可された非公開株式保有の上限を遵守するため に必要な株式数についてのみ行われるものとする。さらに、被買収会社の議決権の25%以上を(協調して行為する他の 者と共同で)保有する取得者が株式または議決権を取得した場合、取得者は、被買収会社の議決権の5%超を行使する 権利を取得者または取得者と協調して行為する他の者に付与する追加の株式または議決権を公開買付する申込を行わな ければならない。

インドの公開上場会社の株式または議決権を取得した場合で、取得者(すなわち、被買収会社の株式もしくは議決権 を直接もしくは間接的に取得したかもしくは取得することに合意している者または被買収会社に対する支配権を単独で もしくは他の者と共同で取得するかもしくは取得することに合意している者)の保有株式総数が当該会社の株式の5% 以上となる場合には、かかる取得者は当該取得日から2営業日以内に被買収会社に対する株式持分および議決権の総数 を当該会社および当該会社の株式が上場されている証券取引所に開示しなければならない。

さらに、被買収会社の株式または議決権の5%以上に対する権利を当該者に付与する株式または議決権を協調して行 為する他の者と共同で保有している取得者は、当該会社の株式または議決権の2%以上に相当する株式を売却または取 得した場合は、当該会社およびその株式が上場されている証券取引所に対し、かかる取得もしくは売却または株式の割 当通知を受領してから2営業日以内に、変更後の株式持分を開示しなければならない。売却の場合、かかる売却によっ て取得者の保有株式数が5%未満となる場合も、かかる開示を要する。

買収規定によって、取得を検討している者に取得を思いとどまらせるような条件が課される可能性があり、このこと は、当社の株式保有者にとって有利な取引となる可能性のある当社の取得を妨げる可能性がある。

インド政府が配当分配税率を変更し、利益分配にかかる新たな形態の税を導入し、またはかかる税の適用ベースを変更 した場合、これらが当社株主への利益還元に重大な影響を及ぼす可能性がある。

2013年財政法に従って、配当分配税(DDT)の実効税率は16.995%(追加税および教育特別税を含む。)であった。 2014年財政法(第2号)によって第115-0条が改正され、配当分配税の計算のために分配された配当額のグロスアップ が求められるようになった。2014年10月1日付で施行されたかかる改正に基づき、配当分配税の実効税率は16.995%か ら19.994%(追加税および教育特別税を含む。)に引き上げられ、その結果、当社株主が受領する税引後配当額は減少

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

した。さらに、2015年財政法による追加税率の引上げにより、配当分配税の実効税率は、現行の19.994%から20.3576% に上昇している。

当社の現在の配当政策では、配当性向は、税引後連結利益(配当分配税を含む。)の50%を上限としている。今後、配当分配税の実効税率が上昇すれば、当社株主が受領する税引後配当額はさらに減少する可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当年度中、当社は、当社の事業に重要な影響を及ぼす契約を締結しなかった。

6【研究開発活動】

当社は、過去においても、また、今後も引き続き、当社の資源の一部を研究開発に投じていく。研究開発への取組みは、方法論、ツールおよび技法の改良、測定基準の導入、評価プロセスの改善ならびに新技術の採用に焦点を当てている。

2015年度、2014年度および2013年度の当社の研究開発費は、それぞれ110百万米ドル、147百万米ドルおよび173百万米ドルであった。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)概要

当社は、コンサルティング、テクノロジー、アウトソーシング・ソリューションおよび次世代サービスを提供している。当社は、50ヵ国以上の国々において、顧客がビジネスの最新動向の先を進み続け、競合相手を凌ぐことを可能としている。

当社の技術専門スタッフは、当社のグローバル・デリバリー・モデルを通じて高品質のソリューションを提供している。当社は、グローバル・デリバリー・モデルを利用して、プロジェクトを複数のコンポーネントに分割し、顧客先およびインドと世界各国に所在する当社の開発センターで同時に実行する。当社は、プロジェクトの各コンポーネントを最も費用効率の高い場所で実行する柔軟性を維持することで、費用構造の最適化を追求している。当社のグローバル・デリバリー・モデルは、拡張可能なインフラとプロジェクトの各コンポーネントを複数の時間帯にまたがって24時間体制で実行する能力を備えているため、プロジェクトの納期を短縮することもできる。

当社の販売、マーケティングおよび事業開発部門は、特定の地域と業種に焦点を合わせたチームに編成されており、これによって当社は、顧客のニーズに合わせたサービスをよりよく提供できる。当社の主要な市場は北米、ヨーロッパ、インドおよびその他地域である。当社は、金融サービスおよび保険業、製造業、エネルギー、通信、公益事業およびサービス、小売、消費財および物流ならびにライフサイエンスおよびヘルスケア部門の顧客にサービスを提供している。

当社が営業している市場および当社がサービスを提供している業界においては、熟練したIT専門職に対するニーズが増大している。同時に、企業は、社内のIT部門を拡大して費用を増加させることに消極的である。これらの要因により、企業の外部のサービス・プロバイダーへの依存度が高まり、サービスのアウトソーシングの将来における成長を一層推し進めるものと予測されている。オフショア技術サービスを効果的に利用することで、ITインフラの保有費用総額が削減され、人件費が削減され、品質および技術革新が増進し、技術ソリューションがより迅速に提供されるため、企業はオフショア技術サービス・プロバイダーをさらに利用するようになっていると当社は考えている。特にインドは、オフショア技術サービスの主要な供給地として認識されている。インドのITおよびIT対応サービスの成長に寄与する主要因には、質の高いデリバリー、大きな費用便益およびさらに多くの英語を話す熟練したIT専門職が利用可能となっていることが含まれる。当社は、その実績のあるグローバル・デリバリー・モデル、包括的なエンド・ツー・エンドのソリューション、品質向上およびプロセス実行に対する取組み、長年にわたる顧客関係、様々な業種の顧客へのサービス提供能力および拡大能力によって、インドにおける一流のオフショア・サービス・プロバイダーの1社となっている。

事業に影響するリスクおよび課題は多数存在する。かかるリスクおよび課題については、「4 事業等のリスク」および本書の他の記載を参照されたい。

当社は1981年に設立され、本社をインドのバンガロールに置いている。当社は1993年にインドで新規株式公開を行い、米国でも1999年にADSによって株式公開を果たした。2003年8月、2005年6月および2006年11月、当社は、米国でADSのスポンサー付売出し3件を行った。当社は、これらのスポンサー付売出しで得られた手取金を一切受取っていない。

当社は、完全所有子会社であるインフォシス・アメリカズを2013年6月25日に設立した。

2014年2月14日、製品およびプラットフォームの開発および販売に注力するべく、EdgeVerveが完全所有子会社として設立された。2014年4月15日、当社の取締役会は、年次株主総会において株主から必要な承認が得られることを条件として、当社がEdgeVerveと事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。その後、2014年6月14日に開催された年次株主総会において、株主は、2014年7月1日または取締役会が決定することのあるその他の日付を効力発生日として、取締役会がEdgeVerveとの間で事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。当社は、外部の評価人による企業価値評価を行い、それに従って、2014年7月1日付で70百万米ドルを対価として事業が当社の完全所有子会社に譲渡され、これは当該子会社の全額払込済株式の発行により決済された。共通支配下の企業間での資産および負債の譲渡は帳簿価額で計上され、連結財務書類に対する影響はない。

2015年1月23日、完全所有子会社であるインフォシス・ノバ・ホールディングスLLCが設立された。

2015年度に当グループは、DWA J バLLCに対する持分20%を15百万米ドルの現金対価で取得した。当社は、ドリームワークス・アニメーション(DWA)と共に新会社を設立するためにかかる投資を行った。新会社であるDWA J バLLCは、物的消費財の設計、製造、販売または流通に従事する会社向けにエンド・ツー・エンドのデジタル・マニュファクチャリング能力を提供するために画像生成技術を開発し、製品化する計画である。

2015年3月5日、当社は、米国デラウェア州の会社であるパナヤの議決権付持分100%を取得した。パナヤは、大企業向け自動化技術およびソフトウェア管理の大手プロバイダーである。かかる事業買収は、225百万米ドルの現金対価による株式購入契約の締結により行われた。パナヤのCloudQualityTM製品は、機動性のあるSaaSモデルによってサービスラインの一部を自動化するに当たって当社の位置づけに独自性を持たせ、また、顧客のためにリスクを軽減し、費用を引き下げ、製品化までの所要期間を短縮する一助となる。これによって、当社は多くの反復作業から解放され、顧客が直面する重要かつ戦略的課題に注力することができるようになるであろう。パナヤの実績ある技術は、企業がエンタープライズ・アプリケーションの状況を管理する際に直面する費用および複雑性を単純化する一助となるであろう。

2015年4月24日、当社は、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc.(Skavaの名前で営業している。)およびその関連会社を、120百万米ドルの対価(延滞コンポーネントおよび残留手当を含む。)で買収するための最終契約を締結した。

2015年4月24日、当社の取締役会は、郵便投票によって株主から必要な承認を確保することを条件として、当社が完全所有子会社であるEdgeVerveとの間で、事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。提案されたFinacleTMおよびEdgeServicesの事業のEdgeVerveへの譲渡の見積対価の上限は、それぞれ550百万米ドルおよび35百万米ドルである。共通支配下の企業間での事業の譲渡は帳簿価額で計上され、連結財務書類に対する影響はない。

取締役会は、2014年度より配当性向を、税引後連結利益の最大30%から税引後連結利益の最大40%に引き上げることを 決定した。

当社の株主は、2014年6月14日に開催された当社の年次株主総会において1株当たり43.00ルピー(1株当たり約0.72米ドル)の最終配当を承認した。その結果、合計で479百万米ドル(法人配当税を含む。)のキャッシュが流出した。1株当たり配当は、株式無償交付について未調整である。

当社は、郵便投票によって株主から承認された株式無償交付に基づき、2014年12月31日に終了した四半期に1株当たり額面5ルピーの全額払込済普通株式574,236,166株を割り当てた。取締役会が設定した基準日は2014年12月3日であった。保有する1株当たり無償株式1株および保有する1ADS当たり1ADSの株式配当が割り当てられた。その結果、米国預託証券の所持人が保有するADSの原株である普通株式の比率に変更はない。ストックオプション・プランに基づき付与されたオプションは、株式無償交付について調整されている。

当社の取締役会は、2014年10月10日に、1株当たり30.00ルピー(約0.49米ドル)の中間配当を宣言した。この結果、336百万米ドル(法人配当税を含む。)のキャッシュが流出した。1株当たり配当は、株式無償交付について未調整である。

取締役会は、2015年4月24日の会議において、2015年度から配当性向を税引後連結利益の最大40%から最大50%に引き上げることを決定した。

当社は、郵便投票によって株主から承認された株式無償交付に基づき、2015年6月30日に終了した3ヵ月間に、1株当たり額面5ルピーの全額払込済普通株式1,148,472,332株を割り当てた。取締役会が設定した基準日は2015年6月17日であった。保有する1株当たり無償株式1株および保有する1ADS当たり1ADSの株式配当が割り当てられた。

取締役会は、2015年4月24日の会議において、1株当たり29.50ルピー(1株当たり約0.47米ドル)(株主に承認された場合、1対1の株式無償交付後には14.75ルピー(1株当たり約0.24米ドル)に相当)の最終配当を提案した。2015年度について、1株当たり29.50ルピー(1株当たり約0.47米ドル)の最終配当(2015年6月17日の株式無償交付について未調整)が、2015年6月22日に開催された年次株主総会で承認され、2015年6月23日に支払いが行われて約528百万米ドル(法人配当税を除く。)の現金が流出した。

下表は、2011年度から2015年度までの当社の収益、純利益、1株当たり収益および従業員数の年平均成長率を示している。

(単位:1株当たりデータを除き、百万米ドル)

	2015年度	2011年度	年平均成長率
収益	8,711	6,041	9.6%
当期純利益	2,013	1,499	7.7%
1 株当たり当期純利益(基本的)(*)	1.76	1.31	7.7%
1 株当たり当期純利益(希薄化後)(*)	1.76	1.31	7.7%
年度末現在の従業員数 (人)	176,187	130,820	7.7%

(*)株式無償交付について調整済

当社の収益の増加は、顧客のために実行したプロジェクトの規模が拡大したことと同時にその数が増加したこと、また、当社が顧客に提供するソリューションの範囲が広がったことなどの複数の要因によるものであった。当社が2015年度中に獲得した新規顧客総数は221社であり、これに対して2014年度は238社であった。収益全体に占めるリピート・ビジネスの割合は、2015年度は97.8%、2014年度は97.7%であった。当社はリピート・ビジネスを、前年度にも当社の収益に貢献した顧客から受け取った当該年度の収益と定義している。

(2)経営成績

次の表は、収益に対するパーセント表示により、一定の財務情報を示している。

2015年度	2014年度
100.0%	100.0%
61.7%	64.2%
38.3%	35.8%
5.5%	5.2%
6.9%	6.6%
12.4%	11.8%
25.9%	24.0%
6.4%	5.3%
-	-
32.3%	29.3%
9.2%	8.1%
23.1%	21.2%
	100.0% 61.7% 38.3% 5.5% 6.9% 12.4% 25.9% 6.4% - 32.3% 9.2%

2015年度と2014年度の業績の比較

収益

当社の収益は主に、時間および資材ベースまたは固定価格および固定時間枠ベースで提供するサービスから生み出されている。固定価格および固定時間枠ベースの契約を含め、当社が顧客と結ぶ契約のほとんどは、正当な事由の有無にかかわらず、当日ないし90日という短い事前通知期間で顧客により解約可能なものである。当社では、契約のうち完成した部分ごとに代金を回収しており、そのため、解約された契約の場合、解約時点までに完成した契約部分のみが代金回収の対象となる。契約の中途または突然の解約のリスクを想定し、管理するために、当社ではすべての契約の進捗状況を監視し、また、変更注文をその特徴やそのときの事情に照らして監視している。また、その際、当社および顧客両方の契約履行能力についてポイントを絞って検討を加え、また、解約の要因となり得る特別な状況および顧客のこれまでの実績についても検討を加える。当社は、固定価格および固定時間枠ベースのプロジェクトの場合にはコスト超過のリスクとインフレ・リスクも負っている。このため、賃金上昇や為替相場等、コスト見通しに影響を与える要因を含め、契約終了までの費用や期間の見積りが不正確な場合、経営成績が悪化する可能性がある。当社は折に触れプロジェクトの完成見通しを修正するが、今までそのような修正が、当社の経営成績や財政状態に重大な悪影響を与えたことはない。

当社は、顧客からの値引き圧力をしばしば経験する。例えば、顧客は、当社との取引が増えると、それに伴う割引を受けることを期待する。さらに、顧客は、固定価格および固定時間枠の設定あるいは料率の引下げを要求してくる可能性もある。当社では、仕様が確定している仕事については固定価格の設定を採用し、個別の価格交渉を行わないようにしている。

次の表は、2015年度および2014年度の当社の収益の増減を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
収益	8,711	8,249	462	5.6%

収益の増加は、ほとんどのセグメントからの取引量が増加したためであった。

次の表は、2015年度および2014年度における当社の収益の業種別内訳を示している。

収益	I \$t	ਰ	ス	窜	
4X m	にない	9	ພ	늄	

業種	2015年度	2014年度
金融サービスおよび保険業(FSI)	29.2%	29.3%
製造業(MFG)	22.0%	21.6%
エネルギー、公益事業、通信およびサービス(ECS)	16.1%	15.8%
小売、消費財および物流(RCL)	16.3%	16.7%
ライフサイエンスおよびヘルスケア(LSH)	6.7%	6.8%
成長市場 (GMU)	9.7%	9.8%

2015年度中に通貨価値は大幅に変動し、米ドルの価値は、豪ドルおよびユーロに対してそれぞれ6.5%および6.7%上昇し、また、英ポンドに対しては0.6%低下した。

2015年度と2014年度に各通貨と米ドルとの間の平均為替レートが一定であったならば、2015年度における当社の収益(恒常通貨ベース)は、当社が計上した8,711百万米ドルを122百万米ドル上回る8,833百万米ドルとなり、当社が計上した5.6%ではなく7.1%の増加となっていたであろう。

次の表は、2015年度および2014年度における当社の業種セグメント別利益(直接営業費用および配賦可能費用控除後収益)が業種セグメント別収益に占める割合を示している。(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.19.1を参照されたい。)

業種	2015年度	2014年度
金融サービスおよび保険業 (FSI)	29.8%	29.6%
製造業(MFG)	24.7%	22.6%
エネルギー、公益事業、通信およびサービス (ECS)	27.9%	28.6%
小売、消費財および物流(RCL)	30.3%	26.5%
ライフサイエンスおよびヘルスケア (LSH)	25.6%	22.1%
成長市場 (GMU)	27.3%	28.0%

事業投資、過去12ヵ月間に実施された従業員の賃上げ、昇進、変動報酬の増加および為替レートの不利な変動によって部分的に相殺されたものの、主に従業員稼働率の改善およびオフショアの構成比の改善によって、ほとんどのセグメントにおいて収益性は改善した。会社法の要件に応じて、2015年度には企業の社会的責任活動に42百万米ドルの寄付が行われた。2014年度のセグメント別の収益性には、ビザ関連事項にかかる35百万米ドルの引当金が含まれていた。

オフショアの構成比および従業員稼働率が上昇したため、RCLセグメントの収益性は上昇した。LSHセグメントの収益性は、従業員稼働率の上昇および1従業員当たりの実現収益の改善によって上昇した。2014年度におけるLSHの収益性は、一定の大型プロジェクトの収益性の低下に影響を受けた。ECSセグメントは、一定の大規模で複雑なシステム・インテグレーション・プロジェクトおよび為替レートの不利な変動によって影響を受けた。GMUセグメントの収益性は、為替レートの不利な変動によって低下した。

当社は、2015年4月1日付で、デリバリーのイノベーションという目標を支援するためにセグメントを再編した。かかる構成は、顧客企業ごとの多層的なテクノロジーの消費方法を反映するサービスを提供する一助となるであろう。かかる内部再編の結果、アジア太平洋地域(APAC)およびアフリカに所在する会社からなる成長市場(GMU)は、他の垂直部門全体に組み込まれた。

当社の収益は、オンサイトおよびオフショア収益にも分類できる。2015年度および2014年度のサービス実行場所別の当社の収益の割合を下表に示す。

収益	にすす	する	宝る	
4xm	IC X 1	7 7	J 77	

	2015年度	2014年度
オンサイト	51.2%	52.0%
オフショア	48.8%	48.0%

当社は通常、当社が請け負う個々のプロジェクトについて、完全なプロジェクト管理責任を引き受けている。当社のグローバル・デリバリー・モデルを利用して、当社はプロジェクトをコンポーネントに分割し、顧客先およびインド以外に所在する開発センター(以下「オンサイト」という。)とインド国内のグローバル開発センター(以下「オフショア」という。)とで同時に実行する。当社の施設で実施される作業と顧客先で行われる作業の比率は、四半期ごとに変化する。オンサイトで作業を行う場合、人件費その他の費用がかさむため、その分高い料率が適用される。オンサイトで実行されるサービスは、通常、インド国内の当社自身の施設において実行されるサービスと比べて1人当たりの収益は高いが売上総利益率は低い。その結果、総収益、売上原価および売上総利益の絶対額および売上総利益率は、四半期ごとに変動する。

2015年度および2014年度における、オンサイトおよびオフショアの料金請求対象時間の詳細を下表に示す。

	2015年度	2014年度
オンサイト	24.1%	25.2%
オフショア	75.9%	74.8%

2015年度にサービス収益が総収益に占める割合は96.8%(前年度:96.4%)であった。当社は、銀行用ソフトウェアを含むソフトウェア・アプリケーション製品からも収益を得ている。2015年度のソフトウェア製品売上が総収益に占める割合は3.2%(前年度:3.6%)であった。

次の表は、2015年度および2014年度における固定価格、固定時間枠ベースの契約ならびに時間および資材ベースの契約の収益がサービス総収益に占める割合を示している。

サービス総収益に対する割合

	2015年度	2014年度
固定価格、固定時間枠ベースの契約	42.1%	40.8%
時間および資材ベースの契約	57.9%	59.2%

収益および売上総利益は、従業員稼働率にも影響される。当社では、従業員稼働率を、投入可能な人月の合計に占める料金請求対象人月の合計の比率と定義している(ただし、販売、一般管理およびサポート人員は、この計算には含まれない。)。このような稼働率の管理は、プロジェクトごとの要件やタイムテーブルを監視することによって行っている。当社が1つのプロジェクトに割り当てるソフトウェア専門職の数は、プロジェクトの規模、複雑度、所要期間および要求事項によってそれぞれに異なる。大型プロジェクトが突然解約された場合、IT専門職の稼働率が下がる可能性がある。その他、当社では、IT専門職が研修プログラムに参加している時、特に新入社員に対する研修コースの間は、当該専門職を用いない。

料金請求対象ITサービス専門職の稼働率を下表に示す。

	2015年度	2014年度
研修中の従業員を含む。	74.6%	72.3%
研修中の従業員を除く。	80.9%	76.4%

次の表は、2015年度および2014年度における当社の収益の地域セグメント別内訳を示している。

収益に対する割合

地域セグメント	2015年度	2014年度
北米	61.5%	60.7%
ヨーロッパ	24.1%	24.4%
インド	2.4%	2.6%
その他	12.0%	12.3%

次の表は、2015年度および2014年度における当社の地域セグメント別利益(直接営業費用および配賦可能費用控除後収益)が地域セグメント別収益に占める割合を示している。(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.19.2を参照されたい。)

地域セグメント	2015年度	2014年度
北米	27.9%	26.0%
ヨーロッパ	26.8%	25.4%
インド	24.1%	27.3%
その他	31.0%	32.7%

事業投資、過去12ヵ月間に実施された従業員の賃上げ、昇進、変動報酬の増加および為替レートの不利な変動によって部分的に相殺されたものの、主に従業員稼働率の改善およびオフショアの構成比の改善によって、ほとんどのセグメントにおいて収益性は改善した。会社法の要件に応じて、2015年度には企業の社会的責任活動に42百万米ドルの寄付が行われた。ヨーロッパおよびその他地域における収益性は、為替レートの不利な変動の影響を受けた。ただし、ヨーロッパにおいては、かかる影響は、インフォシス・ロードストーンの収益性の改善によって部分的に相殺された。2014年度の北米のセグメント別の収益性には、ビザ関連事項にかかる35百万米ドルの引当金が含まれていた。

2015年度のITサービス専門職の料金請求対象人月数は、前年度に比べ9.3%増加した。2015年度には、オンサイトおよびオフショアのITサービス専門職の料金請求対象人月数は、それぞれ2.9%および12.1%増加した。2015年度に、オフショアの収益生産性は前年度比で2.7%低下し、オンサイトの収益生産性は前年度比で1.1%上昇した。双方を合わせた2015年度の収益生産性は、前年度から2.8%低下した。

売上原価

次の表は、2015年度および2014年度における当社の売上原価を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
売上原価	5,374	5,292	82	1.5%
収益に対する割合	61.7%	64.2%		

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減
	4,299	4,222	77
取得に関する繰延購入価格(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対す る注2.3参照)	41	31	10
減価償却費および償却費	175	226	(51)
交通費	219	225	(6)
技術下請業者費用	354	322	32
自社用ソフトウェア・パッケージ費用	139	128	11
顧客へのサービス提供目的で購入した第 三者製品	31	32	(1)
オペレーティング・リース料	35	35	-
通信費	34	26	8
販売後顧客サポート引当金	6	8	(2)
修繕・保守費	27	18	9
その他費用	14	19	(5)
合計	5,374	5,292	82

2015年度に売上原価が2014年度から増加したのは、主に当社の人件費および技術下請業者費用の増加によるものであり、減価償却費の減少により部分的に相殺された。2015年度に人件費が2014年度から増加したのは主に、過去12ヵ月間に実施された従業員の賃上げ、昇進、変動報酬の増加および従業員数の増加によるものであり、これは、オンサイトの構成比の低下、職務構成の変動および為替レートの影響により部分的に相殺された。減価償却費の減少は、建物およびコンピュータ機器の見積耐用年数の変更が主因となっていた。2014年6月30日に終了した3ヵ月間において、経営陣は、社内および社外の技術的評価に基づき、2014年4月1日付で、主に建物およびコンピュータ機器からなる資産の残存耐用年数を再評価した。それに伴い、一定の資産の耐用年数は、従前の見積りからの変更が必要となった。当グループが、従前に評価された耐用年数を引き続き使用した場合、2014年4月1日現在保有していた資産について、2015年度の減価償却費および売上原価は72百万米ドル増加していたはずであった。(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.5を参照されたい。)

当社は、顧客のニーズに合わせて随時、一定限度で下請業者を雇うことがあるが、逆に当社が他のITサービス・プロバイダーの下請けを行うことは通常はない。そのような技術下請コストが当社の売上原価に占める割合は、2015年度および2014年度にそれぞれ6.6%および6.1%であった。

売上総利益

次の表は、2015年度および2014年度における当社の売上総利益を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
売上総利益	3,337	2,957	380	12.9%
収益に対する割合	38.3%	35.8%		

2015年度において前年度から売上総利益が収益に占める割合が増加したのは、上述のとおり、売上原価が収益に占める割合が前年度より低下したためであった。

販売費およびマーケティング費

次の表は、2015年度および2014年度における当社の販売費およびマーケティング費を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
販売費およびマーケティング費	480	431	49	11.4%
収益に対する割合	5.5%	5.2%		

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減
人件費	389	356	33
交通費	43	32	11
ブランド構築およびマーケティング費	26	22	4
オペレーティング・リース料	6	7	(1)
コンサルタントおよび専門家報酬	3	3	-
通信費	4	4	-
その他費用	9	7	2
合計	480	431	49

2015年度の販売費およびマーケティング費の前年度からの増加は主に、従業員数の増加、過去12ヵ月間に実施された販売・マーケティング部門の人員の賃上げ、昇進、変動報酬の増加および為替レートの影響に起因する人件費の増加によるものであった。交通費の増加は、取引の全般的な増加によるものであった。

一般管理費

次の表は、2015年度および2014年度における当社の一般管理費を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
一般管理費	599	547	52	9.5%
収益に対する割合	6.9%	6.6%		

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減
人件費	174	168	6
コンサルタントおよび専門家報酬	65	80	(15)
修繕・保守費	97	77	20
電力・燃料費	36	36	-
通信費	44	42	2
交通費	35	23	12
税金	21	17	4
オペレーティング・リース料	9	11	(2)
保険料	9	9	-
売上債権に対する貸倒引当金	29	23	6
企業の社会的責任 (CSR) のための寄付 (「第 6 - 1 財務書類」に掲げる連結財			
務書類に対する注2.21参照)	42	-	42
その他費用	38	61	(23)
合計	599	547	52

2015年度の一般管理費が2014年度から増加したのは、主に修繕・保守費の増加およびCSRのための寄付金によるものであり、これはコンサルタントおよび専門家報酬ならびにその他費用の減少により部分的に相殺された。人件費の増加は、過去12ヵ月間に実施された賃上げ、昇進および変動報酬の増加によるものであり、これは料金請求対象人月数の減少および為替レートの影響により相殺された。会社法の要件に応じて、当社は、当社のCSR方針を策定し、監視するためにCSR委員会を設置し、2015年度にはCSR活動に42百万米ドルの寄付を行った。CSR活動の分野は、飢餓および栄養失調の撲滅、教育、芸術および文化の推進、医療、貧困者の保護および回復ならびに農村部の開発プロジェクトである。かかる資金は主に信託財産に配分され、年間を通じてかかる活動に用いられた。2014年度のその他費用には、ビザ関連事項に対する引当金35百万米ドルが含まれていた。「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.20を参照されたい。

営業利益

次の表は、2015年度および2014年度における当社の営業利益を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
三 営業利益	2,258	1,979	279	14.1%
収益に対する割合	25.9%	24.0%		

2015年度の営業利益の収益に対する割合は2014年度から上昇したが、これは、売上総利益が収益に占める割合が2.5%上昇したことによる。これは、販売費およびマーケティング費の収益に対する割合が0.3%上昇し、一般管理費の収益に対する割合が0.3%上昇したことで部分的に相殺された。

その他の収益

次の表は、2015年度および2014年度における当社のその他の収益を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
その他の収益純額	560	440	120	27.3%

2015年度のその他の収益には、預金および譲渡性預金証書からの受取利息430百万米ドル、売却可能金融資産からの収益43百万米ドルならびに外国為替先物予約およびオプション契約にかかる85百万米ドルの為替換算差益が主に含まれており、その他の資産および負債について計上した7百万ドルの為替換算差損により部分的に相殺された。

2014年度のその他の収益には、預金および譲渡性預金証書からの受取利息356百万米ドル、売却可能金融資産からの収益37百万米ドル、その他の資産および負債について計上した78百万ドルの為替換算差益が主に含まれており、外国為替先物予約およびオプション契約にかかる40百万米ドルの為替換算差損により部分的に相殺された。

2015年度の売却可能金融資産からの収益を含む受取利息は、投資可能剰余金の増加が主要因となって前年度から増加した。

機能通貨と外国為替

当社、インフォシスBPO、被支配信託およびEdgeVerveの機能通貨はルピーである。その他ほとんどの子会社の機能通貨は、それぞれの現地通貨である。比較を容易にするため、本書に記載されている連結財務書類は米ドル表示(百万米ドル未満を四捨五入)となっている。海外子会社の機能通貨から米ドルへの為替換算は、資産および負債項目には決算日の為替相場を用い、収益、費用およびキャッシュ・フロー項目には当該期間の月次平均為替相場を用いている。当該換算の結果発生した換算差損益は、その他の包括利益に含まれ、「その他の資本の構成要素」の為替換算準備金に計上される。

一般的にインド法は、為替管理政策として、インドの居住者に対し、すべての外国為替収益をインドへ還流させることを求めている。具体的には、外国為替管理法(FEMA)第8条が、インド企業に、外国で獲得したすべての外貨をインド準備銀行が指定した期間内に指定の方法で換金し、インドへ還流させるための妥当なすべての措置をとることを求めている。インド準備銀行自身もガイドラインを公布し、1暦月中の口座の増加合計額を、承認された目的または先物予約のために残高を調整後、翌暦月の最終日までにルピーに交換することを条件として、企業が獲得した外貨のすべてを、インド国内の公認ディーラーに開設した外貨取得者外貨勘定(EEFC)のような外貨口座に還流させることを要求している。

当社では通常、営業している国に開設した専用外貨口座を用い、外貨収入を回収している。このような処理を行うには、当社は、海外に外貨口座を開設するための許可を、インド準備銀行を代理して公認ディーラーから得なければならず、当社はかかる許可を得ている。

当社がインド準備銀行の規則の遵守を怠ると、インド準備銀行が当社に対して強制措置を講じることもあり得る。

当社の収益の実質的にすべては外貨建て、特に米ドル、英ポンド、ユーロおよび豪ドル建てで発生するが、費用の大半はインド・ルピー建てである。近年、ルピー/米ドルの為替相場は大きく変動しており、今後も大きく変動する可能性がある。その結果、当社の業績は、米ドルに対しルピーが高騰すると悪影響を受ける。為替差損益は、当社が取引を行う他の通貨に対するルピーの価値の変動ならびに外国為替先物予約およびオプション契約により発生する。

2015年度および2014年度における当社の収益の通貨別内訳を下表に示す。

収益に対	す	る	割	合	
------	---	---	---	---	--

通貨	2015年度	2014年度
米ドル	68.9%	68.8%
英ポンド	5.9%	5.9%
ユーロ	10.2%	10.3%
豪ドル	7.6%	7.9%
その他	7.4%	7.1%

次の表は、2015年度および2014年度における米ドル、英ポンド、ユーロおよび豪ドル各 1 単位に対するルピーの為替レートについての情報を示している。

	2015年度 (ルピー)	2014年度(ルピー)	上昇/(下落)率
期中平均レート			
米ドル	61.18	60.75	(0.7)%
英ポンド	98.37	97.00	(1.4)%
ユーロ	77.06	81.77	5.8%
豪ドル	53.11	56.28	5.6%

	2015年度 (ルピー)	2014年度 (ルピー)
期首レート(a)		
米ドル	59.92	54.29
英ポンド	99.77	82.23
ユーロ	82.69	69.50
豪ドル	55.30	56.63
期末レート(b)		
米ドル	62.50	59.92
英ポンド	92.47	99.77
ユーロ	67.19	82.69
豪ドル	47.54	55.30
各通貨に対するルピーの 上昇 / (下落)率 ((b) / (a))		
米ドル	(4.3)%	(10.4)%
英ポンド	7.3%	(21.3)%
ユーロ	18.7%	(19.0)%
豪ドル	14.0%	2.3%

次の表は、2015年度および2014年度における、英ポンド、ユーロおよび豪ドル各1単位に対する米ドルの為替レートについての情報を示している。

	2015年度(米ドル)	2014年度(米ドル)	上昇/(下落)率
期中平均レート			
英ポンド	1.61	1.60	(0.6)%
ユーロ	1.26	1.35	6.7%
豪ドル	0.87	0.93	6.5%
	2015年度(米ドル)	2014年度(米ドル)	-
期首レート(a)			
英ポンド	1.67	1.51	
ユーロ	1.38	1.28	
豪ドル	0.92	1.04	
期末レート(b)			
英ポンド	1.48	1.67	
ユーロ	1.08	1.38	
豪ドル	0.76	0.92	
各通貨に対する米ドルの 上昇 / (下落)率((b)/ (a))			
英ポンド	11.4%	(10.6)%	
ユーロ	21.7%	(7.8)%	
豪ドル	17.4%	11.5%	

2015年度および2014年度においては、ルピーと米ドルとの間の為替レートが1パーセント・ポイント変動すれば、当社の営業利益率の伸びはそれぞれ約0.52%および0.48%の影響を受けた。近年、ルピーと米ドルの為替レートは大幅に変動しており、今後も大幅に変動する可能性がある。当社は、将来の変動が当社の営業利益に及ぼすことのある影響を予測することはできない。

当社は、2015年度および2014年度に、外国為替先物予約およびオプション契約によりそれぞれ85百万米ドルの利益および40百万米ドルの損失を、ならびにその他の資産および負債についてそれぞれ7百万米ドルの為替換算差損および78百万米ドルの為替換算差益を計上した。当社の会計方針により、IAS第39号に従ってヘッジとして指定されていないデリバティブも、指定されているが有効性の低いデリバティブもすべて時価評価し、包括利益計算書に即時認識することが義務づけられている。

法人税費用

インド国外で提供したソフトウェア開発およびその他サービスによって稼得した純利益は、サービスを履行した国で 課税される。同じ利益がインドでも課税対象である場合、インド国外で支払った税のほとんどは、インドでの納税の際 に控除申請ができる。

当社は、1961年所得税法の規定によるインド居住者として、1961年所得税法第5条の規定に従って、世界中での全所得についてインドにおいて納税を義務づけられており、かかる税金は国内法人税として反映されている。「6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.19.2における地域セグメント別の収益の開示は、顧客の所在地に基づいており、実際の引渡しまたは収益関連の作業が発生した場所を反映したものではない。国内法人税が課される所得は、「インド」という地域セグメントから生み出される所得に限定されない。従って、国内法人税および海外法人税の対象となる金額は、地域セグメント別の開示に従ったインドおよびその他地域セグメントから生み出された収益の割合には必ずしも比例しない。

当社は、インド国内のソフトウェア・テクノロジー・パーク計画(STP)に基づき登録された施設からのソフトウェアの輸出に対してインド政府が提供してきた一定の税制上の優遇措置の恩恵を受けてきており、また、当社は引き続き、2005年特別経済地域法(SEZ)に基づき登録された施設のための一定の税制上の優遇措置の恩恵を受けている。しかしながら、インド政府がソフトウェア・テクノロジー・パーク施設に提供してきた税制上の優遇措置が失効したた

め、現在では、当社のソフトウェア・テクノロジー・パーク施設からの所得はすべて課税対象となっている。2005年4月1日以降にサービスの提供を開始した特別経済地域内の施設に関しては、当該施設がサービスの提供を開始した会計年度から最初の5年間においては、サービスの輸出から発生した利益の全額を課税所得から減算することができ、その後5年間においては、サービスの輸出により生じた利益の50%を課税所得から減算することができる。一定の条件を満たす施設に関しては、さらにその後5年間、一定の税制優遇措置が利用可能である。

このような税制上の優遇措置の結果、近年、当社の税引前利益の一部が課税を免れてきた。かかる優遇措置によって、当社の法人税は、2015年度および2014年度について、かかる優遇措置が利用できなかった場合に当社が支払わなければならなかったと推定される実効税額と比べてそれぞれ273百万ドルおよび273百万ドル減少した。基本的および希薄化後双方の加重平均株式数に基づき計算されたかかる税制上の優遇措置の1株当たりの影響は、2015年度および2014年度について、それぞれ0.24米ドルおよび0.24米ドルであった。基本的および希薄化後加重平均株式数は、株式無償交付について調整されている(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.12参照を参照されたい。)。法人税引当金と税引前当期純利益に法定法人税率を乗じて算定した金額との調整については、「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.16を参照されたい。

次の表は、2015年度および2014年度における当社の法人税費用および実効税率を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
法人税費用	805	668	137	20.5%
実効税率	28.6%	27.6%		

当社の実効税率は、2014年度には27.6%であったが、2015年度には28.6%となった。一般に実効税率は、損金不算入費用、非課税の営業外収益、海外法人税、特別経済地域の施設からの収益およびその他税額控除を含む様々な要因の影響を受ける。2014年度と比べ2015年度の実効税率が28.6%に上昇したのは、主に海外法人税の増加および特別経済地域内の施設からの収益が税引前利益に占める割合の減少によるものであり、これは、法人税戻入れ(純額)の増加および損金不算入費用の減少により部分的に相殺された。法人税戻入れ(純額)は、過年度の引当金の戻入れ101百万米ドルからなり、過年度にかかる法人税の追加引当金75百万米ドルにより部分的に相殺された。引当金戻入れは、争点となっていた事項が当社に有利に裁定されたことによるものであり、過年度にかかる法人税の追加引当ては、税務当局が2015年度に行った課税額の査定に基づいている。(法人税引当金と税引前当期純利益に法定法人税率を乗じて算定した金額との調整については、「6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.16を参照されたい。)

当期純利益

次の表は、2015年度および2014年度における当社の当期純利益を示している。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度	増減	増減率
当期純利益	2,013	1,751	262	15.0%
収益に対する割合	23.1%	21.2%		

2015年度に当期純利益の収益に対する割合が前年度から上昇したのは、主に営業利益の収益に対する割合の1.9%の上昇およびその他の収益の増加によるものであり、上述のとおり法人税費用の増加により部分的に相殺された。

2014年度に対する2015年度の重要な確定給付制度に関する感応度分析

当社は適格な従業員に対して、確定給付型退職金制度(以下「グラチュイティー制度」という。)を提供している。グラチュイティー制度は受給権のある従業員の退職、死亡、行為無能力化または雇用終了時に、各従業員の給与および在職期間を基準に一時金を支給している。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の確定給付債務および制度資産の公正価値は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年度 3 月31日現在
期末現在の給付債務	131	118
期末現在の制度資産の公正価値	134	120
積立状況	3	2

用いられた仮定、仮定の決定の基本方針および重要な保険数理上の仮定に対する感応度分析の開示については、「6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.11.1を参照されたい。

(3)流動性と資本資源

当社は1993年にインドで新規株式公開を行い、総額約4.4百万米ドルを調達した。また1994年には、外国機関投資家、投資信託会社、インド国内の金融機関および企業を対象に普通株式を私募形式で発行し、7.7百万米ドルを調達した。さらに1999年3月11日、米国でADSを新規公開し、総額70.4百万米ドルを調達した。近年の当社の成長は、その大部分が営業活動により得られたキャッシュによって賄われてきた。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在における当社の運転資本は、それぞれ5,731百万米ドルおよび5,656百万米ドルであった。2015年3月31日現在の運転資本には、現金および現金同等物4,859百万米ドルおよび売却可能金融資産140百万米ドルが含まれた。2014年3月31日現在の運転資本には、現金および現金同等物4,331百万米ドル、売却可能金融資産367百万米ドルならびに譲渡性預金証書への投資143百万米ドルが含まれた。当社は、銀行借入残高を有していない。当社は、当社の運転資本が現在のニーズを満たすために十分であると考えている。当社が営業している複数の地域または業界のいずれかで、IT関連の支出の減少、販売サイクルの長期化または景気の落ち込みが継続すれば、当社の収益の落ち込みにつながるおそれがあり、当社の流動性や現金資源に負の影響を及ぼすことも考えられる。

当社の主な流動性源は、現金および現金同等物ならびに営業活動により得られたキャッシュである。当社の現金および現金同等物は、事前の通知および元本へのペナルティなしに随時引き出し可能な国際的な格付機関および国内の格付機関により高格付を付与された銀行および法人への預け金からなる。現金および現金同等物は主にインド・ルピー建てで保有されている。かかる現金および現金同等物には、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、それぞれ58百万米ドルおよび53百万米ドルの制限付現金残高が含まれた。かかる制限は主に未払配当金銀行口座の残高、預託証拠金としての銀行残高および当社が支配する撤回不能信託の現金残高にかかるものである。投資信託および上場債券からなる売却可能金融資産への当社の投資は、所定の期間にわたって銀行またはその他適格金融機関に預託された資金を表しており、国内の信用格付機関から高格付を付与されている。

当社のキャッシュ・フローの概要は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年度	2014年度
営業活動により得られたキャッシュ	1,756	2,003
投資活動(に使用された)キャッシュ	(205)	(823)
財務活動(に使用された)キャッシュ	(815)	(519)

営業活動により得られたキャッシュ(純額)は主に、減価償却費および償却費、繰延購入価格、法人税、売却可能金融資産および譲渡性預金証書からの収益、売上債権に対する貸倒引当金ならびに運転資本の増減を調整した当期純利益で構成されている。

2015年度および2014年度に売上債権は、それぞれ240百万米ドルおよび232百万米ドル増加した。直近の12ヵ月間の収益に対する売上債権の比率は、2015年および2014年の各3月31日現在、それぞれ17.8%および16.9%であった。2015年および2014年の各3月31日現在、直近の12ヵ月の収益に基づく売掛債権回転日数は、それぞれ65日および62日であった。

前払費用およびその他の資産の増加は、主に一定の従業員関連負債を発生時に決済するための他社への預け金の増加、主に仕入税額控除からなる源泉徴収税の増加および未収利息の増加によるものであり、保険料の信託の減少により部分的に相殺された。保険料の信託は、受託者の資格において当該金額を保管するサービス業者が保険契約者から徴収し、保険業者に支払う保険料を表す。

その他の負債および引当金の増加は、保険料の信託の減少および源泉徴収税の減少によって部分的に相殺されたものの、主に未払従業員報酬および賞与の増加ならびに事業買収のための負債の増加によるものであった。保険料の信託は、受託者の資格において当該金額を保管するサービス業者が保険契約者から徴収し、保険業者に支払う保険料を表す。

繰延収益は、2015年度に45百万米ドル増加し、2014年度には27百万米ドル減少した。繰延収益は主に、関連する労力が費消されていない固定価格および固定時間枠ベースの契約にかかる顧客への事前請求により生じる。

2015年度には、一定の税額控除が否認されたため、インド税務当局の請求によって2010年度について286百万米ドルの法人所得税が支払われた。当社は、法人税不服審判所に控訴している(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.16を参照されたい。)。

2015年3月31日付の仮定に基づき、当社は、2016年度中に当社のグラチュイティー信託に26百万米ドルを拠出する予定である(「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.11.1を参照されたい。)。

2015年度および2014年度に当社の事業取得に関連して使用されたキャッシュ(純額)は、それぞれ206百万米ドルおよびゼロであった。2015年度および2014年度に、当社のソフトウェア開発センターのために、追加的な有形固定資産の取得に関連して投資活動に使用されたキャッシュ(純額)は、それぞれ367百万米ドルおよび451百万米ドルであった。2015年度に当社は、流動性のある投資信託に3,901百万米ドルを、他社への預け金として22百万米ドルを、固定満期クローズド・エンド型ファンドに5百万米ドルを投資した。また、償還となった流動性のある投資信託、固定満期クローズド・エンド型ファンドおよび譲渡性預金証書がそれぞれ4,098百万米ドル、25百万米ドルおよび135百万米ドルあった。2014年度に当社は、流動性のある投資信託に3,731百万米ドルを、上場債券に154百万米ドルを、他社への預け金として37百万米ドルを、固定満期クローズド・エンド型ファンドに24百万米ドルを、譲渡性預金証書に210百万米ドルを投資した。また、償還となった流動性のある投資信託および譲渡性預金証書がそれぞれ3,681百万米ドルおよび74百万米ドルあった。償還となった売却可能金融資産からの収益は、当社の事業活動に充当された。

2012年10月22日、当社は、スイスのチューリッヒに拠点を置く世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAGの議決権付持分100%を取得した。かかる事業買収は、219百万米ドルの現金対価および同社の売出株主に支払われる最大112百万米ドルの追加の対価(繰延購入価格)による株式購入契約の締結により行われた。かかる売出株主は、買収日から3年間、当社または当社の子会社により継続的に雇用または任用される。

2015年3月5日、当社は、米国デラウェア州の会社であるパナヤの議決権付持分100%を取得した。パナヤは、大企業向け自動化技術およびソフトウェア管理の大手プロバイダーである。かかる事業買収は、225百万米ドルの現金対価による株式購入契約の締結により行われた。

2015年度に当グループは、DWA ノバLLCに対する持分20%を15百万米ドルの現金対価で取得した。当社は、ドリームワークス・アニメーション(DWA)と共に新会社を設立するためにかかる投資を行った。新会社であるDWA ノバLLCは、物的消費財の設計、製造、販売または流通に従事する会社向けにエンド・ツー・エンドのデジタル・マニュファクチャリング能力を提供するために画像生成技術を開発し、製品化する計画である。

2015年4月24日、当社は、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc.(Skavaの名前で営業している。)およびその関連会社を、120百万米ドルの対価(延滞コンポーネントおよび残留手当を含む。)で買収するための最終契約を締結した。

当社は、戦略的提携先の世界的エコシステムの構築を支援するイノベーション基金に500百万米ドルを割り当てた。 当社は、個人ローンおよび給与前貸しを、業務執行役員と取締役以外の従業員に提供している。

かかるローンの年利は0%ないし7%である。2015年および2014年の各3月31日現在の貸付金残高総額は、それぞれ40百万米ドルおよび41百万米ドルであった。

2015年3月31日現在残存している従業員貸付金の満期構成を下表に示す。

	(単位:日月木トル)
3月31日に終了する12ヵ月間	返済額
2016年	35
2017年	5
	40

2015年度に財務活動に使用されたキャッシュ(純額)は、支払配当金(法人配当税を含む。)のために815百万米ドルであった。2014年度に財務活動に使用されたキャッシュ(純額)は、支払配当金(法人配当税を含む。)のために519百万米ドルであった。

取締役会は、2015年4月24日の会議において、1株当たり29.50ルピー(1株当たり約0.47米ドル)(株主に承認された場合、1対1の株式無償交付後には14.75ルピー(1株当たり約0.24米ドル)に相当)の最終配当を提案した。2015年度について、1株当たり29.50ルピー(1株当たり約0.47米ドル)の最終配当(2015年6月17日の株式無償交付について未調整)が、2015年6月22日に開催された年次株主総会で承認され、2015年6月23日に支払いが行われて約528百万米ドル(法人配当税を除く。)の現金が流出した。取締役会は、2015年度から配当性向を税引後連結利益の最大40%から最大50%に引き上げることを決定した。

2015年3月31日現在、資本支出の契約額は252百万米ドルであった(2014年3月31日現在:227百万米ドル)。2015年3月31日現在のこれらの契約には、国内での購入契約額182百万米ドル(2014年3月31日現在:129百万米ドル)ならびに一般的な業務支援用のハードウェア、必需品およびサービスの輸入契約額70百万米ドル(2014年3月31日現在:98百万米ドル)が含まれている。当社の資本約定額はすべて、営業活動により得られたキャッシュにより資金調達される。2015年3月31日現在の未払契約額については、1年以内におよその完了を目指す。

(4)市場リスクに関する定量的・定性的開示

概論

市場リスクは、外貨建て売掛金・買掛金を含め市場感応度をもつすべての金融商品から発生する。金融商品の価値は、金利水準、外国為替相場、商品価格、株価の変動のほか、市場リスク感応度の高い商品に影響を与えるその他の市場変化によって増減する可能性がある。

当社にとっての市場リスクは、外貨建て収益を生む事業活動と、将来における外貨建て借入れに関連して発生している。市場リスク管理の目標は、収益や資本を過剰なエクスポージャーに晒すのを回避することである。当社にとっての市場リスクのほとんどは、外貨建て売上債権から発生する。

リスク管理手続き

当社では、資金取引業務によって市場リスクを管理している。資金取引の目標や方針は、経営幹部と監査委員会が承認する。資金取引業務には、現金資源の管理、外貨建て債権債務のヘッジ戦略の実施、必要に応じた借入れ戦略、さらには市場リスク限度額や方針の遵守の確保が含まれる。

市場リスクの構成要素

(1)為替リスク - 当社にとっての主な市場リスクは、為替リスクである。当社の機能通貨はルピーであるにもかかわらず、当社の収益のかなりの割合が外貨、特に米ドル、英ポンド、ユーロおよび豪ドル建てで生み出されており、他方、費用の大半がルピー建てで発生している。ここ数年間、ルピー/米ドルの為替相場は大きく変動し、今後も大きく変動する可能性がある。その結果、当社の業績は、米ドルに対しルピーが高騰すると悪影響を受ける。2015年度および2014年度の総収益に対する米ドル建て収益の割合は、それぞれ68.9%および68.8%であった。同期間中、英ポンド建て収益の割合はそれぞれ5.9%および5.9%、ユーロ建て収益の割合は10.2%および10.3%、豪ドル建て収益の割合は7.6%および7.9%であった。当社の為替リスクは、主に外貨建ての収益、売掛金および買掛金に関わるものである。

当社は、外貨建てエクスポージャーに対する為替レートの変動リスクを軽減するため、為替先物予約およびオプション契約等のデリバティブ金融商品を利用している。通常、かかる契約の相手方は銀行である。

2015年3月31日現在の先物予約の残高は、716百万米ドル、67百万ユーロ、73百万英ポンド、98百万豪ドル、12百万カナダ・ドルおよび25百万シンガポール・ドルであった。2014年3月31日現在の先物予約の残高は、751百万米ドル、64百万ユーロ、77百万英ポンドおよび75百万豪ドルであり、オプション契約の残高は20百万米ドルであった。先物予約の期日は通常12ヵ月以内で、それぞれの契約期日に決済しなければならない。また、中途解約も可能であるが、その際には、約定レートと解約日レートの差が損益となり、その分の支払いが生じることになる。当社では、かかるデリバティブ商品をヘッジ目的にのみ利用し、投機的な目的に一切利用しない。ただし、為替リスクを排除するための十分なデリバティブ商品を購入できない可能性もある。さらに、デリバティブ商品が、ヘッジメカニズムとして十分な結果を生まない可能性もある。インド準備銀行の政策がその時々に変わることにより、当社が外貨建て債権債務に対して十分なヘッジを施そうとしても、それが制限される可能性がある。当社は、過去において積極的にリスクヘッジを行ってきたが、将来はさらに積極的な方針を採用する可能性がある。

(2)公正価値 - 市場レートから生じるリスクに対する感応度の高い金融商品の公正価値は、帳簿価額の近似値となっている。

(5)最近公表された会計基準

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月、国際会計基準審議会は、IFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。かかる基準は、IAS第39号において要求される金融商品にかかる現行の規則の複雑性を減少させるものである。IFRS第9号では、IAS第39号よりも分類および測定区分の数が少なく、満期保有目的、売却可能ならびに貸付金および債権の区分が廃止された。さらに、組込デリバティブの分離処理に関する規則に基づく要件および満期保有目的投資に関する制限規則は廃止される。トレーディング目的で保有されない持分証券投資については、IFRS第9号は、当初認識時に個々の株式ベースで、投資によるすべての公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択をすることを認めている。その他の包括利益に認識された金額は、損益に振り替えることはできない。かかる改訂は、負債を公正価値で測定することを選択している企業が、公正価値の変動のうち企業自身の信用リスクに帰属する部分を「その他の包括利益」に計上することを要求している。

IFRS第9号によって、IAS第39号の「発生損失モデル」に代わり「予想信用損失モデル」が導入された。かかる測定では、12ヵ月の予想信用損失かまたは残存期間にわたる予想信用損失のいずれかとして損失引当金を測定する2種類の測定方法が用いられる。同基準では、新たな表示および開示要件も導入された。

IFRS第9号は2018年1月1日以降に開始する年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは現在、IFRS第9号の要件を評価中であり、連結財務書類に対する影響は未定である。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年 5 月、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。かかる新基準の基本原則は、企業は、約束した財またはサービスの顧客への移転を表すように、企業が財またはサービスと引き換えに権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識することである。また、かかる新基準は、企業の顧客との契約により生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に関するさらなる開示を求めている。かかる基準では、遡及的に適用する方法または累積影響額を調整して適用する方法のいずれかの使用が認められている。IFRS第15号は2017年 1 月 1 日以降に開始する年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは、現時点では移行方法を選択しておらず、また、連結財務書類に対するIFRS第15号の影響を評価していない。

2015年5月、IASBは、「IFRS第15号の適用日」という公開草案を公表し、IFRS第15号の適用日を、2017年1月1日ではなく2018年1月1日以降に開始する年度に変更することを提案した。IASBは、かかる適用日の延期を確認するIFRS第15号の改正を発表している。

(6)重要な会計方針

下記の会計方針は、その適用が経営陣の判断を極めて重要とするものであり、また財務報告上の結果が、もともと不確実な事柄の影響に関する見積りに依拠したものであるため、当社の財務書類の解釈において極めて重要であると判断される。これらの重要な会計方針にかかる具体的なリスクについて以下に述べる。これらの方針のすべてに対して、将来の出来事が予想どおりに展開することはまれであり、最善の見積りでさえ日常的に調整する必要がある。

見積り

当社は、財務書類をIFRSに基づいて作成しており、その際には見積りを実施し、判断を下し、仮定を設ける必要がある。この見積り、判断および仮定は、会計方針の適用、資産および負債の計上額、財務書類の日付現在の偶発資産および偶発債務の開示ならびに期中の収益および費用の計上額に影響を及ぼす。複雑で主観的な判断を伴う重要な会計上の見積りを要する会計方針の適用および連結財務書類における仮定の使用を下記に開示する。ただし、会計上の見積りは会計期間ごとに異なることがあり、また実際の結果がそれらの見積りとは異なる可能性がある。当社は、見積りに関する状況の変化に気づいた場合、見積りの適切な変更を実施する。見積りの変更は、当該変更が実施された期間に反映し、影響が重要な場合には、連結財務書類に対する注記においてその影響を開示する。

a . 収益の認識

当社は、固定価格ベースの契約の会計処理には進行基準を用いている。進行基準の使用により、当社はその時点までに費消した労力または費用が費消される労力または費用の合計に占める割合を見積もらなければならない。投入された労力または費用と生産性との間に直接の関連があるため、完成までの進捗度の測定に費消労力または費用が用いられている。未完成の契約にかかる損失引当金(もしあれば)は、報告日現在での契約にかかる予想見積りに基づきかかる損失の発生可能性が高くなった会計期間に計上される。

b. 法人税等

当社は他の税域においても納税申告を行っているものの、当社の2大税域はインドおよび米国である。未確定の税務ポジションに関する支払/回収予想額を含む法人税引当金の決定には重要な判断が伴う。

c.企業結合および無形固定資産

当社の企業結合は、IFRS第3号「企業結合」(改訂済)を適用して会計処理する。IFRS第3号は、被取得会社の識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値を確定するために、識別可能な無形固定資産および偶発対価を公正価値で計上することを義務づけている。偶発対価および無形固定資産の価値の決定には重要な見積りが必要である。これらの評価は外部の評価専門家によって行われる。

d . 有形固定資産

有形固定資産は、当グループの資本基盤のかなりの割合を占めている。定期的な減価償却に関する費用は、当該資産の見積耐用年数および耐用年数終了時の見積残存価額の推定の決定後に求められる。当グループの資産の耐用年数および残存価額は、当該資産の取得時に経営陣が決定し、各会計年度末を含む定期的に見直される。耐用年数は類似の資産の実績に基づいており、かつ技術の変化等の耐用年数に影響する可能性のある将来の事由を見越したものとなっている。「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.5を参照されたい。

e.のれんの減損

のれんについては毎年、および現金生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回っている兆候があれば随時、経営成績、 事業計画、将来キャッシュ・フローおよび経済情勢を含む様々な要因に依拠して減損テストを実施している。現金生成 単位の回収可能額は、使用価値と売却費用控除後公正価値とのいずれか高い方に基づき決定される。のれんの減損テス トは、買収の相乗効果の利益を受けており、内部管理の目的上のれんが監視される最低レベルに相当する現金生成単位 または複数の現金生成単位のグループのレベルで実施される。

回収可能額の決定には、市場関連情報および見積りが用いられる。経営者が回収可能額の決定に当たり依拠した主な 仮定には、長期成長率、資本の加重平均費用および見積営業利益率が含まれる。予想キャッシュ・フローは過去の実績 を考慮し、今後の状況に関する経営者の最善の見積りを表すものとなっている。

収益の認識

当社の収益は主に、ソフトウェア開発とその関連サービスおよびソフトウェア製品のライセンスから生み出されている。ソフトウェア開発とその関連サービスに関する顧客との契約は、固定価格および固定時間枠ベースまたは時間および資材ベースによる。

時間および資材ベースの契約に係る収益は、関連サービスの提供時に認識している。会計年度における最後の請求日から決算日までの収益は、未収収益として認識している。対価の測定または回収可能性に関する不確実性のない固定価格および固定時間枠ベースの契約に係る収益は、進行基準で認識している。測定または最終的な回収可能性に関して不確実性がある場合、収益の認識はかかる不確実性が解消されるまで延期される。投入された労力または費用と生産性との間に直接の関連があるため、費消労力または費用により進捗度を測定している。未完成の契約については、現状から判断して、将来における損失の発生可能性が高くなった会計期間に、当該未完成契約に関する損失に対する引当金を見積計上している。費用と利益の合計額が請求額を超過する部分は未収収益として計上し、請求額が費用と利益の合計額を超過する部分は繰延収益として計上している。

各報告期間末に、収益と労力または費用の見積りについて、プロジェクトごとに評価がなされる。必要に応じてそれまでの見積りの変更または更新を行う際には、権限のある役員の承認を受けなければならない。経営者は、損益を見積るために、進行中の個別契約の状態を定期的に検証し、評価している。検証の一環として、プロジェクトのすべての段階の完成に要した実際の労力または費用とそれらの現実的な見積りの詳細が、当初の見積りの詳細および総契約価格と比較される。今日まで、当社は、重大な損失を計上した固定価格および固定時間枠ベースの契約は有していない。当社は、注文の変更を特徴や注文が変更された状況に基づいて評価する。かかる注文の変更が、当事者によって契約の当初の範囲内の通常の要素であると判断される場合には、契約価格は変更されない。そうでない場合、一般的には、契約価格の調整が交渉される。注文変更の範囲とその価格の両方について顧客と当社が承認した注文の変更を反映するよう、契約に係る収益および費用が調整される。注文の変更は、両当事者が合意に達するまで収益の認識に反映されない。エスカレーション条項に対しても同様の原則が踏襲される。

ソフトウェア開発案件および関連サービスならびに保守サービスについて、当社は、単一取引のそれぞれ個別に識別可能な構成要素について収益認識基準を適用することで、IAS第18号「収益」のガイダンスを適用している。通常、かかる案件は、ソフトウェア開発および関連サービスが個別に識別可能な構成要素とみなされるための基準を満たしている。当社は対価の配分のために、IAS第18号に規定された原則に従って取引の各可分構成要素に関する収益を公正価値で測定している。個別に販売された場合に通常請求される価格が、その公正価値の最良の証拠である。ソフトウェア開発および関連サービスの公正価値に関する客観的かつ信頼性のある証拠を当社が確立できない場合は、当社は、取決めの対価の配分のために残余法を用いている。このような場合、取引の引渡未了部分の公正価値の配分後の対価残高は、特定の公正価値が存在しない引渡しが完了した部分に配分される。

ライセンス料に係る収益については、IAS第18号に規定された一般的な収益認識基準が満たされた場合に収益認識している。ソフトウェア製品の引渡契約には通常、ライセンスの提供、導入および年間技術サービス(以下「ATS」という。)という3つの構成要素がある。これら複数の要素を含む取引から発生する収益の計上に当たっては、当社はIAS第18号に規定された原則を適用している。ATSについては、公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が確立されている。公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠は、各要素が別個に販売される場合の価格である。他のサービスがライセンスの提供と同時に提供され、公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が確立されている場合には、それらの契約に係る収益はそれぞれの構成要素に一定の方法で按分される。これによって、引渡未了のサービスに係る収益は繰り延べられ、残りの金額が引渡済の構成要素に係る収益として認識される。導入サービスについて公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が存在しない場合には、ライセンス料および導入サービス料の全額が、導入サービスの提供時に進行基準で収益認識される。ソフトウェア製品の販売に伴って生じるクライアントへの研修、サポートおよびその他のサービスに係る収益は、それらのサービスの提供時に認識している。ATSに係る収益については、サービスの提供期間にわたって按分し、収益認識している。

サービスおよび製品に対して受領した前受金は、収益認識のすべての条件が満たされるまでは顧客預り金に計上している。

当社は、顧客に対する数量割引および価格インセンティブを、販売時に認識する収益額から割引額を差し引いて計上している。一定の取決めでは、収益取引の水準の増加に伴い割引率が変動する。割引は、直接支払いまたは顧客未払金の減額のいずれかによって顧客に還付される。さらに当社は、顧客が割引対象となるまでに行った各収益取引に割引額を比例按分的に配分することで、割引債務を収益の減少として認識する。当社は、顧客の将来における推定購入額に基づきかかる債務を認識する。割引基準が満たされない可能性が高い場合、または割引額を信頼性をもって推定できない

場合には、支払いの可能性が高くなり、かかる金額の信頼性の高い推定が可能となるまで割引額を認識しない。当社は、累積遡及調整を用いて割引債務の推定額の増減を認識している。当社は、連結包括利益計算書において、売上税および付加価値税控除後ベースで収益を表示している。

法人税等

法人税費用は、当期法人税および繰延法人税からなっており、包括利益計算書の当期純利益に計上されるが、資本の部に直接認識される項目に対する法人税費用については資本の部に計上される。当期および過年度にかかる当期法人税は、貸借対照表の日付までに制定されているかまたは事実上制定されている税率および税法を用いて、税務当局への支払いまたは税務当局からの還付が予想される金額で認識される。繰延税金資産および負債は、資産および負債の税務上の計上額と財務書類上の帳簿価額とのすべての一時差異について計上される。ただし、のれんの当初認識、または企業結合ではない取引で取引時に会計上の利益にも課税所得もしくは税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産もしくは負債の当初認識から繰延法人税が発生する場合にはその限りでない。繰延税金資産は各報告日に見直され、関連する税務便益の実現が見込まれなくなった分については減額される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表の日付までに制定されているかまたは事実上制定されており、かかる一時差異が実現ないし解消されると予想される会計年度の課税所得への適用が予想される税率および税法を用いて測定される。税率変更が繰延税金資産および負債に及ぼす影響額は、税法が制定または事実上制定された日の属する会計年度の損益に計上される。繰延税金資産は、将来の課税所得があり、それに対して控除可能な一時差異および税務上の損失が利用できる可能性が高い範囲において計上される。予測可能な将来においてインド国外の子会社または支店の利益が分配されないと予想される外国の子会社および支店の未分配利益には繰延法人税の引当は行われない。当社は、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利を有する場合ならびに純額ベースで決済するかまたは資産の認識および負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、当期法人税資産と当期法人税負債とを相殺する。当社は、当期法人税資産と当期法人税負債とを相殺する。当社は、当期法人税資産と当期法人税負債とを相殺する法的に執行可能な権利を有し、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債とが同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合には、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺する。従業員ストック・オプションの行使に伴い、損益に計上される報酬コストに見合う税金費用を超過する税金軽減額は、資本剰余金に計上している。

企業結合、のれんおよび無形固定資産

企業結合は、IFRS第3号「企業結合」(改訂済)の規定により取得法で会計処理している。取得原価は、譲渡された 資産、発行された持分証券および取得日現在発生もしくは負担している負債の公正価値で測定される。取得原価には偶 発対価の公正価値も含まれる。企業結合において取得した識別可能な資産ならびに負担する負債および偶発債務は、取 得日の公正価値で当初測定される。共通支配下の企業結合はIFRS第3号「企業結合」(改訂済)の適用範囲外であり、 帳簿価額で会計処理される。仲介料、弁護士費用、デューデリジェンス費用ならびにその他の専門および顧問報酬等の 企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理される。

のれんとは取得した事業の取得原価のうち、被取得会社の識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値に対する当グループの持分を上回る部分である。取得された識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値が取得原価を上回る場合には、かかる利益は直ちに包括利益計算書の当期純利益に計上される。子会社に対する非支配持分の取得時に発生するのれんは、追加投資費用が取得日現在の取得された純資産の公正価値を上回る部分であり、累積減損損失控除後の取得原価で測定される。

無形固定資産は、累積償却額および減損を控除した取得原価で計上される。無形固定資産は、使用可能となった日から、個々の資産別の見積耐用年数を基礎とした定額法で償却している。識別可能な無形固定資産の見積耐用年数は、陳腐化、需要、競争、その他の経済要因(例えば、業界の安定性および知り得る技術進歩)の影響およびその資産から期待される将来キャッシュ・フローを得るために必要な保守費用の程度を含む様々な要因に基づいて決定されている。

研究費は発生時に費用処理している。ソフトウェア製品の開発費は、プロジェクトの技術的および商業的実現可能性が示され、将来における経済的便益の可能性が高く、当社がソフトウェアを完成させ、それを利用または販売する意図および能力を有し、信頼性をもって費用を測定することが可能な場合を除き、発生時に費用処理している。資本計上できる費用には、原料費、直接労働費および目的とする用途のための資産の準備に直接帰属する間接費が含まれる。顧客との契約に伴って発生した研究開発費およびソフトウェア開発費は、売上原価に計上されている。

(7)簿外取引

該当なし。

(8)契約債務

下記の表は、2015年3月31日現在の契約債務の残高を示している。

(単位:百万米ドル)

契約債務	合計	1年未満	1~3年	3~5年	5 年超
オペレーティング・リース債務	117	27	42	21	27
購入義務	371	358	13	-	-
未認識の税務上の便益	379	-	-	-	-
退職給付債務	240	21	43	49	127
合計	1,107	406	98	70	154

当社は、主にオフィスビルのために、定期的に更新可能な様々なオペレーティング・リースを有している。当社のオペレーティング・リース契約の大半は、それぞれの開始日から最大10年間の期間を有し、海外の賃借物件に関連する。

購入義務とは、当社に対して強制執行可能で法的拘束力を有し、かつ、固定または最低購入量、固定、最低もしくは 変動価格規定および適切な取引時期を含むすべての重要な条件を特定した物品またはサービスの購入契約を意味する。

未認識の税務上の便益は、様々な税域において未確定の税務ポジションにかかる負債に関連するものである。かかる未確定の税務ポジションの処理期間は、実務上決定することはできない。

退職給付債務とは、当社のグラチュイティー制度に基づき支払われる予定の給付である。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2015年度、2014年度および2013年度の当社の有形資産に対する設備投資は、それぞれ367百万米ドル、451百万米ドルおよび382百万米ドルであった。

2【主要な設備の状況】

当社の営業本部「インフォシス・シティ」は、インド、バンガロール市、エレクトロニクス・シティにある。「インフォシス・シティ」は、約4.6百万平方フィートの土地と4.39百万平方フィートの営業施設から成る。本部はとりわけ、教育・研修・評価ユニット、経営開発センターおよび大規模な最新の会議施設を有している。

さらに当社は、約6,100人の従業員を収容する約544,000平方フィートの独立した複数施設をエレクトロニクス・シティでリースしている。

当社のソフトウェア開発施設には、ネットワーク化されたワークステーション、サーバー、データ通信リンクおよび ビデオ会議装置を含む国際水準の技術インフラが装備されている。

当社は、世界中に85ヵ所の販売・マーケティング事務所を有している。当社の将来の成長に備えて、適切な設備拡張 計画が進行中である。

所在地	建物	収容能力	所有形態	土地	所有形態
_	(平方			(平方	
	フィート) (概算)			フィート) (概算)	
ソフトウェア開発施設					
カルナタカ州バンガロール(インフォシス・シ ティ)	-	-	-	23,958	リース
カルナタカ州バンガロール (J.P.Nagar Sarakki)	-	-	-	16,553	所有
カルナタカ州バンガロール(インフォシス・シ ティ・メイン・キャンパス)	3,771,049	22,656	所有	3,505,446	所有
カルナタカ州バンガロール(インフォシス・シ ティ、フェーズ 2)	-	-	-	152,896	所有
カルナタカ州バンガロール (エレクトロニクス・ シティ) SY No 66	-	-	-	44,083	所有
カルナタカ州バンガロール(エレクトロニクス・ シティ)44区画(SY No 5,11 15(p))	-	-	-	217,801	所有
カルナタカ州バンガロール(エレクトロニクス・ シティ、センター・ポイント)	148,300	1,175	リース	-	-
カルナタカ州バンガロール、サルジャプールおよ びビラプール	-	-	-	13,851,786	所有
カルナタカ州バンガロール(デヴァナハリ)	-	-	-	374,313	所有
カルナタカ州バンガロール(エレクトロニクス・ シティ、サラプリア・ビルディング)	225,245	3,329	リース	-	-
カルナタカ州バンガロール(バネルガッタ・ロー ド、タワー・オフィス)	120,906	1,408	リース	-	-
カルナタカ州バンガロール(エレクトロニクス・ シティ、JP ITパーク・ビルディング)	170,724	1,654	リース	-	-
カルナタカ州バンガロール、ゲート 2 隣ビル (シーメンス向かい)	399,080	2,080	所有	90,170	所有
カルナタカ州バンガロール (エレクトロニクス・ シティ) EC53ビル	220,334	1,943	所有	131,552	所有
カルナタカ州バンガロール(エレクトロニクス・ シティ)EC53ビル向かい	-	-	-	437,344	所有
オリッサ州ブバネシュワール (チャンダカ・イン ダストリアル・パーク)	879,721	3,974	所有	1,999,455	リース
オリッサ州ブバネシュワール(インフォ・バレー GoudakasipurおよびArisol)	140,570	1,000	所有	2,218,040	リース
チャンディガール(特別経済地域施設)	1,135,580	5,976	所有	1,316,388	リース
タミル・ナードゥ州チェンナイ (Sholinganallur)	508,300	3,323	所有	578,043	リース
タミル・ナードゥ州チェンナイ(マライマライ・ ナガール)	3,635,708	20,145	所有	5,617,084	リース
タミル・ナードゥ州チェンナイ(コタリ・ロー ド、ヌンガムバッカム)	-	-	-	16,610	所有
チェンナイ- BPOオフィス	131,128	1,616	リース	-	-
アンドラ・プラデシュ州ハイデラバード(マニコ ンダ・ビレッジ)	1,873,209	10,142	所有	2,194,997	所有

					7
アンドラ・プラデシュ州ハイデラバード (Pocharam Village)	3,050,873	16,177	所有	19,615,145	所有
カルナタカ州マンガロール(コッタラ)	204,000	1,298	所有	119,790	所有
カルナタカ州マンガロール(Pajeeruおよび Kairangala Village)	1,741,636	5,604	所有	15,156,794	リース
カルナタカ州、マンガロール(Kairangala Village)	-	-	-	258,747	所有
カルナタカ州マイソール(ヘッバル・エレクトロ ニック・シティ)	11,537,626	15,661	所有	12,652,487	所有
カルナタカ州マイソール(ヘッバル・エレクトロ ニック・シティ)	-	-	-	2,047,346	リース
カルナタカ州マイソール(ヘッバル・ビレッジ)	-	-	-	10,803	所有
カルナタカ州マイソール(ヘッバル・ビレッジ)	-	-	-	460,083	所有
マハーラーシュトラ州プネー(Hinjewadi)	589,647	3,789	所有	1,089,004	リース
マハーラーシュトラ州プネー(Hinjewadiフェーズ)	5,497,558	33,326	所有	4,987,787	リース
ケララ州トリヴァンドラム Attipura Village (特別経済地域施設)	1,990,716	7,064	所有	2,178,009	リース
ケララ州トリヴァンドラム Pallipuram Village (特別経済地域施設)	-	-	-	2,171,039	リース
ラージャスターン州ジャイプール(BPO-特別経済 地域施設、Mシティ)	374,139	3,400	所有	-	-
ラージャスターン州ジャイプール(マヒンドラ・ ワールド・シティ)	-	-	-	6,452,568	リース
ナグプール Dahegaon Villege(特別経済地域施設)	-	-	-	6,193,211	リース
インドール Tikgarita Badshah および Badangarda Village (特別経済地域施設)	-	-	-	5,666,307	リース
フブリ Gokul Village(特別経済地域施設)	-	-	-	1,875,265	リース
ノイダ A-1~A-6区画、85セクター	-	-	-	1,201,346	リース
モハリ、SAS Nagar、ITシティ、I-3区画、83Aセ クター	-	-	-	2,178,009	リース
ニューデリー、バサント・ビハール	-	-	-	9,360	所有
上海、インフォシス上海(注)	-	-	-	657,403	リース
中国、上海	254,278	2,012	リース	-	-
中国、杭州	186,746	2,033	リース	-	-
フィリピン、マニラ	149,974	2,346	リース	-	-
ポーランド、ウッジ	216,939	2,500	リース	-	-

注:所有の性質は、土地使用権の性質を有する。

3【設備の新設、除却等の計画】

2015年3月31日現在、当社の資本支出の契約額は252百万米ドルであった。当社の設備投資費用はすべて、営業により得られた現金から調達される。

当社は、中国に新たなソフトウェア開発施設を建設中である。中国および国際市場に注力するための同センターの面積は約500,000平方フィートであり、約4,500人の収容能力を有する予定である。かかるプロジェクトに要する費用は、約130百万米ドルと推定される。かかるソフトウェア開発センターの建設は、2016年に完了する見込みである。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2015年3月31日現在)

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
1,200,000,000株	1,148,472,332株	51,527,668株

【発行済株式】

(2015年3月31日現在)

記名・無記名の別および 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
記名式額面株式 (額面 5 ルピー)	普通株式	1,148,472,332株	原株式である普通株式: ボンベイ証券取引所 インド全国証券取引所 ADS: ニューヨーク証券取引所、 ユーロネクスト・ロンドン および ユーロネクスト・パリ

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式総数増 減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ルピー)	資本金残高 (ルピー)	摘要
2010年 3 月31日		570,991,592		2,854,957,960	
2010年4月1日~ 2011年3月31日	3,159,967		15,799,835		(1)
2011年 3 月31日		574,151,559		2,870,757,795	
2011年4月1日~ 2012年3月31日	78,442		392,210		(2)
2012年 3 月31日		574,230,001		2,871,150,005	
2012年4月1日~ 2013年3月31日	6,165		30,825		(3)
2013年 3 月31日		574,236,166		2,871,180,830	
2014年 3 月31日		574,236,166		2,871,180,830	
2014年12月	574,236,166		2,871,180,830		(4)
2015年3月31日		1,148,472,332		5,742,361,660 (11,312百万円)	

- (1)2010年4月1日から2011年3月31日までのストックオプションの行使による新規割当て。
- (2)2011年4月1日から2012年3月31日までのストックオプションの行使による新規割当て。
- (3)2012年4月1日から2013年3月31日までのストックオプションの行使による新規割当て。
- (4)当社は、2014年12月31日に終了した四半期に1株当たり額面5ルピーの全額払込済普通株式574,236,166株を割り当てた。「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務諸表に対する注2.12を参照されたい。

従業員に対する株式報酬制度については、「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務諸表に対する注2.15を参照されたい。

(4)【所有者別状況】

(2015年3月31日現在)

区分	株主数	株主数に 対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に 対する割合(%)
個人	435,144	98.92	335,883,368	29.24
法人	4,717	1.08	812,588,964	70.76
合計	439,861	100.00	1,148,472,332	100.00

(5)【大株主の状況】

(2015年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ライフ・インシュアラン ス・コーポレーション・オ ブ・インディア	インド、ムンバイ400013、 ロワー・パレル、414 S.B.マー グ、エンパイア・ハウス 1 階、 ICICIバンク・リミテッドSMS部	55,274,758	4.81
オッペンハイマー・ディベ ロッピング・マーケッツ・ ファンド	インド、ムンバイ400064、 マラド・ウェスト、マインドス ペース、パラダイムB、 6 階、 J.P. モルガン・チェース・バン クN.A.、インディア・サブ・カ ストディ	35,252,415	3.07
アブ・ダビ投資庁	インド、ムンバイ400064、 マラド・ウェスト、マインドス ペース、パラダイムB、6階、 J.P.モルガン・チェース・バン クN.A.、インディア・サブ・カ ストディ	30,135,202	2.62
スッダ・ゴパラクリシュナ ン	インド、バンガロール560034、 コラマンガラ、第 3 ブロック、 第13メイン、855	24,589,250	2.14
シンガポール政府	インド、フォート・ムンバイ、 ハザリマル・ソマニ・マーグ、 私書箱第1142号、DBハウス、ド イチェバンク・アーゲー	23,954,468	2.09
HDFCトラスティ・カンパ ニー・リミテッド	インド、ムンバイ400020、バックベイ・レクラメーションチャーチゲート、ラモンハウス169	17,299,435	1.51
グ・マーケッツ・ストッ	インド、フォート・ムンバイ 400001、ハザリマル・ソマニ・ マーグ、私書箱第1142号、DBハ ウス、ドイチェバンク・アー ゲー	17,266,663	1.50
ロハン・ムルティ	インド、バンガロール560041、 ジャヤナガール、第4Tプロッ ク、第35クロス、第21メイン、 アモガバルシャ575	15,899,564	1.38
フランクリン・テンプルト ン・インベストメント・ ファンズ	インド、バンガロール560052、 パレス・ロード、ナイトン・コ ンパウンド11	13,904,117	1.21
S.ゴパラクリシュナン	インド、バンガロール560095、 コラマンガラ、第 3 ブロック、 第13メイン855	13,313,452	1.16
合計		246,889,324	21.49

2【配当政策】

インド法に基づき、会社は、取締役会の勧告および取締役会が勧告した配当金額を削減する権利は有するが増額する権利は有していない株主の過半数の承認により、配当を支払う。配当は、インド企業の当該年度の利益または過年度の未分配利益から支払うことができる。

2015年度、2014年度および2013年度において、当社は、1株当たりそれぞれ約1.21米ドル、0.82米ドルおよび0.86米ドル(株式無償交付について未調整)の現金配当を支払った。ADSの保有者は、当該ADSが表章する普通株式について支払われる配当を受領する権利を有する。ADSにより表章される普通株式に対する現金配当は、インド・ルピーで預託機関に支払われ、通常は預託機関が米ドルに交換して、預託手数料、税金(もしあれば)および費用を控除した上で、当該ADSの保有者に分配する。当社は現在、配当支払を停止する意図を有していないものの、将来において、配当が宣言されず、または支払われない可能性があり、また、支払われる場合も金額が削減される可能性がある。

取締役会は、2015年度から配当性向を税引後連結利益の最大40%から最大50%に引き上げることを決定した。

2008年4月1日以降のインド・ルピーから米ドルへの換算は、インド外国為替取引業者協会が公表した、ムンバイ市におけるインド・ルピーの電信相場の仲値で行われる。

年度	1 株当たり配当 (ルピー)	1 株当たり配当 (米ドル)(1)	1 ADS当たり配当 (米ドル)(1)
2015年(2)	73.00	1.21	1.21
2014年(2)	47.00	0.82	0.82
2013年(2)(3)	47.00	0.86	0.86

- (1) 配当宣言月の月間為替レートで換算された。
- (2) 株式無償交付について未調整。
- (3) インフォシスBPOの創立10周年を記念した1株当たり約10.00ルピー(0.18米ドル)の特別配当を含む。

3【株価の推移】

当社の普通株式は、インドではボンベイ証券取引所(略称:BSE)およびインド全国証券取引所(略称:NSE)(総称して「インド証券取引所」という。)に上場されている。当社のADSは、ニューヨーク証券取引所で「INFY」の証券コードで取引されている。1 ADSは普通株式1 株を表章する。当社のADSは、1999年3月11日にナスダックでの取引が開始された。ADSは、2012年12月12日からナスダックから上場廃止し、2012年12月12日にニューヨーク証券取引所で取引が開始された。当社は、2013年2月20日付でNYSEユーロネクスト・ロンドンおよびパリにADSを上場した。

ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、1999年3月10日付の預託契約(修正・再録済)にしたがって、市場で取引されている当社のADSに関する預託機関として行為している。

2015年3月31日現在、当社の発行済普通株式数は1,148,472,332株であり、186,073,981ADS(普通株式186,073,981株に相当する。)を証するADRの登録所持人数は32,919名であった。2015年3月31日現在、インド証券取引所に上場され、取引されている当社の普通株式の登録保有者数は439,861名であった。

下表は、表示期間について、当社普通株式およびADSのインド証券取引所、ナスダックおよびニューヨーク証券取引所それぞれにおける価格を示したものである。ADSの取引通貨は、米国においては米ドルであり、ロンドンおよびパリにおいてはユーロである。

1 ADSは普通株式1株を表章する。インド証券取引所、ナスダックおよびニューヨーク証券取引所における最高価格および最低価格を下表に示す。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ボンベイ証券取引所

(単位:ルピー(円))

事業年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
決算年月	3月31日	3 月31日	3 月31日	3 月31日	3 月31日
最高	1,737.93	1,653.00	1,502.38	1,917.85	2,335.20
取同	(3,424円)	(3,256円)	(2,960円)	(3,778円)	(4,600円)
= /ſĹ	1,266.65	1,094.83	1,062.50	1,106.15	1,447.00
最低	(2,495円)	(2,157円)	(2,093円)	(2,179円)	(2,851円)

注:株式無償交付について調整済。

インド全国証券取引所

(単位:ルピー(円))

事業年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
決算年月	3 月31日				
最高	1,740.73	1,653.10	1,502.18	1,915.95	2,336.00
取 同	(3,429円)	(3,257円)	(2,959円)	(3,774円)	(4,602円)
巨 瓜	1,266.70	1,091.70	1,061.90	1,106.00	1,440.00
最低	(2,495円)	(2,151円)	(2,092円)	(2,179円)	(2,837円)

注:株式無償交付について調整済。

ナスダック/ニューヨーク証券取引所(*)

(ADS)

(単位:米ドル(円))

事業年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
決算年月	3 月31日				
	38.77	36.70	28.80	31.51	37.28
最高	(4,838円)	(4,580円)	(3,594円)	(3,932円)	(4,652円)
	27.59	23.51	19.09	19.61	25.03
最 低	(3,443円)	(2,934円)	(2,382円)	(2,447円)	(3,123円)

(*)当社のADSは、2012年12月11日まではナスダックで取引されており、2012年12月12日にニューヨーク証券取引所で取引が開始された。

注:株式無償交付について調整済。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

ポンペイ証券取引所

(単位:ルピー(円))

月	別	2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年 1月	2015年 2 月	2015年3月
旦	마	2,035.00	2,199.50	2,200.50	2,222.00	2,335.20	2,313.50
最高	同	(4,009円)	(4,333円)	(4,335円)	(4,377円)	(4,600円)	(4,558円)
	л т.	1,800.00	2,017.40	1,898.00	1,914.10	2,103.05	2,130.00
最低	117	(3,546円)	(3,974円)	(3,739円)	(3,771円)	(4,143円)	(4,196円)

注:株式無償交付について調整済。

インド全国証券取引所

(単位:ルピー(円))

,	月 別	2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年 2 月	2015年3月
		2,033.00	2,199.00	2,201.10	2,225.00	2,336.00	2,313.90
最高	(4,005円)	(4,332円)	(4,336円)	(4,383円)	(4,602円)	(4,558円)	
	⊒ 瓜	1,786.35	2,016.23	1,896.30	1,913.05	2,102.00	2,132.00
最低	(3,519円)	(3,972円)	(3,736円)	(3,769円)	(4,141円)	(4,200円)	

注:株式無償交付について調整済。

ニューヨーク証券取引所

(ADS)

(単位:米ドル(円))

						_	
	月別	2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年 1 月	2015年 2 月	2015年3月
		33.46	35.13	35.18	35.85	37.28	37.09
最高	(4,175円)	(4,384円)	(4,390円)	(4,474円)	(4,652円)	(4,628円)	
	旦 瓜	29.54	32.90	30.41	30.78	34.05	34.38
最低	(3,686円)	(4,106円)	(3,795円)	(3,841円)	(4,249円)	(4,290円)	

注:株式無償交付について調整済。

4【役員の状況】

2015年8月25日現在、当社の取締役および業務執行役員は男性8名および女性3名からなり、女性の比率は27%であった。

2015年8月25日現在の当社の取締役の氏名、役職名、生年月日、略歴および持株数を下表に示す。

役名 および職名	氏名 (生年月日)	略歴	2015年 8 月 25日現在の 実質持株数
	ビシャル・シッカ博士 (1967年5月13日) (6)	ビシをはいる。、はいるのでは、おいるのでは、おいるのでは、いるのでは、ないであれば、いるのであれば、いるのであれば、いって、からいるが、いるのであれば、いって、いるのであれば、いって、いって、からいるが、いって、からいるが、いって、いって、いって、からいるが、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって	9,116株
	U.B.プラヴィン・ラオ (1961年12月12日)	ラオ氏は当社の最高執行責任者兼常勤取締役であり、 最高執行責任者として、当社の複数の業務にわたって 成長および差別化の推進に責任を負っている。さら に、グローバル・デリバリー、品質および生産性、サ プライ・チェーン、ビジネス・イネーブラー機能およ びインフォシス研究室の責任者でもある。同氏は、イ ンフォシスBPOの会長、インフォシス・オーストラリア の会長およびインフォシス・ロードストーンの取締し も務めている。同氏は28年以上の実務経験を有してい る。同氏は1986年に当社に入社し、インフラ管理サー ビス本部長、欧州デリバリー担当本部長ならびに小 売、消費財、物流およびライフサイエンス担当国際本 部長等の多くのシニアリーダーとしての役職を歴任し てきた。同氏は、インドのバンガロール大学から電気 工学の学位を取得している。	555,520株

____有価証券報告書

最高財務責任者	ラジブ・バンサル (1972年 6 月14日)	バンサル氏は当社の最高財務責任者であり、同氏の責任分野には、当グループ全体のためのコーポレート・ファイナンス、ビジネス・ファイナンス、業務計画およびアシュアランス、税務および投資家向け広報が含まれる。また、インフォシス・ロードストーンの会長、EdgeVerveの取締役およびインフォシスBPOの取締役も兼任している。同氏は20年の実務経験を有しており、1999年に財務担当マネジャーとして場合しており、1999年に財務担当マネジャーとしての同氏の主要なり、1999年に財務担当は、財務担当は、最高財務責任者としての同氏の主要な優先事項には、当社の成長を支援アンス上の民は、対策を管理し、規制およびの成長を支援アンド・ワイヤレスですることが含まれていた。当社入社前、同氏は、タタ・テクノロジーズ、ケーブル・アンド・の同氏は、タタ・テクノロジーズ、ケーブル・アンド・フトは、対許会計士および原価会計士として実務経験を有している。同氏は、カルカッタ大学から商学士号を取得している。	157,000株 (7)
		ケネディ氏は当社の業務執行副社長、法律顧問兼最高コンプライアンス責任者であり、当社の法務およびコンプライアンス事項すべてに責任を負っている。また、インフォシス・ノバの副社長も務めている。同氏は25年以上にわたって、グローバル企業に法的助言を提供してきた。当社入社前、同氏は、JDAソフトウェア・インクの最高法務責任者、ベタープレイス・インクの法律顧問兼会社秘書役およびビジネス・オブジェクツS.A.の法律顧問兼会社秘書役を務めていた。同氏はIBMにおいて職歴を開始し、複数の事業部門内で法務上での様々な主導的役割を担ってきた。同氏は、コネチカット大学経営大学院から法学博士号を取得している。	0 株
社外取締役	キラン・マズムダル・ ショウ (1953年3月23日) (3)(4)(6)(8)	ショウ氏は当社の社外取締役であり、インドのバンガロールに拠点を置くバイオテクノロジー会社Biocon Limitedの会長兼マネジング・ディレクターである。同氏は、当社の指名・報酬委員会、CSR委員会、財務・投資委員会およびリスク・戦略委員会の委員である。同氏は実業界で著名であり、TIME誌の世界で最も影響力のある100人に選ばれている。また、エコノミック・タイムズ誌により2012年インド企業の最も有力な女性CEOトップ10に選ばれた。バイオテクノロジーにおける同氏の先駆的な取組みにより、インドの業界およびBioconの双方が世界的に認識されるようになった。同氏は、1973年にバンガロール大学から動物学の優等学位を取得しており、1975年にはオーストラリアのバララット大学で醸造責任者の資格を取得した。また、バイオテクノロジー分野への卓越した貢献が認められ、同氏には多数の名誉博士号が授与されている。	800株

			;
社外取締役	キャロル・M. ブラウナー (1955年12月16日) (3)(4)(6)	ブラウナー氏は当社の社外取締役であり、アメリカ進歩センターの特別上級研究員およびオルブライト・ストーンブリッジ・グループの顧問である。同氏は、当社の指名・報酬委員会、リスク・戦略委員会およびCSR委員会の委員である。同氏は、2009年から2011年にかけてオバマ政権のホワイトハウスでエネルギー・気候変動政策担当補佐官を務めた。これ以前に同氏は、クリントン政権時の1993年から2001年までは環境にあった。それ以前に、FPA史上最も長く長官職にあった。それ以前に、「サイルズおよびアル・養」の立法担当の取締役のよびアルルでは、バンジ・リミテッドの取締役、アメリカ進歩センターの理事、環境保護有権者連盟の理事長、Harvest PowerおよびOpowerの顧問ならびに世界海洋委員会の委員が含まれる。同氏は、フロリダ大学およびフロリダ大学カレッジ・オブ・ローを卒業している。同氏は、1991年から1993年にかけてフロリダ州環境保護局長官を務めた。	0 株
社外取締役	ラヴィ・ヴェンカテサン (1963年 1 月12日) (2)(4)(5)(8)	ヴェンカテサン氏は当社の社外取締役である。同氏は、2011年4月から当社の取締役を務めており、当社のリスク・戦略委員会の委員長ならびに財務・投資委員会、株主関係委員会および監査委員会の委員でもある。同氏は、2004年から2011年までマイクロソフト・インディアの会長を務めていた。マイクロソフト入社前には、カミンズ・インクに17年以上勤務していた。同氏は、ABボルボ取締役、ハーバード・ビジネス・クール諮問委員会委員およびバンジ・インク取締役である。同氏は、インド工科大学ボンベイ校で機械工学学士号を、パデュー大学で生産工学修士号を、およびハーバード大学で経営管理学修士号を取得した。ハーバード大学では、同氏はベイカー・スカラーであった。	0 株
社外取締役	ジェフリー・S. リーマン 教授 (1956年8月1日) (2)(3)(5)	リーマン教授は当社の社外取締役である。同氏は、2006年4月から当社の取締役を務めており、当社の指名・報酬委員会および株主関係委員会の委員長ならびに監査委員会の委員であり、インフォシス・パブリック・サービシズの会長であり、カーネル大学の法学教授および前学長ならびにウッドロー・ウィルソン国際センターの上級研究員である。また、上海ニューヨーク大学の副総長にも任命された。同氏はミシガン大学で法律および公共政策の教授を務め、その後、1994年にミシガン大学ロースクールの学部長ととしての任期の最終の2年間には、アメリカ・ロースクール学部長協議会の会長も務めた。同氏は、ワシントンDCにおいて弁護士として開業していた。同氏は、カーネル大学で数学の準学位ならびにミシガン大学で公共政策学修士号および法務博士号を取得している。	0 株

社外取締役	R.セシャサイー (1948年6月1日) (2)(3)(4)(6)	セシャサイー氏は当社の社外取締役であり、2011年1月から当社の取締役を務めている。同氏は、当社の取締役会会長であり、監査委員会の財務エキスパートならびにCSR委員会、リスク・戦略委員会および指名・報酬委員会の委員である。同氏は、1976年にアショク・レイランド・リミテッドに入社し、1983年に業務執行取締役に、1993年に副マネジング・ディレクターに任命され、1998年4月にはマネジング・ディレクターに昇進した。現在、同氏はアショク・レイランド・リミテッドの業務執行副会長である。同氏は、イタリアとインドの経済的および社会的な関係促進への貢献が評価され、イタリア政府から「イタリア連帯の星」勲章を授与された。2008年には、ジャムシェードプルのザビエル経営大学院から名誉ある産業および社会平和のためのJehangir Ghandyメダルを授与され、また、同年にはインド勅許会計士協会から「ライフタイム・アチープメント賞」を受賞した。	248株
社外取締役	ジョン・W. エチメンディ 教授 (1952年 5 月16日) (3)(4)(5)(8)	エチメンディ教授は当社の社外取締役である。同氏は、スタンフォード大学の学長および人文科学大学院のパトリック・サップス派の教授である。また、言語情報研究センター(CSLI)の上級研究員および表記に、カリー・システム・リの上級研究員でもある。および教職について学優秀賞(1988年)を受賞している。「クリロジーの教職への応用にしている。「クリーシップについてEducom Medalも受賞といる。「クリーシップについてEducom Medalも受賞といる。「クリーシップについてEducom Medalも受賞といいる。「の教授は、テクリーが大学リノ校から哲学学士号がらいる。「の教授は、スタンフォード大学がらの教育とび記事を取得した。「スタンフォード大学がの教育にないまで、スタンフォード大学がの教育にないまで、スタンフォード大学がの教育にないまで、スタンでは数人の共著)の「クリー・大学では数人の共著)であり、「Journal of Symbolic Logic」話の共著)。同教授は、「Journal of Symbolic Logic」話の共著)。明教授は、「Journal of Symbolic Logic」話の共著)。明教授は、「Journal of Symbolic Logic」話の共著を表表している。	0 株
社外取締役	ルーパ・クドヴァ (1963年11月2日) (2)(4)(8)	クドヴァ氏は当社の社外取締役であり、2015年7月21日付で監査委員会が財務・投資委員会の委員長ならびにリスク・戦略委員会の委員とないのでは、格付、調査ならがにりからなかまでは、大きには、ならいな分がにののでは、では、大きには、大きには、大きには、では、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	0 株

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

- 注(1)2015年2月4日付で取締役に任命され、その後、2015年6月22日に開催された年次株主総会において任命が確認された。
 - (2)監査委員会のメンバー
 - (3)指名・報酬委員会のメンバー
 - (4)リスク・戦略委員会のメンバー
 - (5)株主関係委員会のメンバー
 - (6)CSR委員会のメンバー
 - (7) バンサル氏が実質所有する株式には、バンサル氏の近親者が所有する普通株式15,220株が含まれる。バンサル氏は、かかる株式の実質所有を否定している。
 - (8)財務・投資委員会のメンバー

取締役の報酬

当社の指名・報酬委員会は、取締役に支払う報酬を決議し、取締役会に提示する。取締役会レベルの報酬はすべて株主の承認を受ける。執行取締役の年間報酬は、株主総会で株主が定めた範囲内で指名・報酬委員会の承認を受ける。業務執行取締役の報酬は、固定部分と変動報酬からなる。指名・報酬委員会は、詳細な業績関連マトリックスに基づき、業務執行取締役の成績を半期ごとに評価する。

当社は、一定の勤続水準以上の従業員に変動報酬制度を採用している。変動報酬は、成績に基づいている。当社の取締役は、当社の業務執行取締役の報酬構造を他の従業員全員に適用される報酬構造に沿ったものとしている。業務執行取締役は、当社が一定の業績目標を達成した際に支払われる変動報酬を有している。変動報酬は、四半期ごとまたは取締役会が決定する他の間隔で支払われる。

2015年度、当社の非業務執行取締役には総額1,213,729米ドルの報酬が支払われた。また取締役には、取締役会および委員会会議への出席に伴う一定の費用の払戻しがなされた。取締役には、取締役としての役務に対して追加的報酬は支払われない。

当社は多くの国で営業しており、当社の役員および従業員に対する報酬は国毎に大きく異なる。原則として、当社はその営業国すべてにおいて、競争力のある給与を支払う考えである。

次表は、2015年3月31日に終了した事業年度にかかる当社の役員および取締役の報酬を表したものである。

(単位:米ドル)

その他	の
年間報酬	/

			年間報酬/	
氏名	給与	賞与/報奨	手数料	長期給付発生額
ナラヤナ・ムルティ(1)	-	-	-	-
S.ゴパラクリシュナン(1)	-	100	-	-
S.D.シブラル(2)	-	100	-	-
ビシャル・シッカ博士(3)	716,539	-	-	24,894
スリナート・バトニ(2)	31,039	203,502	73,788	5,773
B.G.スリニヴァス(4)	158,500	341,727	141,839	-
U.B.プラヴィン・ラオ	109,583	616,509	244,554	20,056
K.V.カマス(5)	-	-	315,000	-
ラヴィ・ベンカテサン	-	-	133,889	-
オムカー・ゴスワミ(6)	-	-	97,618	-
ジェフリー・S. リーマン教授	-	-	191,389	-
R.セシャサイー	-	-	164,722	-
アン・M.ファッジ(7)	-	-	-	-
キラン・マズムダル・ショウ	-	-	121,667	-
キャロル・M.ブラウナー(8)	-	-	135,358	-
ルーパ・クドヴァ(9)	-	-	17,062	-
ジョン・₩.エチメンディ教授(10)	-	-	37,024	-
ラジブ・バンサル	124,567	450,980	172,700	22,611
スリカンタン・ムルシー(11)	85,285	440,574	116,769	16,008
デイビッド・D.ケネディ(12)	185,192	19,928	-	13,951
パルバティーサム・カンチナダム(13)	21,108	101,332	32,150	4,824

- (1) 2014年10月10日付で取締役を辞任した。
- (2) 2014年7月31日付で取締役を辞任した。
- (3) 2014年6月14日から2014年7月31日までの期間について常勤取締役兼最高経営責任者兼マネジング・ディレクター(指名)に任命され、2014年8月1日付で最高経営責任者兼マネジング・ディレクターに任命された。
- (4) 2014年6月10日付で取締役を辞任した。
- (5) 2015年6月5日付で取締役を退任した。
- (6) 2014年12月31日付で取締役を退任した。
- (7) 2014年6月14日付で取締役を退任した。
- (8) 2014年4月29日付で取締役に任命された。
- (9) 2015年2月4日付で取締役に任命された。
- (10) 2014年12月4日付で取締役に任命された。
- (11) 2015年4月1日付で業務執行副社長兼人材担当国際本部長を辞任した。
- (12) 2014年11月1日付で業務執行副社長兼法律顧問に、2015年1月10日付で最高コンプライアンス責任者に任命された。
- (13) 2015年1月10日付で最高リスク・コンプライアンス責任者兼会社秘書役を辞任した。
- (14) 雇用契約に従って、2013年度、2014年度および2015年度について適格な従業員に支払われた長期賞与を含む。

上表で開示された、様々な通貨で支払われた取締役および役員の報酬はすべて、上表での表示の目的上、四半期平均為替レートで換算されている。

オプション付与

指名・報酬委員会の勧告に従って、当社は、最高経営責任者兼マネジング・ディレクターであるビシャル・シッカ博士に対して27,067ユニット(2014年12月に行われた株式無償交付の調整後には54,134ユニットに相当する。)の譲渡制限付き自社株取得権(以下「RSU」という。)を付与した。RSUは、付与契約に定める割合で、付与日より4年で権利行使可能となる。

その後、2015年6月22日に開催された取締役会会議において、指名・報酬委員会の勧告に従って、ビシャル・シッカ博士に対して124,061ユニット(株式無償交付について調整済)のRSUが付与された。

オプションの行使および保有

2015年3月31日終了年度において、当社の取締役または上級役員はオプションを保有しておらず、また行使しなかった。

2015年8月24日、ビシャル・シッカ博士は、付与された譲渡制限付きRSU27,067ユニットのうち、2,279株(株式無償交付について調整後には9,116株に相当する。)を行使した。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

取締役会の構成

当社の定款は、取締役の員数は3名以上18名以下と規定している。2015年3月31日現在、当社の取締役は10名であり、うち2名は業務執行または常勤取締役であり、8名はニューヨーク証券取引所の上場会社マニュアル第303A.02条に定義された社外取締役である。

会社法に基づき、当社の業務執行取締役の3分の2以上は輪番制により退任しなければならず、かかる取締役の3分の1は各年次株主総会で退任しなければならない。退任取締役は再選資格を有する。当社のインド在住の従業員の退職方針に従って、業務執行取締役は60歳で退任しなければならない。

社外取締役の定年は70歳である。

本「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」には、2015年3月31日付の情報が記載されている。

取締役のリーダーシップ構造

非業務執行取締役会会長

当社取締役会の指導体制は、最高経営責任者兼マネジング・ディレクターであるビシャル・シッカ博士および非業務執行取締役会会長であるK.V.カマス氏で構成される。現行の構造では、最高経営責任者と取締役会会長の役割とは分離されている。

非業務執行取締役会会長(以下「会長」という。)は、取締役会の長を務め、会長として取締役会の統一性を培い、強化し、同時に取締役会が当社および全株主の長期的な利益のために協調する文化を醸成することに責任を負う。会長は主に、取締役会が当社のために有効なガバナンスを提供するよう確保することに責任を負う。その際、会長は取締役会会議および当社の株主総会の議長を務める。

会長は、取締役会の運営において指導的役割を担い、取締役間の効果的な意見交換を促進する。会長は、取締役会の 組織および構成、取締役会会議の組織および実施、取締役会、取締役会会議および個々の取締役がその責任を果たすに 当たっての有効性を含むガバナンスに関する事項に責任を負う。会長は、取締役会に対して独立したリーダーシップを 発揮し、取締役の行為および実績についての指針を確認し、会議、スケジュール、議題、連絡フローおよび文書作成等 の取締役会の管理業務を監督する。

会長は、指名・報酬委員会と積極的に協力して、取締役会および取締役会委員会の構成ならびに取締役の任命を計画し、取締役の承継を計画し、取締役会の有効性評価プロセスに参加し、建設的なフィードバックおよび助言を提供するために個々の取締役と面談する。

最高経営責任者兼マネジング・ディレクター

最高経営責任者兼マネジング・ディレクターは、企業戦略、ブランドの資産的価値、企画、社外との契約およびあらゆる経営事項に責任を負う。また、年間事業目標および取得の達成にも責任を負う。

リスク監視における取締役会の役割

当社の取締役会は全体として、リスク管理の監視全般に責任を負う。リスク・戦略委員会は4名の社外取締役で構成され、取締役会が、業務リスク、戦略リスクおよび外部リスクの特定、評価および緩和に関してコーポレート・ガバナンス監督責任を果たすに当たってこれを支援する。リスク・戦略委員会は、当社内のリスク管理慣行を検討する。当社の上級経営陣はまた、リスク・戦略委員会および当社取締役会に対して、企業リスクおよびこれらに対して講じた措置に関する定期報告書および最新情報を随時提供する。

取締役会委員会の情報

2015年3月31日現在、取締役会は5つの委員会を有していた。すなわち、監査委員会、指名・報酬委員会、株主関係委員会、リスク・戦略委員会および企業の社会的責任(CSR)委員会である。CSR委員会以外の委員会はすべて、社外取締役のみで構成されている。当社は、2015年4月23日に開催された取締役会会議において、財務・投資委員会を設置した。

取締役会は、指名・報酬委員会と協議して、委員会の委員の構成、任命、選任および任用条件の策定に責任を負う。 取締役会は、かかる権限を指名・報酬委員会に委任する。

非業務執行取締役会会長は、会社秘書役および委員会の委員長と協議して、委員会会議の頻度および時間を決定する。通常、委員会はすべて年4回会議を開催する。委員会の勧告は、取締役会全体に承認のために提出される。会議の定足数は、委員2名または当該委員会の委員の3分の1のいずれか多い方である。

当社取締役会の監査委員会、指名・報酬委員会、リスク・戦略委員会、株主関係委員会、CSR委員会および財務・投資委員会に関する詳細を以下に掲げる。

監查委員会

当社の監査委員会は、適用あるニューヨーク証券取引所規則および証券取引所法規則10A-3に基づく社外取締役であると当社の取締役会が判断した4名の社外取締役で構成されており、そのメンバーは以下のとおりである。

- ・R. セシャサイー氏(委員長兼監査委員会財務エキスパート)
- ・K.V.カマス氏
- ・ジェフリー・S.リーマン教授
- ・ラヴィ・ヴェンカテサン氏

監査委員会の主たる目的は、正確で時宜に適った開示ならびに最高水準の透明性、完全性および質を有する財務報告を確保するべく、経営陣による財務報告プロセスを監視し、効果的に監督することである。監査委員会は、経営陣、内部監査人および外部監査人により財務報告プロセスにおいて遂行された作業を監督し、各自が用いたプロセスおよび防護対策を検討する。監査委員会は、法律に従って独立監査人を選任し、評価し、適切な場合には置換する権限および責任を有する。監査委員会は、独立監査人の客観性および独立性を確保するために、可能な限りあらゆる手段を講じなければならない。

監査委員会は、2015年度に委員の出席により4回会合した。

指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、適用あるニューヨーク証券取引所規則に基づく社外取締役であると当社の取締役会が判断した5名の社外取締役で構成されており、そのメンバーは以下のとおりである。

- ・ジェフリー・S.リーマン教授(委員長)
- ・K.V.カマス氏
- ・キャロル・M. ブラウナー氏
- ·R.セシャサイー氏
- キラン・マズムダル・ショウ氏

会社法第178条ならびにNSEおよびBSEとの上場契約第49条(改正済)の要件に従って、取締役会は、2014年10月10日の会議において、指名・ガバナンス委員会と経営開発・報酬委員会を統合して指名・報酬委員会を設置した。

当社の指名・報酬委員会の目的は、当社のトップレベルの経営陣の指名プロセスを監視し、特に、当社取締役会が承認した基準に沿って当社の業務執行取締役、非業務執行取締役および社外取締役を務める資格を有する個人を特定、選別および検討し、年次株主総会において選任されるよう候補者を当社取締役会により承認されるために推薦することである。

また、同委員会は、最高経営責任者兼マネジング・ディレクター、業務執行取締役および業務執行役員について、(a)基本年給、(b)年間報奨金(具体的な目標および金額を含む。)、(c)株式報酬、(d)雇用契約、契約解除取決めおよび経営権の移動契約/規定ならびに(e)その他一切の給付、報酬または取決めを検討および承認する。同委員会は、候補者に関連するあらゆる事項を検討および議論し、適切とみなすプロセスに従って候補者を評価し、取締役会に推薦する。また、取締役会および個々の取締役による年次自己評価を調整し、監督する。また、年初に各業務執行取締役について設定した詳細な業績変数に基づき、半年ごとに、または必要に応じた間隔で業務執行取締役全員の業績の見直しを行う。

2015年度において、統合前に指名・ガバナンス委員会および経営開発・報酬委員会はそれぞれ3回および3回会合した。

2015年度において、統合後に指名・報酬委員会は1回会合した。

リスク・戦略委員会

当社のリスク・戦略委員会は、適用あるニューヨーク証券取引所規則に基づく社外取締役であると当社の取締役会が判断した4名の社外取締役で構成されており、そのメンバーは以下のとおりである。

・ラヴィ・ヴェンカテサン氏(委員長)

- ・R. セシャサイー氏
- ・キラン・マズムダル・ショウ氏
- ・キャロル・M. ブラウナー氏

リスク・戦略委員会の目的は、業務リスク、戦略リスクおよび環境リスクの特定、評価および緩和に関する責任を監督することで、取締役会がコーポレート・ガバナンス義務を果たすに当たって支援を提供することである。リスク・戦略委員会は、当社のリスク政策および関連する慣行を監視し、承認する全般的な責任を負う。また、リスク・戦略委員会は、公的書類または開示におけるリスク開示の記述の見直しおよび承認にも責任を有する。

リスク・戦略委員会は、2015年度中に4回会合した。

株主関係委員会

当社の株主関係委員会は、適用あるニューヨーク証券取引所規則に基づく社外取締役であると当社の取締役会が判断した3名の社外取締役で構成されており、そのメンバーは以下のとおりである。

- ・ジェフリー・S.リーマン教授(委員長)
- ・R. セシャサイー氏
- ・ラヴィ・ヴェンカテサン氏

株主関係委員会の目的は、株主の苦情を検討し、是正措置を講じることである。

株主関係委員会は、2015年度中に4回会合した。

CSR委員会(企業の社会的責任委員会)

当社のCSR委員会は4名の委員で構成されており、そのメンバーは以下のとおりである。

- K.V.カマス氏(委員長)
- ・R. セシャサイー氏
- キラン・マズムダル・ショウ氏
- ・ビシャル・シッカ博士

CSR委員会の目的は、当社の企業の社会的責任方針を策定し、監視することである。CSR委員会は、以下を意図した方針を採択している。

- ・資源に及ぼす影響を最低限に抑えつつ社会全体にプラスの影響を与える経済発展に努めること。
- ・企業活動の責任を負い、その活動を通じて環境、地域社会および株主に対してプラスの影響を促進すること。

CSR委員会は、所定のガイドラインに従ったCSR活動、計画および取組みの実施分野の特定に当たって、インフォシス財団の活動および機能を監督する。

CSR委員会はまた、実施された取組みの進捗状況を報告し、定期的に適切な(社内/社外)開示を行うに当たって、インフォシス財団の支援を受ける。

財務・投資委員会

2015年4月23日に開催された取締役会会議において、取締役会は、財務・投資委員会を設置した。同委員会は4名の社外取締役を委員とし、当社による投資案を監督する。

財務・投資委員会のメンバーは以下のとおりである。

- ・ルーパ・クドヴァ氏(委員長)
- キラン・マズムダル・ショウ氏
- ・ジョン・W.エチメンディ教授
- ・ラヴィ・ヴェンカテサン氏

財務・投資委員会の目的は、5百万米ドル以上15百万米ドル以下の投資案を承認のために取締役会に提案することである。

雇用および補償契約

インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

会社法に基づき、当社の株主は、株主総会においてすべての業務執行取締役の給与、賞与および給付を承認しなければならない。当社は、業務執行取締役、すなわち最高経営責任者兼マネジング・ディレクターのビシャル・シッカ博士および最高執行責任者のU.B.プラヴィン・ラオ氏と契約を締結している。ラオ氏の契約には、月給、賞与および給付(休暇、医療費還付および年金拠出金を含む。)を含む雇用条件が含まれている。かかる契約の終了時に支払われる給付はない。かかる契約の期間は5年間であるが、当社またはラオ氏のいずれかが相手方に対して6ヵ月の通知を付与するかまたは当事者間の合意に基づくことで契約を解除することができる。ビシャル・シッカ博士の契約は、年給、賞与、株式報酬および給付(休暇を含む。)を規定している。かかる契約の期間は5年間である。シッカ博士と当社は、90日の通知の付与(適用ある場合)に合意している。シッカ博士は、雇用終了の状況によって退職金を受領する権利を有する可能性がある。

当社はまた、インドの法律で許可されている最大限度まで、米国法のもとで提起される請求に対して当社の取締役および役員を補償する契約も締結している。かかる契約は、とりわけ、当社の取締役または役員としてのかかる者の役務から発生した訴訟または手続き(当社によるまたは当社のための訴訟を含む。)においてかかる者が負担した一定の費用、判決、罰金および和解金に対して当社の取締役および役員を補償するものである。本段落記載の補償契約以外に、当社は非業務執行取締役と契約を締結していない。

(2)【監査報酬の内容等】

下表は、2015年度および2014年度について、当社の主たる会計士およびその関係法人により提供された当社の年次財務書類の監査のための専門監査役務にかかる報酬およびその他の役務にかかる報酬を表している。

(単位:百万米ドル)

役務の種類	2015年度	2014年度	役務の内容
(a)監査報酬	1.2	1.1	財務書類の監査および検討
(b)税務報酬	0.5	0.5	税務申告書作成、税務申告および顧問 サービス
(c)その他一切の報酬	0.1	0.1	デューデリジェンスおよびその他の顧問 サービス
合計	1.8	1.7	

当社の監査委員会の趣意書の規定に基づき、当社は、監査および非監査役務の提供のために当社の主たる会計士また はその関係法人を任用する場合は毎回、当社の監査委員会の承認を事前に得なければならない。当社は、提供される役 務の性質およびかかる役務に支払われる報酬を監査委員会に開示する。当社の主たる会計士またはその関係法人が過去 2年度に提供した監査および非監査役務はすべて、当社の監査委員会の事前の承認を得ている。

第6【経理の状況】

(a) 有価証券報告書記載のインフォシス・リミテッドの財務書類の原文は、米国において開示され、IFRSに準拠して、また公正価値測定されてきた一定の金融商品および前払いのグラチュイティー給付を除き取得原価主義で、かつ発生主義で作成されている。原文の財務書類(以下「原文の財務書類」という。)は、英文で作成されており、SECに対して2015年5月20日に提出された。

当社の採用した会計処理の原則、手続および表示方法と、日本において一般に認められている会計処理の原則、手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4 IFRSと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に説明されている。

当社の財務書類の日本における開示には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第2項の規定が適用される。なお、本書記載の日本文の財務書類は、原文の財務書類を翻訳したものである。

(b) 当該原文の財務書類は、独立の監査法人であるKPMGの監査を受けており、その監査報告書の原文および和文訳が本書とともに提出されている。

当該財務書類は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく日本国の公認会計士または監査法人による監査は受けていない。

- (c) 原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本円で表示された金額は、2015年8月6日に株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=124.79円により円に換算されている。
- (d) 上記の日本円で表示された換算金額および「2 主な資産・負債および収支の内容」から「4 IFRSと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に関する記載(財務書類に対する言及事項を除く。)は当社の原文の財務書類には含まれておらず、上記(b)の監査法人による監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結貸借対照表

(単位:株式数データを除き、百万米ドル)

	注	2015年 3 月31日 現在	2014年 3 月31日 現在
資産			
流動資産			
現金および現金同等物	2.1	4,859	4,331
売却可能金融資産	2.2	140	367
譲渡性預金証書投資		-	143
売上債権		1,554	1,394
未収収益		455	469
前払費用およびその他の流動資産	2.4	527	440
デリバティブ金融商品	2.7	16	36
流動資産合計		7,551	7,180
非流動資産			
有形固定資産	2.5	1,460	1,316
のれん	2.6	495	360
無形固定資産	2.6	102	57
関連会社投資		15	-
売却可能金融資産	2.2	215	208
繰延税金資産	2.16	85	110
法人税資産	2.16	654	254
その他非流動資産	2.4	38	37
非流動資産合計		3,064	2,342
資産合計		10,615	9,522
負債および資本			
流動負債			
仕入債務		22	29
デリバティブ金融商品		-	-
未払法人税	2.16	451	365
顧客預り金		4	6
繰延収益		168	110
従業員給付債務		171	159
引当金	2.8	77	63
その他流動負債	2.9	927	792
流動負債合計		1,820	1,524
非流動負債			
繰延税金負債	2.16	25	11
その他非流動負債	2.9	8	54

負債合計	1,853	1,589
株式資本 - 額面 1 株当たり5ルピー(0.16米ドル)。2015 年3月31日現在および2014年3月31日現在の授 権株式数はそれぞれ1,200,000,000株および 600,000,000株ならびに発行済株式数はそれぞれ 1,142,805,132株および571,402,566株 (それぞれ金庫株5,667,200株および2,833,600 株を除く。)	109	64
資本剰余金	659	704
利益剰余金	10,090	8,892
その他の資本の構成要素	(2,096)	(1,727)
当社株主帰属資本合計	8,762	7,933
事支配持分 非支配持分	-	-
資本合計	8,762	7,933
負債および資本合計	10,615	9,522
契約債務および偶発債務2.5、2.8、2.16		

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結貸借対照表

(単位:株式数データを除き、百万円)

		(十四:1/1/2000)	
	注	2015年 3 月31日 現在	2014年 3 月31日 現在
流動資産			
現金および現金同等物	2.1	606,355	540,465
売却可能金融資産	2.2	17,471	45,798
譲渡性預金証書投資		-	17,845
売上債権		193,924	173,957
未収収益		56,779	58,527
前払費用およびその他の流動資産	2.4	65,764	54,908
デリバティブ金融商品	2.7	1,997	4,492
		942,289	895,992
非流動資産			
有形固定資産	2.5	182,193	164,224
のれん	2.6	61,771	44,924
無形固定資産	2.6	12,729	7,113
関連会社投資		1,872	-
売却可能金融資産	2.2	26,830	25,956
繰延税金資産	2.16	10,607	13,727
法人税資産	2.16	81,613	31,697
その他非流動資産	2.4	4,742	4,617
非流動資産合計		382,357	292,258
資産合計		1,324,646	1,188,250
負債および資本			
流動負債			
仕入債務		2,745	3,619
デリバティブ金融商品		-	-
未払法人税	2.16	56,280	45,548
顧客預り金		499	749
繰延収益		20,965	13,727
従業員給付債務		21,339	19,842
引当金	2.8	9,609	7,862
その他流動負債	2.9	115,680	98,834
流動負債合計		227,118	190,180
非流動負債			
繰延税金負債	2.16	3,120	1,373
その他非流動負債	2.9	998	6,739
負債合計		231,236	198,291

資本			
株式資本 - 額面 1 株当たり 5 ルピー (10円)。2015年 31日現在および2014年 3 月31日現在の授権 数はそれぞれ1,200,000,000株および 600,000,000株ならびに発行済株式数はそれ 1,142,805,132株および571,402,566株 (それぞれ金庫株5,667,200株および2,833 株を除く。)	株式	13,602	7,987
資本剰余金		82,237	87,852
利益剰余金		1,259,131	1,109,633
その他の資本の構成要素		(261,560)	(215,512)
当社株主帰属資本合計		1,093,410	989,959
非支配持分		-	-
資本合計		1,093,410	989,959
負債および資本合計		1,324,646	1,188,250
契約債務および偶発債務	2.5、2.8、2.16		

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結包括利益計算書

(単位:株式数および1株当たりデータを除き、百万米ドル)

	注	2015年	2014年	2013年
収益		8,711	8,249	7,398
売上原価		5,374	5,292	4,637
売上総利益		3,337	2,957	2,761
営業費用:				
販売費およびマーケティング費		480	431	373
一般管理費		599	547	479
営業費用合計		1,079	978	852
営業利益		2,258	1,979	1,909
その他の収益純額	2.13	560	440	433
関連会社の損益に対する持分		-	-	-
税引前利益		2,818	2,419	2,342
法人税費用	2.16	805	668	617
当期純利益		2,013	1,751	1,725
その他の包括利益				
損益に振り替えられない項目:				
確定給付負債/資産の純額の再測定	2.11、 2.16	(8)	-	-
当初認識後に損益に振り替えられる可能性のあ 項目:	3			
売却可能金融資産の公正価値の変動	2.2、 2.16	14	(17)	1
海外業務の為替換算差損益		(375)	(616)	(404)
その他の包括利益合計(税引後)		(369)	(633)	(403)
包括利益合計		1,644	1,118	1,322
以下に帰属する当期純利益:				
当社株主		2,013	1,751	1,725
非支配持分		-	-	-
		2,013	1,751	1,725
以下に帰属する包括利益合計:				
当社株主		1,644	1,118	1,322
非支配持分		-	-	-
		1,644	1,118	1,322
1 株当たり当期純利益:(単位:米ドル)				
基本的		1.76	1.53	1.51
希薄化後		1.76	1.53	1.51
1株当たり当期純利益の算定に使用した加重平	均 2.17			

発行済株式数:(単位:株)

基本的 1,142,805,132 1,142,805,132 1,142,798,476

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結包括利益計算書

(単位:株式数および1株当たりデータを除き、百万円)

		(十四・かびめの	あし 「小当たう)	ノをから、ロ
	注	2015年	2014年	2013年
収益		1,087,046	1,029,393	923,196
売上原価		670,621	660,389	578,651
売上総利益		416,424	369,004	344,545
営業費用:				
販売費およびマーケティング費		59,899	53,784	46,547
一般管理費		74,749	68,260	59,774
営業費用合計		134,648	122,045	106,321
営業利益		281,776	246,959	238,224
その他の収益純額	2.13	69,882	54,908	54,034
関連会社の損益に対する持分		-	-	-
税引前利益		351,658	301,867	292,258
法人税費用	2.16	100,456	83,360	76,995
当期純利益		251,202	218,507	215,263
その他の包括利益				
損益に振り替えられない項目:				
確定給付負債/資産の純額の再測定	2.11、 2.16	(998)	-	-
当初認識後に損益に振り替えられる可能性の 項目:	ある			
売却可能金融資産の公正価値の変動	2.2、 2.16	1,747	(2,121)	125
海外業務の為替換算差損益		(46,796)	(76,871)	(50,415)
その他の包括利益合計(税引後)		(46,048)	(78,992)	(50,290)
包括利益合計		205,155	139,515	164,972
以下に帰属する当期純利益:				
当社株主		251,202	218,507	215,263
非支配持分		-	-	-
	,	251,202	218,507	215,263
以下に帰属する包括利益合計:				
当社株主		205,155	139,515	164,972
非支配持分		-	-	-
		205,155	139,515	164,972
1株当たり当期純利益:(単位:円)				
基本的		220	191	188
希薄化後		220	191	188
1株当たり当期純利益の算定に使用した加重	平均 2.17			

基本的

発行済株式数:(単位:株)

1,142,805,132 1,142,805,132 1,142,798,476

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社

連結株主持分変動計算書

(単位:株式数データを除き、百万米ドル)

	株式数	株式	資本	利益		社株主帰属株
	(*)	資本金 —————	剰余金 	剰余金 	の資本 	主持分合計 —————
2012年 4 月 1 日現在残高	571,396,401	64	703	6,509	(700)	6,576
2013年3月31日終了年度の資本の変動						
従業員ストックオプションの行使による株式の発行(注2.15参照)	6,165	-	1	-	-	1
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(568)	-	(568)
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	1	1
当期純利益	-	-	-	1,725	-	1,725
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(404)	(404)
2013年 3 月31日現在残高	571,402,566	64	704	7,666	(1,103)	7,331
2014年3月31日終了年度の資本の変動						
確定給付負債/(資産)の純額の再測定(税効果 後)(注2.11および2.16参照)	-	-	-	-	-	-
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(519)	-	(519)
会計方針の変更 - IAS第19号(改訂)の適用(注 2.11参照)	_	-	-	(6)	9	3
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	(17)	(17)
当期純利益	-	-	-	1,751	-	1,751
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(616)	(616)
2014年 3 月31日現在残高	571,402,566	64	704	8,892	(1,727)	7,933
2015年3月31日終了年度の資本の変動		,		,		
株式無償交付による増資(#)(注2.12参照)	571,402,566	45	-	-	-	45
株式無償交付に使用した金額(#)(注2.12参照)	-	-	(45)	-	-	(45)
確定給付負債/(資産)の純額の再測定(税効果後)(注2.11および2.16参照)	-	-	-	-	(8)	(8)
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(815)	-	(815)
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	14	14
当期純利益	-	-	-	2,013	-	2,013
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(375)	(375)
2015年 3 月31日現在残高	1,142,805,132	109	659	10,090	(2,096)	8,762

(#) 金庫株を除く。

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

^(*) 連結信託が2015年3月31日現在、2014年3月31日現在、2013年3月31日現在および2012年4月1日現在保有する金庫株それぞれ5,667,200株、2,833,600株、2,833,600株および2,833,600株を除く。

インフォシス・リミテッドおよび子会社

連結株主持分変動計算書

(単位:株式数データを除き、百万円)

	株式数	株式	資本	利益		社株主帰属株
	(*)	資本金 	剰余金 	剰余金 	の資本 	主持分合計 —————
2012年 4 月 1 日現在残高	571,396,401	7,987	87,727	812,258	(87,353)	820,619
2013年3月31日終了年度の資本の変動						
従業員ストックオプションの行使による株式の発行(注2.15参照)	6,165	-	125	-	-	125
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(70,881)	-	(70,881)
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	125	125
当期純利益	-	-	-	215,263	-	215,263
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(50,415)	(50,415)
2013年 3 月31日現在残高	571,402,566	7,987	87,852	956,640	(137,643)	914,835
確定給付負債/(資産)の純額の再測定(税効果後)(注2.11および2.16参照)	-	-	-	-	-	-
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(64,766)	-	(64,766)
会計方針の変更 - IAS第19号(改訂)の適用(注 2.11参照)	-	-	-	(749)	1,123	374
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	(2,121)	(2,121)
当期純利益	-	-	-	218,507	-	218,507
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(76,871)	(76,871)
2014年 3 月31日現在残高	571,402,566	7,987	87,852	1,109,633	(215,512)	989,959
2015年 3 月31日終了年度の資本の変動						
株式無償交付による増資(#)(注2.12参照)	571,402,566	5,616	-	-	-	5,616
株式無償交付に使用した金額(#)(注2.12参照)	-	-	(5,616)	-	-	(5,616)
確定給付負債/(資産)の純額の再測定(税効果後)(注2.11および2.16参照)	-	-	-	-	(998)	(998)
配当(法人配当税を含む。)	-	-	-	(101,704)	-	(101,704)
売却可能金融資産の公正価値の変動(税効果後) (注2.2および2.16参照)	-	-	-	-	1,747	1,747
当期純利益	-	-	-	251,202	-	251,202
海外業務の為替換算差損益	-	-	-	-	(46,796)	(46,796)
2015年 3 月31日現在残高	1,142,805,132	13,602	82,237	1,259,131	(261,560)	1,093,410

(#) 金庫株を除く。

^(*) 連結信託が2015年3月31日現在、2014年3月31日現在、2013年3月31日現在および2012年4月1日現在保有する金庫株それぞれ5,667,200株、2,833,600株、2,833,600株および2,833,600株を除く。

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結キャッシュ・フロー計算書

				(半四・日
	注	2015年	2014年	2013年
当期純利益		2,013	1,751	1,725
当期純利益から営業活動による純キャッシュ・フ ローへの調整:				
減価償却費および償却費	2.5、2.6	175	226	207
売却可能金融資産および譲渡性預金証書からの収益		(48)	(44)	(45)
法人税費用	2.16	805	668	617
資産および負債に対する為替レート変動の影響		15	8	4
繰延購入価格	2.3	41	31	10
偶発対価戻入れ		-	(5)	-
売上債権に対する貸倒引当金		29	23	7
その他の調整		12	8	16
運転資本の増減				
売上債権		(240)	(232)	(188)
前払費用およびその他の資産		(81)	(60)	(83)
未収収益		(6)	(62)	(87)
仕入債務		(3)	5	23
顧客預り金		(2)	1	4
繰延収益		45	(27)	49
その他の負債および引当金		103	350	82
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,858	2,641	2,341
法人税の支払	2.16	(1,102)	(638)	(603)
営業活動による純キャッシュ・フロー		1,756	2,003	1,738
投資活動によるキャッシュ・フロー:				
有形固定資産の取得による支出(売却手取金控除後)(留保金および買収事業の有形固定資産に係る債務の増減を含む。)	2.5、2.9	(367)	(451)	(382)
無形固定資産の取得による支払		-	-	(2)
関連会社投資		(15)	-	-
事業買収に対する支払(取得現金控除後)		(206)	-	(213)
従業員貸付金		(1)	(4)	(11)
法人への預け金の預入		(22)	(37)	(45)
売却可能金融資産および譲渡性預金証書からの収益		54	33	41
上場債券投資		-	(154)	(69)
譲渡性預金証書投資		-	(210)	-
譲渡性預金証書の償還		135	74	67
流動性のある投資信託への投資		(3,901)	(3,731)	(4,029)
流動性のある投資信託の償還		4,098	3,681	3,716

固定満期クローズド・エンド型ファンドへの投資		(5)	(24)	-
固定満期クローズド・エンド型ファンドの償還		25	-	-
投資活動による純キャッシュ・フロー		(205)	(823)	(927)
財務活動によるキャッシュ・フロー:				
従業員ストックオプションの行使による普通株式の 発行手取金		-	-	1
ロードストーンから承継した借入金の返済		-	-	(16)
配当(法人配当税を含む。)の支払		(815)	(519)	(568)
財務活動による純キャッシュ・フロー		(815)	(519)	(583)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の影響		(208)	(351)	(254)
現金および現金同等物の純増額		736	661	228
期首現金および現金同等物	2.1	4,331	4,021	4,047
期末現金および現金同等物	2.1	4,859	4,331	4,021
補足情報:				
制限付現金残高	2.1	58	53	56

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

インフォシス・リミテッドおよび子会社 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

			リキリ
注	2015年	2014年	2013年
	251,202	218,507	215,263
2.5、2.6	21,838	28,203	25,832
	(5,990)	(5,491)	(5,616)
2.16	100,456	83,360	76,995
2.3	1,872	998	499
	5,116	3,868	1,248
	-	(624)	-
	3,619	2,870	874
	1,497	998	1,997
	(29,950)	(28,951)	(23,461)
	(10,108)	(7,487)	(10,358)
	(749)	(7,737)	(10,857)
	(374)	624	2,870
	(250)	125	499
	5,616	(3,369)	6,115
	12,853	43,677	10,233
2.16	356,650	329,570	292,133
	(137,519)	(79,616)	(75,248)
	219,131	249,954	216,885
2.5、2.9	(45,798)	(56,280)	(47,670)
	-	-	(250)
	(1,872)	-	-
	(25,707)	-	(26,580)
	(125)	(499)	(1,373)
	(2,745)	(4,617)	(5,616)
	6,739	4,118	5,116
	-	(19,218)	(8,611)
	-	(26,206)	-
	16,847	9,234	8,361
	(486,806)	(465,591)	(502,779)
	511,389	459,352	463,720
	2.5、2.6 2.16 2.3	251,202 2.5, 2.6	251,202 218,507 2.5, 2.6 21,838 28,203 (5,990) (5,491) 2.16 100,456 83,360 2.3 1,872 998 5,116 3,868 - (624) 3,619 2,870 1,497 998 (29,950) (28,951) (10,108) (7,487) (749) (7,737) (374) 624 (250) 125 5,616 (3,369) 12,853 43,677 2.16 356,650 329,570 (137,519) (79,616) 219,131 249,954 2.5, 2.9 (45,798) (56,280) - (1,872) - (25,707) - (125) (499) (2,745) (4,617) 6,739 4,118 - (19,218) - (26,206) 16,847 9,234 (486,806) (465,591)

固定満期クローズド・エンド型ファンドへの投資		(624)	(2,995)	-
固定満期クローズド・エンド型ファンドの償還		3,120	-	-
投資活動による純キャッシュ・フロー		(25,582)	(102,702)	(115,680)
財務活動によるキャッシュ・フロー:				
従業員ストックオプションの行使による普通株式の 発行手取金		-	-	125
ロードストーンから承継した借入金の返済		-	-	(1,997)
配当(法人配当税を含む。)の支払		(101,704)	(64,766)	(70,881)
財務活動による純キャッシュ・フロー		(101,704)	(64,766)	(72,753)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の影響		(25,956)	(43,801)	(31,697)
現金および現金同等物の純増額		91,845	82,486	28,452
期首現金および現金同等物	2.1	540,465	501,781	505,025
期末現金および現金同等物	2.1	606,355	540,465	501,781
補足情報:				
制限付現金残高	2.1	7,238	6,614	6,988

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

連結財務書類に対する注記

1 会社概要および重要な会計方針

1.1 会社概要

インフォシスは、コンサルティング、テクノロジー、アウトソーシングおよび次世代サービスにおける世界的な大手企業である。インフォシスは、その子会社とともに、ビジネスITサービス(アプリケーションの開発および保守、第三者検証、インフラ管理、プロダクト・エンジニアリングおよびライフサイクル・ソリューションからなるエンジニアリング・サービスならびに業務プロセス管理からなる。)、コンサルティングおよびシステム・インテグレーション・サービス(コンサルティング、エンタープライズ・ソリューション、システム・インテグレーションおよび先進技術からなる。)、知的財産主導型のイノベーションを加速させるための製品、ビジネス・プラットフォームおよびソリューション(当社の銀行業務ソリューションであるFinacleTMを含む。)ならびにアナリティクス、クラウドおよびデジタル・トランスフォーメーションの分野における提供製品およびサービスを提供している。

インフォシスとその子会社を、以下「当グループ」と総称する。

当社はインドで設立され、インドに所在する公開有限会社であり、登録上の住所をインド、カルナタカ州バンガロールに置く。当社は、インドのボンベイ証券取引所およびインド全国証券取引所を主たる上場地としている。また、普通株式を表章する米国預託株式も、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」)、NYSEユーロネクスト・ロンドンおよびNYSEユーロネクスト・パリに上場されている。

当グループの連結財務書類は、2015年5月20日に当社の取締役会により発表が承認された。

1.2 財務書類作成の基本方針

本連結財務書類は、国際会計基準審議会が発表した国際財務報告基準(以下「IFRS」)に従って、また公正価値測定されてきた一定の金融商品および前払いのグラチュイティー給付を除き取得原価主義で、かつ発生主義で作成されている。本連結財務書類においては、表示されたすべての年度について一貫した会計方針が適用されている。

1.3 連結基準

インフォシスは、それが保有または支配する主体を連結する。連結財務書類は、当社ならびに注2.18ににおいて開示されているその被支配信託および子会社の財務書類からなる。親会社が事業体に対してパワーを有し、事業体への関与からの変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを用いてかかるリターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、支配が存在する。パワーは、事業体のリターンに重大な影響を及ぼす関連する活動を指図する能力を付与する既存の権利を通じて示される。子会社は、支配の開始日から支配の終了日まで連結される。

当グループ企業の財務書類は項目ごとに連結され、取引の未認識損益を含むグループ内の残高および取引は連結に当たり消去される。当該財務書類は、当グループが用いる統一した会計方針を適用して作成される。当社が直接間接に保有または支配していない子会社の純損益および純資産の部分に相当する非支配持分は除外される。

関連会社は、グループが重大な影響力を有するが支配していない事業体である。関連会社投資の会計処理には持分法が用いられる。かかる投資は取得原価で当初認識され、取得日後の被投資会社の損益に対する投資者の持分を認識するように帳簿価額を増減する。当グループの関連会社投資には、取得時に特定されたのれんが含まれる。

1.4 見積りの使用

IFRSに基づく財務書類の作成に当たっては、経営者が一定の見積りを実施し、判断を下し、仮定を設定する必要がある。この見積り、判断および仮定は、会計方針の適用、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発資産および偶発債務の開示、ならびに期中の収益および費用の計上額に影響を及ぼす。複雑で主観的な判断を伴う重要な会計上の見積りを要する会計方針の適用および当該財務書類における見積りの使用は、注1.5において開示されている。会計上の見積りは会計期間ごとに異なることがある。また実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。経営者が見積りに関する状況の変化に気づいた場合、見積りの変更が適時に実施される。見積りの変更による影響は、当該変更が実施された会計期間の連結財務書類に反映される。当該影響が重要である場合には、連結財務書類の注記において開示される。

1.5 重要な会計上の見積り

a. 収益の認識

当グループは、固定価格ベースの契約の会計処理には進行基準を用いている。進行基準の使用により、当グループは その時点までに費消した労力または費用が、費消される労力または費用の合計に占める割合を見積もらなければならな い。投入された労力または費用と生産性との間に直接の関連があるため、完成までの進捗度の測定に費消労力または費

有価証券報告書

用が用いられている。未完成の契約にかかる損失引当金(もしあれば)は、報告日現在での契約にかかる予想見積りに基づきかかる損失の発生可能性が高くなった会計期間に計上される。

b.法人税

当社は、他の税域においても納税申告を行っているものの、当社の2大税域はインドおよび米国である。未確定のタックス・ポジションに関する支払または回収予想額を含む法人税引当金の決定には重要な判断が伴う。注2.16も参照されたい。

c.企業結合および無形固定資産

企業結合は、IFRS第3号「企業結合」(改訂済)を用いて会計処理している。IFRS第3号は、被取得会社の識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値を確定するために、識別可能な無形固定資産および偶発対価を公正価値で計上することを義務づけている。偶発対価および無形固定資産の価値の決定には重要な見積りが必要である。これらの評価は外部の評価専門家によって行われる。

d. 有形固定資産

有形固定資産は、当グループの資本基盤のかなりの割合を占めている。定期的な減価償却に関する費用は、当該資産の見積耐用年数および耐用年数終了時の見積残存価額の推定の決定後に求められる。当グループの資産の耐用年数および残存価額は、当該資産の取得時に経営陣が決定し、各会計年度末を含む定期的に見直される。耐用年数は類似の資産の実績に基づいており、かつ技術の変化等の耐用年数に影響する可能性のある将来の事由を見越したものとなっている。

e.のれんの減損

のれんについては毎年、および現金生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回っている兆候があれば随時、経営成績、 事業計画、将来キャッシュ・フローおよび経済情勢を含む様々な要因に依拠して減損テストを実施している。現金生成 単位の回収可能額は、使用価値と売却費用控除後公正価値とのいずれか高い方に基づき決定される。のれんの減損テス トは、買収の相乗効果の利益を受けているかまたは内部管理の目的上のれんが監視される最低レベルに相当する現金生 成単位または複数の現金生成単位のグループのレベルで実施される。

回収可能額の決定には、市場関連情報および見積りが用いられる。経営者が回収可能額の決定に当たり依拠した主な 仮定には、長期成長率、資本の加重平均費用および見積営業利益率が含まれる。予想キャッシュ・フローは過去の実績 を考慮し、今後の状況に関する経営者の最善の見積りを表すものとなっている。

1.6 収益の認識

当社の収益は主にソフトウェア関連サービスおよびソフトウェア製品のライセンスから生み出されている。ソフトウェア関連サービスに関する顧客との契約は、固定価格および固定時間枠ベースまたは時間および資材ベースによる。

時間および資材ベースの契約に係る収益は、当該サービスの提供時に認識している。連結会計年度における最後の請求日から決算日までの収益は、未収収益として認識している。対価の測定または回収可能性に関する不確実性のない固定価格および固定時間枠ベースの契約に係る収益は、進行基準で認識している。測定または最終的な回収可能性に関して不確実性がある場合、収益の認識はかかる不確実性が解消されるまで延期される。投入された労力または費用と生産性との間に直接の関連があるため、費消労力または費用により進捗度を測定している。未完成の契約については、現状から判断して、将来における損失の発生可能性が高くなった連結会計年度に、当該未完成契約に関する損失に対する引当金を見積計上している。費用と利益の合計額が請求額を超過する部分は未収収益として計上し、請求額が費用と利益の合計額を超過する部分は繰延収益として計上している。保守による収益は、保守契約の期間にわたって按分して認識される。

ソフトウェア開発案件および関連サービスならびに保守サービスについて、当社は、単一取引のそれぞれ個別に識別可能な構成要素について収益認識基準を適用することで、IAS第18号「収益」のガイダンスを適用している。通常、かかる案件は、ソフトウェア開発および関連サービスが個別に識別可能な構成要素とみなされるための基準を満たしている。当社は対価の配分のために、IAS第18号に規定された原則に従って取引の各可分構成要素に関する収益を公正価値で測定している。個別に販売された場合に通常請求される価格が、その公正価値の最良の証拠である。当社がソフトウェア開発および関連サービスの公正価値に関する客観的かつ信頼性のある証拠を確立できない場合は、当社は、取決めの対価の配分のために残余法を用いている。このような場合、取引の引渡未了部分の公正価値の配分後の対価残高は、特定の公正価値が存在しない引渡しが完了した部分に配分される。

ライセンス料に係る収益については、IAS第18号に規定された一般的な収益認識基準が満たされた場合に収益認識している。ソフトウェア製品の引渡契約には通常、ライセンスの提供、導入および年間技術サービス(以下「ATS」)という3つの要素がある。これら複数の要素を含む取引から発生する収益の計上に当たっては、当社はIAS第18号に規定

された原則を適用している。ATSについては、公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が確立されている。公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠は、各要素が別個に販売される場合の価格である。他のサービスがライセンスの提供と同時に提供され、公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が確立されている場合には、それらの契約に係る収益はそれぞれの構成要素に一定の方法で按分される。これによって、引渡未了のサービスに係る収益は繰延べられ、残りの金額が引渡済の構成要素に係る収益として認識される。導入サービスに関して確立された公正価値に関する客観的かつ信頼性の高い証拠が存在しない場合には、ライセンス料および導入サービス料の全額が、導入サービスの提供時に進行基準で収益認識される。ソフトウェア製品の販売に伴って生じるクライアントへの研修、サポートおよびその他のサービスに係る収益は、それらのサービスの提供時に認識している。ATSに係る収益については、サービスの提供期間にわたって按分し、収益認識している。

サービスおよび製品に対して受領した前受金は、収益認識のすべての条件が満たされるまでは顧客預り金に計上している。

当社は、顧客に対する数量割引および価格インセンティブを、顧客が割引 / インセンティブ対象となるまでに行った 各収益取引に割引 / インセンティブ額を比例按分的に配分することで、収益の減少として計上している。また、収益取引の水準によって割引率が変動する場合には、当社は、顧客の将来の推定購入額に基づきかかる債務を認識する。割引基準が満たされない可能性が高い場合、または割引額を信頼性をもって推定できない場合には、支払の可能性が高くなり、かかる金額の信頼性の高い推定が可能となるまで割引額を認識しない。当社は、割引債務の推定額の増減を、増減が発生した期中に認識している。割引は、直接支払または顧客未払金の減額のいずれかによって顧客に還付される。

当社は、包括利益計算書において、付加価値税控除後ベースで収益を開示している。

1.7 有形固定資産

有形固定資産は減価償却および減損累計額(もしあれば)控除後の取得原価で計上している。取得に直接帰属する費用は、有形固定資産が経営者の意図どおりに使用されるまで資産計上される。当グループは、有形固定資産を、見積耐用年数を基礎とした定額法で減価償却している。減価償却資産の見積耐用年数は以下のとおりである。

建物	22 - 25年
工場および機械	5年
コンピュータ機器	3 - 5年
器具および備品	5年
車両運搬具	5年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、各会計年度末を含む定期的に見直される。(注2.5参照)

各貸借対照表の日において残存している有形固定資産取得のための前払金および当該日前に使用に供されていない資産の取得原価は、「建設仮勘定」として開示している。有形固定資産に関連するその後の支出は、将来において当グループがかかる有形固定資産について経済的便益を受ける可能性が高く、項目費用について信頼性の高い測定が可能な場合のみ資産計上される。修繕および保守費用は発生時に包括利益計算書の当期純利益に計上される。取得原価および関連する減価償却累計額は、売却または除却時に財務書類から除去し、それによる損益は包括利益計算書の当期純利益に計上される。処分予定の資産については、帳簿価額と公正価値から売却関連費用を控除した額のいずれか低い方の金額で計上している。

1.8 企業結合

企業結合はIFRS第3号「企業結合」(改訂済)の規定により取得法で会計処理している。

取得原価は、譲渡された資産、発行済持分証券および取得日(すなわち、支配権が当グループに譲渡された日)現在発生もしくは負担している負債の公正価値で測定される。取得原価には偶発対価の公正価値も含まれる。企業結合において識別可能な取得資産ならびに負担する負債および偶発債務の当初測定は、取得日の公正価値で行われる。

共通支配下の企業結合はIFRS第3号「企業結合」(改訂済)の適用範囲外であり、帳簿価額で会計処理される。

仲介料、弁護士費用、デューデリジェンス費用ならびにその他の専門および顧問報酬などの企業結合に関連して当グループに発生した取引費用は、発生時に費用処理される。

1.9 のれん

のれんとは、取得した事業の取得原価のうち、被取得会社の識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値に対する当グループの持分を上回る部分である。取得された識別可能な資産、負債および偶発債務の純公正価値が取得原価を上回る場合には、かかる利益は直ちに包括利益計算書の当期純利益に計上される。のれんは、累積減損損失控除後の取得原価で測定される。

1.10 無形固定資産

無形固定資産は、累積償却費用および減損損失控除後の取得原価で計上される。無形固定資産は、使用可能となった日から、個々の資産別の見積耐用年数を基礎とした定額法で償却している。見積耐用年数は、陳腐化、需要、競争、その他の経済要因(例えば、業界の安定性および知り得る技術の進歩)の影響およびその資産から期待される将来キャッシュ・フローを得るために必要な保守費用の程度等の様々な要因に基づいて決定されている。償却方法および耐用年数は、各会計年度末に見直される。

研究費は発生時に費用処理している。ソフトウェア製品の開発費は、プロジェクトの技術的および商業的実現可能性が示され、将来における経済的便益の可能性が高く、当社がソフトウェアを完成させ、それを利用または販売する意図および能力を有し、信頼性をもって費用を測定することが可能でない限り、発生時に費用処理している。資本計上できる費用には、原料費、直接労働費および目的とする用途のための資産の準備に直接帰属する間接費が含まれる。顧客との契約に伴って発生した研究開発費およびソフトウェア開発費は、売上原価に計上されている。

1.11金融商品

当グループの金融商品は以下の項目に分類される。すなわち、貸付金および債権、売却可能金融資産ならびに仕入債務およびその他未払金からなる非デリバティブ金融商品、損益を通じて公正価値で評価される金融資産または金融負債の項目のデリバティブ金融商品、ならびに株式資本および金庫株である。金融商品の分類は、その取得目的による。経営者は、当初認識時に金融商品の分類を決定する。金融資産の通常の売買は、取引日に会計処理される。

a. 非デリバティブ金融商品

(i) 貸付金および債権

貸付金および債権は、固定金利または決定可能金利を有し、活発な市場で建値されていない非デリバティブ金融資産である。貸付金および債権は流動資産として表示されるが、貸借対照表の日付から12ヵ月以降に期限が到来するものは非流動資産として表示される。貸付金および債権は、当初は公正価値に取引費用を加算して測定され、それ以降は実効金利法を用いて減損または貸倒引当金を控除後、償却原価で計上される。貸付金および債権には、売上債権(減損引当金控除後)、未収収益、現金および現金同等物、前払金、譲渡性預金証書ならびにその他の資産が含まれる。現金および現金同等物は、手許現金ならびに銀行および企業への預金である。当社は、取得日から3ヵ月以内に満期日が到来する流動性の高い、既知の金額で容易に換金可能である投資を、現金同等物として扱っている。譲渡性預金証書は、銀行またはその他の適格金融機関に一定期間預託された資金にかかる譲渡可能な金融市場商品である。かかる金融商品については、その期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値とが近似している。金融資産が活発な市場で建値されるようになれば、貸付金および債権は売却可能金融資産に振り替えられる。

(ii) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、同区分に指定されるかまたは他の区分に分類されない非デリバティブである。売却可能金融資産は、当初は公正価値に取引費用を加算して認識される。当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定され、公正価値の変動(売却可能貨幣項目にかかる減損損失および為替差損益を除く。)はその他の包括利益に直接計上される。投資の認識が中止される場合、その他の包括利益に計上された累積損益は包括利益計算書の当期純利益に振り替えられる。かかる項目は、経営者が貸借対照表の日付から12ヵ月以降に処分を意図していない限り、流動資産として表示される。

(iii) 仕入債務およびその他未払金

仕入債務およびその他未払金は、当初は公正価値で認識され、それ以降は実効金利法を用いて償却原価で計上される。貸借対照表の日付から1年以内に期日が到来する仕入債務およびその他未払金については、その期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値とが近似している。

b. デリバティブ金融商品

損益を通じて公正価値で評価される金融資産または金融負債

この分類はさらに、トレーディング目的金融資産または金融負債および当初認識時に同区分に指定されたものの2区分に分けられる。金融資産は、主に短期で売却するために取得された場合には、トレーディング目的での保有に分類される。デリバティブは、ヘッジに指定されない限り、トレーディング目的に分類される。

当グループは、外貨建てエクスポージャーに対する為替レートの変動リスクを軽減するために、外国為替先物予約およびオプション契約等のデリバティブ金融商品を保有している。これらの契約の相手方は、通常、銀行または金融機関である。当グループは、これらの金融商品が経済的な見地からヘッジ効果を有していると捉えているが、IAS第39号

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

「金融商品:認識および測定」におけるヘッジ会計の要件を満たしていない。ヘッジに指定されていないか、またはヘッジに指定されているがIAS第39号に照らして有効でないデリバティブは、損益を通じて公正価値で評価される金融資産に分類される。

デリバティブは、当初は公正価値で認識され、デリバティブに帰属する取引費用は発生時に包括利益計算書の当期純利益に計上される。当初認識後、かかるデリバティブは損益を通じて公正価値で評価され、これによる為替差損益はその他の利益に含められる。同区分の資産/負債は、トレーディング目的で保有されるかまたは貸借対照表の日付から12ヵ月以内に認識される予定である場合には流動資産/流動負債として表示される。

c. 株式資本および金庫株

普通株式

普通株式は、資本に分類される。新たな普通株式およびストックオプションの発行に直接帰属する増分費用は、税務上の影響を控除後、資本からの控除額として計上される。

金庫株

当グループ内の法人が当社の普通株式を購入した場合、支払われた対価(直接帰属する増分費用を含む。)は、それが消却、売却または再発行されるまで資本合計からの控除額として表示される。その後、金庫株が売却または再発行される場合、受領額は資本の増加として計上され、取引の結果発生する剰余金または欠損金は資本剰余金に/資本剰余金から振り替えられる。

1.12 減損

a. 金融資産

各貸借対照表の日付において、当グループは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的な証拠の有無を評価する。一つあるいは複数の事象が当該資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を与えていることを客観的な証拠が示す場合に、金融資産は減損しているとみなされる。個別に重要な金融資産は個別に減損テストされる。残りの金融資産は、類似の信用リスク特性を共有するグループごとに集合的に評価される。

(i)貸付金および債権

償却原価法で測定された貸付金および債権にかかる減損損失は、帳簿価額と、当初実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として計算される。かかる減損損失は、包括利益計算書の当期純利益に計上される。

(ii)売却可能金融資産

有価証券の公正価値の取得原価を下回る著しい下落または長期的な下落および有価証券の活発な取引市場の消滅は、 有価証券の減損の客観的証拠となる。売却可能金融資産にかかる減損損失は、公正価値を参照して計算され、包括利益 計算書の当期純利益に計上される。その他の包括利益において認識された累積損失は、減損時に包括利益計算書の当期 純利益に振り替えられる。

b. 非金融資産

(i) のれん

のれんについては、毎年、およびのれんが減損している兆候があれば随時、経営成績、事業計画および将来キャッシュ・フローを含む様々な要因に依拠して減損テストを実施している。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、かかる企業結合から生じる相乗効果からの恩恵を受ける見込みである当グループの現金生成単位(以下「CGU」)または複数のCGUグループに割り当てられる。CGUは、他の資産または資産グループからのキャッシュの流入からは概ね独立したキャッシュの流入を生成する資産の識別可能な最小グループである。のれんを含むCGUの帳簿価額がCGUの推定回収可能額を上回った場合、減損が発生する。CGUの回収可能額は、売却費用控除後公正価値と、使用価値のいずれか高い方とされる。使用価値は、CGUが生み出すことが見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。

CGUの減損損失合計は、まずCGUに配賦されたのれんの帳簿価額から差し引いた後、CGU内の各資産の帳簿価額に基づき比例按分的にCGUのその他の資産に割り当てられる。のれんの減損損失は包括利益計算書の当期純利益に計上され、それ以降の期間において戻入れは行われない。

(ii) 無形固定資産および有形固定資産

無形固定資産および有形固定資産については、資産の帳簿価額が回収可能でないことを示唆する事象や状況の変化が生じた場合に、その回収可能性を評価している。減損テストの目的上、回収可能額(すなわち売却費用控除後公正価値と、使用価値のいずれか高い方)は個別の資産ベースで決定される。ただし、資産が他の資産からのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する場合はこの限りでなく、その場合には回収可能額は、当該資産が属するCGUについて回収可能額が決定される。

かかる資産が減損したとみなされる場合、包括利益計算書の当期純利益に認識される減損は、資産の帳簿価額が資産の推定回収可能額を上回る金額で測定される。

c. 減損損失の戻入れ

金融資産の減損損失は、戻入れが減損損失の認識後に発生した事象に客観的に関連づけられる場合に戻し入れられる。のれんに関する減損損失は戻し入れられない。その他の資産については、回収可能額の決定に用いられた推定に変更があれば、減損損失の戻入れが行われる。のれん以外の資産の帳簿価額は、修正された回収可能額まで引き上げられるが、かかる金額は、過年度に資産について減損損失が認識されなかった場合に決定されたであろう帳簿価額(累積償却または減価償却控除後)を上回ってはならない。のれんおよび持分証券である売却可能金融資産以外の資産の減損損失の戻入れは、包括利益計算書の当期純利益に計上される。持分証券である売却可能金融資産については、戻入れはその他の包括利益に計上される。

1.13 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値の決定に当たり、当グループは、各報告日現在の市況およびリスクに基づいた様々な手法や多くの仮定を用いている。公正価値を決定する手法には、割引キャッシュ・フロー分析、入手可能な市場相場価格およびディーラーの相場が含まれる。いかなる公正価値の評価手法を用いても、一般的な価値の概算値を算定しているにすぎず、当該価値が実際に実現するとは限らない。

他の金融商品すべてについては、かかる金融商品は期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値とは近似している。 活発な市場がなく、実務上、十分な信頼性をもって公正価値を決定できない場合には、有価証券の公正価値は減損控除 後の取得原価で計上される。

1.14 引当金

過去の事由の結果、合理的に見積可能な法的債務またはみなし債務を当グループが現在保有しており、かかる債務の 決済のため経済的便益の流出が必要となる可能性が高い場合、引当金が計上される。引当金は、貨幣の時間的価値につ いての当該時点での市場評価および当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率で見積将来キャッシュ・フローを 割り引いて決定される。

a. 販売後顧客サポート

当グループは、固定価格および固定時間枠ベースの契約すべてについて、エラーの修正のための販売後サポートおよび電話サポートを一定期間、顧客に提供している。これらのサポート・サービス費用は、関連する収益の認識時点で売上原価に計上されている。当グループはこれらの費用を過去の経験に基づいて見積り、見積りの前提条件や発生可能性について重要な変化がないかを定期的に検証している。

b.有償契約

当グループが契約から得る予想利益が、契約に基づく将来の義務の履行のために回避不能な費用を下回る場合、有償契約のための引当金が計上される。引当金は、かかる契約を解除するための予想費用と契約の継続のための予想正味費用とのいずれか低い方の金額の現在価値で測定される。当グループは、引当金の設定に先立ち、かかる契約に関連する資産の減損損失を認識する。

1.15 外貨

機能通貨

当社、インフォシスBPO、被支配信託およびEdgeVerveの機能通貨は、インド・ルピーである。また、インフォシス・オーストラリア、インフォシス・チャイナ、インフォシス・メキシコ、インフォシス・スウェーデン、インフォシス・ブラジル、インフォシス・パブリック・サービシズ、インフォシス上海、インフォシス・ロードストーン、インフォシス・アメリカズ、インフォシス・ノバおよびパナヤの機能通貨は、それぞれの現地通貨である。当該財務書類は、米ドル(百万米ドル未満を四捨五入)にて作成されている。

取引および換算

外貨建て金融資産および負債は、貸借対照表の日付の実勢為替レートで該当する機能通貨に換算される。換算の結果 生じた換算差額は包括利益計算書の当期純利益に計上する。公正価値で測定される外貨建て非金融資産および非金融負 債は、公正価値決定日の実勢為替レートで換算される。取得原価で測定される外貨建て非金融資産および非金融負債 は、取引日の実勢為替レートで換算される。

外貨建て取引の決済により実現した取引損益は、当該取引が決済された会計期間の損益に計上される。外貨建て収益 および費用ならびに外貨建てキャッシュ・フロー項目は、取引日の実勢為替レートで該当する機能通貨に換算してい る。

外国子会社の財務書類は、資産および負債については貸借対照表の日付の実勢為替レートを用いて、また、収益、費用およびキャッシュ・フロー項目については対象となる会計期間の平均為替レートを用いて、当社の機能通貨へ換算が行われている。当該換算の結果発生した換算差損益は、「その他の資本の構成要素」の為替換算準備金に含めて計上している。ある子会社が全部処分された場合、該当金額が包括利益計算書の当期純利益に振り替えられる。ただし、親会社の持分が変動しても子会社に対する支配が失われない場合には、かかる変動は資本を通じて計上される。

外国法人の買収により発生するのれんおよび公正価値の調整は、外国法人の資産および負債として処理され、貸借対 照表の日付現在の実勢レートで換算される。

1.16 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、当社株主帰属当期純利益を期中加重平均発行済株式数で除して計算している。希薄化後1株当たり当期純利益は、当社株主帰属当期純利益を1株当たり当期純利益の算出のために考慮する加重平均発行済株式数および潜在的な希薄化効果を有する株式すべてが転換された場合に発行されたであろう株式の加重平均株式数で除して計算している。潜在的な希薄化効果を有する株式は、かかる株式が実際に公正価値(すなわち発行済株式の平均市場価値)で発行された場合に受領する手取金について調整される。潜在的な希薄化効果を有する株式は、期首以降に発行された場合を除き、期首に転換されたとみなされる。潜在的な希薄化効果を有する株式は、各表示期間につき独立して決定される。

取締役会による財務書類の承認前に実施された変更を含む、株式分割および株式の無償交付があった場合、株式および潜在的な希薄化効果を有する株式の数は、すべての表示期間について遡及的に調整されている。

1.17 法人税等

法人税費用は、当期法人税および繰延法人税からなる。法人税費用は、包括利益計算書の当期純利益に計上されるが、資本の部に直接認識される項目に対する法人税費用についてはその他の包括利益に計上される。当期および過年度にかかる当期法人税は、貸借対照表の日付までに制定されているかまたは事実上制定されている税率および税法を用いて、税務当局への支払または税務当局からの還付が予想される金額で認識される。繰延税金資産および負債は、資産および負債の税務上の計上額と財務書類上の帳簿価額とのすべての一時差異について計上される。ただし、のれんの当初認識、または企業結合ではない取引で取引時に会計上の利益にも課税所得もしくは税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産もしくは負債の当初認識から繰延法人税が発生する場合にはその限りでない。繰延税金資産は、各報告日に見直され、関連する税務便益の実現が見込まれなくなった分については減額される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表の日付までに制定されているかまたは事実上制定されており、かかる一時差異が実現ないし解消されると予想される会計年度の課税所得への適用が予想される税率および税法を用いて測定される。税率変更が繰延税金資産および負債に及ぼす影響額は、税法が制定または事実上制定された日の属する会計期間の損益に計上される。繰延税金資産は、将来の課税所得があり、それに対して控除可能な一時差異および税務上の損失が利用できる可能性が高い範囲において計上される。予測可能な将来において子会社または支店の利益が分配されないと予想される子会社および支店の未分配利益には繰延法人税の引当は行われない。当グループは、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利を有する場合ならびに純額ベースで決済するかまたは資産の認識および負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、当期法人税資産と当期法人税負債とを相殺する。従業員ストックオプションの行使に伴い、損益に計上される報酬コストに見合う税金費用を超過する税金軽減額は、資本剰余金に計上している。

1.18 従業員給付

1.18.1 グラチュイティー退職金制度

当グループは、当社、インフォシスBPOおよびEdgeVerveの適格な従業員に対して、確定給付型退職金制度(以下「グラチュイティー制度」)を提供している。グラチュイティー制度は受給権のある従業員の退職、死亡、行為無能力化または雇用終了時に、各従業員の給与および当グループでの在職期間を基準に一時金を支給している。

グラチュイティー制度に関する債務は、外部の年金数理専門家が実施する数理上の評価を用いて、各貸借対照表の日付に予測単位積立方式を用いて測定している。当社は「インフォシス・リミテッド従業員グラチュイティー信託基金」に確定債務を全額拠出している。インフォシスBPOおよびEdgeVerveにおいては、「インフォシスBPO従業員グラチュイ

有価証券報告書

ティー信託基金」および「EdgeVerve Systems Limited従業員グラチュイティー信託基金」にそれぞれ拠出している。 これらの信託への拠出金は受託者により管理され、インド法で認められたインド生命保険公社のスキームに投資されている。

当グループは、確定給付制度の債務純額を、資産または負債として貸借対照表に認識する。確定給付負債/(資産)の純額の再測定による損益は、その他の包括利益に計上されている。確定給付負債の測定に用いられる割引率を適用して計算された利回りを超過する制度資産ポートフォリオからの実際の収益は、その他の包括利益に計上される。一切の制度の変更の影響は、包括利益計算書の純利益に認識される。

1.18.2 老齡退職年金

インフォシス、インフォシスBPOおよびEdgeVerveの一部の従業員は確定拠出型年金制度に加入している。定期的に信託基金へ拠出される毎月の拠出金以外には、当該制度に対する当グループの追加拠出の義務はない。かかる信託基金の信託財産はインド生命保険公社に投資されている。

1.18.3 積立基金

受給資格があるインフォシスの従業員は、確定給付型年金基金である積立基金から給付を受ける。毎月、加入従業員の給与の一定割合を、受給資格を有する従業員および当社の双方で積立基金に拠出している。当社は、「インフォシス・リミテッド従業員積立信託基金」へ拠出金の一部を拠出している。積立基金は、インドの法律で認められた特定の指定商品に投資している。残りは政府の管理する積立基金へ拠出している。積立基金による受給者への年利率は政府により規制されている。当社には、積立基金の投資収益率と通知した金利との間の不足分(もしあれば)を補填する義務がある。

インフォシスBPOおよびEdgeVerveについては、受給資格がある従業員は、確定拠出型年金基金である積立基金から給付を受ける。従業員およびそれぞれの会社の双方は毎月、加入している従業員の給与の一定割合を積立基金に拠出している。拠出金は政府の管理する積立基金へ預け入れられている。毎月の拠出金以外には、インフォシスBPOおよびEdgeVerveの追加拠出義務はない。

1.18.4 有給休暇

当グループは、累積的性質および非累積的性質の双方を有する有給休暇方針を有している。累積的有給休暇の予想費用は、予測単位積立方式を用いて、貸借対照表の日付現在、累積している未使用の受給資格によって支払われる/利用される見込みの追加額の保険数理上の評価により決定される。非累積的有給休暇費用は、休暇が発生した会計期間に計上される。

1.19 株式報酬費用

当グループは、IFRS第2号「株式報酬」に従って、株式に基づく支払に関連する報酬費用を公正価値法を用いて当期 純利益に認識している。公正価値法に基づく報酬の見積公正価値は、所定の権利行使期間にわたって定額法で、あたか も複数の付与がなされたかのように個別に付与された各部分につき費用計上され、資本剰余金はそれに応じて増加する。

1.20 配当

株式に対する最終配当は株主による承認日に負債として計上しており、中間配当は当社取締役会による宣言日に負債として計上している。

1.21 営業利益

当グループの営業利益は、売上原価、販売費およびマーケティング費ならびに一般管理費を控除後の収益を考慮して計算される。

1.22 その他の収益

その他の収益は、主に受取利息、受取配当ならびに先物予約およびオプション契約とその他の資産および負債の換算にかかる換算差損益からなる。受取利息は、実効金利法を用いて認識される。受取配当は、支払を受ける権利の確定時に認識される。

1.23 リース

有価証券報告書

当グループが所有のリスクと経済価値を実質的にすべて負担するリースは、ファイナンス・リースに分類される。かかる資産は、取得時に、リース開始時における最低リース支払額の公正価値または現在価値のいずれか低い方で資本に計上される。オペレーティング・リースに基づくリース料の支払は、リース期間にわたって定額法により包括利益計算書の当期純利益に費用計上される。

1.24 政府補助金

当グループは政府補助金について、当該補助金に付随する条件が遵守され、補助金が受領されるであろうという合理 的保証がある場合にのみこれを認識する。資産に関連する政府補助金は繰延収益として処理され、当該資産の耐用年数 にわたって体系的かつ合理的に包括利益計算書の当期純利益に計上される。収益に関連する政府補助金は、補填が意図 される関連費用と一致させるために必要な期間にわたって体系的に包括利益計算書の当期純利益に計上される。

- 1.25 最近公表された会計基準
- 1.25.1 発表済であるが効力が発生していない基準

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月、国際会計基準審議会は、IFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。かかる基準は、IAS第39号において要求される金融商品にかかる現行の規則の複雑性を減少させるものである。IFRS第9号では、IAS第39号よりも分類および測定区分の数が少なく、満期保有目的、売却可能ならびに貸付金および債権の区分が廃止された。さらに、組込デリバティブの分離処理に関する規則に基づく要件および満期保有目的投資に関する制限規則は廃止される。トレーディング目的で保有されない持分証券投資については、IFRS第9号は、当初認識時に個々の株式ベースで、投資によるすべての公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択をすることを認めている。その他の包括利益に認識された金額は、損益に振り替えることはできない。かかる改訂は、負債を公正価値で測定することを選択している企業が、公正価値の変動のうち企業自身の信用リスクに帰属する部分を「その他の包括利益」に計上することを要求している。

IFRS第9号によって、IAS第39号の「発生損失モデル」に代わり「予想信用損失モデル」が導入された。かかる測定では、12ヵ月の予想信用損失かまたは残存期間にわたる予想信用損失のいずれかとして損失引当金を測定する2種類の測定方法が用いられる。同基準では、新たな表示および開示要件も導入された。

IFRS第9号適用の効力発生日は2018年1月1日以降に開始する年度であり、早期適用が認められている。当グループは現在、IFRS第9号の要件を評価中であり、連結財務書類に対する影響は未定である。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。かかる新基準の基本原則は、企業は、約束した財またはサービスの顧客への移転を表すように、企業が財またはサービスと引き換えに権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識することである。また、かかる新基準は、企業の顧客との契約により生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に関するさらなる開示を求めている。かかる基準は、遡及的に適用する方法または累積影響額を調整して適用する方法のいずれかの使用を認めている。IFRS第15号は2017年1月1日以降に開始する年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは、現時点では移行方法を選択しておらず、また、連結財務書類に対するIFRS第15号の影響を評価していない。

2015年5月、IASBは、「IFRS第15号の適用日」という公開草案を公表し、IFRS第15号の適用日を、2017年1月1日ではなく2018年1月1日以降に開始する年度に変更することを提案した。かかる公開草案のコメント期限は2015年7月3日である。

2 連結財務書類に対する注記

2.1 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	4,859	4,331
法人への預け金	667	602
現金および銀行預金	4,192	3,729
	2015年	2014年
	3 月31日現在	

2015年3月31日および2014年3月31日現在の現金および現金同等物には、それぞれ58百万米ドルおよび53百万米ドルの制限付現金および銀行残高が含まれる。かかる制限は主に、当社が支配する撤回不能信託が保有する現金および銀行残高、保証にかかる預託証拠金としての銀行残高ならびに未払配当金銀行口座の保有残高によるものである。

当グループの銀行および法人への預け金は、事前の通知および元本へのペナルティなしに当グループが随時引き出すことができる定期性預け金からなる。

3 月31日現在

		2014年
当座預金口座		
ANZ銀行、台湾	1	-
バナメックス・バンク、メキシコ	2	-
バンク・オブ・アメリカ、米国	115	119
バンク・オブ・アメリカ、メキシコ	4	1
バンク・オブ・ザホドニWBK S.A.	1	-
バークレイズ・バンク、英国	2	19
レウミ銀行、米国	3	-
商工信用銀行、フランス	-	1
シティバンクN.A.、オーストラリア	4	13
シティバンクN.A.、ブラジル	4	6
シティバンクN.A.、中国	3	9
シティバンクN.A.、中国(米ドル建て口座)	4	-
シティバンクN.A.、コスタリカ	1	-
シティバンクN.A.、日本	3	2
シティバンクN.A.、チェコ共和国	1	-
シティバンクN.A.、インド	1	1
シティバンクN.A.、ニュージーランド	1	1
シティバンクN.A.、南アフリカ	1	1
招商銀行、中国	1	-
コメルツバンク、ドイツ	3	1
ドイチェ・バンク、ベルギー	2	2
ドイチェ・バンク、チェコ共和国	1	-
ドイチェ・バンク、チェコ共和国(米ドル建て口座)	3	2
ドイチェ・バンク、チェコ共和国(ユーロ建て口座)	-	1
ドイチェ・バンク、フランス	-	1
ドイチェ・バンク、ドイツ	1	6
ドイチェ・バンク、インド	1	1
ドイチェ・バンク、オランダ	-	3
ドイチェ・バンク、フィリピン	1	1
ドイチェ・バンク、フィリピン(米ドル建て口座)	1	5
ドイチェ・バンク、ポーランド	3	-
ドイチェ・バンク、ロシア(米ドル建て口座)	-	2
ドイチェ・バンク、シンガポール	1	2
ドイチェ・バンク、スペイン	-	1
ドイチェ・バンク、スイス	-	1
ドイチェ・バンク、英国	4	12
ドイチェ・バンク - EEFC(スイスフラン建て口座)	1	-

ドイチェ・バンク - EEFC、インド(ユーロ建て口座)	1	1
ドイチェ・バンク - EEFC、インド(米ドル建て口座)	1	11
ドイチェ・バンク - EEFC、インド(豪ドル建て口座)	-	1
ドイチェ・バンク - EEFC、インド(英ポンド建て口座)	1	2
HSBCバンク、ブラジル	1	1
HSBCバンク、香港	7	-
ICICI銀行、インド	5	6
ICICI銀行 - EEFC、インド(米ドル建て口座)	2	3
ING、ベルギー	-	1
ノルド銀行、スウェーデン	1	3
カナダ・ロイヤル銀行、カナダ	3	4
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、中国	7	6
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、中国(米ドル 建て口座)	7	1
インド・ステイト銀行、インド	-	1
パンジャブ・ナショナル銀行、インド	1	2
シリコンバレー銀行、米国	11	-
シリコンバレー銀行(ユーロ建て口座)	3	-
シリコンバレー銀行(英ポンド建て口座)	1	-
スイス・ユニオン銀行、スイス	2	-
スイス・ユニオン銀行、スイス(米ドル建て口座)	-	1
スイス・ユニオン銀行、スイス(ユーロ建て口座)	1	-
ウェルズファーゴ銀行、米国	6	-
ウェストパック銀行、オーストラリア	1	1
	236	259
定期預金口座		
アンドラ銀行、インド	27	126
アラハバード銀行、インド	32	169
アクシス銀行、インド	239	180
バロダ銀行、インド	383	368
インド銀行、インド	431	424
カナラ銀行、インド	501	393
インド・セントラル銀行、インド	221	260
シティバンクN.A.、中国	-	3
コーポレーション銀行、インド	204	189
ドイチェ・バンク、ポーランド	19	21
シンガポール開発銀行、シンガポール	6	-
HDFCバンク、インド	336	-
ICICI銀行、インド	507	501
IDBI銀行、インド	137	286
インダスインド銀行、インド	12	4
INGヴィスヤ銀行、インド	16	33
	16	33

インド海外銀行、インド	104	120
ジャム・アンド・カシミール銀行、インド	-	4
コタク・マヒンドラ銀行、インド	1	4
ナショナル・オーストラリア銀行、オーストラリア	14	15
オリエンタル・バンク・オブ・コマース、インド	253	15
パンジャブ・ナショナル銀行、インド	95	13
インド・ステイト銀行、インド	9	10
南インド銀行、インド	4	4
シンジケート銀行、インド	65	144
インド・ユニオン銀行、インド	168	3
ビジャヤ銀行、インド	75	143
イエス銀行、インド	97	38
	3,956	3,470
法人への預け金		
HDFCリミテッド、インド	667	602
	667	602
合計	4,859	4,331

2.2 売却可能金融資産

売却可能金融資産として分類された投資信託、上場債券および非上場持分証券への投資は以下のとおりである。 かかる投資の取得原価および公正価値を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	3月31日現在		
_	2015年	2014年	
流動			
投資信託ユニット:			
流動性のある投資信託			
取得原価および公正価値	135	342	
固定満期クローズド・エンド型ファンド			
取得原価	5	24	
未実現保有総利益	-	1	
公正価値	5	25	
	140	367	
非流動			
上場債券:			
取得原価	216	225	
未実現保有総利益/(損失)	(1)	(18)	
公正価値	215	207	
非上場持分証券:			
取得原価	-	-	
未実現保有総利益	-	1	
公正価値	-	1	
	215	208	
	355	575	

投資信託ユニット:

流動性のある投資信託:

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の流動性のある投資信託の公正価値は、それぞれ135百万米ドルおよび342百万米ドルである。公正価値は、建値に基づいている。

固定満期クローズド・エンド型ファンド:

2015年3月31日終了年度に、当社は19百万米ドルの固定満期クローズド・エンド型ファンドを償還した。償還時に、 当該証券にかかる1百万米ドルの未実現利益(1百万米ドルの税金控除後)は、その他の包括利益から2015年3月31日 終了年度の損益に再分類された。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の固定満期クローズド・エンド型ファンドの公正価値は、それぞれ5百万米ドルおよび25百万米ドルである。1百万米ドル未満の未実現純利益(1百万米ドル未満の税金控除後)は、2015年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識されている。1百万米ドルの未実現純利益(1百万米ドル未満の税金控除後)が、2014年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識された(注2.16参照)。公正価値は、2015年および2014年3月31日現在それぞれ入手可能な類似の商品における実際の取引に反映された建値に基づいている。

上場債券:

有価証券報告書

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の上場債券の公正価値は、それぞれ215百万米ドルおよび207百万米ドルである。15百万米ドルの未実現純利益(2百万米ドルの税金控除後)が、2015年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識されている。18百万米ドルの未実現純損失(2百万米ドル未満の税金控除後)が、2014年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識されている。2百万米ドルの未実現利益(1百万米ドル未満の税金控除後)が、2013年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識されている(注2.16参照)。公正価値は、建値および観察可能な市場データに基づいている。

2.3 企業結合

2010年度に、インフォシスBPOは、米国ジョージア州アトランタに拠点を置く業務プロセス・ソリューションズ・プロバイダーであるMcCamishシステムズLLC(以下「McCamish」)の議決権付持分100%を取得した。かかる事業買収は、37百万米ドルの現金対価および20百万米ドルを上限とする偶発対価により、参加持分購入契約の締結によって行われた。偶発対価の公正価値および買収日付のその割引前の価値は、それぞれ9百万米ドルおよび15百万米ドルであった。

偶発対価の支払は、2014年3月31日に終了する4年間のMcCamishによる一定の収益目標および純利益率目標の達成を条件としていた。さらに、McCamishが総収益100百万米ドル以上の取引契約を締結した場合、上記期間は2年間延長することができた。

偶発対価の公正価値は、一定の収益目標の達成時にMcCamishの前所有者に支払われる推定額を割り引いて決定された。偶発対価の公正価値の決定に用いられる主要な情報は、割引率が13.9%ならびに純利益率目標および収益目標の達成可能性が50%ないし100%であった。

2013年3月31日終了年度に、McCamishがシーベリー・アンド・スミス・インクと資産購入契約を締結したことに基づき、当社は、McCamishが偶発対価に関連して要求される収益目標および純利益率目標を達成する可能性の評価を行った。評価は、資産購入取引の完了後のMcCamishに関連する実際の、および予測された収益および純利益率に基づいていた。その結果、偶発対価の公正価値およびその関連する割引前の価値は、それぞれ3百万米ドルおよび4百万米ドルに決定され、不要となった関連負債は包括利益計算書に戻し入れられた。偶発対価は、4百万米ドルないし6百万米ドルと推定された。

2014年3月31日終了年度の偶発対価に関連する負債は、時間の経過によって1百万ドル未満増加した。

2014年3月に、McCamishが偶発対価に関連して要求される収益目標および純利益率目標を達成する可能性の評価が行われ、当該負債が不要となったことが推定されたため、偶発対価全額は、包括利益計算書に戻し入れられた。

2013年3月31日終了年度に、McCamishは、生命保険会社にバックオフィス・サービスを提供する会社であるシーベリー・アンド・スミス・インクとの間で、現金対価1百万米ドルおよび偶発対価1百万米ドルで同社のBPO部門を購入する資産購入契約を締結した。かかる取引後、無形固定資産1百万米ドルおよびのれん1百万米ドルが計上された。無形顧客契約および顧客関係ならびにソフトウェアは、それぞれ5年および4ヵ月の期間(経済的便益が実現することが予想される期間に基づく経営者の見積りによる耐用年数)にわたって償却されている。2014年3月31日終了年度には、経営者による評価に基づき、支払が不要となった1百万米ドルの繰延対価が包括利益計算書に戻し入れられた。2015年3月31日現在の無形固定資産の残存耐用年数については、注2.6を参照されたい。

2012年10月22日、当社は、スイスのチューリッヒに拠点を置く世界的な経営コンサルタント会社であるロードストーン・ホールディングAG(以下「インフォシス・ロードストーン」)の議決権付持分100%を取得した。かかる事業買収は、219百万米ドルの現金対価および買収日付で見積もられた同社の売出株主に支払われる最大112百万米ドルの追加の対価(繰延購入価格)による株式購入契約の締結により行われた。かかる売出株主は、買収日から3年間、当グループにより継続的に雇用または任用される。

かかる事業買収によって、当社のコンサルティングおよびシステム・インテグレーション(C&SI)能力が強化され、特にヨーロッパ大陸諸国、中南米およびアジア太平洋地域における当社の国際的プレゼンスの増大につながっている。 購入対価のうち取得資産の公正価値を超えて支払われた部分はのれんに計上されている。 購入価格は、公正価値についての経営者の見積りおよび第三者による評価に基づき、以下のように配分されている。

(単位:百万米ドル)

項目	被取得会社の 帳簿価額	公正価値調整	購入価格の配分額
有形固定資産	5	-	5
流動資産(純額)	16	-	16
繰延税金資産	5	(2)	3
借入金	(16)	-	(16)
無形固定資産 - 顧客契約および顧客関係	-	36	36
無形固定資産 - ブランド	-	5	5
無形固定資産にかかる繰延税金負債	-	(10)	(10)
	10	29	39
のれん			180
購入価格合計			219

のれんは、税控除の対象ではない。

上記事業買収によって取得された売上債権の金額は39百万米ドルであった。その後、売上債権は全額が回収された。

経営者の見積りによる同資産の耐用年数に基づき、識別された無形顧客契約、識別された顧客関係および識別された無形ブランドは、それぞれ2年間、10年間および2年間にわたって償却されている。2015年3月31日現在の無形固定資産の残存耐用年数については、注2.6を参照されたい。

買収日現在の現金対価合計の公正価値は、219百万米ドルであった。

株式購入契約に基づき、買収日の3年後の応当日に、約112百万米ドルの繰延購入価格が、買収日から3年間、当グループにより継続的に雇用または任用されるロードストーン・ホールディングAGの売出株主に支払われることとなる。繰延購入価格は、IFRS第3R号に基づく買収後従業員報酬費用として処理される。2015年、2014年および2013年3月31日終了年度の買収後従業員報酬費用として、包括利益計算書の売上原価の項目にそれぞれ41百万米ドル、31百万米ドルおよび10百万米ドルが計上された。2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、繰延購入価格負債は、それぞれ78百万米ドルおよび43百万米ドルであった。

買収に関連する2百万ドルの取引費用は、2013年3月31日終了年度の包括利益計算書の一般管理費に含まれている。

パナヤ

2015年3月5日、当社は、米国デラウェア州の会社であるパナヤ・インク(以下「パナヤ」)の議決権付持分100%を取得した。パナヤは、大企業向け自動化技術およびソフトウェア管理の大手プロバイダーである。かかる事業買収は、225百万米ドルの現金対価による株式購入契約の締結により行われた。

パナヤのCloudQualityTM製品は、機動性のあるソフトウェア・アズ・ア・サービス(SaaS)モデルによってサービスラインの一部を自動化するに当たって当社の位置づけに独自性を持たせ、また、顧客のためにリスクを軽減し、費用を引き下げ、製品化までの所要期間を短縮する一助となる。これによって、当社は多くの反復作業から解放され、顧客が直面する重要かつ戦略的課題に注力することができるようになることが予想される。パナヤの実績ある技術は、企業がエンタープライズ・アプリケーションの状況を管理する際に直面する費用および複雑性を単純化する一助となるであろう。購入対価のうち取得資産の公正価値を超えて支払われた部分はのれんに計上されている。

購入価格は、公正価値についての経営者の見積りおよび第三者による評価に基づき、以下のように配分されている。

(単位:百万米ドル)

項目	被取得会社の 帳簿価額	公正価値調整	購入価格の配分額
有形固定資産	2	-	2
流動資産(純額)(*)	6	-	6
無形固定資産 - 技術	-	39	39
無形固定資産 - 商号	-	3	3
無形固定資産 - 顧客契約および顧客関係	-	13	13
無形固定資産 - 非競争契約	-	4	4
無形固定資産にかかる繰延税金負債	-	(16)	(16)
	8	43	51
のれん			174
購入価格合計			225

(*) 19百万米ドルの取得現金および現金同等物を含む。

のれんは、税控除の対象ではない。

上記事業買収によって取得された売上債権の総額およびその公正価値は9百万米ドルであり、かかる金額は全額が回収される見込みである。

買収日現在の現金対価合計の公正価値は、225百万米ドルであった。

2015年3月31日終了年度の連結包括利益計算書に計上された取得日以降のパナヤの収益および純損失額は、それぞれ2百万米ドルである。

かかる取得が2014年4月1日に行われたならば、2015年3月31日終了年度の当グループの収益および当期純利益は、それぞれ8,745百万米ドルおよび2,003百万米ドルであった。

買収に関連する4百万ドルの取引費用は、2015年3月31日終了年度の包括利益計算書の一般管理費に含まれている。

EdgeVerve Systems Limited

EdgeVerveは、製品およびプラットフォームの開発および販売に注力するべく設立された完全所有子会社である。2014年4月15日、当社の取締役会は、年次株主総会において株主から必要な承認が得られることを条件として、当社がEdgeVerveと事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。その後、2014年6月14日に開催された年次株主総会において、株主は、2014年7月1日または取締役会が決定することのあるその他の日付を効力発生日として、取締役会がEdgeVerveとの間で事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。当社は、外部の評価人による企業価値評価を実施し、それに従って、2014年7月1日付で70百万米ドルを対価として事業が譲渡され、これは全額払込済株式の発行により決済された。

資産および負債の譲渡は帳簿価額で計上され、連結財務書類に対する影響はない。

Finacle[™]およびEdgeServices

2015年4月24日、当社の取締役会は、郵便投票によって株主から必要な承認を確保することを条件として、当社が完全所有子会社であるEdgeVerveとの間で、事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。提案された Finacle TM およびEdgeServicesの事業のEdgeVerveへの譲渡の見積対価の上限は、それぞれ550百万米ドルおよび35百万米ドルである。

提案された買収

2015年4月24日、当社は、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内 ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーであるKallidus Inc. (Skavaの名前で営業している。)およびその関

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

連会社を、120百万米ドルの対価(延滞コンポーネントおよび残留手当を含む。)で買収するための最終契約を締結した。

2.4 前払費用およびその他の資産

前払費用およびその他の資産の内訳は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年3月31日現在	2014年3月31日現在	
流動		_	
敷金	4	2	
保証金	1	2	
従業員貸付金および前渡金	35	35	
前払費用(1)	16	19	
期日未到来の未収利息	63	3	
源泉徴収税(1)	218	176	
法人への預け金	176	163	
商品供給業者に対する前渡金(1)	13	15	
保険料の信託(2)	-	23	
その他の資産	1	2	
	527	440	
非流動			
従業員貸付金および前渡金	5	6	
保証金	11	10	
法人への預け金	9	7	
前払グラチュイティー退職金(1)	4	2	
前払費用(1)	1	2	
敷金	8	10	
	38	37	
	565	477	
うち、金融資産	313	263	

(1)非金融資産

(2)受託者の資格において当該金額を保管するサービス業者が保険契約者から徴収し、保険業者に支払う保険料を表す。(注2.9参照)

源泉徴収税は主に、仕入税額控除からなる。その他の資産は主に、前払出張費およびその他回収可能額を表す。保証金は、主にリース電話回線および電力供給に関連するものである。

法人への預け金は、通常の業務における一定の従業員関連債務の発生時に従業員給付債務を決済するための預け金額を表す。

2.5 有形固定資産

2015年3月31日終了年度についての有形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

					器具 および			
	土地	建物	めよびコ 機器	クピュータ機器	あよび 備品	車両	建設 仮勘定	合計
2014年4月1日現在 帳簿価額総額	190	839	284	444	170	6	305	2,238
追加取得	69	139	69	124	30	1	14	446
企業結合による取得 (注2.3参照)	-	-	-	2	1	-	-	3
消去	-	-	(3)	(13)	(3)	(1)	(78)	(98)
換算差額	(9)	(38)	(13)	(22)	(9)	-	(11)	(102)
2015年 3 月31日現在 帳簿価額総額	250	940	337	535	189	6	230	2,487
2014年4月1日現在 減価償却累計額	-	(300)	(175)	(328)	(117)	(2)	-	(922)
取得資産にかかる減 価償却累計額(注2.3 参照)	-	-	-	(1)	-	-	-	(1)
減価償却	(3)	(31)	(42)	(63)	(24)	(1)	-	(164)
消去にかかる減価償 却累計額	-	-	2	11	3	1	-	17
換算差額	-	14	8	16	6	(1)	-	43
2015年 3 月31日現在 減価償却累計額	(3)	(317)	(207)	(365)	(132)	(3)	-	(1,027)
2015年 3 月31日現在 帳簿価額	247	623	130	170	57	3	230	1,460
2014年4月1日現在 帳簿価額	190	539	109	116	53	4	305	1,316

2014年3月31日終了年度についての有形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	土地	建物	設備 およびコ 機器	ンピュー 夕機器	器具 および 備品	車両	建設 仮勘定	合計
2013年 4 月 1 日現在 帳簿価額総額	157	773	231	347	147	5	306	1,966
追加取得	48	136	73	125	33	2	60	477
消去	-	-	(1)	(5)	-	(1)	(30)	(37)
換算差額	(15)	(70)	(19)	(23)	(10)	-	(31)	(168)
2014年 3 月31日現在 帳簿価額総額	190	839	284	444	170	6	305	2,238
2013年 4 月 1 日現在 減価償却累計額	-	(275)	(154)	(240)	(103)	(3)	_	(775)
減価償却	-	(49)	(35)	(109)	(21)	_	-	(214)
消去にかかる減価償 却累計額	-	-	-	4	-	1	-	5
換算差額	-	24	14	17	7	-	-	62
2014年 3 月31日現在 減価償却累計額	-	(300)	(175)	(328)	(117)	(2)	-	(922)
2014年 3 月31日現在 帳簿価額	190	539	109	116	53	4	305	1,316
2013年 4 月 1 日現在 帳簿価額	157	498	77	107	44	2	306	1,191

2014年度において、使用されていない一定の資産の帳簿価額総額は1百万ドル(帳簿価額はゼロ)であり、これらは除却された。

2013年3月31日終了年度についての有形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	土地	建物	設備 およびコ 機器	ンピュー タ機器	器具 および 備品	車両	建設 仮勘定	合計
2012年 4 月 1 日現在 帳簿価額総額	140	760	246	273	151	2	203	1,775
追加取得	26	61	34	127	24	1	115	388
企業結合を通じた取 得(注2.3参照)	-	-	-	2	5	3	-	10
消去	(1)	-	(36)	(39)	(24)	-	-	(100)
換算差額	(8)	(48)	(13)	(16)	(9)	(1)	(12)	(107)
2013年 3 月31日現在 帳簿価額総額	157	773	231	347	147	5	306	1,966
2012年 4 月 1 日現在 減価償却累計額	-	(241)	(156)	(214)	(100)	(1)	-	(712)
減価償却	-	(50)	(43)	(75)	(31)	(1)	-	(200)
取得資産にかかる減 価償却累計額	-	-	-	(1)	(2)	(2)	-	(5)
消去にかかる減価償 却累計額	-	-	37	38	24	_	-	99
換算差額	-	16	8	12	6	1	-	43
2013年 3 月31日現在 減価償却累計額	-	(275)	(154)	(240)	(103)	(3)	-	(775)
2013年 3 月31日現在 帳簿価額	157	498	77	107	44	2	306	1,191
2012年 4 月 1 日現在 帳簿価額	140	519	90	59	51	1	203	1,063

2013年度において、使用されていない一定の資産の帳簿価額総額は97百万ドル(帳簿価額はゼロ)であり、これらは除却された。

2014年6月30日に終了した3ヵ月間において、経営陣は、社内および社外の技術的評価に基づき、2014年4月1日付で、主に建物およびコンピュータ機器からなる資産の残存耐用年数を再評価した。それに伴い、一部の資産の耐用年数は、従前の見積りからの変更が必要となった。

従前の耐用年数および現在の耐用年数は、以下のとおりである。

資産区分	従前の耐用年数(年)	現在の耐用年数(年)
建物	15	22-25
設備および機器	5	5
コンピュータ機器	2-5	3-5
器具および備品	5	5
車両	5	5

当グループが、従前に評価された耐用年数を引き続き使用した場合、2014年4月1日現在保有していた資産について、2015年3月31日終了年度の減価償却費および売上原価は72百万米ドル増加していたはずであった。耐用年数の変更により、当初の耐用年数と比較した場合、減価償却費は以下のように変動するであろう。

内訳 2016年度 2017年度以降

減価償却費の増加 / (減少) (24) 96

減価償却費は、連結包括利益計算書の売上原価に含まれている。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の土地の帳簿価額には、土地取得のための一定のリース付先買契約(当社がリース期間の満了時に不動産を購入するかまたはリースを更新するオプションを有している契約を含む。)に基づき支払われた預託金それぞれ99百万ドルおよび60百万米ドルが含まれていた。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の設備投資に関する契約上の約定は、それぞれ252百万米ドルおよび227百万米ドルであった。

2.6 のれんおよび無形固定資産

のれんの帳簿価額の増減の概要を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	2015年3月31日現在	2014年3月31日現在
期首現在の帳簿価額	360	364
パナヤの取得時に係るのれん(注2.3参照)	174	-
換算差額	(39)	(4)
期末現在の帳簿価額	495	360

減損テストの目的上、企業結合において取得したのれんは、買収の相乗効果の利益を受けている現金生成単位 (CGU)または複数のCGUグループに配賦される。最高経営意思決定者は、複数のCGUグループにより表示される事業セグメント・レベルで減損についてのれんの見直しを行う。

2014年3月31日終了年度において、当社は、既存顧客との関係の促進ならびにサービスの差別化および営業上の機動性による市場シェアの拡大を重視する姿勢を強化するため、事業を再編した。社内再編後、IFRS第8号「事業セグメント」の定義による「マネジメント・アプローチ」に基づきセグメントが変更された(注2.19を参照されたい。)。それに伴い、のれんは新たな事業セグメントに配賦された。

のれんの事業セグメントへの配賦を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

セグメント	2015年3月31日現在	2014年 3 月31日現在
金融サービス	106	75
保険業	58	50
製造業	105	76
エネルギー、通信およびサービス業	51	35
資源および公益事業	23	16
ライフサイエンスおよびヘルスケア	31	22
小売、消費財、物流	76	54
成長市場	45	32
合計	495	360

インフォシスBPOのMcCamish買収に関連するのれんはすべて、「保険業」セグメントにより表示される複数のCGUグループに配賦された。

インフォシスBPO、インフォシス・ロードストーン、ポートランドおよびパナヤの買収に関連するのれんは、同社の事業セグメントにより表示される複数のCGUグループに配賦された。

CGUの回収可能額は、売却費用控除後公正価値と使用価値とのいずれか高い方である。CGUの公正価値は、時価総額に基づき決定される。使用価値は、特定の計算に基づき決定される。かかる計算には、経営者により承認された財務予算に基づく5年間の税引前予想キャッシュ・フローおよび下記の各仮定の範囲の平均が用いられる。2015年3月31日現在、CGUの推定回収可能額はその帳簿価額を上回った。回収可能額は、使用価格より高かった公正価値に基づき計算された。CGUの帳簿価額は、減損テストのための事業セグメントへの純資産の配賦により計算された。計算に用いられる主な仮定は以下のとおりである。

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 有価証券報告書

(単位:%)

	3月31日	3月31日現在		
	2015年	2014年		
長期成長率	8-10	8-10		
営業利益率	17-20	17-20		
割引率	13.9	13.2		

上記の割引率は、当社の加重平均資本コスト(WACC)に基づいている。かかる推定は、将来における実際の経営成績およびキャッシュ・フローと異なる可能性が高い。

2015年3月31日終了年度の無形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

		ソフト				マーケ		
	顧客関連	ウェア関 連	下請権関 連	知的財産 権関連	土地使用 権関連	ティング 関連	その他	合計
2014年4月1日現在 の帳簿価額総額	64	6	3	2	11	5	1	92
企業結合による取得 (注2.3参照)	13	39	-	-	-	3	4	59
消去	-	(3)	-	-	-	-	-	(3)
換算差額	(5)	-	-	-	-	-	-	(5)
2015年3月31日現在 の帳簿価額総額	72	42	3	2	11	8	5	143
2014年4月1日現在 の累積償却	(21)	(4)	(3)	(2)	-	(4)	(1)	(35)
償却費用	(7)	(2)	-	-	(1)	(1)	-	(11)
消去	-	3	-	-	-	-	-	3
換算差額	2	-	-	-	-	-	-	2
2015年 3 月31日現在 の累積償却	(26)	(3)	(3)	(2)	(1)	(5)	(1)	(41)
2015年 3 月31日現在 の帳簿価額	46	39	-	-	10	3	4	102
	43	2	-	-	11	1	-	57

2014年3月31日終了年度の無形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

	ᅉᄚᄱᅶ	ソフト ウェア関	下請権関	知的財産	土地使用	マーケティング	7 o //l-	^ +1
	顧客関連	· 連	· 連	権関連	権関連	関連	その他	合計 ———
2013年4月1日現在 の帳簿価額総額	62	6	4	2	11	5	2	92
取得	-	-	-	-	-	-	-	-
換算差額	2	-	(1)	-	-	-	(1)	-
2014年 3 月31日現在 の帳簿価額総額	64	6	3	2	11	5	1	92
	(14)	(5)	(2)	(2)	-	(1)	_	(24)
償却費用	(7)	(1)	(1)	-	-	(2)	(1)	(12)
換算差額	-	2	-	-	-	(1)	-	1
2014年 3 月31日現在 の累積償却	(21)	(4)	(3)	(2)	-	(4)	(1)	(35)
2014年 3 月31日現在 の帳簿価額	43	2	-	-	11	1	-	57
2013年4月1日現在 の帳簿価額	48	1	2	-	11	4	2	68

2013年3月31日終了年度の無形固定資産の帳簿価額の増減を下表に示す。

		ソフト				マーケ		
	顧客関連	ウェア関 連	下請権関 連	知的財産 権関連	土地使用 権関連	ティング 関連	その他	合計
2012年4月1日現在 の帳簿価額総額	28	6	4	2	11	-	-	51
企業結合による取得	36	-	-	-	-	5	-	41
取得	-	-	-	-	-	-	2	2
換算差額	(2)	-	-	-	-	-	-	(2)
2013年 3 月31日現在 の帳簿価額総額	62	6	4	2	11	5	2	92
	(11)	(3)	(1)	(2)	-	-	-	(17)
償却費用	(4)	(1)	(1)	-	-	(1)	-	(7)
換算差額	1	(1)	-	-	-	-	-	-
2013年 3 月31日現在 の累積償却	(14)	(5)	(2)	(2)	-	(1)	-	(24)
2013年 3 月31日現在 の帳簿価額	48	1	2	-	11	4	2	68
2012年4月1日現在 の帳簿価額	17	3	3	-	11	-	-	34

2015年3月31日現在の無形固定資産の見積耐用年数および残存耐用年数は以下のとおりである。

無形固定資産	取得	耐用年数	残存耐用年数
 下請権	資産の取得	3	-
土地使用権	資産の取得	50	46
顧客契約および顧客関係	フィリップスBPO	7	-
顧客契約および顧客関係	McCamish	9	4
顧客契約および顧客関係	ポートランド	10	7
顧客契約および顧客関係	シーベリー・アンド・スミ ス・インク	5	2
顧客契約	ロードストーン	2	-
顧客関係	ロードストーン	10	8
ブランド	ロードストーン	2	-
技術	パナヤ	10	10
商号	パナヤ	10	10
顧客契約および顧客関係	パナヤ	3	3
非競争契約	パナヤ	3	3

償却費用総額は、連結包括利益計算書の売上原価に含まれる。

連結包括利益計算書の当期純利益に計上された研究開発費は、2015年3月31日、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した各年度においてはそれぞれ110百万米ドル、147百万米ドルおよび173百万米ドルであった。

2.7 金融商品

種類別金融商品

2015年3月31日現在の金融商品の帳簿価額および公正価値の種類別内訳は以下のとおりである。

	貸付金 および債権	損益を 通値値で 公正価される/ 金融負債	売却可能	仕入債務 および その他 未払金	帳簿価額/ 公正価値 合計
資産			,		
現金および現金同等物 (注2.1参照)	4,859	-	-	-	4,859
売却可能金融資産(注2.2 参照)	-	-	355	-	355
売上債権	1,554	-	-	-	1,554
未収収益	455	-	-	-	455
前払費用およびその他の 資産(注2.4参照)	313	-	-	-	313
デリバティブ金融商品	-	16	-	-	16
合計	7,181	16	355	-	7,552
負債					
仕入債務	-	-	-	22	22
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-
顧客預り金	-	-	-	4	4
従業員給付債務	-	-	-	171	171
その他負債(注2.9参照)	-	-	-	782	782
合計	-	_	-	979	979

2014年3月31日現在の金融商品の帳簿価額および公正価値の種類別内訳は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	貸付金 および債権	損益を 通じで 公正価値れる 評価され 金融負債	売却可能	仕入債務 および その他 未払金	帳簿価額/ 公正価値 合計
			70 AP -1 BB	—————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————
現金および現金同等物 (注2.1参照)	4,331	-	-	-	4,331
売却可能金融資産(注2.2 参照)	-	-	575	-	575
譲渡性預金証書投資	143	-	-	-	143
売上債権	1,394	-	-	-	1,394
未収収益	469	-	-	-	469
前払費用およびその他の 資産(注2.4参照)	263	-	-	-	263
デリバティブ金融商品	-	36	-	-	36
合計	6,600	36	575	_	7,211
負債					
仕入債務	-	-	-	29	29
顧客預り金	-	-	-	6	6
従業員給付債務	-	-	-	159	159
その他負債(注2.9参照)	-	-		687	687
合計	-	-	-	881	881

公正価値ヒエラルキー

- レベル1 同一の資産または負債についての活発な市場における取引価格(未調整)
- レベル2 レベル1に含まれる取引価格以外の情報で、当該資産または負債について直接(すなわち価格として)または間接(すなわち価格からの派生物として)に観察可能なもの
- レベル3 観察可能な市場データに基づいていない当該資産または負債に対する情報(観察不能な情報)

下表は、2015年3月31日現在、経常ベースで公正価値測定された資産および負債の公正価値ヒエラルキーを示している。

(単位:百万米ドル)

報告年度末現在の公正価値の測定

		124 124	012 - 2 2 2 1 1 1 2 - 2 - 2	,,,,,,_
	 2015年 3 月 31日現在	レベル 1	レベル 2	レベル3
資産				
売却可能金融資産 - 流動性のある投資信 託への投資(注2.2参照)	135	135	-	-
売却可能金融資産 - 固定満期クローズ ド・エンド型ファンドへの投資(注2.2参 照)	5	-	5	-
売却可能金融資産 - 上場債券への投資(注 2.2参照)	215	97	118	-
デリバティブ金融商品 - 外国為替先物予 約およびオプション契約の利益	16	-	16	-
負債				
デリバティブ金融商品 - 外国為替先物予 約およびオプション契約の損失	-	-	-	-

2015年3月31日に終了した3ヵ月間には、118百万米ドルの上場債券が、観察可能な市場データに基づき評価されたため、公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振り替えられた。

下表は、2014年3月31日現在、経常ベースで公正価値測定された資産および負債の公正価値ヒエラルキーを示している。

		報告年度末期	見在の公正価値の測定			
	 2014年 3 月 31日現在	レベル1	レベル2	レベル3		
資産						
売却可能金融資産 - 流動性のある投資信 託への投資(注2.2参照)	342	342	-	-		
売却可能金融資産 - 固定満期クローズ ド・エンド型ファンドへの投資(注2.2参 照)	25	-	25	-		
売却可能金融資産 - 上場債券への投資(注 2.2参照)	207	207	-	-		
売却可能金融資産 - 非上場持分証券への 投資(注2.2参照)	1	-	1	-		
デリバティブ金融商品 - 外国為替先物予 約およびオプション契約の利益	36	-	36	-		
負債						
デリバティブ金融商品 - 外国為替先物予 約およびオプション契約の損失	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>			

損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産または負債からの収益は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
預金および譲渡性預金証書からの 受取利息(注2.13参照)	430	356	329
売却可能金融資産からの収益(注 2.13参照)	43	37	42
	473	393	371

デリバティブ金融商品

当グループは、外貨建てエクスポージャーに対する為替レートの変動リスクを軽減するために、外国為替先物予約およびオプション契約等のデリバティブ金融商品を保有している。これらの契約の相手方は、通常、銀行または金融機関である。かかるデリバティブ金融商品は、活発な市場における類似の資産および負債の建値または市場において直接もしくは間接に観察可能な情報に基づいて評価される。外国為替先物予約およびオプション契約の残高の詳細を下表に示す。

(単位:百万)

	2015年 3 月31日現在	2014年3月31日現在
外国為替先物予約		
米ドル建て	716	751
ユーロ建て	67	64
英ポンド建て	73	77
豪ドル建て	98	75
カナダ・ドル建て	12	-
シンガポール・ドル建て	25	-
オプション契約		
米ドル建て	-	20

当グループは、2015年3月31日終了年度に85百万米ドルのデリバティブ金融商品純利益を、2014年3月31日終了年度に40百万米ドルのデリバティブ金融商品純損失を、2013年3月31日終了年度に15百万米ドルのデリバティブ金融商品純利益を計上した。これらは「その他の収益」に含まれている。

外国為替先物予約およびオプション契約は、12ヵ月以内に期日が到来する。貸借対照表の日付現在の残存期間に基づくデリバティブ金融商品の満期構成を下表に示す。

	997	1,058
3 ヵ月超 1 年以内	155	393
1ヵ月超3ヵ月以内	605	467
1ヵ月以内	237	198
	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在

金融リスク管理

金融リスク要因

当グループは、業務活動によって市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクという様々な金融リスクにさらされている。当グループは、金融市場の予測不能性を見越し、当グループの財務実績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑える取組みに主に注力している。当グループにとって主な市場リスクは為替リスクである。当グループは、為替関連のリスク・エクスポージャーを軽減するためにデリバティブ金融商品を利用している。当グループの信用リスク・エクスポージャーは、主に各顧客の個々の性質および最大顧客数社からのリスク集中に影響される。顧客が営業している業種および国の不履行リスクを含む顧客の構成もまた、信用リスクの評価に影響を及ぼす。

市場リスク

当グループは国際的に業務を行っており、事業のかなりの部分は複数の通貨建てで取引が行われているため、当グループは米国その他の地域における様々な外貨建てでの販売およびサービスならびに海外サプライヤーからの様々な外貨建ての購入を通じて為替リスクにさらされている。当グループは、外貨建てエクスポージャーに対する為替レートの変動リスクを軽減するために、外国為替先物予約およびオプション契約等のデリバティブ金融商品を保有している。ルピーと外貨の間の為替レートは近年、大幅に変動しており、将来も大幅に変動する可能性がある。従って、当グループの経営成績は、外貨に対するルピー高/ルピー安により影響を受ける。

外国為替先物予約およびオプション契約の残高に関する詳細を下表に示す。

	2015年3月31日現在	2014年 3 月31日現在
外国為替先物予約およびオプション契約の残高総額	997	1,058
外国為替先物予約およびオプション契約の残高にかか る利益	16	36
外国為替先物予約およびオプション契約の残高にかか る損失	-	-

2015年3月31日現在の金融商品の外貨リスクの分析を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	その他通貨	合計
現金および現金同等物	159	9	7	19	66	260
売上債権	1,075	166	87	75	96	1,499
未収収益	274	53	20	16	40	403
その他の資産	13	5	3	1	10	32
仕入債務	(9)	(2)	-	-	(10)	(21)
顧客預り金	(3)	-	-	-	(1)	(4)
未払費用	(120)	(23)	(13)	(4)	(26)	(186)
従業員給付債務	(70)	(9)	(6)	(21)	(17)	(123)
その他の負債	(122)	(19)	(4)	(3)	(101)	(249)
—————— 純資産/(負債)	1,197	180	94	83	57	1,611

2014年3月31日現在の金融商品の外貨リスクの分析を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	その他通貨	合計
現金および現金同等物	144	17	33	30	63	287
売上債権	898	182	102	87	75	1,344
未収収益	271	64	22	32	41	430
その他の資産	12	6	2	2	9	31
仕入債務	(3)	(3)	(2)	-	(16)	(24)
顧客預り金	(3)	(3)	-	-	-	(6)
未払費用	(127)	(26)	(10)	(6)	(31)	(200)
従業員給付債務	(64)	(12)	(7)	(22)	(16)	(121)
その他の負債	(75)	(5)	-	(9)	(50)	(139)
純資産/(負債)	1,053	220	140	114	75	1,602

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度において、ルピーと米ドルとの間の為替レートが1パーセント・ポイント変動すれば、当社の営業利益率の変動はそれぞれ約0.52%、0.48%および0.40%の影響を受けた。

感応度分析は、前報告期間と当期報告期間との間の為替レートの変動による機能通貨への換算時の外貨建て収入および費用の増減に基づき計算される。

信用リスク

信用リスクとは、相手方が義務を履行しないことで財務上の損失が生じるリスクをいう。報告日現在の最大の信用リスク・エクスポージャーは主に、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在それぞれ1,554百万米ドルおよび1,394百万米ドルにのぼる売上債権ならびにそれぞれ455百万米ドルおよび469百万米ドルにのぼる未収収益によるものである。売上債権および未収収益は通常、無担保であり、主に米国に所在する顧客から稼得する収益から生じる。信用リスクは、与信の承認、与信の上限の設定および当グループが通常の業務において売掛期間を提供する顧客の信用力の継続的な監視によって管理される。

最大顧客および最大顧客5社からの収益の割合を下表に示す。

(単位:%)

	3月31日終了年度				
	2015年	2014年	2013年		
最大顧客からの収益	3.3	3.8	3.8		
最大顧客5社からの収益	13.5	14.4	15.2		

期日が未到来でかつ減損していない金融資産

現金および現金同等物、売却可能金融資産および譲渡性預金証書投資は、期日が未到来であり、かつ減損していない。現金および現金同等物には、国内外の信用格付機関により高い信用格付を付与された銀行および法人への預け金が含まれる。売却可能金融資産には、流動性のある投資信託、上場債券および非上場の持分投資への投資が含まれる。譲渡性預金証書は、所定期間における銀行またはその他適格金融機関への預け金を表している。上場債券投資は、政府および準政府機関が発行した債券に対する投資を表している。2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、売上債権合計額のうちそれぞれ1,174百万米ドルおよび1,064百万米ドルは、それぞれ期日が未到来であり、かつ減損していなかった。

期日が到来していないが減損している金融資産の種類は、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在それぞれ4百万米ドルおよび3百万米ドルの売上債権のみである。

期日が到来しているが減損していない金融資産

当グループの売掛期間は通常、30日ないし60日である。売上債権の期間の分析は、支払期日から考慮される。売上債権(期日が到来した売上債権から、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、それぞれ55百万米ドルおよび33百万米ドルの引当金を控除後)の期間別内訳を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

期間	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
30日以内	263	229
31日-60日	55	42
61日-90日	14	21
90日超	48	38
	380	330

2015年、2014年および2013年 3 月31日終了年度の各年にかかる売上債権に対する貸倒引当金は、それぞれ29百万米ドル、23百万米ドルおよび 7 百万米ドルであった。

売上債権に対する貸倒引当金の増減を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
期首残高	36	17	17
為替換算差額	(4)	-	(3)
売上債権に対する貸倒引当金	29	23	7
売上債権償却額	(2)	(4)	(4)
期末残高	59	36	17

流動性リスク

2015年3月31日現在の当グループの運転資本は5,731百万米ドル(4,859百万米ドルの現金および現金同等物ならびに140百万米ドルの売却可能金融資産を含む。)であった。2014年3月31日現在の当グループの運転資本は5,656百万米ドル(4,331百万米ドルの現金および現金同等物、367百万米ドルの売却可能金融資産ならびに143百万米ドルの譲渡性預金証書投資を含む。)であった。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の未払いの従業員給付債務はそれぞれ171百万米ドルおよび159百万米ドルであり、ほぼ全額が積立てられている。また、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、当グループは銀行から借入残高を有していなかった。したがって、流動性リスクは認識されていない。

2015年3月31日現在の重要な金融負債の契約上の満期構成を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

項目	1年未満	1-2年	2-4年	4-7年	合計
仕入債務	22	-	-	-	22
顧客預り金	4	-	-	-	4
その他負債(取得に関する負債を除 く。注2.9参照)	704	-	-	-	704
取得に関する負債(非割引ベース) (注2.9参照)	84	-	-	-	84

2014年3月31日現在の重要な金融負債の契約上の満期構成を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

項目	1年未満	1-2年	2-4年	4-7年	合計
 仕入債務	29	-	-	_	29
顧客預り金	6	-	-	-	6
その他負債(取得に関する負債および 未払報奨金を除く。注2.9参照)	640	-	-	-	640
未払報奨金(非割引ベース)(注2.9 参照)	-	4	-	-	4
取得に関する負債(非割引ベース) (注2.9参照)	-	55	-	-	55

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、当グループのリース物件に対する未払金融保証はそれぞれ7百万米ドルおよび6百万米ドルであった。これらの金融保証はリース契約の条件に違反があれば行使可能となる。2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、当グループの了知する限りにおいて当該リース契約の条件にはいかなる違反もなかった。

金融資産と金融負債の相殺

当グループは、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利をその時点で有しており、かつ純額ベースで決済するかまたは資産の認識および負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、金融資産と金融負債とを相殺する。

デリバティブ金融資産とデリバティブ金融負債の相殺に関する定量的情報を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在		2014年 3 月31日現在	
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債
認識された金融資産/金融負債総額	17	(1)	36	-
相殺額	(1)	1	-	-
	16	-	36	-

2.8 引当金

引当金の内訳を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	2015年3月31日現在	2014年 3 月31日現在
販売後顧客サポート引当金およびその他引当金	77	63
ビザ関連事項に対する引当金 (注2.20参照)	-	-
	77	63

販売後顧客サポート引当金およびその他引当金は、収益の認識時に発生し、6ヵ月ないし1年間の期間にわたって利用が見込まれる販売サポート・サービスの提供に関連する費用を表す。販売後顧客サポート引当金およびその他引当金の増減を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	3月31日終了年度	
期首残高	63	
為替換算差額	-	
引当金の認識/(戻入れ)	27	
引当金の取崩し	(13)	
期末残高	77	

販売後顧客サポート引当金およびその他引当金は、連結包括利益計算書の売上原価に含められている。

ビザ関連事項に対する35百万米ドルの引当金(法務費用を含む。)が、2014年3月31日終了年度中に設けられ、支払われた。

2015年3月31日および2014年3月31日現在、債務とはみなされない当社に対する請求(支払額控除後。ただし、インドの税務当局からの請求額は除く。注2.16を参照されたい。)は、それぞれ42百万米ドル(261千万ルピー)および27百万米ドル(163千万ルピー)であった。

2.9 その他負債

その他負債の内訳を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
流動		
未払従業員報酬	337	266
未払費用	318	308
未払源泉徴収税(1)	145	152
留保金	8	14
被支配信託の負債	28	25
未払グラチュイティー	1	-
保険料の信託(2)	-	23
事業取得に関する負債(注2.3参照)	78	-
その他	12	4
	927	792
非流動		_
事業取得に関する負債(注2.3参照)	-	43
未払報奨金	-	4
繰延収益 - 土地使用権に対する政府補助金(注2.6参照)		
(1)	8	7
	8	54
	935	846
その他の負債に含まれる金融負債	782	687
取得に関する金融負債(非割引ベース)	84	55
未払報奨金に関する金融負債(非割引ベース)	-	4

(1)非金融負債

(2)受託者の資格において当該金額を保管するサービス業者が保険契約者から徴収し、保険業者に支払う保険料を表す。 (注2.4参照)

未払費用は、主に技術下請けのコスト、電気通信費、弁護士および専門家費用、ブランド構築費、海外出張費およびオフィス維持費に関連する。その他には、未払配当残高が含まれる。

2.10 費用の種類別内訳

_		_ , _ ,		_
2	H 2 1	□ 4⁄2 1	了年度	F
	H_{OI}	1 1 25	1 4-1-	,

	2015年	2014年	2013年
従業員給付費用(注2.11.4参照)	4,862	4,746	4,139
取得に関する繰延購入価格(注2.3参照)	41	31	10
減価償却費および償却費(注2.5、2.6参照)	175	226	207
出張費	297	280	278
コンサルティングおよび専門家費用	68	83	93
地方税および国税	21	17	15
自社用ソフトウェア・パッケージ費用	139	129	115
顧客へのサービス提供目的で購入した第三者製品	31	32	27
通信費	82	72	66
技術下請業者費用	354	322	268
電気・燃料費	36	36	39
修繕および保守	124	95	88
非常勤取締役手当	2	2	2
ブランド構築およびマーケティング費用	26	22	26
販売後顧客サポート引当金	6	8	15
売上債権に対する貸倒引当金(注2.7参照)	29	23	7
オペレーティング・リース支払(注2.14参照)	50	53	45
保険費用	9	9	8
CSRへの寄付(注2.21参照)	42	-	-
その他(注2.20参照)	59	84	41
売上原価、販売費およびマーケティング費ならびに一 般管理費合計	6,453	6,270	5,489

2.11 従業員給付

2.11.1 グラチュイティー

2015年3月31日および2014年3月31日現在のグラチュイティー制度の積立状況および当グループの財務書類における認識額を下表に示す。

	2015年3月31日現在	2014年 3 月31日現在
退職給付債務の変動		
期首退職給付債務	118	120
勤務費用	16	16
支払利息	10	8
再測定 - 数理計算上の損失 / (利益)	11	1
給付金支払額	(19)	(16)
換算差額	(5)	(11)
期末退職給付債務	131	118
制度資産の変動		
制度資産の期首公正価値	120	126
受取利息	11	8
再測定 - 受取利息に含まれる金額を除く制度 資産の収益	1	1
拠出額	26	12
給付金支払額	(19)	(16)
換算差額	(5)	(11)
制度資産の期末公正価値	134	120
	3	2
前払グラチュイティー給付金	4	2
未払グラチュイティー	(1)	-

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度の正味グラチュイティー費用を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	_			
2	□ 24	日終	ᅮ	=
_	$H \sim 1$		1 =	ᅜ

	2015年	2014年	2013年
勤務費用	16	16	37
確定給付負債 / 資産の純額に対する正味利息 (*)	(1)	_	N/A
支払利息	N/A	N/A	7
制度資産の期待運用収益	N/A	N/A	(11)
数理計算上の(利益)/損失	N/A	N/A	(5)
削減	-	-	(13)
制度の変更	-	-	(1)
正味退職給付費用	15	16	14

(*) IAS第19号(改訂)に基づく。

2015年3月31日終了年度および2014年3月31日終了年度のその他の包括利益に認識された金額を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	3月31日終了年度		
_	2015年	2014年	
確定給付負債/資産の純額の再測定			
保険数理上の(利益)/損失	11	1	
確定給付負債/資産の純額に対する正味利息に含まれる 金額を除く制度資産の(収益)/損失	(1)	(1)	
	10	-	

(単位:百万米ドル)

	3月31日終了年度	
	2015年	2014年
人口統計上の仮定の変更による(利益)/損失	-	3
財務上の仮定の変更による(利益) / 損失	9	(4)
	9	(1)

2013年度中に当社は、一定の従業員のグラチュイティー受給資格を事前に1972年グラチュイティー支払法に合わせた。かかる変更により、2013年3月31日終了年度に13百万米ドルの削減利益が生じ、包括利益計算書に計上された。

直接人件費に基づき売上原価、販売費およびマーケティング費ならびに一般管理費に配分された包括利益計算書の当期純利益に計上されたグラチュイティー費用を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
売上原価	13	14	12
販売費およびマーケティング費	1	1	1
一般管理費	1	1	1
	15	16	14

2007年7月1日付で当社はグラチュイティー制度を改訂し、任意確定死亡給付を中止した。かかる変更により、負の過去勤務費用が9百万米ドル生じ、これは、従業員の平均残存勤務年数(10年間)にわたって定額法により償却されていた。IAS第19号(改訂)の適用時に、2013年3月31日現在の未償却の負の過去勤務費用3百万米ドルは、利益剰余金に貸記されている。

2015年3月31日および2014年3月31日現在の給付債務を決定するために用いられた加重平均仮定は以下のとおりである。

	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
割引率	7.8%	9.2%
加重平均昇給率	8.0%	8.0%

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度の正味定期給付費用を決定するために用いられた加重平均仮定は以下のとおりである。

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
割引率	9.2%	8.0%	8.6%
加重平均昇給率	8.0%	7.3%	7.3%
制度資産の期待運用収益率	N/A*	N/A*	9.5%
確定給付負債の加重平均期間(*)	6.4年	9年	N/A

(*) IAS第19号(改訂)に基づく。

給付債務の決定に用いられた仮定は以下のとおりである。

割引率	インドにおいては、優良社債の市場が発達していないため、国債の利回りが割引率とみなされている。期間は、退職給付債務の推定平均期間を反映する従業員の平均残存勤続年数の過去の長期的動向を考慮して検討される。
加重平均昇給率	給与水準の平均上昇率は、当社の過去の給与改定の動向および将来の昇給 に関する経営者の推定等の要因を考慮して当社が決定する。
制度資産の期待運用収益率	2013年3月31日終了年度の収益率は、関連債務の期間全体と同等の期間にわたり当社の制度資産が投資されるポートフォリオの平均利回りであった。
自然退職率	考慮される自然退職率は、当社の従業員の離職率の過去の長期的動向に基づく経営者の推定である。

グラチュイティーは、インド・ルピー建てで給与を受領する従業員のみに適用され、他の外国の確定給付型グラチュイティー制度はない。

当社は、グラチュイティーの確定債務全額について、「インフォシス・リミテッド従業員グラチュイティー信託基金」に拠出している。インフォシスBPOおよびEdgeVerveにおいては、「インフォシスBPO従業員グラチュイティー信託基金」および「EdgeVerve Systems Limited従業員グラチュイティー信託基金」にそれぞれ拠出がなされている。かかる信託への拠出金は受託者により管理されている。2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、制度資産は主に保険会社運用ファンドに投資されていた。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度にかかる制度資産の運用収益実績はそれぞれ12百万米ドル、9百万米ドルおよび11百万米ドルであった。

2015年3月31日現在、割引率が1パーセント・ポイント変動したと仮定すれば、当社のグラチュイティー給付債務は約7百万米ドルの影響を受けるであろう。

2015年3月31日現在、加重平均昇給率が1パーセント・ポイント変動したと仮定すれば、当社のグラチュイティー給付債務は約5百万米ドルの影響を受けるであろう。

当グループは、2016年度中に26百万米ドルを信託に拠出する予定である。

確定給付負債の満期構成は以下のとおりである。

____ (単位:百万米ドル) ____

1 年以内	21
1 - 2年	21
2 - 3年	22
3 - 4年	24
4 - 5年	25
5 - 10年	127

重要な保険数理上の仮定に対する感応度は、他の保険数理上の仮定すべてを一定にした上で、確定給付負債の評価に 用いられる保険数理上の1つの仮定を1%増減することにより計算される。

将来の死亡率の実績に関する仮定は、インド生命保険公社により発表された統計に従って設定されている。

2.11.2 老齡退職年金

当社は、2015年、2014年および2013年3月31日終了年度においてそれぞれ35百万米ドル、33百万米ドルおよび32百万米ドルを年金制度に拠出した。

年金への拠出額は、以下のように、直接人件費に基づき売上原価、販売費およびマーケティング費ならびに一般管理費に配分された。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
	31	30	29
販売費およびマーケティング費	3	2	2
一般管理費	1	1	1
	35	33	32

2.11.3 積立基金

当社は、積立基金の利回りが年間ベースで規制利率に満たない場合には補填する義務を負っている。規制利率は、主に経済的要因よりも社会的要因を考慮して毎年決定され、過年度においては大半の場合、当社が稼得する利回りの実績が規制利率を上回ってきた。保険数理士は、インド保険数理士協会が発表した指針に基づき積立基金負債の評価を行っており、下記の仮定に基づき、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在では不足金額はない。

基金および制度資産のポジションの詳細を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
期末現在制度資産、公正価値	466	470
期末現在給付債務の現在価値	466	470
貸借対照表計上資産	-	-

制度資産は、主に国債に投資されている。

決定論的アプローチに基づき利率保証の現在価値債務の決定に用いられた仮定は以下のとおりである。

	2015年3月31日現在	2014年 3 月31日現在
インド国債利回り	7.8%	9.2%
残存年限 (年)	7	8
予想保証利率	8.8%	8.8%

当社は、2015年、2014年および2013年3月31日終了年度にそれぞれ56百万米ドル、48百万米ドルおよび49百万米ドル を積立基金に拠出した。 積立基金への拠出額は、以下のように、直接人件費に基づき売上原価、販売費およびマーケティング費ならびに一般 管理費に配分された。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
	50	43	44
販売費およびマーケティング費	4	3	3
一般管理費	2	2	2
	56	48	49

2.11.4 従業員給付費用の内訳

(単位:百万米ドル)

給与および賞与(*) 4,756 4,649 4,044 確定拠出制度 43 38 37	確定給付制度	63	59	58	
<u> </u>	福 司のよび負 司() 確定拠出制度	4,756	38	4,044	
		4 7EC	4 640	4 044	
			3月31日終了年度		

(*) 1 百万米ドル未満の株式報酬費用を含む。

グラチュイティー制度および積立制度は、インド・ルピー建てで給与を受領する従業員のみに適用され、他の外国の確定給付型制度はない。

従業員給付費用は、連結包括利益計算書の以下の項目に計上されている。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

	2015年	2014年	2013年
	4,299	4,222	3,697
販売費およびマーケティング費	389	356	294
一般管理費	174	168	148
	4,862	4,746	4,139

2.12 資本

株式資本および資本剰余金

当社は、原株として額面 5 ルピーの普通株式 1 種類のみを発行している。当社は、郵便投票によって株主から承認された株式無償交付に基づき、2014年12月31日に終了した 3 ヵ月間に 1 株当たり額面 5 ルピーの全額払込済株式574,236,166株を割り当てた。取締役会が設定した基準日は2014年12月3日であった。保有する 1 株当たり無償株式 1 株および保有する米国預託株式 (ADS) 1 ADS当たり 1 ADSの株式配当が割り当てられた。その結果、米国預託証券の所持人が保有するADSの原株である普通株式の比率に変更はない。ストックオプション・プランに基づき付与されたオプションは、株式無償交付について調整されている。2015年および2014年3月31日現在、被支配信託がそれぞれ5,667,200株および2,833,600株を保有していた。

取締役会は、2015年4月24日に開催された会議において、今後決定される基準日付で、保有する1株当たり無償株式1株および保有する米国預託株式(ADS)1ADS当たり1ADSの株式配当という株式無償交付を検討し、承認し、勧告した。その結果、米国預託証券の所持人が保有するADSの原株である普通株式の比率に変更はない。かかる普通株式およびADSの株式無償交付は、郵便投票による株主からの承認ならびにその他の適用ある法律および規制上の承認を条件とする。そのため、かかる普通株式およびADSの株式無償交付の基準日は追って発表される予定である。

有価証券報告書

額面金額を超過した受領額は資本剰余金として分類される。さらに、連結包括利益計算書の当期純利益に計上された株式報酬費用は資本剰余金に貸記される。株式無償交付には、資本剰余金勘定からの金額が用いられた。

利益剰余金

利益剰余金は、当グループの累積的な収益の金額を表す。

その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素は、為替換算準備金、売却可能金融資産の公正価値の変動および確定給付負債/資産の純額の再測定からなる。

当社は、ゴーイング・コンサーンとして継続する能力を保護し、株主価値を最大化するために最適な資本構造を維持することを資本管理の目標としている。最適な資本構造を維持または達成するため、当社は配当の支払額を調整し、株主に資本を返還し、新株を発行し、または発行済株式を買い戻すことがある。2015年3月31日現在、当社の株式は1種類のみであり、借入はなかった。上記の資本構造によって外的に課される資本要件はない。

株主の権利は以下のとおりである。

2.12.1 議決権

原株である普通株式の保有者は1株につき1議決権が付与されている。米国預託株式(ADS)により表象される普通株式もその他の普通株式と同じく議決権と配当についての権利を有している。1ADSは、原株である普通株式1株を表象する。

2.12.2 配当

当社は、インド・ルピー建てで配当を宣言し、支払う。配当金のインド国外への送金はインドの外国為替に関する法律の規制を受け、所定の分配税が課せられる。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度について株主への分配として計上された1株当たり配当額は、それぞれ1.21米ドル(73.00ルピー)(株式無償交付未調整)、0.82米ドル(47.00ルピー)(株式無償交付未調整)および0.86米ドル(47.00ルピー)(株式無償交付未調整)であった。

取締役会は、2015年度より、配当性向を税引後連結利益の最大40%から最大50%に引き上げることを決定した。

取締役会は、2015年4月24日の会議において、1株当たり約0.47米ドル(1株当たり29.50ルピー)(株主に承認された場合、1対1の株式無償交付後には14.75ルピー(1株当たり約0.24米ドル)に相当)の最終配当を提案した。かかる提案は2015年6月22日開催の年次株主総会での承認に服し、承認された場合、約652百万米ドル(法人配当税を含む。)の現金が流出することになる。

2.12.3 清算

当社が清算する場合、株式の保有者は優先的な分配後の残余財産について分配を受ける権利を有する。ただし、現在のところ、撤回不能な被支配信託が保有する金額を除いてかかる優先的分配額は存在しない。分配額は、各株主が保有する株式数に比例する。撤回不能な被支配信託については、かかる元金が受益者のために清算される。

2.12.4 ストックオプション

当社のストックオプション・プランの下で発行されるオプションの保有者は、議決権、配当請求権および残余財産分配請求権を有していない。

2.13 その他の収益

その他の収益の内訳を下表に示す。

	3月31日終了年度		
_	2015年	2014年	2013年
預金および譲渡性預金証書からの受取利 息	430	356	329

外国為替先物予約およびオプション契約 の換算差損益	85	(40)	15
その他の資産および負債の換算差損益	(7)	78	33
売却可能金融資産からの利益	43	37	42
その他	9	9	14
	560	440	433

2.14 オペレーティング・リース

当グループは、主にオフィスビルのために、定期的に更新可能な様々なオペレーティング・リースを有している。 2015年、2014年および2013年3月31日終了年度におけるオペレーティング・リースにかかる賃借料は、それぞれ50百万米ドル、53百万米ドルおよび45百万米ドルであった。

解約不能なオペレーティング・リースにかかる将来の最低賃借料支払の予定は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
貸借対照表の日付から 1 年以内	27	43
1年以上5年以内	63	94
5年以降	27	48

当グループのオペレーティング・リース取決めの大半は、その開始日から最大リース期間を10年とし、海外における不動産の賃貸に関連している。かかるリース取決めの一部には、価格逓増条項が含まれている。

2.15 従業員に対するストックオプション制度(以下「ESOP」)

2011年制限付株式制度(以下「2011年プラン」)

当社は、当社の適格な従業員に対し、譲渡制限付き自社株取得権(以下「RSU」)を付与する2011年RSU制度を有している。2011年8月30日、取締役会は2011年プランの導入を株主に提案し、株主は郵便投票により、2011年10月17日に取締役会による提案を承認した。当該プランによって付与されうる株式総数の上限は5,667,200株(現在はインフォシス・リミテッド従業員福利厚生信託が保有しており、株式無償交付について調整済み。)であり、当該プランは、当該プランに基づく当初付与日から10年間有効に存続するものとする。RSUは、普通株式の額面で発行される。2011年プランは、独立取締役によって構成される経営開発・報酬委員会(現在は指名・報酬委員会)の管理下にあり、インフォシス・リミテッド従業員福利厚生信託を通じて運用されている。

2015年3月31日終了年度に、当社は、最高経営責任者兼マネジング・ディレクターであるビシャル・シッカ博士に対して27,067ユニットのRSUを付与した。RSUは、当該付与契約に定める割合で、付与日より4年で権利行使可能となる。RSUは、権利確定トランシェの各適用年度について当該付与契約に定められた重要業績評価指標の達成および各権利行使日までの継続的な雇用を条件として権利行使可能となる。

2015年3月31日終了年度における2011年プランの状況は以下のとおりである。

期末未行使残高 ————————————————————————————————————	54,134	0.08	
	F4 424	0.00	
権利行使	_	_	
権利喪失および失効	-	-	
付与(*)	54,134	0.08	
期首未行使残高	-	-	
2011年プラン			
	オプションによって 生じる株式数 (単位:株)	加重平均権利行使価格 (単位:米ドル)	
_	2015年 3 月31日終了年度		

(*)株式無償交付について調整済(注2.12参照)

2015年3月31日現在、2011年プランの下でのRSUの未行使残高の加重平均残存期間は、2.39年であった。

各RSUの公正価値は、ブラック・ショールズ・マートン評価モデルを用いて、付与日に見積もられる。RSUの予想期間は、RSUの権利行使期間および契約期間、ならびにRSUを受領する従業員の予想される行使行動に基づき見積もられる。RSUの予想期間中の予想ボラティリティは、RSUの予想期間に相当する期間における当社公開株式の市場価格の過去のボラティリティに基づいている。

各RSUの公正価値は、付与日に、以下の仮定を用いてブラック・ショールズ・マートン・モデルにより見積もられている。

内訳	2015年 3 月31日終了年度
加重平均株価	58米ドル
権利行使価格	0.08米ドル
予想ボラティリティ	30-37%
オプション予想期間	1-4年
予想配当率	1.84%
リスク・フリー金利	8-9%

付与日におけるRSUの加重平均公正価値は、55米ドルであった。

1999年従業員ストックオプション制度(以下「1999年プラン」)

当社は2000年度に1999年プランを導入した。1999年プランは、1999年6月に取締役会および株主の承認を得た。当該プランの下で、従業員に対して普通株式52,800,000株を対象とするストックオプションを発行した。1999年プランは、独立取締役によって構成される経営開発・報酬委員会(現在は指名・報酬委員会)の管理下にあり、インフォシス・リミテッド従業員福利厚生信託を通じて運用されている。1999年プランの下では、付与日の原株の普通株式の市場価格を下回らない権利行使価格でストックオプションが従業員に付与される。1999年プランの下では、株主総会において特別に承認された場合にのみ、市場価格を下回る権利行使価格でオプションを従業員に付与することができる。1999年プランの下でのオプションは現在すべて、普通株式で権利行使可能である。1999年プランの下で付与されたオプションは、付与日より1年ないし6年(ただし、一定の場合には、実績状況に基づき繰上げによる権利行使可能が規定されている。)で権利行使可能となり、権利行使可能となった日から6ヵ月ないし5年後に消滅する。1999年プランの期間は2009年6月11日に終了したため、今後は同プランの下で従業員に株式は発行されない。

2015年、2014年および2013年3月31日現在、1999年プランの下で行使可能なストックオプションで残存しているものはなかった。

2013年3月31日終了年度における1999年プランの状況は以下のとおりである。

	2013年 3 月31日終了年度	
	オプションによって 生じる株式数 (単位:株)	加重平均権利行使価格 (単位:米ドル)
1999年プラン		
期首未行使残高	11,683	42
権利喪失および失効	(5,518)	39
権利行使	(6,165)	39
期末未行使残高	-	-
期末権利行使可能残高	-	-

2013年3月31日終了年度に1999年プランの下で行使されたオプションの加重平均株価は、43.53米ドルであった。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度に計上された株式報酬費用は、それぞれ1百万米ドル未満、ゼロおよびゼロであった。

2.16 法人税等

連結包括利益計算書に計上された法人税費用は以下の項目からなる。

(単位:百万米ドル)

3	月31	日終	了年	度
J	\neg	ロぶミ	J —	ᅜ

	2015年	2014年	2013年
当期法人税			
国内法人税	511	585	544
海外法人税	282	124	97
	793	709	641
繰延法人税			
国内法人税	6	(29)	(27)
海外法人税	6	(12)	3
	12	(41)	(24)
法人税費用	805	668	617

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度の法人税費用には、それぞれ26百万米ドル、4百万米ドルおよびゼロの過年度に関連する戻入れ(引当金控除後)が含まれている。

2014年4月1日現在保有している資産の耐用年数の変更により、2015年3月31日終了年度の繰延税額控除は29百万米ドル減少した。(注2.5参照)

2015年3月31日終了年度の繰延法人税はすべて、一時差異の発生および戻入れに関連している。2013年3月31日終了年度の繰延法人税控除には、32.45%から事実上制定された税率33.99%への税率変更に関連する4百万米ドルが含まれる。33.99%への税率引上げは、2013年財政法による変更に伴うものである。2013年3月31日終了年度にかかる繰延法人税の残りは、一時差異の発生および戻入れに関連するものである。

売却可能金融資産に関連して、2015年、2014年および2013年3月31日終了年度中にそれぞれ2百万米ドルの繰延税金 資産の戻入れならびに2百万米ドルおよび1百万米ドル未満の繰延税金負債の戻入れがその他の包括利益に認識された。

当社は、1961年所得税法(以下「所得税法」)の規定によるインド居住者であり、所得税法第5条の規定に従って、世界中での全所得についてインドにおいて納税を義務づけられており、かかる税金は国内法人税として反映されている。注2.19.2における地域セグメント別の収益の開示は、顧客の所在地に基づいており、実際の引渡しまたは収益関連の作業が発生した場所を反映したものではない。国内法人税が課される所得は、「インド」という地域セグメントから生み出される所得に限定されない。従って、国内法人税および海外法人税の対象となる金額は、注2.19.2に記載された地域セグメント別の開示に従ったインドおよびその他地域セグメントから生み出された収益の割合には必ずしも比例しない。

法人税引当金と税引前当期純利益に法定法人税率を乗じて算定した金額との調整の概要は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

3月31日終了年度

_	2015年	2014年	2013年
 税引前利益	2,818	2,419	2,342
インドにおける法定実効税率	33.99%	33.99%	32.45%
計算上の予想法人税等	958	822	760
インド税制上の非課税所得による税効果	(273)	(273)	(202)
海外法人税	134	99	72
海外および国内法人税戻入れ(純額)	(26)	(4)	-
非課税の営業外収益の効果	(15)	(13)	(17)
未認識の繰延税金資産の効果	7	11	9
海外の異なる税率の効果	(6)	1	(1)
損金不算入費用の効果	34	47	8
子会社から受領した配当に対する税	1	1	2
支店利益税に関連する一時差異	-	(8)	5
研究開発費にかかる追加控除	(9)	(15)	(15)
その他	-	-	(4)
法人税費用	805	668	617

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度に適用されるインド法定税率は、それぞれ33.99%、33.99%および32.45%である。2013年財政法による変更の結果、法定税率は33.99%に上昇した。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度中に、当社は、2011年11月23日の科学産業調査庁(DSIR)からの承認(2014年4月付で更新された。)に基づき、適格な研究開発費について加重税額控除を申請した。加重税額控除は、発生したかかる費用の200%に等しい。

外国の法人税等は、アメリカ合衆国を主とする海外で課税される未払法人税等である。当社はインドで、インドのソフトウェア・テクノロジー・パーク計画(STP)に基づき登録された施設からのソフトウェアの輸出に対してインド政府が提供してきた一定の税制上の優遇措置の恩恵を受けてきており、また、当社は引き続き、2005年特別経済地域法(SEZ)に基づき登録された施設のための一定の税制上の優遇措置の恩恵を受けている。しかしながら、インド政府がソフトウェア・テクノロジー・パークに提供してきた税制上の優遇措置が失効したため、現在ではソフトウェア・テクノロジー・パークに提供してきた税制上の優遇措置が失効したため、現在ではソフトウェア・テクノロジー・パーク施設からの所得は課税対象となっている。2005年特別経済地域法に基づき、2005年4月1日以降にサービスの提供を開始した指定された特別経済地域内の施設に関しては、当該施設がサービスの提供を開始してから最初の5年間においては、サービスの輸出から発生した利益の全額を課税所得から減算することができ、その後の5年間においては、かかる利益の50%を課税所得から減算することができる。一定の条件を満たす施設に関しては、さらにその後5年間、一定の税制優遇措置が利用可能である。

このような税制上の優遇措置によって、近年、当社の税引前利益の一部が課税を免れてきた。かかる優遇措置によって、当社の法人税は、2015年度、2014年度および2013年度について、かかる優遇措置が利用できなかった場合に当社が支払わなければならなかったと推定される実効税額と比べてそれぞれ273百万ドル、273百万ドルおよび202百万ドル減少した。基本的および希薄化後双方の加重平均株式数に基づき計算された、かかる税制上の優遇措置の1株当たりの影響は、2015年、2014年および2013年3月31日終了年度についてそれぞれ、各0.24米ドル、各0.24米ドルおよび各0.18米ドルであった。基本的および希薄化後加重平均株式数は、株式無償交付について調整されている。(注2.12参照)

当社は、内国歳入法に基づいた計算の結果、米国支店の年間純利益が米国支店の純資産の年間増加額を超えた場合、 米国において15%の支店利益税(Branch Profit Tax)の対象となる。2015年3月31日現在の当社の米国支店の純資産額 は約651百万米ドルであった。2015年3月31日現在、当社は、予測可能な将来に米国支店の利益分配が行われると見込 んでいるため、米国支店について51百万米ドルの支店利益税の引当てを行った。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、それぞれ615百万米ドルおよび505百万米ドルの子会社および支店への投資に関連する一時差異については、かかる一時差異が予測可能な将来において解消しない可能性が高いため、繰延税金負債は認識されていない。

2015年3月31日現在および2014年3月31日現在の法人税資産および法人税負債の内訳を下表に示す。

	2015年 3 月31日現在	2014年3月31日現在
法人税資産	654	254
当期法人税負債	(451)	(365)
期末現在の当期法人税資産/(負債)純額	203	(111)

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度における当期法人税資産/(負債)の変動総額を下表に示す。

	3月31日終了年度		
	2015年	2014年	2013年
期首現在の当期法人税資産 / (負債)純額	(111)	(44)	(3)
事業結合を通じた取得	-	-	(2)
換算差額	3	4	(1)
支払法人税等	1,102	638	603
当期法人税費用(注2.16参照)	(793)	(709)	(641)
その他の包括利益に対する法人税	2	-	-
	203	(111)	(44)

繰延税金資産および負債を生じさせた重要な一時差異の税効果は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年 3 月31日現在
繰延税金資産		
有形固定資産	38	65
最低代替税税額控除繰越	-	3
コンピュータ・ソフトウェア	8	8
売上債権	17	8
有給休暇	48	45
従業員に対する未払報酬	8	7
累積損失	-	1
販売後顧客サポート	12	16
売却可能金融資産	-	2
その他	5	6
繰延税金資産合計	136	161
繰延税金負債		
支店の利益に関連する一時差異	(51)	(51)
無形固定資産	(25)	(11)
繰延税金負債合計	(76)	(62)
相殺後繰延税金資産	85	110
相殺後繰延税金負債	(25)	(11)

当グループは、当期法人税資産と当期法人税負債とを相殺する法的に執行可能な権利を有し、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債とが同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合には、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺する。

12ヵ月以内および12ヵ月以降に回収可能な繰延税金資産および繰延税金負債は以下のとおりである。

(単位:百万米ドル)

	2015年 3 月31日現在	2014年3月31日現在
	56	106
12ヵ月以内に回収される繰延税金資産	80	55
	136	161
	(59)	(47)
12ヵ月以内に決済される繰延税金負債	(17)	(15)
繰延税金負債合計	(76)	(62)

繰延税金資産の回収可能性の評価に当たり、経営者は、繰延税金資産の全額または個別部分について回収見込みの有無を検討している。繰延税金資産が最終的に回収可能かどうかは、一時差異が損金算入される将来の期間において課税所得が発生するか否かに依存する。この検討に際して、経営者は、繰延税金負債の計画的解消、課税所得の将来予測およびタックスプランニング戦略を考慮に入れる。過去の課税所得の水準および一時差異が解消される期間の将来の課税所得の予測に基づき、経営者は、将来減算一時差異について、回収可能であると判断している。ただし、繰越期間における将来の予想課税所得が減額された場合、回収可能と判断した繰延税金資産の金額は近い将来に減額される可能性がある。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度における繰延税金資産/(負債)の変動総額を下表に示す。

有価証券報告書

	2015年	2014年	2013年
期首現在の繰延税金資産純額	99	71	60
事業結合を通じた取得(注2.3参 照)	(16)	-	(7)
換算差額	(9)	(15)	(6)
一時差異に関連した税額控除/ (課税)(注2.16参照)	(12)	41	24
売却可能金融資産の一時差異	(2)	2	-
期末現在の繰延税金資産純額	60	99	71

2015年3月31日終了年度における一時差異に関連した課税は、主に有形固定資産、販売後顧客サポート、売却可能金融資産および最低代替税によるものであり、有給休暇および売上債権により一部相殺された。2014年3月31日終了年度における一時差異に関連した税額控除は、主に有給休暇、売上債権、従業員に対する未払報酬、販売後顧客サポートおよび有形固定資産によるものである。2013年3月31日終了年度における一時差異に関連した税額控除は、主に有給休暇、有形固定資産ならびに当年度に税額控除できないその他の引当金によるものである。

2007年4月1日に施行されたインド所得税法の改正に基づき、特別経済地域内の施設の所得にも最低代替税(MAT)の規定が拡大された。さらに、2011年4月1日に施行された2011年財政法により、最低代替税は、特別経済地域内の施設および特別経済地域の開発業者にも拡大された。当社は、当期の内国税の税負債を最低代替税を考慮に入れて計算していた。最低代替税規定のもとで通常の税負債以上に支払われた超過税は、翌年度以降の通常の税負債と完全に相殺されていた。その結果、2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、最低代替税の還付に関連する繰延税金資産はゼロである。インフォシスBPOは、当期の内国税の税負債を最低代替税を考慮に入れて計算していた。最低代替税規定のもとで通常の税負債以上に支払われた超過税は繰り越し、通常の法人税規定のもとで計算される将来の税負債と相殺している。2015年3月31日現在および2014年3月31日現在、それぞれゼロおよび3百万米ドルの最低代替税の還付に関連する繰延税金資産が当社の貸借対照表に計上された。これは、認識された年から10年間にわたり繰り越されている。

2015年3月31日および2014年3月31日現在、インドの税務当局からの債務とはみなされない当グループに対する請求 (571百万米ドル(3,568千万ルピー)および286百万米ドル(1,716千万ルピー)の規制当局への支払額控除後)は、それぞれ1百万米ドル未満(3千万ルピー)および3百万米ドル(19千万ルピー)であった。

571百万米ドル(3,568千万ルピー)の支払には、インド税務当局からの534百万米ドル(3,337千万ルピー)の請求(2006年度、2007年度、2008年度、2009年度および2010年度にかかる税務審査の完了による154百万米ドル(964千万ルピー)の利息を含む。)が含まれる。2015年3月31日終了年度には、一定の税額控除が否認されたため、インド税務当局の請求によって2010年度について286百万米ドル(1,788千万ルピー)が支払われた。当社は、法人税不服審判所に控訴している。

2006年度、2007年度、2008年度および2009年度にかかる追徴課税には、所得税法第10条Aに基づき当社が申告した、総売上高に占める輸出売上高の比率により算定される減算額の一部についての否認が含まれる。当該算定において、外貨建て費用の一部が輸出売上高からは控除されていたが、総売上高からは控除されていなかったため、当該減算額が否認された。2007年度、2008年度、2009年度および2010年度についての当該追徴課税には、所得税法第10条AAに基づくソフトウェア・テクノロジー・パーク施設から国外で稼得した利益の一部についての否認および特別経済地域から稼得した利益についての否認も含まれている。2007年度、2008年度および2009年度に関する事項は、バンガロール法人税不服審判所長官のもとで係属中である。2006年度に関する事項については、バンガロール法人税不服審判所長官は、一部有利な命令を下した。かかる長官命令は未発効である。当社は当該請求に対して訴えを提起しており、経営者(当社タックスアドバイザーを含む。)は、当社の見解が上訴の過程で支持される可能性が高いと判断している。経営者は、本件の最終的な結果は当社の財政状態および経営成績に重要な悪影響を及ぼさないと判断している。

2.17 1株当たり当期純利益

基本的および希薄化後1株当たり当期純利益の算定に使用した株式数の調整表を以下に掲げる。

	3月31日終了年度				
	2015年	2014年	2013年		
基本的 1 株当たり当期純利益 - 加重平均発行済株式数(1)(2)(単位:株)	1,142,805,132	1,142,805,132	1,142,798,476		
潜在普通株式による希薄化効果 - 未行使ストック オプション(単位:株)	16,338	-	1,706		
希薄化後 1 株当たり当期純利益 - 発行済株式および潜在普通株式の加重平均株式数(単位:株)	1,142,821,470	1,142,805,132	1,142,800,182		

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 有価証券報告書

- 注(1) 金庫株を除く。
 - (2) 株式無償交付について調整済(注2.12参照)

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度について、希薄効果のない株式を購入するための発行済オプションはなかった。

2.18 関連当事者取引

子会社の一覧を以下に掲げる。

		3 月31日現	在の持分
項目	国	2015年	2014年
インフォシスBPOリミテッド(インフォシスBPO)	インド	99.98%	99.98%
インフォシス・テクノロジーズ(チャイナ)カンパ ニー・リミテッド(インフォシス・チャイナ)	中国	100%	100%
インフォシス・テクノロジーズS. de R.L. de C.V. (インフォシス・メキシコ)	メキシコ	100%	100%
インフォシス・テクノロジーズ (スウェーデン) AB (インフォシス・スウェーデン)	スウェーデン	100%	100%
インフォシス・テクノロジーズ(シャンハイ)カン パニー・リミテッド(インフォシス上海)	中国	100%	100%
インフォシス・テクノロジアDOブラジルLTDA(イン フォシス・ブラジル)	ブラジル	100%	100%
インフォシス・パブリック・サービシズ・インク・ USA(インフォシス・パブリック・サービシズ)	米国	100%	100%
インフォシス・コンサルティング・インディア・リミテッド(1)	インド	-	-
インフォシス・アメリカズ・インク(インフォシ ス・アメリカズ)(2)	米国	100%	100%
インフォシスBPO s.r.o(3)	チェコ共和国	99.98%	99.98%
インフォシスBPO(ポーランド)Sp Z.o.o.(3)	ポーランド	99.98%	99.98%
インフォシスBPO S.DE R.L. DE.C.V(3)(11)	メキシコ	-	-
インフォシスMcCamishシステムズLLC(3)	米国	99.98%	99.98%
ポートランド・グループ・ピーティーワイ・ リミテッド(3)	オーストラリア	99.98%	99.98%
ポートランド・プロキュアメント・サービシズ ・ピーティーワイ・リミテッド(7)	オーストラリア	-	99.98%
インフォシス・テクノロジーズ(オーストラリア) ピーティーワイ・リミテッド(インフォシス・オー ストラリア)(4)	オーストラリア	100%	100%
EdgeVerve Systems Limited (EdgeVerve) (10)	インド	100%	100%
ロードストーン・ホールディングAG(インフォシ ス・ロードストーン)	スイス	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ (カナダ) インク(5)(9)	カナダ	-	-
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ・ インク(5)	米国	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ・ ピーティーワイ・リミテッド(5)	オーストラリア	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツAG (5)	スイス	100%	100%
ロードストーン・オーグメンティスAG(8)	スイス	100%	100%
Hafner Bauer & Ödman GmbH(5)	スイス	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ (ベルギー) S.A. (6)	ベルギー	99.90%	99.90%

ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ GmbH(5)	ドイツ	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ ・ピーティーイー・リミテッド(5)	シンガポール	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ SAS(5)	フランス	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ s.r.o.(5)	チェコ共和国	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ GmbH(5)	オーストリア	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ・ カンパニー・リミテッド(5)	中国	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ・ リミテッド(5)	英国	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ B.V.(5)	オランダ	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ Ltda.(6)	ブラジル	99.99%	99.99%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ Sp. z.o.o.(5)	ポーランド	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ・ ポルトガル・ウニペッソアル・リミタダ(5)	ポルトガル	100%	100%
S.C.ロードストーン・マネジメント・コンサルタン ツS.R.L.(5)	ルーマニア	100%	100%
ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツ S.R.L.(5)	アルゼンチン	100%	100%
インフォシス・カナダ・パブリック・サービシズ・ リミテッド(12)(13)	カナダ	-	-
インフォシス・ノバ・ホールディングスLLC (イン フォシス・ノバ) (14)	米国	100%	-
パナヤ・インク(パナヤ)(15)	米国	100%	-
パナヤ・リミテッド(16)	イスラエル	100%	-
パナヤGmbh(16)	ドイツ	100%	-
パナヤ・ピーティーワイ・リミテッド(16)	オーストラリア	-	-
パナヤ・ジャパン・カンパニー・リミテッド(16)	日本	100%	-

- (1)カルナタカ高等裁判所は、インフォシス・コンサルティング・インディア・リミテッド (ICIL) の当社との合併計画を、2012年1月12日を指定日、2013年8月23日を効力発生日として承認した。
- (2)2013年6月25日付で設立された。
- (3)インフォシスBPOの完全所有子会社。
- (4)清算中。
- (5)ロードストーン・ホールディングAGの完全所有子会社。
- (6)ロードストーン・ホールディングAGの過半数所有支配子会社。
- (7)ポートランド・グループ・ピーティーワイ・リミテッドの完全所有子会社。2014年5月14日付で清算された。
- (8) ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツAGの完全所有子会社。
- (9)2013年12月31日付で清算された。
- (10)2014年2月14日付で設立された。注2.3参照。
- (11)2014年2月14日付で設立された。

- (12)インフォシス・パブリック・サービシズ・インクの完全所有子会社。
- (13)2014年12月19日付で設立された。
- (14)2015年1月23日付で設立された。
- (15) 当社は、2015年3月5日付でパナヤ・インクの議決権付持分100%を取得した。注2.3参照。
- (16)パナヤ・インクの完全所有子会社。

2013年3月31日終了年度において、インフォシス・オーストラリアは、その持株会社である当社に15百万米ドルの配当を支払い、かかる受取配当に対する税金は2百万米ドルであった。

2015年3月31日終了年度および2014年3月31日終了年度において、インフォシスBPO(ポーランド)Sp.Z.o.o.は、その持株会社であるインフォシスBPOにそれぞれ4百万米ドルの配当を支払い、かかる受取配当に対する税金はそれぞれ1百万米ドルであった。

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度において、ロードストーン・マネジメント・コンサルタンツAGは、その持株会社であるロードストーン・ホールディングAGにそれぞれ1百万米ドル、8百万米ドルおよび12百万米ドルの配当を支払い、かかる受取配当に対する税金はゼロであった。

当社は、子会社が締結した一定の契約の履行に保証を提供している。

関連会社の一覧を以下に掲げる。

		3月31日現在0	D持分
項目	国	2015年	 2014年
DWA ノバLLC(1)	インド	20%	-

(1)インフォシス・ノバ・ホールディングスLLCの関連会社。以下の注を参照されたい。

その他の関連当事者の一覧を以下に掲げる。

項目	国	関係の内容
インフォシス・リミテッド 従業員グラチュイティー信託基金	インド	当社の退職後給付制度
インフォシス・リミテッド 従業員積立信託基金	インド	当社の退職後給付制度
インフォシス・リミテッド 従業員老齢退職年金信託基金	インド	当社の退職後給付制度
インフォシスBPOリミテッド 従業員老齢退職年金信託基金	インド	インフォシスBPOの退職後給付制度
インフォシスBPOリミテッド 従業員グラチュイティー信託基金	インド	インフォシスBPOの退職後給付制度
EdgeVerve Systems Limited 従業員グラチュイティー信託基金	インド	EdgeVerveの退職後給付制度
EdgeVerve Systems Limited 従業員老齢退職年金信託基金	インド	EdgeVerveの退職後給付制度
インフォシス・リミテッド 従業員福利厚生信託	インド	被支配信託
インフォシス科学基金	インド	被支配信託

上記の退職後給付制度との取引に関する情報については、注2.11を参照されたい。

関連会社の持分取得取引

(単位:百万米ドル)

項目	2015年 3 月31日終了年度
財務取引	
DWAノバへの投資(*)	15
	15

(*) 2015年3月31日終了年度中に、当グループは、DWAノバLLCに対する持分20%を15百万米ドルの現金対価で取得した。当社は、ドリームワークス・アニメーション(DWA)と共に新会社を設立するためにかかる投資を行った。新会社であるDWAノバLLCは、物的消費財の設計、製造、販売または流通に従事する会社向けにエンド・ツー・エンドのデジタル・マニュファクチャリング能力を提供するために画像生成技術を開発し、製品化する計画である。

主要な役員との取引

取締役および執行役員からなる主要な役員への報酬を下表に示す。

(単位:百万米ドル)

	3月31日終了年度			
	2015年	2014年	2013年	
常勤の取締役および執行役員に対する給与 およびその他従業員給付(1)(2)	5	10	7	
非業務執行 / 独立取締役に対する報酬およびその他給付	2	2	2	
合計	7	12	9	

- (1)執行委員会は2014年4月1日に解散し、同日付で執行役員が任命された。
- (2) 1 百万米ドル未満の株式報酬費用を含む。

2.19 セグメント報告

IFRS第8号は、公開企業がその事業セグメントならびに、製品とサービス、地域および主要顧客に関連する情報を報告する際の基準を規定している。当社の経営活動は、主として、顧客の業務成績の改善を可能とするエンド・ツー・エンドのビジネス・ソリューションを提供することである。2014年3月31日終了年度中に、当社は、既存顧客との関係の促進ならびにサービスの差別化および営業上の機動性による市場シェアの拡大を重視する姿勢を強化するために事業部門の再編を実施した。社内の再編後、IFRS第8号「事業セグメント」に定義される「マネジメント・アプローチ」に基づく報告事業セグメントにおいて変更がなされた。最高経営意思決定者は、業種別セグメントおよび地域別セグメント毎の様々な業績指標の分析に基づき、当社の実績を評価し、経営資源の配分を行っている。従って、情報は業種別セグメントと地域別セグメントの双方で表示されている。財務書類の作成に当たり適用されている会計基準は、重要な会計方針に記載されているとおり、各セグメントにおける収益および費用の計上の際にも首尾一貫して適用されている。

当社の業種別セグメントは、(i)(成長市場外の)顧客の業種および(ii)成長市場における複数の業種にわたる顧客のプレゼンスに基づいて決定される。当社の主要な業種別セグメントは、金融サービスおよび保険業(FSI)、製造業(MFG)、エネルギー、公益事業、通信およびサービス業(ECS)、小売、消費財および物流(RCL)ならびにライフサイエンスおよびヘルスケア(LSH)に従事する会社、ならびにアジア太平洋地域(APAC)およびアフリカに所在する会社からなる成長市場(GMU)の会社で構成されている。FSIの報告セグメントは、金融サービス事業セグメントと保険事業セグメントを含む合計となっており、また、ECS報告セグメントは、エネルギー、通信およびサービス事業セグメントと資源および公益事業セグメントを含む合計となっている。地域別セグメントは、当該地域で発生し、オンサイトおよびオフショアの双方から引き渡される業務に基づいている。北米は、米国、カナダおよびメキシコで構成され、ヨーロッパには、ヨーロッパ大陸(東西双方を含む。)、アイルランドおよび英国が含まれ、その他には、上記の地域およびインドを除くすべての地域が含まれる。上記の報告事業セグメントの構成の変更に伴い、2013年度の比較数値は修正再表示されている。

セグメント別の収益および識別可能な営業費用は、セグメントを個別に特定できる項目に基づき分類している。セグメントの配賦費用には、当社のオフショアのソフトウェア開発センターからのサービス提供に係る費用およびオンサイトの費用が含まれており、各セグメントに関連する収益に基づき分類されている。費用全体の重要な部分を占める減価償却費などの一定の費用は、その発生の基となる資産が各セグメント間で相互に使用されているため、特定のセグメントに配賦することができない。経営者は、かかる費用についてのセグメント別開示は実際的でないと判断しているため「配賦不能費用」として別途開示し、当社の利益全体に対して調整している。

当社の事業活動において使用されている資産および負債は、各セグメント間において相互に使用されているため、いずれの報告セグメントにも直接関連づけられない。経営者は、資産合計および負債合計についてのセグメント開示は、有意なデータの抽出に過大な負担を要するため、現時点では実際的ではないと考えている。

地域別および業種別セグメント収益の情報は、請求またはその他の収益認識基準に基づいた顧客別収益情報と照合されている。

2.19.1 業種別セグメント

(単位:百万米ドル)

FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	<u>合計</u>
2,544	1,917	1,401	1,417	585	847	8,711
1,197	977	670	642	293	410	4,189
589	467	340	345	142	206	2,089
758	473	391	430	150	231	2,433
						175
						2,258
						560
						-
						2,818
						805
						2,013
						175
						-
	2,544 1,197 589	2,544 1,917 1,197 977 589 467	2,544 1,917 1,401 1,197 977 670 589 467 340	2,544 1,917 1,401 1,417 1,197 977 670 642 589 467 340 345	2,544 1,917 1,401 1,417 585 1,197 977 670 642 293 589 467 340 345 142	2,544 1,917 1,401 1,417 585 847 1,197 977 670 642 293 410 589 467 340 345 142 206

(単位:百万米ドル)

2014年3月31日終了年							
度	FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	<u>合計</u>
収益	2,419	1,785	1,305	1,373	559	808	8,249
識別可能な営業費用	1,109	916	592	650	291	371	3,929
配賦費用	595	465	340	358	146	211	2,115
セグメント利益	715	404	373	365	122	226	2,205
配賦不能費用							226
営業利益							1,979
その他の収益(純額)							440
税引前利益							2,419
法人税費用							668
当期純利益							1,751
 減価償却費および償却 費							226
減価償却費および償却 費を除く非現金費用							-

2013年 3 月31日終了年 度	FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	合計
収益	2,244	1,532	1,176	1,256	434	756	7,398
識別可能な営業費用	980	737	543	546	201	344	3,351
配賦費用	567	405	311	332	115	200	1,930

___ 有価証券報告書

セグメント利益	697	390	322	378	118	212	2,117
配賦不能費用							208
営業利益							1,909
その他の収益 (純額)							433
税引前利益		-					2,342
法人税費用							617
当期純利益							1,725
 減価償却費および償却 費							207
減価償却費および償却 費を除く非現金費用							1

2.19.2 地域別セグメント

(単位:百万米ドル)

2015年 3 月31日終了年度	北米	ヨーロッパ	インド	その他	合計
収益	5,357	2,097	209	1,048	8,711
識別可能な営業費用	2,558	1,028	115	488	4,189
配賦費用	1,303	508	44	234	2,089
セグメント利益	1,496	561	50	326	2,433
配賦不能費用					175
営業利益					2,258
その他の収益 (純額)					560
関連会社の損益に対する持分					_
税引前利益					2,818
法人税費用					805
当期純利益					2,013
減価償却費および償却費					175
減価償却費および償却費を除く 非現金費用					<u>-</u>

2014年 3 月31日終了年度	北米	ヨーロッパ	インド	その他	合計
収益	5,005	2,015	213	1,016	8,249
識別可能な営業費用	2,385	990	109	445	3,929
配賦費用	1,318	512	46	239	2,115
セグメント利益	1,302	513	58	332	2,205
配賦不能費用					226
営業利益					1,979
その他の収益 (純額)					440
税引前利益					2,419
法人税費用					668
当期純利益					1,751
減価償却費および償却費					226
減価償却費および償却費を除く 非現金費用					-

(単位:百万米ドル)

2013年 3 月31日終了年度	北米	ヨーロッパ	インド	その他	合計
収益	4,601	1,713	154	930	7,398
識別可能な営業費用	2,065	786	91	409	3,351
配賦費用	1,216	448	35	231	1,930
セグメント利益	1,320	479	28	290	2,117
配賦不能費用					208
営業利益					1,909
その他の収益(純額)					433
税引前利益					2,342
法人税費用					617
当期純利益					1,725
減価償却費および償却費					207
減価償却費および償却費を除く 非現金費用					1

当社は、2015年4月1日付で、デリバリーのイノベーションという目標を支援するためにセグメントを再編した。かかる構成は、顧客企業ごとの多層的なテクノロジーの消費方法を反映するサービスを提供する一助となるであろう。かかる内部再編の結果、アジア太平洋地域(APAC)およびアフリカに所在する会社からなる成長市場(GMU)は、他の垂直部門全体に組み込まれた。

2.19.3 重要な顧客

2015年、2014年および2013年3月31日終了年度において、単独で収益の10%を超える顧客は存在しなかった。

2.20 訴訟

2011年に、米国国土安全保障省(以下「DHS」)は、米国で就労している当社従業員について、フォームI-9にかかる当社の使用者としての適格性を審査した。かかる審査に関連して、当社は、フォームI-9の相当な割合に誤りが発見されたことを告げられた。

2013年10月30日、当社は上記事項について和解し、米国検事局、DHSおよび米国国務省(以下「国務省」といい、米国検事局およびDHSと併せて、以下「米国当局」と総称する。)との間で和解契約(以下「和解契約」)を締結した。

和解契約において、当社は、米国当局によるすべての申立て(ただし、当社が2010年および2011年に米国において当社の外国籍従業員の多くについて、法律により要求される正確なフォームI-9の記録を維持しておらず、かかる不履行が一定の法律の民事上の違反を構成するとの申立てを除く。)を否認し、かかる申立てについて争った。

2014年3月31日終了年度に、当社は和解契約の対象であった事項に関連して、和解契約関連の請求額35百万米ドル(法務費用を含む。)を計上した。当該金額は、2013年12月31日より前に支払われた。

さらに、当社は、通常業務において発生する法的手続きおよび請求の当事者となることがある。当社の経営陣は、かかる法的行為が、最終的に解決し、決定された時点で、当社の経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼすことはないと合理的に予想している。

2.21 企業の社会的責任(以下「CSR」)

2015年3月31日終了年度の一般管理費には、CSRのためのインフォシス財団への寄付金が含まれる。インドの2013年会社法第135条の要件に応じて、当社はCSR委員会を設置した。CSR活動の分野は、飢餓および栄養失調の撲滅、教育、芸術および文化の推進、医療、貧困者の保護および回復ならびに農村部の開発プロジェクトである。かかる資金は主に信託財産に配分され、年間を通じて、インドの2013年会社法別紙 に規定されるかかる活動に用いられた。

附属明細表:スケジュール

(1933年証券法および1934年証券取引所法 規則S-X-17、210.5-04(c)のスケジュール)

評価勘定および該当勘定

売上債権に対する貸倒引当金

摘要	期首残高	換算差額	当期繰入額	戻入額	期末残高
2015年度	36	(4)	29	(2)	59
2014年度	17	-	23	(4)	36
2013年度	17	(3)	7	(4)	17



Infosys Limited and subsidiaries

Non-current liabilities

Consolidated Balance Sheets as of March 31,

(Dollars in millions except equity share data)

	Note	2015	2014
ASSETS	-		
Current assets			
Cash and cash equivalents	2.1	4,859	4,331
Available-for-sale financial assets	2.2	140	367
Investment in certificates of deposit		-	143
Trade receivables		1,554	1,394
Unbilled revenue		455	469
Prepayments and other current assets	2.4	527	440
Derivative financial instruments	2.7	16	36
Total current assets		7,551	7,180
Non-current assets			
Property, plant and equipment	2.5	1,460	1,316
Goodwill	2.6	495	360
Intangible assets	2.6	102	57
Investment in associate		15	_
Available-for-sale financial assets	2.2	215	208
Deferred income tax assets	2.16	85	110
Income tax assets	2.16	654	254
Other non-current assets	2.4	38	37
Total non-current assets		3,064	2,342
Total assets		10,615	9,522
LIABILITIES AND EQUITY			
Current liabilities			
Trade payables		22	29
Derivative financial instruments		-	_
Current income tax liabilities	2.16	451	365
Client deposits		4	6
Unearned revenue		168	110
Employee benefit obligations		171	159
Provisions	2.8	77	63
Other current liabilities	2.9	927	792
Total current liabilities		1,820	1,524

Deferred income tax liabilities	2.16	25	11
Other non-current liabilities	2.9	8	54
Total liabilities		1,853	1,589
Equity			
Share capital - ₹5/- (\$0.16) par value 1,200,000,000 (600,000,000)		
authorized equity shares, issued and outstanding 1	,142,805,132		
(571,402,566) equity shares, net of 5,667,200 (2,833,	600) treasury		
shares each as of March 31, 2015 (March 31, 2014), re	espectively.	109	64
Share premium		659	704
Retained earnings		10,090	8,892
Other components of equity		(2,096)	(1,727)
Total equity attributable to equity holders of the cor	mpany	8,762	7,933
Non-controlling interests		-	-
Total equity		8,762	7,933
Total liabilities and equity		10,615	9,522
	2.5, 2.8,		
Commitments and contingent liabilities	and 2.16		

The accompanying notes form an integral part of the consolidated financial statements.

Infosys Limited and subsidiaries

Consolidated Statements of Comprehensive Income for the years ended March 31,

(Dollars in millions except equity share and per equity share data)

	Note	2015	2014	2013
Revenues		8,711	8,249	7,398
Cost of sales		5,374	5,292	4,637
Gross profit		3,337	2,957	2,761
Operating expenses:				
Selling and marketing expenses		480	431	373
Administrative expenses		599	547	479
Total operating expenses		1,079	978	852
Operating profit		2,258	1,979	1,909
Other income, net	2.13	560	440	433
Share in associate's profit / (loss)		-	-	-
Profit before income taxes		2,818	2,419	2,342
Income tax expense	2.16	805	668	617
Net profit	_	2,013	1,751	1,725
Other comprehensive income				
Items that will not be reclassified to profit or loss:				
Remeasurements of the net defined benefit liability2.	11 and			
asset	2.16	(8)	_	_
Items that may be reclassified subsequently to				
profit or loss:				
Fair value changes on available-for-sale financial 2	.2 and			
assets	2.16	14	(17)	1
Exchange differences on translation of foreign				
operations		(375)	(616)	(404)
Total other comprehensive income, net of tax		(369)	(633)	(403)
Total comprehensive income		1,644	1,118	1,322
Profit attributable to:				
Owners of the company		2,013	1,751	1,725
Non-controlling interests		-	-	-
		2,013	1,751	1,725
Total comprehensive income attributable to:		·		
Owners of the company		1,644	1,118	1,322
Non-controlling interests		-	_	-
		1,644	1,118	1,322
Earnings per equity share				
Basic (\$)		1.76	1.53	1.51
Diluted (\$)		1.76	1.53	1.51
Weighted average equity shares used in				
computing earnings per equity share	2.17			
Basic		1,142,805,132	1,142,805,132	1,142,798,476
Diluted		1,142,821,470	1,142,805,132	1,142,800,182

The accompanying notes form an integral part of the consolidated financial statements.

Consolidated Statements of Changes in Equity

(Dollars in millions except equity share data)

	Shares (*)	Share	ShareR	etained	Other	Total
		capitalp	remiume	arningsco	mponents	equity
					of equitya	ttributable
						to equity
					1	holders of
						the
						company
Balance as of April 1, 2012	571,396,401	64	703	6,509	(700)	6,576
Changes in equity for the year ended			i de la companya de			
March 31, 2013						
Shares issued on exercise of employee						
stock options (Refer to Note 2.15)	6,165	-	1	-	-	1
Dividends (including corporate dividend tax)	-	-	_	(568)	-	(568)
Fair value changes on available-for-sale						
financial assets, net of tax effect (Refer to						
Note 2.2 and 2.16)	_	_	_	_	1	1
Net profit	-	-	_	1,725	-	1,725
Exchange differences on translation of						
foreign operations	_	-	_	_	(404)	(404)
Balance as of March 31, 2013	571,402,566	64	704	7,666	(1,103)	7,331
Changes in equity for the year ended March 31, 2014						
Remeasurement of the net defined						
benefit liability / asset, net of tax effect						
(Refer to Note 2.11 and 2.16)	-	-	-	-	-	-
Dividends (including corporate dividend						
tax)	-	-	_	(519)	-	(519)
Change in accounting policy - Adoption of						
Revised IAS 19 (Refer to Note 2.11)	_	-	_	(6)	9	3
Fair value changes on available-for-sale						
financial assets, net of tax effect (Refer to						
Note 2.2 and 2.16)	-	-	_	_	(17)	(17)
Net profit	_	-	-	1,751	-	1,751

Exchange differences on translation of

foreign operations	-	-	_	_	(616)	(616)
Balance as of March 31, 2014	571,402,566	64	704	8,892	(1,727)	7,933
Changes in equity for the year ended	ı					
March 31, 2015						
Increase in share capital on account of	ı					
bonus issue#(Refer to Note 2.12)	571,402,566	45	-	-	-	45
Amount utilized for bonus issue# (Refer to						
Note 2.12)	_	-	(45)	-	-	(45)
Remeasurement of the net defined	l .					
benefit liability / asset, net of tax effect	ı					
(Refer to Note 2.11 and 2.16)	-	-	-	-	(8)	(8)
Dividends (including corporate dividend	I					
tax)	_	_	-	(815)	-	(815)
Fair value changes on available-for-sale						
financial assets, net of tax effect (Refer to	-	-	-	-	14	14
Note 2.2 and 2.16)						
Net profit	_	-	-	2,013	-	2,013
Exchange differences on translation of	l					
foreign operations	-	-	-	-	(375)	(375)
Balance as of March 31, 2015	1,142,805,132	109	659	10,090	(2,096)	8,762

^{*} net of treasury shares

The accompanying notes form an integral part of the consolidated financial statements

excludes treasury shares of 5,667,200 as of March 31, 2015 and 2,833,600 each as of March 31, 2014, March 31, 2013 and April 1, 2012, held by consolidated trust.

Infosys Limited and subsidiaries

Payment on acquisition of intangible assets

Investment in associate

Consolidated Statements of Cash Flows for the years ended March 31,

(Dollars in millions) 2015 2014 Note 2013 Operating activities: 2,013 Net profit 1,751 1,725 Adjustments to reconcile net profit to net cash provided by operating activities: Depreciation and amortization 2.5 and 2.6 175 226 207 Income on available-for-sale financial assets and (48)(44)(45)certificates of deposit Income tax expense 2.16 805 668 617 Effect of exchange rate changes on assets and liabilities 15 8 4 Deferred purchase price 2.3 41 31 10 (5) Reversal of contingent consideration Provisions for doubtful trade receivable 29 23 7 Other adjustments 12 8 16 Changes in working capital (240)(188)Trade receivables (232)Prepayments and other assets (81)(60)(83)Unbilled revenue (62)(87) (6) Trade payables (3)5 23 Client deposits 4 (2) Unearned revenue 45 49 (27)82 Other liabilities and provisions 103 350 2,858 2,341 Cash generated from operations 2,641 Income taxes paid 2.16 (1,102)(638)(603)Net cash provided by operating activities 1,756 2,003 1,738 Investing activities: Expenditure on property, plant and equipment, net of sale proceeds, including changes in retention 2.5 and money and capital creditors 2.9 (367)(451)(382)

(15)

(2)

Payment for acquisition of business, net of cash				
acquired		(206)	-	(213)
Loans to employees		(1)	(4)	(11)
Deposits placed with corporation		(22)	(37)	(45)
Income from available-for-sale financial assets and		54	33	41
certificates of deposit		54	33	41
Investment in quoted debt securities			(154)	(69)
Investment in certificates of deposit		-	(210)	_
Redemption of certificates of deposit		135	74	67
Investment in liquid mutual funds		(3,901)	(3,731)	(4,029)
Redemption of liquid mutual funds		4,098	3,681	3,716
Investment in fixed maturity plan securities		(5)	(24)	-
Redemption in fixed maturity plan securities		25		Seesses .
Net cash used in investing activities		(205)	(823)	(927)
Financing activities:				
Proceeds from issuance of common stock on				
exercise of employee stock options		-	-	1
Repayment of borrowings taken over from Lodestone		-	-	(16)
Payment of dividends (including corporate dividend				
tax)		(815)	(519)	(568)
Net cash used in financing activities		(815)	(519)	(583)
Effect of exchange rate changes on cash and cash				
equivalents		(208)	(351)	(254)
Net increase in cash and cash equivalents		736	661	228
Cash and cash equivalents at the beginning	2.1	4,331	4,021	4,047
Cash and cash equivalents at the end	2.1	4,859	4,331	4,021
Supplementary information:				
Restricted cash balance	2.1	58	53	56

The accompanying notes form an integral part of the consolidated financial statements

Notes to the Consolidated Financial Statements

1. Company Overview and Significant Accounting Policies

1.1 Company overview

Infosys is a global leader in consulting, technology, outsourcing and next-generation services. Along with its subsidiaries, Infosys provides Business IT services (comprising application development and maintenance, independent validation, infrastructure management, engineering services comprising product engineering and lifecycle solutions and business process management); Consulting and systems integration services (comprising consulting, enterprise solutions, systems integration and advanced technologies); Products, business platforms and solutions to accelerate intellectual property-led innovation including FinacleTM, our banking solution; and offerings in the areas of Analytics, Cloud, and Digital Transformation.

Infosys together with its subsidiaries is herein after referred to as the "Group".

The company is a public limited company incorporated and domiciled in India and has its registered office at Bangalore, Karnataka, India. The company has its primary listings on the BSE Limited and National Stock Exchange in India. The company's American Depositary Shares representing equity shares are also listed on the New York Stock Exchange (NYSE), NYSE Euronext London and NYSE Euronext Paris.

The Group's consolidated financial statements were authorized for issue by the company's Board of Directors on May 20, 2015.

1.2 Basis of preparation of financial statements

These consolidated financial statements have been prepared in compliance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board, under the historical cost convention on the accrual basis except for certain financial instruments and prepaid gratuity benefits which have been measured at fair values. Accounting policies have been applied consistently to all periods presented in these consolidated financial statements.

1.3 Basis of consolidation

Infosys consolidates entities which it owns or controls. The consolidated financial statements comprise the financial statements of the company, its controlled trusts and its subsidiaries as disclosed in Note 2.18. Control exists when the parent has power over the entity, is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns by using its power over the entity. Power

is demonstrated through existing rights that give the ability to direct relevant activities, those which significantly affect the entity's returns. Subsidiaries are consolidated from the date control commences until the date control ceases.

The financial statements of the Group companies are consolidated on a line-by-line basis and intra-group balances and transactions including unrealized gain / loss from such transactions are eliminated upon consolidation. These financial statements are prepared by applying uniform accounting policies in use at the Group. Non-controlling interests which represent part of the net profit or loss and net assets of subsidiaries that are not, directly or indirectly, owned or controlled by the company, are excluded.

Associates are entities over which the group has significant influence but not control. Investments in associates are accounted for using the equity method. The investment is initially recognized at cost, and the carrying amount is increased or decreased to recognize the investor's share of the profit or loss of the investee after the acquisition date. The group's investment in associates includes goodwill identified on acquisition.

1.4 Use of estimates

The preparation of the financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates, judgments and assumptions. These estimates, judgments and assumptions affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets and liabilities, the disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and reported amounts of revenues and expenses during the period. Application of accounting policies that require critical accounting estimates involving complex and subjective judgments and the use of assumptions in these financial statements have been disclosed in Note 1.5. Accounting estimates could change from period to period. Actual results could differ from those estimates. Appropriate changes in estimates are made as management becomes aware of changes in circumstances surrounding the estimates. Changes in estimates are reflected in the financial statements in the period in which changes are made and, if material, their effects are disclosed in the notes to the consolidated financial statements

1.5 Critical accounting estimate

a. Revenue recognition

The Group uses the percentage-of-completion method in accounting for its fixed-price contracts. Use of the percentage-of-completion method requires the group to estimate the efforts or costs expended to date as a proportion of the total efforts or costs to be expended. Efforts or costs expended have been used to measure progress towards completion as there is a direct relationship between input and productivity. Provisions for

estimated losses, if any, on uncompleted contracts are recorded in the period in which such losses become probable based on the expected contract estimates at the reporting date.

b. Income taxes

The company's two major tax jurisdictions are India and the U.S., though the company also files tax returns in other overseas jurisdictions. Significant judgments are involved in determining the provision for income taxes, including amount expected to be paid/recovered for uncertain tax positions. Also refer to Note 2.16.

c. Business combinations and intangible assets

Business combinations are accounted for using IFRS 3 (Revised), Business Combinations. IFRS 3 requires the identifiable intangible assets and contingent consideration to be fair valued in order to ascertain the net fair value of identifiable assets, liabilities and contingent liabilities of the acquiree. Significant estimates are required to be made in determining the value of contingent consideration and intangible assets. These valuations are conducted by independent valuation experts.

d. Property, plant and equipment

Property, plant and equipment represent a significant proportion of the asset base of the Group. The charge in respect of periodic depreciation is derived after determining an estimate of an asset's expected useful life and the expected residual value at the end of its life. The useful lives and residual values of the Group's assets are determined by management at the time the asset is acquired and reviewed periodically, including at each financial year end. The lives are based on historical experience with similar assets as well as anticipation of future events, which may impact their life, such as changes in technology.

e. Impairment of Goodwill

Goodwill is tested for impairment on an annual basis and whenever there is an indication that the recoverable amount of a cash generating unit is less than its carrying amount based on a number of factors including operating results, business plans, future cash flows and economic conditions. The recoverable amount of cash generating units is determined based on higher of value-in-use and fair value less cost to sell. The goodwill impairment test is performed at the level of the cash-generating unit or groups of cash-generating units which are benefitting from the synergies of the acquisition and which represents the lowest level at which goodwill is monitored for internal management purposes.

Market related information and estimates are used to determine the recoverable amount. Key assumptions on which management has based its determination of recoverable amount include estimated long term growth

rates, weighted average cost of capital and estimated operating margins. Cash flow projections take into account past experience and represent management's best estimate about future developments.

1.6 Revenue recognition

The company derives revenues primarily from software related services and from the licensing of software products. Arrangements with customers for software related services are either on a fixed-price, fixed-timeframe or on a time-and-material basis.

Revenue on time-and-material contracts are recognized as the related services are performed and revenue from the end of the last billing to the balance sheet date is recognized as unbilled revenues. Revenue from fixed-price, fixed-timeframe contracts, where there is no uncertainty as to measurement or collectability of consideration, is recognized as per the percentage-of-completion method. When there is uncertainty as to measurement or ultimate collectability, revenue recognition is postponed until such uncertainty is resolved. Efforts or costs expended have been used to measure progress towards completion as there is a direct relationship between input and productivity. Provisions for estimated losses, if any, on uncompleted contracts are recorded in the period in which such losses become probable based on the current contract estimates. Costs and earnings in excess of billings are classified as unbilled revenue while billings in excess of costs and earnings are classified as unearned revenue. Maintenance revenue is recognized ratably over the term of the underlying maintenance arrangement.

In arrangements for software development and related services and maintenance services, the company has applied the guidance in IAS 18, Revenue, by applying the revenue recognition criteria for each separately identifiable component of a single transaction. The arrangements generally meet the criteria for considering software development and related services as separately identifiable components. For allocating the consideration, the company has measured the revenue in respect of each separable component of a transaction at its fair value, in accordance with principles given in IAS 18. The price that is regularly charged for an item when sold separately is the best evidence of its fair value. In cases where the company is unable to establish objective and reliable evidence of fair value for the software development and related services, the company has used a residual method to allocate the arrangement consideration. In these cases the balance of the consideration, after allocating the fair values of undelivered components of a transaction has been allocated to the delivered components for which specific fair values do not exist.

License fee revenues are recognized when the general revenue recognition criteria given in IAS 18 are met. Arrangements to deliver software products generally have three elements: license, implementation and Annual Technical Services (ATS). The company has applied the principles given in IAS 18 to account for revenues from these multiple element arrangements. Objective and reliable evidence of fair value has been established for ATS. Objective and reliable evidence of fair value is the price charged when the element is sold separately. When other services are provided in conjunction with the licensing arrangement and objective and reliable evidence of their fair values have been established, the revenue from such contracts are allocated to each component of the contract in a manner, whereby revenue is deferred for the undelivered services and the residual amounts are recognized as revenue for delivered elements. In the absence of objective and reliable evidence of fair value for implementation, the entire arrangement fee for license and implementation is recognized using the percentage-of-completion method as the implementation is performed. Revenue from client training, support and other services arising due to the sale of software products is recognized as the services are performed. ATS revenue is recognized ratably over the period in which the services are rendered.

Advances received for services and products are reported as client deposits until all conditions for revenue recognition are met.

The company accounts for volume discounts and pricing incentives to customers as a reduction of revenue based on the ratable allocation of the discounts/ incentives amount to each of the underlying revenue transaction that results in progress by the customer towards earning the discount/ incentive. Also, when the level of discount varies with increases in levels of revenue transactions, the company recognizes the liability based on its estimate of the customer's future purchases. If it is probable that the criteria for the discount will not be met, or if the amount thereof cannot be estimated reliably, then discount is not recognized until the payment is probable and the amount can be estimated reliably. The company recognizes changes in the estimated amount of obligations for discounts in the period in which the change occurs. The discounts are passed on to the customer either as direct payments or as a reduction of payments due from the customer.

The company presents revenues net of value-added taxes in its statement of comprehensive income.

1.7 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation and impairment, if any. Costs directly attributable to acquisition are capitalized until the property, plant and equipment are ready for use, as intended by management. The group depreciates property, plant and equipment over their estimated useful lives using the straight-line method. The estimated useful lives of assets are as follows:

Buildings	22 - 25 years
Plant and machinery	5 years
Computer equipment	3-5 years
Furniture and fixtures	5 years
Vehicles	5 years

Depreciation methods, useful lives and residual values are reviewed periodically, including at each financial year end. (Refer to note 2.5)

Advances paid towards the acquisition of property, plant and equipment outstanding at each balance sheet date and the cost of assets not put to use before such date are disclosed under 'Capital work-in-progress'. Subsequent expenditures relating to property, plant and equipment is capitalized only when it is probable that future economic benefits associated with these will flow to the Group and the cost of the item can be measured reliably. Repairs and maintenance costs are recognized in net profit in the statement of comprehensive income when incurred. The cost and related accumulated depreciation are eliminated from the financial statements upon sale or retirement of the asset and the resultant gains or losses are recognized in net profit in the statement of comprehensive income. Assets to be disposed of are reported at the lower of the carrying value or the fair value less cost to sell.

1.8 Business combinations

Business combinations have been accounted for using the acquisition method under the provisions of IFRS 3 (Revised), Business Combinations.

The cost of an acquisition is measured at the fair value of the assets transferred, equity instruments issued and liabilities incurred or assumed at the date of acquisition, which is the date on which control is transferred to the Group. The cost of acquisition also includes the fair value of any contingent consideration. Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured initially at their fair value on the date of acquisition.

Business combinations between entities under common control is outside the scope of IFRS 3 (Revised), Business Combinations and is accounted for at carrying value.

Transaction costs that the Group incurs in connection with a business combination such as finders' fees, legal fees, due diligence fees, and other professional and consulting fees are expensed as incurred.

1.9 Goodwill

Goodwill represents the cost of business acquisition in excess of the Group's interest in the net fair value of identifiable assets, liabilities and contingent liabilities of the acquiree. When the net fair value of the identifiable assets, liabilities and contingent liabilities acquired exceeds the cost of business acquisition, a gain is recognized immediately in net profit in the statement of comprehensive income. Goodwill is measured at cost less accumulated impairment losses.

1.10 Intangible assets

Intangible assets are stated at cost less accumulated amortization and impairment. Intangible assets are amortized over their respective individual estimated useful lives on a straight-line basis, from the date that they are available for use. The estimated useful life of an identifiable intangible asset is based on a number of factors including the effects of obsolescence, demand, competition, and other economic factors (such as the stability of the industry, and known technological advances), and the level of maintenance expenditures required to obtain the expected future cash flows from the asset. Amortization methods and useful lives are reviewed at each financial year end.

Research costs are expensed as incurred. Software product development costs are expensed as incurred unless technical and commercial feasibility of the project is demonstrated, future economic benefits are probable, the company has an intention and ability to complete and use or sell the software and the costs can be measured reliably. The costs which can be capitalized include the cost of material, direct labour, overhead costs that are directly attributable to preparing the asset for its intended use. Research and development costs and software development costs incurred under contractual arrangements with customers are accounted as cost of sales.

1.11 Financial instruments

Financial instruments of the Group are classified in the following categories: non-derivative financial instruments comprising of loans and receivables, available-for-sale financial assets and trade and other payables; derivative financial instruments under the category of financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss; share capital and treasury shares. The classification of financial instruments depends on the purpose for which those were acquired. Management determines the classification of its financial instruments at initial recognition. Regular way purchase and sale of financial assets are accounted for at trade date.

a. Non-derivative financial instruments

i) Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are presented as current assets, except for those maturing later than 12 months after the balance sheet date which are presented as non-current assets. Loans and receivables are measured initially at fair value plus transaction costs and subsequently carried at amortized cost using the effective interest method, less any impairment loss or provisions for doubtful accounts. Loans and receivables are represented by trade receivables, net of allowances for impairment, unbilled revenue, cash and cash

equivalents, prepayments, certificates of deposit, and other assets. Cash and cash equivalents comprise cash and bank deposits and deposits with corporations. The company considers all highly liquid investments with a remaining maturity at the date of purchase of three months or less and that are readily convertible to known amounts of cash to be cash equivalents. Certificates of deposit is a negotiable money market instrument for funds deposited at a bank or other eligible financial institution for a specified time period. For these financial instruments, the carrying amounts approximate fair value due to the short maturity of these instruments. Loans and receivables are reclassified to available-for-sale financial assets when the financial asset becomes quoted in an active market.

(ii) Available-for-sale financial assets

Available-for-sale financial assets are non-derivatives that are either designated in this category or are not classified in any of the other categories. Available-for-sale financial assets are recognized initially at fair value plus transactions costs. Subsequent to initial recognition these are measured at fair value and changes therein, other than impairment losses and foreign exchange gains and losses on available-for-sale monetary items are recognized directly in other comprehensive income. When an investment is derecognized, the cumulative gain or loss in other comprehensive income is transferred to net profit in the statement of comprehensive income. These are presented as current assets unless management intends to dispose of the assets after 12 months from the balance sheet date.

(iii) Trade and other payables

Trade and other payables are initially recognized at fair value, and subsequently carried at amortized cost using the effective interest method. For trade and other payables maturing within one year from the balance sheet date, the carrying amounts approximate fair value due to the short maturity of these instruments.

b. Derivative financial instruments

Financial assets or financial liabilities, at fair value through profit or loss.

This category has two sub-categories wherein, financial assets or financial liabilities are held for trading or are designated as such upon initial recognition. A financial asset is classified as held for trading if it is acquired principally for the purpose of selling in the short term. Derivatives are categorized as held for trading unless they are designated as hedges.

The group holds derivative financial instruments such as foreign exchange forward and option contracts to mitigate the risk of changes in exchange rates on foreign currency exposures. The counterparty for these contracts is generally a bank or a financial institution. Although the group believes that these financial

instruments constitute hedges from an economic perspective, they do not qualify for hedge accounting under IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement. Any derivative that is either not designated a hedge, or is so designated but is ineffective as per IAS 39, is categorized as a financial asset, at fair value through profit or loss.

Derivatives are recognized initially at fair value and attributable transaction costs are recognized in net profit in the statement of comprehensive income when incurred. Subsequent to initial recognition, derivatives are measured at fair value through profit or loss and the resulting exchange gains or losses are included in other income. Assets/ liabilities in this category are presented as current assets/current liabilities if they are either held for trading or are expected to be realized within 12 months after the balance sheet date.

c. Share capital and treasury shares

Ordinary Shares

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of new ordinary shares and share options are recognized as a deduction from equity, net of any tax effects.

Treasury Shares

When any entity within the Group purchases the company's ordinary shares, the consideration paid including any directly attributable incremental cost is presented as a deduction from total equity, until they are cancelled, sold or reissued. When treasury shares are sold or reissued subsequently, the amount received is recognized as an increase in equity, and the resulting surplus or deficit on the transaction is transferred to/ from share premium.

1.12 Impairment

a. Financial assets

The Group assesses at each balance sheet date whether there is objective evidence that a financial asset or a group of financial assets is impaired. A financial asset is considered impaired if objective evidence indicates that one or more events have had a negative effect on the estimated future cash flows of that asset. Individually significant financial assets are tested for impairment on an individual basis. The remaining financial assets are assessed collectively in groups that share similar credit risk characteristics.

(i) Loans and receivables

Impairment loss in respect of loans and receivables measured at amortized cost are calculated as the difference between their carrying amount, and the present value of the estimated future cash flows discounted at the original effective interest rate. Such impairment loss is recognized in net profit in the statement of comprehensive income.

(ii) Available-for-sale financial assets

Significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost and the disappearance of an active trading market for the security are objective evidence that the security is impaired. An impairment loss in respect of an available-for-sale financial asset is calculated by reference to its fair value and is recognized in net profit in the statement of comprehensive income. The cumulative loss that was recognized in other comprehensive income is transferred to net profit in the statement of comprehensive income upon impairment.

b. Non-financial assets

(i) Goodwill

Goodwill is tested for impairment on an annual basis and whenever there is an indication that goodwill may be impaired, relying on a number of factors including operating results, business plans and future cash flows. For the purpose of impairment testing, goodwill acquired in a business combination is allocated to the Group's cash generating units (CGU) or groups of CGU's expected to benefit from the synergies arising from the business combination. A CGU is the smallest identifiable group of assets that generates cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or group of assets. Impairment occurs when the carrying amount of a CGU including the goodwill, exceeds the estimated recoverable amount of the CGU. The recoverable amount of a CGU is the higher of its fair value less cost to sell and its value-in-use. Value-in-use is the present value of future cash flows expected to be derived from the CGU.

Total impairment loss of a CGU is allocated first to reduce the carrying amount of goodwill allocated to the CGU and then to the other assets of the CGU pro-rata on the basis of the carrying amount of each asset in the CGU. An impairment loss on goodwill is recognized in net profit in the statement of comprehensive income and is not reversed in the subsequent period.

(ii) Intangible assets and property, plant and equipment

Intangible assets and property, plant and equipment are evaluated for recoverability whenever events or changes in circumstances indicate that their carrying amounts may not be recoverable. For the purpose of impairment testing, the recoverable amount (i.e. the higher of the fair value less cost to sell and the

value-in-use) is determined on an individual asset basis unless the asset does not generate cash flows that are largely independent of those from other assets. In such cases, the recoverable amount is determined for the CGU to which the asset belongs.

If such assets are considered to be impaired, the impairment to be recognized in net profit in the statement of comprehensive income is measured by the amount by which the carrying value of the assets exceeds the estimated recoverable amount of the asset.

c. Reversal of impairment loss

An impairment loss for financial assets is reversed if the reversal can be related objectively to an event occurring after the impairment loss was recognized. An impairment loss in respect of goodwill is not reversed. In respect of other assets, an impairment loss is reversed if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount. The carrying amount of an asset other than goodwill is increased to its revised recoverable amount, provided that this amount does not exceed the carrying amount that would have been determined (net of any accumulated amortization or depreciation) had no impairment loss been recognized for the asset in prior years. A reversal of impairment loss for an asset other than goodwill and available-for-sale financial assets that are equity securities is recognized in net profit in the statement of comprehensive income. For available-for-sale financial assets that are equity securities, the reversal is recognized in other comprehensive income.

1.13 Fair value of financial instruments

In determining the fair value of its financial instruments, the group uses a variety of methods and assumptions that are based on market conditions and risks existing at each reporting date. The methods used to determine fair value include discounted cash flow analysis, available quoted market prices and dealer quotes. All methods of assessing fair value result in general approximation of value, and such value may never actually be realized.

For all other financial instruments, the carrying amounts approximate fair value due to the short maturity of those instruments. The fair value of securities, which do not have an active market and where it is not practicable to determine the fair values with sufficient reliability, are carried at cost less impairment.

1.14 Provisions

A provision is recognized if, as a result of a past event, the Group has a present legal or constructive obligation that is reasonably estimable, and it is probable that an outflow of economic benefits will be required

to settle the obligation. Provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a pre-tax rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the liability.

a. Post sales client support

The group provides its clients with a fixed-period post sales support for corrections of errors and telephone support on all its fixed-price, fixed-timeframe contracts. Costs associated with such support services are accrued at the time related revenues are recorded and included in cost of sales. The group estimates such costs based on historical experience and estimates are reviewed on a periodic basis for any material changes in assumptions and likelihood of occurrence.

b. Onerous contracts

Provisions for onerous contracts are recognized when the expected benefits to be derived by the Group from a contract are lower than the unavoidable costs of meeting the future obligations under the contract. The provision is measured at the present value of the lower of the expected cost of terminating the contract and the expected net cost of continuing with the contract. Before a provision is established the Group recognizes any impairment loss on the assets associated with that contract.

1.15 Foreign currency

Functional currency

The functional currency of Infosys, Infosys BPO, controlled trusts and EdgeVerve is the Indian rupee. The functional currencies for Infosys Australia, Infosys China, Infosys Mexico, Infosys Sweden, Infosys Brasil, Infosys Public Services, Infosys Shanghai, Infosys Lodestone, Infosys Americas, Infosys Nova and Panaya are the respective local currencies. These financial statements are presented in U.S.dollars (rounded off to the nearest million).

Transactions and translations

Foreign-currency denominated monetary assets and liabilities are translated into the relevant functional currency at exchange rates in effect at the balance sheet date. The gains or losses resulting from such translations are included in net profit in the statement of comprehensive income. Non-monetary assets and non-monetary liabilities denominated in a foreign currency and measured at fair value are translated at the exchange rate prevalent at the date when the fair value was determined. Non-monetary assets and non-monetary liabilities denominated in a foreign currency and measured at historical cost are translated at the exchange rate prevalent at the date of transaction.

Transaction gains or losses realized upon settlement of foreign currency transactions are included in determining net profit for the period in which the transaction is settled. Revenue, expense and cash-flow items denominated in foreign currencies are translated into the relevant functional currencies using the exchange rate in effect on the date of the transaction.

The translation of financial statements of the foreign subsidiaries to the functional currency of the company is performed for assets and liabilities using the exchange rate in effect at the balance sheet date and for revenue, expense and cash-flow items using the average exchange rate for the respective periods. The gains or losses resulting from such translation are included in currency translation reserves under other components of equity. When a subsidiary is disposed of, in full, the relevant amount is transferred to net profit in the statement of comprehensive income. However when a change in the parent's ownership does not result in loss of control of a subsidiary, such changes are recorded through equity.

Goodwill and fair value adjustments arising on the acquisition of a foreign entity are treated as assets and liabilities of the foreign entity and translated at the exchange rate in effect at the balance sheet date.

1.16 Earnings per equity share

Basic earnings per equity share is computed by dividing the net profit attributable to the equity holders of the company by the weighted average number of equity shares outstanding during the period. Diluted earnings per equity share is computed by dividing the net profit attributable to the equity holders of the company by the weighted average number of equity shares considered for deriving basic earnings per equity share and also the weighted average number of equity shares that could have been issued upon conversion of all dilutive potential equity shares. The dilutive potential equity shares are adjusted for the proceeds receivable had the equity shares been actually issued at fair value (i.e. the average market value of the outstanding equity shares). Dilutive potential equity shares are deemed converted as of the beginning of the period, unless issued at a later date. Dilutive potential equity shares are determined independently for each period presented.

The number of equity shares and potentially dilutive equity shares are adjusted retrospectively for all periods presented for any share splits and bonus shares issues including for changes effected prior to the approval of the financial statements by the Board of Directors.

1.17 Income taxes

Income tax expense comprises current and deferred income tax. Income tax expense is recognized in net profit in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognized directly in equity, in which case it is recognized in other comprehensive income. Current income tax for current and prior periods is recognized at the amount expected to be paid to or recovered from the tax authorities, using the tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date. Deferred income tax assets and liabilities are recognized for all temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements except when the deferred income tax arises from the initial recognition of goodwill or an asset or liability in a transaction that is not a business combination and affects neither accounting nor taxable profit or loss at the time of the transaction. Deferred tax assets are reviewed at each reporting date and are reduced to the extent that it is no longer probable that the related tax benefit will be realized.

Deferred income tax assets and liabilities are measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date and are expected to apply to taxable income in the years in which those temporary differences are expected to be recovered or settled. The effect of changes in tax rates on deferred income tax assets and liabilities is recognized as income or expense in the period that includes the enactment or the substantive enactment date. A deferred income tax asset is recognized to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the deductible temporary differences and tax losses can be utilized. Deferred income taxes are not provided on the undistributed earnings of subsidiaries and branches where it is expected that the earnings of the subsidiary or branch will not be distributed in the foreseeable future. The group offsets current tax assets and current tax liabilities, where it has a legally enforceable right to set off the recognized amounts and where it intends either to settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Tax benefits of deductions earned on exercise of employee share options in excess of compensation charged to income are credited to share premium.

1.18 Employee benefits

1.18.1 Gratuity

The Group provides for gratuity, a defined benefit retirement plan ('the Gratuity Plan') covering eligible employees of Infosys, Infosys BPO and EdgeVerve. The Gratuity Plan provides a lump-sum payment to vested employees at retirement, death, incapacitation or termination of employment, of an amount based on the respective employee's salary and the tenure of employment with the Group.

Liabilities with regard to the Gratuity Plan are determined by actuarial valuation, performed by an independent actuary, at each balance sheet date using the projected unit credit method. The company fully contributes all ascertained liabilities to the Infosys Limited Employees' Gratuity Fund Trust (the Trust). In case of Infosys BPO and EdgeVerve, contributions are made to the Infosys BPO's Employees' Gratuity Fund Trust and EdgeVerve Systems Limited Employees' Gratuity Fund Trust, respectively. Trustees administer contributions

made to the Trusts and contributions are invested in a scheme with Life Insurance Corporation of India as permitted by law of India.

The Group recognizes the net obligation of a defined benefit plan in its balance sheet as an asset or liability. Gains and losses through re-measurements of the net defined benefit liability/(asset) are recognized in other comprehensive income. The actual return of the portfolio of plan assets, in excess of the yields computed by applying the discount rate used to measure the defined benefit obligation is recognized in other comprehensive income. The effect of any plan amendments are recognized in net profits in the statement of comprehensive income.

1.18.2 Superannuation

Certain employees of Infosys, Infosys BPO and EdgeVerve are participants in a defined contribution plan. The Group has no further obligations to the Plan beyond its monthly contributions which are periodically contributed to a trust fund, the corpus of which is invested with the Life Insurance Corporation of India.

1.18.3 Provident fund

Eligible employees of Infosys receive benefits from a provident fund, which is a defined benefit plan. Both the eligible employee and the company make monthly contributions to the provident fund plan equal to a specified percentage of the covered employee's salary. The company contributes a part of the contributions to the Infosys Limited Employees' Provident Fund Trust. The trust invests in specific designated instruments as permitted by Indian law. The remaining portion is contributed to the government administered pension fund. The rate at which the annual interest is payable to the beneficiaries by the trust is being administered by the government. The company has an obligation to make good the shortfall, if any, between the return from the investments of the Trust and the notified interest rate.

In respect of Infosys BPO and EdgeVerve, eligible employees receive benefits from a provident fund, which is a defined contribution plan. Both the employee and the respective companies make monthly contributions to this provident fund plan equal to a specified percentage of the covered employee's salary. Amounts collected under the provident fund plan are deposited in a government administered provident fund. The companies have no further obligation to the plan beyond their monthly contributions.

1.18.4 Compensated absences

The Group has a policy on compensated absences which are both accumulating and non-accumulating in nature. The expected cost of accumulating compensated absences is determined by actuarial valuation using projected unit credit method on the additional amount expected to be paid/availed as a result of the unused

entitlement that has accumulated at the balance sheet date. Expense on non-accumulating compensated absences is recognized in the period in which the absences occur.

1.19 Share-based compensation

The Group recognizes compensation expense relating to share-based payments in net profit using a fair-value measurement method in accordance with IFRS 2, Share-Based Payment. Under the fair value method, the estimated fair value of awards is charged to income on a straight-line basis over the requisite service period for each separately vesting portion of the award as if the award was in-substance, multiple awards with a corresponding increase to share premium.

1.20 Dividends

Final dividends on shares are recorded as a liability on the date of approval by the shareholders and interim dividends are recorded as a liability on the date of declaration by the company's Board of Directors.

1.21 Operating profit

Operating profit for the Group is computed considering the revenues, net of cost of sales, selling and marketing expenses and administrative expenses.

1.22 Other income

Other income is comprised primarily of interest income, dividend income and exchange gain/loss on forward and options contracts and on translation of other assets and liabilities. Interest income is recognized using the effective interest method. Dividend income is recognized when the right to receive payment is established.

1.23 Leases

Leases under which the group assumes substantially all the risks and rewards of ownership are classified as finance leases. When acquired, such assets are capitalized at fair value or present value of the minimum lease payments at the inception of the lease, whichever is lower. Lease payments under operating leases are recognized as an expense on a straight line basis in net profit in the statement of comprehensive income over the lease term.

1.24 Government grants

The Group recognizes government grants only when there is reasonable assurance that the conditions attached to them shall be complied with, and the grants will be received. Government grants related to assets are treated as deferred income and are recognized in net profit in the statement of comprehensive income on a systematic and rational basis over the useful life of the asset. Government grants related to revenue are recognized on a systematic basis in net profit in the statement of comprehensive income over the periods necessary to match them with the related costs which they are intended to compensate.

1.25 Recent accounting pronouncements

1.25.1 Standards issued but not yet effective

IFRS 9 Financial instruments: In July 2014, the International Accounting Standards Board issued the final version of IFRS 9, Financial Instruments. The standard reduces the complexity of the current rules on financial instruments as mandated in IAS 39. IFRS 9 has fewer classification and measurement categories as compared to IAS 39 and has eliminated the categories of held to maturity, available for sale and loans and receivables. Further it eliminates the rule-based requirement of segregating embedded derivatives and tainting rules pertaining to held to maturity investments. For an investment in an equity instrument which is not held for trading, IFRS 9 permits an irrevocable election, on initial recognition, on an individual share-by-share basis, to present all fair value changes from the investment in other comprehensive income. No amount recognized in other comprehensive income would ever be reclassified to profit or loss. It requires the entity, which chooses to measure a liability at fair value, to present the portion of the fair value change attributable to the entity's own credit risk in the other comprehensive income.

IFRS 9 replaces the 'incurred loss model' in IAS 39 with an 'expected credit loss' model. The measurement uses a dual measurement approach, under which the loss allowance is measured as either 12 month expected credit losses or lifetime expected credit losses. The standard also introduces new presentation and disclosure requirements.

The effective date for adoption of IFRS 9 is annual periods beginning on or after January 1, 2018, though early adoption is permitted. The Group is currently evaluating the requirements of IFRS 9, and has not yet determined the impact on the consolidated financial statements.

IFRS 15 Revenue from Contract with Customers: In May 2014, the International Accounting Standards Board (IASB) issued IFRS 15, Revenue from Contract with Customers. The core principle of the new standard is that an entity should recognize revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those

goods or services. Further the new standard requires enhanced disclosures about the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from the entity's contracts with customers. The standard permits the use of either the retrospective or cumulative effect transition method. The effective date for adoption of IFRS 15 is annual periods beginning on or after January 1, 2017, though early adoption is permitted. The Group has not yet selected a transition method and has not yet evaluated the impact of IFRS 15 on the consolidated financial statements.

In May 2015, the IASB has published an exposure draft 'Effective date of IFRS 15' to propose changing the effective date of IFRS 15 to periods beginning on or after January 1, 2018 instead of January 1, 2017. The exposure draft is open for comments till July 3, 2015.

2 Notes to the consolidated financial statements

2.1 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents consist of the following:

(Dollars in millions)

	4,859	4,331
Deposits with corporations	667	602
Cash and bank deposits	4,192	3,729
	March 31, 2015 Ma	arch 31, 2014
	As of	

Cash and cash equivalents as of March 31, 2015 and March 31, 2014 include restricted cash and bank balances of \$58 million and \$53 million, respectively. The restrictions are primarily on account of cash and bank balances held by irrevocable trusts controlled by the company, bank balances held as margin money deposits against guarantees and balances held in unpaid dividend bank accounts.

The deposits maintained by the Group with banks and corporations comprise of time deposits, which can be withdrawn by the Group at any point without prior notice or penalty on the principal.

The table below provides details of cash and cash equivalents:

(Dollars in millions)

	-	
	As of	
	March 31, 2015 March	31, 2014
Current accounts		
ANZ Bank, Taiwan	1	-
Banamex Bank, Mexico	2	-
Bank of America, USA	115	119

Bank of America, Mexico	4	1
Bank of Zachodni WBK S.A.	1	-
Barclays Bank, United Kingdom	2	19
Bank Leumi, USA	3	-
Crédit Industriel et Commercial Bank, France	_	1
Citibank N.A., Australia	4	13
Citibank N.A., Brazil	4	6
Citibank N.A., China	3	9
Citibank N.A., China (U.S. Dollar account)	4	_
Citibank N.A., Costa Rica	1	-
Citibank N.A., Japan	3	2
Citibank N.A., Czech Republic	1	_
Citibank N.A., India	1	1
Citibank N.A., New Zealand	1	1
Citibank N.A., South Africa	1	1
China Merchants Bank, China	1	-
Commerzbank, Germany	3	1
Deutsche Bank, Belgium	2	2
Deutsche Bank, Czech Republic	1	_
Deutsche Bank, Czech Republic (U.S. dollar account)	3	2
Deutsche Bank, Czech Republic (Euro account)	-	1
Deutsche Bank, France	-	1
Deutsche Bank, Germany	1	6
Deutsche Bank, India	1	1
Deutsche Bank, Netherlands	-	3
Deutsche Bank, Philippines	1	1
Deutsche Bank, Philippines (U.S. dollar account)	1	5
Deutsche Bank, Poland	3	-
Deutsche Bank, Russia(U.S. Dollar Account)	-	2
Deutsche Bank, Singapore	1	2
Deutsche Bank, Spain	-	1
Deutsche Bank, Switzerland	-	1
Deutsche Bank, United Kingdom	4	12
Deutsche Bank-EEFC (Swiss Franc account)	1	-
Deutsche Bank-EEFC, India (Euro account)	1	1
Deutsche Bank-EEFC, India (U.S. dollar account)	1	11
Deutsche Bank-EEFC, India (Australian Dollar account)	-	1
Deutsche Bank-EEFC, India (U.K. Pound Sterling account)	1	2

HSBC Bank, Brazil	1	1
HSBC Bank, Hong Kong	7	_
ICICI Bank, India	5	6
ICICI Bank-EEFC, India (U.S. dollar account)	2	3
ING, Belgium	-	1
Nordbanken, Sweden	1	3
Royal Bank of Canada, Canada	3	4
Royal Bank of Scotland, China	7	6
Royal Bank of Scotland, China (U.S. Dollar account)	7	1
State Bank of India, India	-	1
Punjab National Bank, India	1	2
Silicon Valley Bank, USA	11	-
Silicon Valley Bank (Euro account)	3	-
Silicon Valley Bank (U.K. Pound Sterling account)	1	_
Union Bank of Switzerland, Switzerland	2	_
Union Bank of Switzerland, Switzerland (U.S. dollar account)	_	1
Union Bank of Switzerland, Switzerland (Euro account)	1	_
Wells Fargo Bank N.A., USA	6	_
Westpac, Australia	1	1
	236	259
Deposit accounts		
Andhra Bank, India	27	126
Allahabad Bank, India	32	169
Axis Bank, India	239	180
Bank of Baroda, India	383	368
Bank of India, India	431	424
Canara Bank, India	501	393
Central Bank of India, India	221	260
Citibank N.A., China	_	3
Corporation Bank, India	204	189
Deutsche Bank, Poland	19	21
Development Bank of Singapore, Singapore	6	
HDFC Bank, India	336	_
ICICI Bank, India	507	501
IDBI Bank, India	137	286
Indusind Bank, India	12	4
ING Vysya Bank, India	16	33
Indian Overseas Bank, India	104	120
Jammu and Kashmir Bank, India	-	4
Kotak Mahindra Bank, India	1	4
National Australia Bank Limited, Australia	14	15
Oriental Bank of Commerce, India	253	15
Punjab National Bank, India	95	13
State Bank of India, India	9	10
South Indian Bank, India	4	4
Syndicate Bank, India	65	144
Union Bank of India, India	168	3
Vijaya Bank, India	75	143
Yes Bank, India	97	38
	3,956	3,470
Deposits with corporations		5,410
HDFC Limited, India	667	602
TIOT O LITTIES, ITOIS	0.010	
TI	667	602
Total	4,859	4,331

2.2 Available-for-sale financial assets

Investments in mutual fund units, quoted debt securities and unquoted equity securities are classified as available-for-sale financial assets.

Cost and fair value of these investments are as follows:

(Dollars in millions)

	As of	
	March 31, 2015 Marc	h 31, 2014
Current		
Mutual fund units:		
Liquid mutual funds		
Cost and fair value	135	342
Fixed Maturity Plan Securities		
Cost	5	24
Gross unrealized holding gains	_	1
Fair value	5	25
	140	367
Non-Current		
Quoted debt securities:		
Cost	216	225
Gross unrealized holding gains / (losses)	(1)	(18)
Fair value	215	207
Unquoted equity securities:		
Cost	-	-
Gross unrealized holding gains	<u> – </u>	1
Fair value		1
	215	208
Total available-for-sale financial assets	355	575

Mutual fund units:

Liquid mutual funds:

The fair value of liquid mutual funds as of March 31, 2015 and March 31, 2014 was \$135 million and \$342 million, respectively. The fair value is based on quoted price.

Fixed maturity plan securities:

During the year ended March 31, 2015, the company redeemed fixed maturity plans securities of \$19 million.

On redemption the unrealized gain of \$1 million, net of taxes of \$1 million, pertaining to these securities has been reclassified from other comprehensive income to profit or loss during the year ended March 31, 2015.

The fair value of fixed maturity plan securities as of March 31, 2015 and March 31, 2014 is \$5 million and \$25 million, respectively. The net unrealized gain of less than \$1 million, net of taxes of less than \$1 million has been recognized in other comprehensive income for the year ended March 31, 2015. The net unrealized gain of \$1 million, net of taxes of less than \$1 million has been recognized in other comprehensive income for the year ended March 31, 2014 (Refer to note 2.16). The fair value is based on quotes reflected in actual transactions in similar instruments as available on March 31, 2015 and 2014 respectively.

Quoted debt securities:

The fair value of the quoted debt securities as of March 31, 2015 and March 31, 2014 is \$215 million and \$207 million, respectively. The net unrealized gain of \$15 million net of taxes of \$2 million, has been recognized in other comprehensive income for the year ended March 31, 2015. The net unrealized loss of \$18 million net of taxes of \$2 million, has been recognized in other comprehensive income for the year ended March 31, 2014. The unrealized gain of \$2 million, net of taxes of less than \$1 million, has been recognized in other comprehensive income for the year ended March 31, 2013 (Refer to note 2.16). The fair value is based on the quoted prices and market observable inputs.

2.3 Business combinations

During fiscal 2010, Infosys BPO acquired 100% of the voting interests in McCamish Systems LLC (McCamish), a business process solutions provider based in Atlanta, Georgia, in the United States. The business acquisition was conducted by entering into a Membership Interest Purchase Agreement for cash consideration of \$37 million and contingent consideration of up to \$20 million. The fair values of the contingent consideration and its undiscounted value on the date of acquisition were \$9 million and \$15 million, respectively.

The payment of contingent consideration was dependent upon the achievement of certain revenue targets and net margin targets by McCamish over a period of 4 years ending March 31, 2014. Further, contingent to McCamish signing any deal with total revenues of \$100 million or more, the aforesaid period could be extended by 2 years.

The fair value of the contingent consideration was determined by discounting the estimated amount payable to the previous owners of McCamish on achievement of certain financial targets. The key inputs used for the determination of fair value of contingent consideration were the discount rate of 13.9% and the probabilities of achievement of the net margin and the revenue targets ranging from 50% to 100%.

During the year ended March 31, 2013, pursuant to McCamish entering into the asset purchase agreement with Seabury & Smith Inc., the company conducted an assessment of the probability of McCamish achieving the required revenue and net margin targets pertaining to contingent consideration. The assessment was based on the actual and projected revenues and net margins pertaining to McCamish post consummation of the asset purchase transaction. Consequently, the fair value of the contingent consideration and its related undiscounted value was determined at \$3 million and \$4 million, respectively and the related liability no longer required was reversed in the statement of comprehensive income. The contingent consideration was estimated to be in the range between \$4 million and \$6 million.

During the year ended March 31, 2014, the liability related to the contingent consideration increased by less than \$1 million due to passage of time.

During March 2014, an assessment of the probability of McCamish achieving the required revenue and net margin targets pertaining to the contingent consideration was conducted and the entire contingent consideration was reversed in the statement of comprehensive income as it was estimated that the liability is no longer required.

During the year ended March 31, 2013, McCamish entered into an asset purchase agreement with Seabury & Smith Inc., a company providing back office services to life insurers, to purchase its BPO division for cash consideration of \$1 million and deferred consideration of \$1 million. Consequent to the transaction, intangible assets of \$1 million and goodwill of \$1 million have been recorded. The intangible customer contracts and relationships and software are amortized over a period of five years and four months, respectively, being management's estimate of its useful life, based on the life over which economic benefits are expected to be realized. During the year ended March 31, 2014, based on an assessment made by the management, deferred consideration of \$1 million has been reversed in the statement of comprehensive income, as the same is no longer payable. Refer to note 2.6 for the remaining useful life of the intangible assets as of March 31, 2015.

On October 22, 2012, Infosys acquired 100% of the voting interests in Lodestone Holding AG (Infosys Lodestone), a global management consultancy firm headquartered in Zurich, Switzerland. The business acquisition was conducted by entering into a share purchase agreement for cash consideration of \$219 million and additional consideration of up to \$112 million, which the company refers to as deferred purchase price, estimated on the date of acquisition, payable to the selling shareholders of Lodestone Holding AG who are

continuously employed or otherwise engaged by the Group during the three year period following the date of the acquisition.

The business acquisition has strengthened Infosys' consulting and systems integration (C&SI) capabilities and has enabled Infosys to increase its global presence particularly in continental Europe, Latin America and Asia Pacific. The excess of the purchase consideration paid over the fair value of assets acquired has been attributed to goodwill.

The purchase price has been allocated based on Management's estimates and independent appraisal of fair values as follows:

(Dollars in millions)

Component	Acquiree's	Fair value Pu	rchase price
	carrying amount	adjustments	allocated
Property, plant and equipment	5	_	5
Net current assets	16	-	16
Deferred tax assets	5	(2)	3
Borrowings	(16)	-	(16)
Intangible assets - customer contracts and relationships	-	36	36
Intangible assets – brand	_	5	5
Deferred tax liabilities on intangible assets	-	(10)	(10)
	10	29	39
Goodwill			180
Total purchase price			219

The goodwill is not tax-deductible.

The amount of trade receivables acquired from the above business acquisition was \$39 million. Subsequently, the trade receivables have been fully collected.

The identified intangible customer contracts are being amortized over a period of two years and the identified customer relationships are being amortized over a period of ten years, whereas the identified intangible brand is being amortized over a period of two years, which are management's estimates of the useful lives of the assets. Refer to note 2.6 for the remaining useful life of the intangible assets as of March 31, 2015.

The fair value of total cash consideration as at the acquisition date was \$219 million.

As per the share purchase agreement, approximately \$112 million of deferred purchase price is payable on the third anniversary of the acquisition date to the selling shareholders of Lodestone Holding AG who will be continuously employed or otherwise engaged by the Group during the three year period from the date of acquisition. The deferred purchase price is treated as post acquisition employee remuneration expense as per IFRS 3R. For the years ended March 31, 2015, 2014 and 2013, a post-acquisition employee remuneration expense of \$41 million, \$31 million and \$10 million has been recorded in cost of sales in the statement of comprehensive income. As of March 31, 2015 and March 31, 2014, the liability towards deferred purchase price amounted to \$78 million and \$43 million, respectively.

The transaction costs of \$2 million related to the acquisition have been included under administrative expenses in the statement of comprehensive income for the year ended March 31, 2013.

Panaya

On March 5, 2015, Infosys acquired 100% of the voting interests in Panaya Inc. (Panaya), a Delaware Corporation in the United States. Panaya is a leading provider of automation technology for large scale enterprise and software management. The business acquisition was conducted by entering into a share purchase agreement for cash consideration of \$225 million.

Panaya's CloudQuality™ suite positions Infosys to bring automation to several of its service lines via an agile SaaS model, and helps mitigate risk, reduce costs and shorten time to market for clients. This will help free Infosys from many repetitive tasks allowing it to focus on important, strategic challenges faced by clients. Panaya's proven technology would help to simplify the costs and complexities faced by businesses in managing their enterprise application landscapes. The excess of the purchase consideration paid over the fair value of net assets acquired has been attributed to goodwill.

The purchase price has been allocated based on Management's estimates and independent appraisal of fair values as follows:

(Dollars in millions)

Component	Acquiree's	Fair value Pu	rchase price
	carrying amount	adjustments	allocated
Property, plant and equipment	2	-	2
Net current assets*	6	_	6
Intangible assets – technology	-	39	39
Intangible assets – trade name	_	3	3
Intangible assets – customer contracts and relationships	_	13	13
Intangible assets – non compete agreements	-	4	4
Deferred tax liabilities on intangible assets	-	(16)	(16)
	8	43	51
Goodwill			174
Total purchase price			225

^{*} Includes cash and cash equivalents acquired of \$19 million.

The goodwill is not tax deductible.

The gross amount of trade receivables acquired and its fair value is \$9 million and the same is expected to be fully collected.

The fair value of total cash consideration as at the acquisition date was \$225 million.

The amounts of revenue and net loss of Panaya since the acquisition date included in the consolidated statement of comprehensive income for the year ended March 31, 2015 is \$2 million each.

Had the acquisition occurred as of April 1, 2014, the revenue and profit of the Infosys group for the year ended March 31, 2015 would have been \$8,745 million and \$2,003 million, respectively.

The transaction costs of \$4 million related to the acquisition have been included under administrative expenses in the statement of comprehensive income for the year ended March 31, 2015.

EdgeVerve Systems Limited

EdgeVerve was created as a wholly owned subsidiary to focus on developing and selling products and platforms. On April 15, 2014, the Board of Directors of Infosys authorized the Company to execute a Business

Transfer Agreement and related documents with EdgeVerve, subject to securing the requisite approval from shareholders in the Annual General Meeting. Subsequently, at the AGM held on June 14, 2014, the shareholders authorized the Board to enter into a Business Transfer Agreement and related documents with EdgeVerve, with effect from July 1, 2014 or such other date as may be decided by the Board of Directors. The company has undertaken an enterprise valuation by an independent valuer and accordingly the business has been transferred for a consideration of \$70 million with effect from July 1, 2014 which is settled through the issue of fully paid-up equity shares.

The transfer of assets and liabilities is accounted for at carrying values and does not have any impact on the consolidated financial statements.

Finacle[™] and EdgeServices

On April 24, 2015, the Board of Directors of Infosys has authorized the Company to execute a Business Transfer Agreement and related documents with EdgeVerve, a wholly owned subsidiary, subject to securing the requisite approval from shareholders through postal ballot. The proposed transfer of the business of FinacleTM and EdgeServices to EdgeVerve is at an estimated consideration of up to \$550 million and up to \$35 million respectively.

Proposed acquisition

On April 24, 2015, the company entered into a definitive agreement to acquire Kallidus Inc. (d.b.a. Skava) and its affiliate, a leading provider of digital experience solutions, including mobile commerce and in-store shopping experiences to large retail clients for a consideration of \$120 million including a deferred component and retention bonus.

2.4 Prepayments and other assets

Prepayments and other assets consist of the following:

(Dollars in millions)

	As of				
	March 31, 2015 Marc	h 31, 2014			
Current					
Rental deposits	4	2			
Security deposits	1	2			
Loans and advances to employees	35	35			
Prepaid expenses ⁽¹⁾	16	19			
Interest accrued and not due	63	3			
Withholding taxes (1)	218	176			
Deposit with corporation	176	163			
Advance payments to vendors for supply of goods (1)	13	15			
Premiums held in trust (2)	-	23			
Other assets	1	2			
	527	440			
Non-current					
Loans and advances to employees	5	6			
Security deposits	11	10			
Deposit with corporations	9	7			
Prepaid gratuity (1)	4	2			
Prepaid expenses (1)	1	2			
Rental deposits	8	10			
	38	37			
	565	477			
Financial assets in prepayments and other assets	313	263			

⁽¹⁾ Non-financial assets

Withholding taxes primarily consist of input tax credits. Other assets primarily represent travel advances and other recoverables. Security deposits relate principally to leased telephone lines and electricity supplies. Deposit with corporations represents amounts deposited to settle certain employee-related obligations as and when they arise during the normal course of business.

⁽²⁾ Represents premiums collected from policyholders and payable to insurance providers by a service provider maintaining the amounts in a fiduciary capacity (Refer to Note 2.9).

2.5 Property, plant and equipment

Following are the changes in the carrying value of property, plant and equipment for the year ended March 31, 2015:

(Dollars in millions)

							(
	LandB	uildings	Plant and Co	omputerF	urnitureVe	hicles	Capital	Total
		n	nachineryeq	uipment	and	wor	k-in-progress	
					fixtures			
Gross carrying value as								
of April 1, 2014	190	839	284	444	170	6	305	2,238
Additions	69	139	69	124	30	1	14	446
Acquisitions through								
business combination								
(Refer to note 2.3)	-	-	-	2	1	-	-	3
Deletions	-	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	(3)	(13)	(3)	(1)	(78)	(98)
Translation difference	(9)	(38)	(13)	(22)	(9)	-	(11)	(102)
Gross carrying value as					727023733			
of March 31, 2015	250	940	337	535	189	6	230	2,487
Accumulated								
depreciation as of April								
1, 2014	-	(300)	(175)	(328)	(117)	(2)	-	(922)
Accumulated depreciation								
on acquired assets (Refer								
to note 2.3)	-	-	-	(1)	-	_	-	(1)
Depreciation	(3)	(31)	(42)	(63)	(24)	(1)	-	(164)
Accumulated depreciation								47
on deletions	_	-	2	11	3	1		17
Translation difference	-	14	8	16	6	(1)	-	43
Accumulated	1000							
depreciation as of March								
31, 2015	(3)	(317)	(207)	(365)	(132)	(3)	-(1,027)
Carrying value as of								
March 31, 2015	247	623	130	170	57	3	230	1,460
Carrying value as of	64468	9886980						513/43
April 1, 2014	190	539	109	116	53	4	305	1,316

Following are the changes in the carrying value of property, plant and equipment for the year ended March 31, 2014:

(Dollars in millions)

-	LandB	uildings P	lant and C	omputerF	urnitureVe	hicles	Capital Total
	machineryequipment			and v		work-in-progress	
					fixtures		
Gross carrying value as of							
April 1, 2013	157	773	231	347	147	5	3061,966
Additions	48	136	73	125	33	2	60 477
Deletions	-	_	(1)	(5)	-	(1)	(30) (37)
Translation difference	(15)	(70)	(19)	(23)	(10)	8855. – 3455	(31) (168)
Gross carrying value as of							
March 31, 2014	190	839	284	444	170	6	3052,238
Accumulated depreciation	Jerry I			20000000	a Herestel		
as of April 1, 2013	-	(275)	(154)	(240)	(103)	(3)	- (775)
Depreciation	_	(49)	(35)	(109)	(21)	-	- (214)
Accumulated depreciation on deletions	-	-	_	4	-	1	- 5
Translation difference	-	24	14	17	7	-	- 62
Accumulated depreciation	200		000000000000000000000000000000000000000				
as of March 31, 2014	-	(300)	(175)	(328)	(117)	(2)	- (922)
Carrying value as of							
March 31, 2014	190	539	109	116	53	4	3051,316
Carrying value as of April	EXECUTE:				100000000	98888 B	
1, 2013	157	498	77	107	44	2	3061,191

During fiscal 2014, certain assets which were not in use having gross book value of \$1 million (carrying value nil) were retired.

Following are the changes in the carrying value of property, plant and equipment for the year ended March 31, 2013:

(Dollars in millions)

LandBuildings Plant and ComputerFurnitureVehicles Capital Tota								
	machineryequipment			uipment	and	work	work-in-progress	
					fixtures			
Gross carrying value as of								
April 1, 2012	140	760	246	273	151	2	2031,775	
Additions	26	61	34	127	24	1	115 388	
Additions through business								
combinations (Refer to note								
2.3)	-	-	-	2	5	3	- 10	
Deletions	(1)	-	(36)	(39)	(24)	-	-(100)	
Translation difference	(8)	(48)	(13)	(16)	(9)	(1)	(12) (107)	
Gross carrying value as of								
March 31, 2013	157	773	231	347	147	5	3061,966	
Accumulated depreciation								
as of April 1, 2012	-	(241)	(156)	(214)	(100)	(1)	- (712)	
Depreciation	-	(50)	(43)	(75)	(31)	(1)	-(200)	
Accumulated depreciation								
on acquired assets	-	-	-	(1)	(2)	(2)	- (5)	
Accumulated depreciation								
on deletions	-	-	37	38	24	-	- 99	
Translation difference	-	16	8	12	6	1	- 43	
Accumulated depreciation								
as of March 31, 2013	-	(275)	(154)	(240)	(103)	(3)	- (775)	
Carrying value as of								
March 31, 2013	157	498	77	107	44	2	3061,191	
Carrying value as of April								
1, 2012	140	519	90	59	51	1	2031,063	

During fiscal 2013, certain assets which were not in use having gross book value of \$97 million (carrying value nil) were retired.

During the three months ended June 30, 2014, based on internal and external technical evaluation, management reassessed the remaining useful life of assets primarily consisting of buildings and computers

with effect from April 1, 2014. Accordingly the useful lives of certain assets required a change from the previous estimates.

The earlier and current useful lives are as below:

Category of assets	Earlier useful life (Years)	Current useful life (Years)
Building	15	22-25
Plant and machinery	5	5
Computer equipment	2-5	3-5
Furniture and fixtures	5	5
Vehicles	5	5

Had the Group continued with the previously assessed useful lives, charge for depreciation and cost of sales for the year ended March 31, 2015 would have been higher by \$72 million for assets held at April 1, 2014. The revision of the useful lives will result in the following changes in the depreciation expense as compared to the original useful life of the assets:

(Dollars in millions)

Particulars	Fiscal 2016	After Fiscal 2016
Increase /(decrease) in depreciation expense	(24)	96

The depreciation expense is included in cost of sales in the consolidated statement of comprehensive income. Carrying value of land includes \$99 million and \$60 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively, towards deposits paid under certain lease-cum-sale agreements to acquire land, including agreements where the company has an option to either purchase the properties or renew the lease on expiry of the lease period.

The contractual commitments for capital expenditure were \$252 million and \$227 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively.

2.6 Goodwill and intangible assets

Following is a summary of changes in the carrying amount of goodwill:

(Dollars in millions)

	As of				
	March 31, 2015 March 31, 2014				
Carrying value at the beginning	360	364			
Goodwill on Panaya acquisition (Refer to note 2.3)	174	-			
Translation differences	(39)	(4)			
Carrying value at the end	495	360			

For the purpose of impairment testing, goodwill acquired in a business combination is allocated to the cash generating units (CGU) or groups of CGUs, which are benefit from the synergies of the acquisition. The chief operating decision maker reviews the goodwill for any impairment at the operating segment level, which is represented through groups of CGUs.

Effective year ended March 31, 2014, the company reorganized its business to strengthen its focus on growing existing client relationships and increasing market share through service differentiation and operational agility. Consequent to the internal reorganization there were changes effected in the segments based on the "management approach" as defined in IFRS 8, Operating Segments. (Refer to Note 2.19). Accordingly the goodwill has been allocated to the new operating segment.

The following table presents the allocation of goodwill to operating segments:

(Dollars in millions)

Segments	As of				
	March 31, 2015	March 31, 2014			
Financial services	106	75			
Insurance	58	50			
Manufacturing	105	76			
Energy, communication and services	51	35			
Resources and utilities	23	16			
Life sciences and healthcare	31	22			
Retail, consumer packaged goods, logistics	76	54			
Growth markets	45	32			
Total	495	360			

The entire goodwill relating to Infosys BPO's acquisition of McCamish has been allocated to the groups of CGU's, which are represented by the 'Insurance' segment.

The goodwill relating to Infosys BPO Infosys Lodestone, Portland and Panaya acquisitions has been allocated to the groups of CGU's, which are represented by the entity's operating segment.

The recoverable amount of a CGU is the higher of its fair value less cost to sell and its value-in-use. The fair value of a CGU is determined based on the market capitalization. The value-in-use is determined based on specific calculations. These calculations use pre-tax cash flow projections over a period of five years, based on financial budgets approved by management and an average of the range of each assumption mentioned below. As of March 31, 2015, the estimated recoverable amount of the CGU exceeded its carrying amount. The recoverable amount was computed based on the fair value being higher than value-in-use and the carrying amount of the CGU was computed by allocating the net assets to operating segments for the purpose of impairment testing. The key assumptions used for the calculations are as follows:

(In %)

	As of March	31,
	2015	2014
Long term growth rate	8-10	8-10
Operating margins	17-20	17-20
Discount rate	13.9	13.2

The above discount rate is based on the Weighted Average Cost of Capital (WACC) of the Company. These estimates are likely to differ from future actual results of operations and cash flows.

Following are the changes in the carrying value of acquired intangible assets for the year ended March 31, 2015:

C	CustomerSoftwareSub-contractingIntellectua		ntellectual	al LandMarketingOthersTo				
	related	related	right related	property rights related	rights	related		
Gross carrying value as of								
April 1, 2014	64	6	3	2	11	5	1	92
Additions through business combinations (Refer to note								
2.3)	13	39	-	-	-	3	4	59
Deletion	-	(3)	_	-	-	-	_	(3)
Translation differences	(5)	-	_	-	-	-	-	(5)
Gross carrying value as of								
March 31, 2015	72	42	3	2	11	8	5	143
Accumulated amortization								
as of April 1, 2014	(21)	(4)	(3)	(2)	-	(4)	(1)	(35)
Amortization expense	(7)	(2)	-	-	(1)	(1)	-	(11)
Deletion	_	3	-	-	-	-	-	3
Translation differences	2	-	_	_	-	-	-	2
Accumulated amortization as of March 31, 2015	(26)	(3)	(3)	(2)	(1)	(5)	(1)	(41)
Carrying value as of March								
31, 2015	46	39	-	-	10	3	4	102
Carrying value as of April 1,								
2014	43	2	-	_	11	1	-	57

Following are the changes in the carrying value of acquired intangible assets for the year ended March 31, 2014:

(Dollars in millions)

	Customers	SoftwareS	ub-contractingle	ntellectual	LandN	larketingO	thers	Total
	related	related	right related		rights	related		
Gross carrying value as of								
April 1, 2013	62	6	4	2	11	5	2	92
Additions	-	-	-	-	-	-	-	-
Translation differences	2	-	(1)	-	-	-	(1)	-
Gross carrying value as of March 31, 2014	64	6	3	2	11	5	1	92
Accumulated amortization as of April 1, 2013	(14)	(5)	(2)	(2)	_	(1)	_	(24)
Amortization expense	(7)	(1)	(1)	-	-	(2)	(1)	(12)
Translation differences	-	2	-	-	-	(1)	-	1
Accumulated amortization as of March 31, 2014	(21)	(4)	(3)	(2)	_	(4)	(1)	(35)
Carrying value as of March								
31, 2014	43	2	-	-	11	1	-	57
Carrying value as of April 1, 2013	48	1	2	_	11	4	2	68

Following are the changes in the carrying value of acquired intangible assets for the year ended March 31, 2013:

(ustomers	SoftwareS	ub-contracting	ntellectual	LandN	MarketingO	thers	Total
	related	related	right related		rights	related		
Gross carrying value as of								
April 1, 2012	28	6	4	2	11	-	-	51
Additions through business								
combinations	36	-	_	-	-	5	-	41
Additions	-	_	_	-	-	-	2	2
Translation differences	(2)	-	_	-	-	-	-	(2)
Gross carrying value as of								
March 31, 2013	62	6	4	2	11	5	2	92
Accumulated amortization								
as of April 1, 2012	(11)	(3)	(1)	(2)	-	-	-	(17)
Amortization expense	(4)	(1)	(1)	-	-	(1)	-	(7)
Translation differences	1	(1)	_	-	-	-	-	-
Accumulated amortization								
as of March 31, 2013	(14)	(5)	(2)	(2)	-	(1)	-	(24)
Carrying value as of March								
31, 2013	48	1	2	-	11	4	2	68
Carrying value as of April 1,								
2012	17	3	3	-	11	-	-	34

The estimated useful lives and remaining useful life of intangible assets as of March 31, 2015 are as follows:

Intangible asset	Acquisition	Useful life	Remaining Useful life
Sub-contracting rights	Asset acquisition	3	_
Land use rights	Asset acquisition	50	46
Customer contracts and relationships	Philips BPO	7	-
Customer contracts and relationships	McCamish	9	4
Customer contracts and relationships	Portland	10	7
Customer contracts and relationships	Seabury and Smith	5	2
Customer contracts	Lodestone	2	_
Customer relationships	Lodestone	10	8
Brand	Lodestone	2	-
Technology	Panaya	10	10
Trade name	Panaya	10	10
Customer contracts and relationships	Panaya	3	3
Non-compete agreements	Panaya	3	3

The aggregate amortization expense is included in cost of sales in the consolidated statement of comprehensive income.

Research and development expense recognized in net profit in the consolidated statement of comprehensive income, for the years ended March 31, 2015, 2014 and 2013 were \$110 million, \$147 million and \$173 million, respectively.

2.7 Financial instruments

The carrying value and fair value of financial instruments by categories as of March 31, 2015 were as follows:

	Loans and receivables		Available for sale	Trade and other payables	Total carrying value / fair value
Assets:					
Cash and cash equivalents (Refer to Note					
to 2.1)	4,859	-	-	-	4,859
Available-for-sale financial assets (Refer to					
Note 2.2)	_	_	355	-	355
Trade receivable	1,554	-	-	-	1,554
Unbilled revenue	455	-	-	-	455
Prepayments and other assets (Refer to Note 2.4)	313	-	-	-	313
Derivative financial instruments	_	16	_	_	16
Total	7,181	16	355	-	7,552
Liabilities:					
Trade payables	-	-	-	22	22
Derivative financial instruments	_	-	-	-	-
Client deposits	-	_	-	4	4
Employee benefit obligations	_	-	_	171	171
Other liabilities (Refer to Note 2.9)	-	-	_	782	782
Total	-	-	-	979	979

The carrying value and fair value of financial instruments by categories as of March 31, 2014 were as follows:

(Dollars in millions)

	Loans and receivables	Financial assets / liabilities at fair value through profit and loss	Available for sale	Trade and other payables	Total carrying value / fair value
Assets:					
Cash and cash equivalents (Refer to Note					
to 2.1)	4,331	-	-	-	4,331
Available-for-sale financial assets (Refer to)				
Note 2.2)	-	-	575	-	575
Investment in certificates of deposit	143	-	-	-	143
Trade receivables	1,394	-	-	-	1,394
Unbilled revenue	469	-	-	-	469
Prepayments and other assets (Refer to)				
Note 2.4)	263	_	-	_	263
Derivative financial instruments	-	36	-	-	36
Total	6,600	36	575	-	7,211
Liabilities:					
Trade payables	_	_	-	29	29
Client deposits	-	-	-	6	6
Employee benefit obligations	_	-	-	159	159
Other liabilities (Refer to Note 2.9)	_	-	-	687	687
Total	-	-	-	881	881

Fair value hierarchy

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 – Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices).

Level 3 - Inputs for the assets or liabilities that are not based on observable market data (unobservable inputs).

The following table presents fair value hierarchy of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis as of March 31, 2015:

(Dollars in millions)

	As of March 31, 2015		surement at end ng period using	
		Level 1	Level 2	Level 3
Assets				
Available- for- sale financial asset- Investments in liquid mutual funds (Refer to				
Note 2.2)	135	135	_	-
Available- for- sale financial asset- Investments in fixed maturity plan securities				
(Refer to Note 2.2)	5	-	5	-
Available- for- sale financial asset- Investments in quoted debt securities				
(Refer to Note 2.2)	215	97	118	-
Derivative financial instruments- gain on outstanding foreign exchange forward and				
option contracts	16	-	16	-
Liabilities				
Derivative financial instruments- loss on outstanding foreign exchange forward and				
option contracts	-	-	-	_

During the three months ended March 31, 2015, quoted debt securities of \$118 million were transferred from Level 1 to Level 2 of fair value hierarchy, since these were valued based on market observable inputs.

The following table presents fair value hierarchy of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis as of March 31, 2014:

(Dollars in millions)

	As of March 31, 2014		surement at en ng period using	
		Level 1	Level 2	Level 3
Assets				
Available-for-sale financial asset-				
Investments in liquid mutual funds (Refer to				
Note 2.2)	342	342	-	-
Available-for-sale financial asset-				
Investments in fixed maturity plan securities				
(Refer to Note 2.2)	25	_	25	-
Available-for-sale financial asset-				
Investments in quoted debt securities				
(Refer to Note 2.2)	207	207	-	-
Available-for-sale financial asset-				
Investments in unquoted equity instruments				
(Refer to Note 2.2)	1	_	1	_
Derivative financial instruments- gain on				
outstanding foreign exchange forward and				
option contracts	36	-	36	_
Liabilities				
Derivative financial instruments- loss on				
outstanding foreign exchange forward and				
option contracts	_	_	-	_

Income from financial assets or liabilities that are not at fair value through profit or loss is as follows:

	Year ended March 31,			
-	2015	2014	2013	
Interest income on deposits and certificates of deposit				
(Refer to Note 2.13)	430	356	329	
Income from available-for-sale financial assets (Refer to				
Note 2.13)	43	37	42	
	473	393	371	

Derivative financial instruments

The Group holds derivative financial instruments such as foreign exchange forward and option contracts to mitigate the risk of changes in exchange rates on foreign currency exposures. The counterparty for these contracts is generally a bank or a financial institution. These derivative financial instruments are valued based on quoted prices for similar assets and liabilities in active markets or inputs that are directly or indirectly observable in the marketplace.

The following table gives details in respect of outstanding foreign exchange forward and option contracts:

(In millions)

	As of	
	March 31, 2015 March	h 31, 2014
Forward contracts		
In U.S. dollars	716	751
In Euro	67	64
In United Kingdom Pound Sterling	73	77
In Australian dollars	98	75
In Canadian dollars	12	-
In Singapore dollars	25	-
Option contracts		
In U.S. dollars	-	20

The Group recognized a net gain on derivative financial instruments of \$85 million, a net loss of \$40 million and a net gain of \$15 million for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively, which are included under other income.

The foreign exchange forward and option contracts mature within 12 months. The table below analyzes the derivative financial instruments into relevant maturity groupings based on the remaining period as of the balance sheet date:

	As of			
	March 31, 2015 March	ch 31, 2014		
Not later than one month	237	198		
Later than one month and not later than three months	605	467		
Later than three months and not later than one year	155	393		
	997	1,058		

Financial risk management

Financial risk factors

The Group's activities expose it to a variety of financial risks: market risk, credit risk and liquidity risk. The Group's primary focus is to foresee the unpredictability of financial markets and seek to minimize potential adverse effects on its financial performance. The primary market risk to the Group is foreign exchange risk. The Group uses derivative financial instruments to mitigate foreign exchange related risk exposures. The Group's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristic of each customer and the concentration of risk from the top few customers. The demographics of the customer including the default risk of the industry and country in which the customer operates also has an influence on credit risk assessment.

Market risk

The Group operates internationally and a major portion of the business is transacted in several currencies and consequently the Group is exposed to foreign exchange risk through its sales and services in the United States and elsewhere, and purchases from overseas suppliers in various foreign currencies. The Group holds derivative financial instruments such as foreign exchange forward and option contracts to mitigate the risk of changes in exchange rates on foreign currency exposures. The exchange rate between the rupee and foreign currencies has changed substantially in recent years and may fluctuate substantially in the future. Consequently, the results of the Group's operations are affected as the rupee appreciates/depreciates against these currencies.

The following table gives details in respect of the outstanding foreign exchange forward and option contracts:

	As of			
	March 31, 2015 Marc	h 31, 2014		
Aggregate amount of outstanding forward and option contracts	997	1,058		
Gain on outstanding forward and option contracts	16	36		
Loss on outstanding forward and option contracts	-	_		

The following table analyzes foreign currency risk from financial instruments as of March 31, 2015:

(Dollars in millions)

	U.S.	Euro	UnitedA	ustralian	Other	Total
	dollars		Kingdom	dollarscu	rrencies	
			Pound			
			Sterling			
Cash and cash equivalents	159	9	7	19	66	260
Trade receivables	1,075	166	87	75	96	1,499
Unbilled revenue	274	53	20	16	40	403
Other assets	13	5	3	1	10	32
Trade payables	(9)	(2)	-	-	(10)	(21)
Client deposits	(3)	-	-	-	(1)	(4)
Accrued expenses	(120)	(23)	(13)	(4)	(26)	(186)
Employee benefit obligations	(70)	(9)	(6)	(21)	(17)	(123)
Other liabilities	(122)	(19)	(4)	(3)	(101)	(249)
Net assets / (liabilities)	1,197	180	94	83	57	1,611

The following table analyzes foreign currency risk from financial instruments as of March 31, 2014:

(Dollars in millions)

	U.S.	Euro	UnitedA	ustralian	Other	Total
	dollars		Kingdom	dollarscu	rrencies	
			Pound			
			Sterling			
Cash and cash equivalents	144	17	33	30	63	287
Trade receivables	898	182	102	87	75	1,344
Unbilled revenue	271	64	22	32	41	430
Other assets	12	6	2	2	9	31
Trade payables	(3)	(3)	(2)	-	(16)	(24)
Client deposits	(3)	(3)	-	-	-	(6)
Accrued expenses	(127)	(26)	(10)	(6)	(31)	(200)
Employee benefit obligations	(64)	(12)	(7)	(22)	(16)	(121)
Other liabilities	(75)	(5)	-	(9)	(50)	(139)
Net assets / (liabilities)	1,053	220	140	114	75	1,602

For the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, every percentage point depreciation / appreciation in the exchange rate between the Indian rupee and the U.S. dollar has affected the company's incremental operating margins by approximately 0.52%, 0.48% and 0.40%, respectively.

Sensitivity analysis is computed based on the changes in the income and expenses in foreign currency upon conversion into functional currency, due to exchange rate fluctuations between the previous reporting period and the current reporting period.

Credit risk

Credit risk refers to the risk of default on its obligation by the counterparty resulting in a financial loss. The maximum exposure to the credit risk at the reporting date is primarily from trade receivables amounting to \$1,554 million and \$1,394 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively and unbilled revenue amounting to \$455 million and \$469 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively. Trade receivables and unbilled revenue are typically unsecured and are derived from revenue earned from customers primarily located in the United States. Credit risk is managed through credit approvals, establishing credit limits and continuously monitoring the creditworthiness of customers to which the group grants credit terms in the normal course of business.

The following table gives details in respect of percentage of revenues generated from top customer and top five customers:

(In %)

	Year en	ded March 31,	
	2015	2014	2013
Revenue from top customer	3.3	3.8	3.8
Revenue from top five customers	13.5	14.4	15.2

Financial assets that are neither past due nor impaired

Cash and cash equivalents, available-for-sale financial assets and investment in certificates of deposit are neither past due nor impaired. Cash and cash equivalents include deposits with banks and corporations with high credit ratings assigned by international and domestic credit rating agencies. Available-for-sale financial assets include investment in liquid mutual fund units, quoted debt securities and unquoted equity securities. Certificates of deposit represent funds deposited at a bank or other eligible financial institution for a specified time period. Investment in quoted debt securities represents the investments made in debt securities issued by government and quasi government organizations. Of the total trade receivables, \$1,174 million and \$1,064 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively, were neither past due nor impaired.

There is no other class of financial assets that is not past due but impaired except for trade receivables of \$4 million and \$3 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively.

Financial assets that are past due but not impaired

The Group's credit period generally ranges from 30-60 days. The age analysis of the trade receivables have been considered from the due date. The age wise break up of trade receivables, net of allowances of \$55 million and \$33 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively, that are past due, is given below:

(Dollars in millions)

Period (in days)	As of	As of			
	March 31, 2015 March	h 31, 2014			
Less than 30	263	229			
31 – 60	55	42			
61 – 90	14	21			
More than 90	48	38			
	380	330			

The provisions for doubtful trade receivables for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 was \$29 million, \$23 million and \$7 million, respectively.

The movement in the provisions for doubtful trade receivables is as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,				
	2015	2014	2013		
Balance at the beginning	36	17	17		
Translation differences	(4)	-	(3)		
Provisions for doubtful trade receivables	29	23	7		
Trade receivables written off	(2)	(4)	(4)		
Balance at the end	59	36	17		

Liquidity risk

As of March 31, 2015, the Group had a working capital of \$5,731 million including cash and cash equivalents of \$4,859 million and current available-for-sale financial assets of \$140 million. As of March 31, 2014, the Group had a working capital of \$5,656 million including cash and cash equivalents of \$4,331 million, current available-for-sale financial assets of \$367 million and investments in certificates of deposit of \$143 million.

As of March 31, 2015 and March 31, 2014, the outstanding employee benefit obligations were \$171 million and \$159 million, respectively, which have been substantially funded. Further, as of March 31, 2015 and March 31, 2014, the group had no outstanding bank borrowings. Accordingly, no liquidity risk is perceived. The table below provides details regarding the contractual maturities of significant financial liabilities as of

The table below provides details regarding the contractual maturities of significant financial liabilities as of March 31, 2015:

(Dollars in millions)

Particulars	Less than 1	1-2 years	2-4 years	4-7 years	Total
	year				
Trade payables	22	-	-	-	22
Client deposits	4	-	-	-	4
Other liabilities (excluding liabilities towards acquisition - Refer to note 2.9)	704	-	-	-	704
Liability towards acquisitions on an undiscounted basis (Refer to Note 2.9)	84	_	_	-	84

The table below provides details regarding the contractual maturities of significant financial liabilities as of March 31, 2014:

(Dollars in millions)

Particulars	Less than 1	1-2 years	2-4 years	4-7 years	Total
	year				
Trade payables	29	-	-	-	29
Client deposits	6	-	-	-	6
Other liabilities (excluding liabilities towards	1				
acquisition and incentive accruals - Refer to	640				640
note 2.9)		-	-	-	
Incentive accruals on an undiscounted	ı				
basis (Refer to note 2.9)	_	4	-	-	4
Liability towards acquisitions on an	1				
undiscounted basis (Refer to Note 2.9)	_	55	_	-	55

As of March 31, 2015 and March 31, 2014, the Group had outstanding financial guarantees of \$7 million and \$6 million, respectively towards leased premises. These financial guarantees can be invoked upon breach of any term of the lease agreement. To the Group's knowledge there has been no breach of any term of the lease agreement as of March 31, 2015 and March 31, 2014.

Offsetting of financial assets and financial liabilities:

The group offsets a financial asset and a financial liability when it currently has a legally enforceable right to set off the recognized amounts and the group intends either to settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously.

The following table provides quantitative information about offsetting of derivative financial assets and derivative financial liabilities:

(Dollars in millions)

	As of		As of	
-	March 3	March 31, 2015		, 2014
	Derivative financial asset	Derivative financial liability	Derivative financial asset	Derivative financial liability
Gross amount of recognized financial asset/liability	17	(1)	36	_
Amount set off	(1)	1	_	-
Net amount presented in balance sheet	16	-	36	_

2.8 Provisions

Provisions comprise the following:

(Dollars in millions)

	As of	
	March 31, 2015 March 31, 201	
Provision for post sales client support and other provisions	77	63
Provision towards visa related matters (Refer to Note 2.20)	-	-
	77	63

Provision for post sales client support and other provisions represents costs associated with providing sales support services which are accrued at the time of recognition of revenues and are expected to be utilized over a period of 6 months to 1 year. The movement in the provision for post sales client support and other provisions is as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,
	2015
Balance at the beginning	63
Translation differences	-
Provision recognized / (reversed)	27
Provision utilized	(13)
Balance at the end	77

Provision for post sales client support and other provisions is included in cost of sales in the consolidated statement of comprehensive income.

Provision towards visa related matters amounting to \$35 million (including legal costs) was created and paid during the year ended March 31, 2014.

As of March 31, 2015 and March 31, 2014, claims against the company, not acknowledged as debts, net of amounts paid (excluding demands from Indian income tax authorities- Refer to Note 2.16) amounted to \$42 million (₹261 crore) and \$27 million (₹163 crore), respectively.

2.9 Other liabilities

Other liabilities comprise the following:

(Dollars in millions)

	(Dollars III IIIIIIIOIIs	
	As of	
	March 31, 2015	ch 31, 2014
Current		
Accrued compensation to employees	337	266
Accrued expenses	318	308
Withholding taxes payable (1)	145	152
Retainage	8	14
Liabilities of controlled trusts	28	25
Accrued gratuity	1	_
Premiums held in trust (2)	-	23
Liability towards acquisition of business (Refer to Note 2.3)	78	-
Others	12	4
	927	792
Non-current		
Liability towards acquisition of business (Refer to Note 2.3)	-	43
Incentive accruals	_	4
Deferred income - government grant on land use rights (Refer to Note 2.6) ⁽¹⁾	8	7
	8	54
	935	846
Financial liabilities included in other liabilities	782	687
Financial liability towards acquisitions on an undiscounted basis	84	55
Financial liability towards incentive accruals on an undiscounted basis	_	4

⁽¹⁾ Non-financial liabilities

Accrued expenses primarily relate to cost of technical sub-contractors, telecommunication charges, legal and professional charges, brand building expenses, overseas travel expenses and office maintenance. Others include unpaid dividend balances.

⁽²⁾ Represents premiums collected from policyholders and payable to insurance providers by a service provider maintaining the amounts in fiduciary capacity (Refer to Note 2.4).

2.10 Expenses by nature

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Employee benefit costs (Refer to Note 2.11.4)	4,862	4,746	4,139
Deferred purchase price pertaining to acquisition (Refer to			
Note 2.3)	41	31	10
Depreciation and amortization charges (Refer to Note 2.5			
and 2.6)	175	226	207
Travelling costs	297	280	278
Consultancy and professional charges	68	83	93
Rates and taxes	21	17	15
Cost of software packages for own use	139	129	115
Third party items bought for service delivery to clients	31	32	27
Communication costs	82	72	66
Cost of technical sub-contractors	354	322	268
Power and fuel	36	36	39
Repairs and maintenance	124	95	88
Commission to non-whole time directors	2	2	2
Branding and marketing expenses	26	22	26
Provision for post-sales client support	6	8	15
Provisions for doubtful trade receivables (Refer to Note 2.7)	29	23	7
Operating lease payments (Refer to Note 2.14)	50	53	45
Insurance charges	9	9	8
Contribution towards CSR (Refer to Note 2.21)	42	_	-
Others (Refer to Note 2.20)	59	84	41
Total cost of sales, selling and marketing expenses and			
administrative expenses	6,453	6,270	5,489

2.11 Employee benefits

2.11.1 Gratuity

The following tables set out the funded status of the gratuity plans and the amounts recognized in the Group's financial statements as of March 31, 2015 and March 31, 2014:

	(Condia iii	
	As of	
	March 31, 2015 March	h 31, 2014
Change in benefit obligations		
Benefit obligations at the beginning	118	120
Service cost	16	16
Interest expense	10	8
Remeasurements - Actuarial losses / (gains)	11	1
Benefits paid	(19)	(16)
Translation differences	(5)	(11)
Benefit obligations at the end	131	118
Change in plan assets		
Fair value of plan assets at the beginning	120	126
Interest Income	11	8
Remeasurements - Returns on plan assets excluding amounts include	led in	
interest income	1	1
Contributions	26	12
Benefits paid	(19)	(16)
Translation differences	(5)	(11)
Fair value of plan assets at the end	134	120
Funded status	3	2
Prepaid gratuity benefit	4	2
Accrued gratuity	(1)	-

Net gratuity cost for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 comprises the following components:

(Dollars in millions)

	(Donard III Trimitatio)		
	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Service cost	16	16	37
Net interest on the net defined benefit liability / asset*	(1)	_	NA
Interest cost	NA	NA	7
Expected return on plan assets	NA	NA	(11)
Actuarial (gains) / losses	NA	NA	(5)
Curtailment	_	_	(13)
Plan amendments	-	_	(1)
Net gratuity cost	15	16	14

^{*} As per Revised IAS 19

Amount for the year ended March 31, 2015 and March 31, 2014 recognized in statement of other comprehensive income:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,	
	2015	2014
Remeasurements of the net defined benefit liability / asset		
Actuarial (gains) / losses	11	1
(Return) / loss on plan assets excluding amounts included in the net interest		
on the net defined benefit liability / asset	(1)	(1)
	10	-

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	
(Gain) / loss from change in demographic assumptions	-	3	
(Gain) / loss from change in financial assumptions	9	(4)	
	9	(1)	

During fiscal 2013, the company aligned the gratuity entitlement of certain employees prospectively to the Payment of Gratuity Act, 1972. This amendment has resulted in a curtailment gain of \$13 million for the year ended March 31, 2013, which has been recognized in the statement of comprehensive income. The gratuity cost recognized in net profit in the statement of comprehensive income apportioned between cost of sales, selling and marketing expenses and administrative expenses on the basis of direct employee cost is as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Cost of sales	13	14	12
Selling and marketing expenses	1	1	1
Administrative expenses	1	1	1
	15	16	14

Effective July 1, 2007, the company amended its Gratuity Plan, to suspend the voluntary defined death benefit component of the Gratuity Plan. This amendment resulted in a negative past service cost amounting to \$9 million, which was being amortized on a straight-line basis over the average remaining service period of employees which is 10 years. On adoption of Revised IAS 19, the unamortized negative past service cost of \$3 million as of March 31, 2013 has been credited to retained earnings.

The weighted-average assumptions used to determine benefit obligations as of March 31, 2015 and March 31, 2014 are set out below:

	As of	
	March 31, 2015 March	31, 2014
Discount rate	7.8%	9.2%
Weighted average rate of increase in compensation levels	8.0%	8.0%

The weighted-average assumptions used to determine net periodic benefit cost for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 are set out below:

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Discount rate	9.2%	8.0%	8.6%
Weighted average rate of increase in compensation levels	8.0%	7.3%	7.3%
Rate of return on plan assets	NA*	NA*	9.5%
Weighted average duration of defined benefit obligation*	6.4 years	9 years	NA

^{*} As per Revised IAS 19

The following are the assumptions used to determine the benefit obligations:

Discount rate	In India, the market for high quality corporate bonds being not developed, the yield of government bonds is considered as the discount rate. The tenure has been considered taking into account the past long-term trend of employees' average remaining service life which reflects the average estimated term of the post- employment benefit obligations.	
rate of increase in	The average rate of increase in compensation levels is determined by the Company, considering factors such as, the Company's past compensation revision trends and management's estimate of future salary increases.	
Rate of return on plan assets	Rate of return for the year ended March 31, 2013 was the average yield of the portfolio in which our plan assets are invested over a tenure equivalent to the entire life of the related obligation.	
Attrition rate	Attrition rate considered is the management's estimate based on the past long-term trend of employee turnover in the Company.	

Gratuity is applicable only to employees drawing a salary in Indian rupees and there are no other foreign defined benefit gratuity plans.

The company contributes all ascertained liabilities towards gratuity to the Infosys Employees' Gratuity Fund Trust. In case of Infosys BPO and EdgeVerve, contributions are made to the Infosys BPO Employees' Gratuity Fund Trust and EdgeVerve Systems Limited Gratuity Fund Trust, respectively. Trustees administer contributions made to the trusts. As of March 31, 2015 and March 31, 2014, the plan assets have been primarily invested in insurer managed funds.

Actual return on assets for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 was \$12 million, \$9 million and \$11 million, respectively.

As of March 31, 2015, every percentage point increase / decrease in discount rate will affect the company's gratuity benefit obligation by approximately \$7 million.

As of March 31, 2015, every percentage point increase / decrease in weighted average rate of increase in compensation levels will affect the company's gratuity benefit obligation by approximately \$5 million.

The Group expects to contribute \$26 million to the gratuity trusts during the fiscal 2016.

Maturity profile of defined benefit obligation:

	(Dollars in millions)
Within 1 year	21
1 - 2 year	21
2 - 3 year 3 - 4 year	22
3 - 4 year	24
4 - 5 year	25
5 - 10 years	127

Sensitivity for significant actuarial assumptions is computed by varying one actuarial assumption used for the valuation of the defined benefit obligation by one percentage, keeping all other actuarial assumptions constant.

Assumptions regarding future mortality experience are set in accordance with the published statistics by the Life Insurance Corporation of India.

2.11.2 Superannuation

The company contributed \$35 million, \$33 million and \$32 million to the superannuation plan during the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively.

Superannuation contributions have been apportioned between cost of sales, selling and marketing expenses and administrative expenses on the basis of direct employee cost as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Cost of sales	31	30	29
Selling and marketing expenses	3	2	2
Administrative expenses	1	1	1
	35	33	32

2.11.3 Provident fund

Infosys has an obligation to fund any shortfall on the yield of the trust's investments over the administered interest rates on an annual basis. These administered rates are determined annually predominantly considering the social rather than economic factors and in most cases the actual return earned by the company has been higher in the past years. The actuary has provided a valuation for provident fund liabilities

on the basis of guidance issued by Actuarial Society of India and based on the below provided assumptions there is no shortfall as at March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively.

The details of fund and plan asset position are given below:

(Dollars in millions)

	As of March 31, 2015 March 31, 20	
Plan assets at period end, at fair value	466	470
Present value of benefit obligation at period end	466	470
Asset recognized in balance sheet	-	

The plan assets have been primarily invested in government securities.

Assumptions used in determining the present value obligation of the interest rate guarantee under the Deterministic Approach:

As of	
March 31, 2015 March	ch 31, 2014
7.8%	9.2%
7	8
8.8%	8.8%
	March 31, 2015 Marc 7.8% 7

The Group contributed \$56 million, \$48 million and \$49 million to the provident fund during the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively.

Provident fund contributions have been apportioned between cost of sales, selling and marketing expenses and administrative expenses on the basis of direct employee cost as follows:

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Cost of sales	50	43	44
Selling and marketing expenses	4	3	3
Administrative expenses	2	2	2
	56	48	49

2.11.4 Employee benefit costs include:

(Dollars in millions)

	Year en	Year ended March 31,	
	2015	2014	2013
Salaries and bonus*	4,756	4,649	4,044
Defined contribution plans	43	38	37
Defined benefit plans	63	59	58
	4,862	4,746	4,139

^{*} Includes stock compensation expense of less than \$1 million.

The gratuity and provident plans are applicable only to employees drawing a salary in Indian rupees and there are no other foreign defined benefit plans.

The employee benefit cost is recognized in the following line items in the consolidated statement of comprehensive income:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Cost of sales	4,299	4,222	3,697
Selling and marketing expenses	389	356	294
Administrative expenses	174	168	148
	4,862	4,746	4,139

2.12 Equity

Share capital and share premium

The Company has only one class of shares referred to as equity shares having a par value of ₹5/-. The Company has allotted 574,236,166 fully paid-up equity shares of face value ₹5/- each during the three months ended December 31, 2014 pursuant to a bonus issue approved by the shareholders through postal ballot. Record date fixed by the Board of Directors was December 3, 2014. Bonus share of one equity share for every equity share held, and a stock dividend of one American Depositary Share (ADS) for every ADS held, respectively, has been allotted. Consequently, the ratio of equity shares underlying the ADSs held by an American Depositary Receipt holder remains unchanged. Options granted under the stock option plan have been adjusted for bonus shares. 5,667,200 and 2,833,600 shares were held by controlled trust, as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively.

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 有価証券報告書

The Board in its meeting held on April 24, 2015 has considered, approved and recommended a bonus issue of one equity share for every equity share held, and a stock dividend of one American Depositary Share (ADS) for every ADS held, respectively, as on a record date to be determined. Consequently, the ratio of equity shares underlying the ADSs held by an American Depositary Receipt holder would remain unchanged. The bonus issue of equity shares and ADSs will be subject to approval by the shareholders through postal ballot, and any other applicable statutory and regulatory approvals. Accordingly, the record date for the bonus issues of equity shares and ADSs will be announced in due course.

The amount received in excess of the par value has been classified as share premium. Additionally, share-based compensation recognized in net profit in the consolidated statement of comprehensive income is credited to share premium. Amounts have been utilized for bonus issue from share premium account.

Retained earnings

Retained earnings represent the amount of accumulated earnings of the Group.

Other components of equity

Other components of equity consist of currency translation and fair value changes on available-for-sale financial assets and remeasurement of net defined benefit liability / asset.

The company's objective when managing capital is to safeguard its ability to continue as a going concern and to maintain an optimal capital structure so as to maximize shareholder value. In order to maintain or achieve an optimal capital structure, the company may adjust the amount of dividend payment, return capital to shareholders, issue new shares or buy back issued shares. As of March 31, 2015, the company had only one class of equity shares and had no debt. Consequent to the above capital structure, there are no externally imposed capital requirements.

The rights of equity shareholders are set out below.

2.12.1 Voting

Each holder of equity shares is entitled to one vote per share. The equity shares represented by American Depositary Shares (ADS) carry similar rights to voting and dividends as the other equity shares. Each ADS represents one underlying equity share.

2.12.2 Dividends

The Company declares and pays dividends in Indian rupees. The remittance of dividends outside India is governed by Indian law on foreign exchange and is subject to applicable distribution taxes.

The amount of per share dividend recognized as distributions to equity shareholders for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 was \$1.21 (₹73.00) (not adjusted for bonus issue), \$0.82 (₹47.00) (not adjusted for bonus issue) and \$0.86 (₹47.00) (not adjusted for bonus issue), respectively.

The Board has decided to increase dividend pay-out ratio from up to 40% to up to 50% of post-tax consolidated profits effective fiscal 2015.

The Board of Directors, in their meeting on April 24, 2015, proposed a final dividend of approximately \$0.47 per equity share (₹29.50 per equity share) ((equivalent to ₹14.75 (approximately \$0.24 per share) per share after 1:1 bonus issue, if approved by shareholders)). The proposal is subject to the approval of shareholders at the Annual General Meeting to be held on June 22, 2015, and if approved, would result in a cash outflow of approximately \$652 million, inclusive of corporate dividend tax.

2.12.3 Liquidation

In the event of liquidation of the company, the holders of shares shall be entitled to receive any of the remaining assets of the company, after distribution of all preferential amounts. However, no such preferential amounts exist currently, other than the amounts held by irrevocable controlled trusts. The amount distributed will be in proportion to the number of equity shares held by the shareholders. For irrevocable controlled trusts, the corpus would be settled in favor of the beneficiaries.

2.12.4 Share options

There are no voting, dividend or liquidation rights to the holders of options issued under the company's share option plans.

2.13 Other income

Other income consists of the following:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Interest income on deposits and certificates of deposit	430	356	329
Exchange gains / (losses) on forward and options contracts	85	(40)	15
Exchange gains / (losses) on translation of other assets and liabilities	(7)	78	33
Income from available-for-sale financial assets	43	37	42
Others	9	9	14
	560	440	433

2.14 Operating leases

The Group has various operating leases, mainly for office buildings, that are renewable on a periodic basis. Rental expense for operating leases was \$50 million, \$53 million and \$45 million for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively.

The schedule of future minimum rental payments in respect of non-cancellable operating leases is set out below:

(Dollars in millions)

	As of		
	March 31, 2015 March	31, 2014	
Within one year of the balance sheet date	27	43	
Due in a period between one year and five years	63	94	
Due after five years	27	48	

A majority of the group's operating lease arrangements extend up to a maximum of ten years from their respective dates of inception, and relate to rented overseas premises. Some of these lease agreements contain a price escalation clause.

2.15 Employees' Stock Option Plans (ESOP)

2011 RSU Plan (the 2011 Plan): The Company has a 2011 RSU Plan which provides for the grant of Restricted Stock Units (RSUs) to eligible employees of the Company. The Board of Directors recommended establishment of the 2011 Plan to the shareholders on August 30, 2011 and the shareholders approved the

recommendation of the Board of Directors on October 17, 2011 through a postal ballot. The maximum aggregate number of shares that may be awarded under the Plan is 5,667,200 shares (currently held by the Infosys Limited Employees' Welfare Trust and adjusted for bonus shares issued) and the plan shall continue in effect for a term of 10 years from the date of initial grant under the plan. The RSUs will be issued at par value of the equity share. The 2011 Plan is administered by the Management Development and Compensation Committee now known as The Nomination and Remuneration Committee (The Committee) and through the Infosys Limited Employees' Welfare Trust (The Trust). The Committee is comprised of independent members of the Board of Directors.

During the year ended March 31, 2015, the company made a grant of 27,067 restricted stock units to Dr. Vishal Sikka, Chief Executive Officer and Managing Director. The RSUs will vest over a period of four years from the date of the grant in the proportions specified in the award agreement. The RSUs will vest subject to achievement of certain key performance indicators as set forth in the award agreement for each applicable year of the vesting tranche and continued employment through each vesting date.

The activity in the 2011 Plan during the year ended March 31, 2015 is set out below:

	Year ended March 31, 2015		
	Shares arising	Weighted average	
	out of options	exercise price	
2011 Plan:			
Outstanding at the beginning	-	-	
Granted*	54,134	0.08	
Forfeited and expired	-	_	
Exercised	-	-	
Outstanding at the end	54,134	0.08	
Exercisable at the end	-	-	

^{*}Adjusted for bonus issue. (Refer to note 2.12)

The weighted average remaining contractual life of RSUs outstanding as of March 31, 2015, under the 2011 Plan, was 2.39 years.

The fair value of each RSU is estimated on the date of grant using the Black-Scholes-Merton valuation model. The expected term of an RSU is estimated based on the vesting term and contractual term of the RSU, as well as expected exercise behaviour of the employee who receives the RSU. Expected volatility during the expected term of the RSU is based on historical volatility of the observed market prices of the company's publicly traded equity shares during a period equivalent to the expected term of the RSU. The fair value of each RSU is estimated on the date of grant using the Black-Scholes-Merton model with the following assumptions:

Particulars	Year ended March 31,
	2015
Weighted average share price (\$)	58
Exercise price (\$)	0.08
Expected volatility (%)	30 – 37
Expected life of the option (years)	1-4
Expected dividends (%)	1.84
Risk-free interest rate (%)	8 – 9

The weighted average fair value of RSUs on grant date was \$55

1999 Employees Stock Option Plan (the 1999 Plan): In fiscal 2000, the company instituted the 1999 Plan. The Board of Directors and shareholders approved the 1999 Plan in June 1999. The 1999 Plan provides for the issue of 52,800,000 equity shares to employees. The 1999 Plan is administered by a the management development and compensation committee now known as Nomination and Remuneration Committee (The Committee), all of whom are independent members of the Board of Directors and through the Infosys Limited 'Employees' Welfare Trust (the Trust). Under the 1999 Plan, options will be issued to employees at an exercise price, which shall not be less than the fair market value (FMV) of the underlying equity shares on the date of grant. Under the 1999 Plan, options may also be issued to employees at exercise prices that are less than FMV only if specifically approved by the shareholders of the company in a general meeting. All options under the 1999 Plan are exercisable for equity shares. The options under the 1999 Plan vest over a period of one through six years, although accelerated vesting based on performance conditions is provided in certain instances and expire over a period of 6 months through five years from the date of completion of vesting. The term of the 1999 plan ended on June 11, 2009, and consequently no further shares will be issued to employees under this plan.

There were no share options outstanding and exercisable under the 1999 plan as of March 31, 2015, 2014 and 2013.

The activity in the 1999 Plan during the year ended March 31, 2013 is set out below:

	Year ended Ma	Year ended March 31, 2013		
	Shares arising	Weighted average		
	out of options	exercise price		
1999 Plan:				
Outstanding at the beginning	11,683	42		
Forfeited and expired	(5,518)	39		
Exercised	(6,165)	39		
Outstanding at the end	-	_		
Exercisable at the end	_	-		

The weighted average share price of options exercised under the 1999 Plan during the year ended March 31, 2013 was \$43.53

The share-based compensation recorded for the years ended March 31, 2015, 2014 and 2013 was less than \$1 million, Nil and Nil, respectively.

2.16 Income taxes

Income tax expense in the consolidated statement of comprehensive income comprises:

(Dollars in millions)

	Year end	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013	
Current taxes				
Domestic taxes	511	585	544	
Foreign taxes	282	124	97	
	793	709	641	
Deferred taxes				
Domestic taxes	6	(29)	(27)	
Foreign taxes	6	(12)	3	
	12	(41)	(24)	
Income tax expense	805	668	617	

Income tax expense for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 includes reversals (net of provisions) of \$26 million, \$4 million and Nil, respectively, pertaining to earlier periods.

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 有価証券報告書

The revision in the useful life of assets held at April 1, 2014 has resulted in a decrease in deferred tax credit by \$29 million for the year ended March 31, 2015. (Refer to Note 2.5)

Entire deferred income tax for the year ended March 31, 2015 relates to origination and reversal of temporary differences. The deferred income tax credit for the year ended March 31, 2013 includes \$4 million relating to changes in the tax rate from 32.45% to the substantively enacted tax rate of 33.99%. The increase in the tax rate to 33.99% is consequent to changes made in the Finance Act, 2013. The remaining deferred income tax for the year ended March 31, 2013 relates to origination and reversal of temporary differences.

A reversal of deferred tax asset of \$2 million and a reversal of deferred tax liability of \$2 million and less than \$1 million relating to an available-for-sale financial asset has been recognized in other comprehensive income during the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively.

The company, being a resident in India as per the provisions of the Income Tax Act, 1961, is required to pay taxes in India on the entire global income in accordance with the provisions of Section 5 of the Indian Income Tax Act, 1961, which is reflected as domestic taxes. The geographical segment disclosures on revenue in note 2.19.2 are based on the location of customers and do not reflect the geographies where the actual delivery or revenue-related efforts occur. The income on which domestic taxes are imposed are not restricted to the income generated from the "India" geographic segment. As such, amounts applicable to domestic income taxes and foreign income taxes will not necessarily correlate to the proportion of revenue generated from India and other geographical segments as per the geographic segment disclosure set forth in note 2.19.2.

A reconciliation of the income tax provision to the amount computed by applying the statutory income tax rate to the income before income taxes is summarized below:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Profit before income taxes	2,818	2,419	2,342
Enacted tax rates in India	33.99%	33.99%	32.45%
Computed expected tax expense	958	822	760
Tax effect due to non-taxable income for Indian tax purposes	(273)	(273)	(202)
Overseas taxes	134	99	72
Tax reversals, overseas and domestic (net)	(26)	(4)	-
Effect of exempt non-operating income	(15)	(13)	(17)
Effect of unrecognized deferred tax assets	7	11	9
Effect of differential overseas tax rates	(6)	1	(1)
Effect of non-deductible expenses	34	47	8
Taxes on dividend received from subsidiary	1	1	2
Temporary difference related to branch profits tax	_	(8)	5
Additional deduction on research and development expense	(9)	(15)	(15)
Others	-	-	(4)
Income tax expense	805	668	617

The applicable Indian statutory tax rate for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 is 33.99%, 33.99% and 32.45%, respectively. The increase in the statutory tax rate to 33.99% is consequent to changes made in the Finance Act, 2013.

During the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, the company has claimed weighted tax deduction on eligible research and development expenditures based on the approval received from Department of Scientific and Industrial Research (DSIR) on November 23, 2011 which has been renewed effective April 2014. The weighted tax deduction is equal to 200% of such expenditures incurred.

The foreign tax expense is due to income taxes payable overseas, principally in the United States of America. In India, the company has benefited from certain tax incentives that the Government of India had provided to the export of software from units registered under the Software technology parks of India Scheme in India and the company continues to benefit from certain tax incentives for units registered under the Special Economic Zones Act, 2005. However, as the tax incentives provided by the Government of India for STPs have expired, income from the STP units are now taxable. Under the Special Economic Zones Act, 2005 scheme, units in designated special economic zones which begin providing services on or after April 1, 2005 are eligible for a deduction of 100 percent of profits or gains derived from the export of services for the first five years from

commencement of provision of services and 50 percent of such profits or gains for a further five years. Certain tax benefits are also available for a further period of five years subject to the unit meeting defined conditions.

As a result of these tax incentives, a portion of the company's pre-tax income has not been subject to tax in recent years. These tax incentives resulted in a decrease in our income tax expense of \$273 million, \$273 million and \$202 million for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, respectively, compared to the effective tax amounts that we estimate we would have been required to pay if these incentives had not been available. The per share effect of these tax incentives computed based on both basic and diluted weighted average number of equity shares for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 was \$0.24 each, \$0.24 each and \$0.18 each, respectively. The basic and diluted weighted average number of equity shares have been adjusted for bonus issue. (Refer to Note 2.12).

The company is subject to a 15% Branch Profit Tax (BPT) in the United States to the extent its U.S. branch's net profit during the year is greater than the increase in the net assets of the U.S. branch during the fiscal year, computed in accordance with the Internal Revenue Code. As of March 31, 2015, Infosys' U.S. branch net assets amounted to approximately \$651 million. As of March 31, 2015, the Company has provided for branch profit tax of \$51 million for its U.S branch, as the company estimates that these branch profits are expected to be distributed in the foreseeable future.

Deferred income tax liabilities have not been recognized on temporary differences amounting to \$615 million and \$505 million as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively, associated with investments in subsidiaries and branches as it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future.

The following table provides the details of income tax assets and income tax liabilities as of March 31, 2015 and March 31, 2014:

	As of		
Income tax assets	March 31, 2015 Marc	March 31, 2015 March 31, 2014	
	654	254	
Current income tax liabilities	(451)	(365)	
Net current income tax assets / (liabilities) at the end	203	(111)	

The gross movement in the current income tax asset / (liability) for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 is as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
_	2015	2014	2013
Net current income tax asset / (liability) at the beginning	(111)	(44)	(3)
Additions through business combination	-	-	(2)
Translation differences	3	4	(1)
Income tax paid	1,102	638	603
Current income tax expense (Refer to Note 2.16)	(793)	(709)	(641)
Income tax on other comprehensive income	2	-	_
Net current income tax asset / (liability) at the end	203	(111)	(44)

The tax effects of significant temporary differences that resulted in deferred income tax assets and liabilities are as follows:

	As of	As of		
	March 31, 2015 March	1 31, 2014		
finimum alternate tax credit carry-forwards computer software rade receivables compensated absences accrued compensation to employees accumulated losses cost sales clients support available for sale financial assets				
Property, plant and equipment	38	65		
Minimum alternate tax credit carry-forwards	-	3		
Computer software	8	8		
Trade receivables	17	8		
Compensated absences	48	45		
Accrued compensation to employees	8	7		
Accumulated losses	_	1		
Post sales clients support	12	16		
Available for sale financial assets	_	2		
Others	5	6		
Total deferred income tax assets	136	161		
Deferred income tax liabilities				
Temporary difference related to branch profits	(51)	(51)		
Intangible assets	(25)	(11)		
Total deferred income tax liabilities	(76)	(62)		
Deferred income tax assets after set off	85	110		
Deferred income tax liabilities after set off	(25)	(11)		

Deferred income tax assets and deferred income tax liabilities have been offset wherever the group has a legally enforceable right to set off current income tax assets against current income tax liabilities and where the deferred income tax assets and deferred income tax liabilities relate to income taxes levied by the same taxation authority.

The deferred income tax assets and deferred income tax liabilities recoverable within and after 12 months are as follows:

(Dollars in millions)

	(Dollars	
	As of	
	March 31, 2015 Marc	h 31, 2014
Deferred income tax assets to be recovered after 12 months Deferred income tax assets to be recovered within 12 months	56	106
Deferred income tax assets to be recovered within 12 months	80	55
Total deferred income tax assets	136	161
Deferred income tax liabilities to be settled after 12 months	(59)	(47)
Deferred income tax liabilities to be settled within 12 months	(17)	(15)
Total deferred income tax liabilities	(76)	(62)

In assessing the realizability of deferred income tax assets, management considers whether some portion or all of the deferred income tax assets will not be realized. The ultimate realization of deferred income tax assets is dependent upon the generation of future taxable income during the periods in which the temporary differences become deductible. Management considers the scheduled reversals of deferred income tax liabilities, projected future taxable income and tax planning strategies in making this assessment. Based on the level of historical taxable income and projections for future taxable income over the periods in which the deferred income tax assets are deductible, management believes that the group will realize the benefits of those deductible differences. The amount of the deferred income tax assets considered realizable, however, could be reduced in the near term if estimates of future taxable income during the carry forward period are reduced.

The gross movement in the deferred income tax account for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013 is as follows:

(Dollars in millions)

	Year ended March 31,		
	2015	2014	2013
Net deferred income tax asset at the beginning	99	71	60
Additions through business combination (Refer to note 2.3)	(16)	_	(7)
Translation differences	(9)	(15)	(6)
Credits/(Charge) relating to temporary differences (Refer to			
note 2.16)	(12)	41	24
Temporary difference on available-for-sale financial assets	(2)	2	-
Net deferred income tax asset at the end	60	99	71

The charge relating to temporary differences during the year ended March 31, 2015 are primarily on account of property, plant and equipment, post sales client support, available for sale financial assets, minimum alternate tax partially offset by compensated absences and trade receivables. The credits relating to temporary differences during the year ended March 31, 2014 are primarily on account of compensated absences, trade receivables, accrued compensation to employees, post sales client support and property, plant and equipment. The credits relating to temporary differences during the year ended March 31, 2013 are primarily on account of compensated absences, property, plant and equipment and other provisions which are not tax-deductible in the current year.

Pursuant to the enacted changes in the Indian Income Tax Laws effective April 1, 2007, the provisions of Minimum Alternate Tax (MAT) had been extended to income of STP units. Further, the Finance Act, 2011, which became effective April 1, 2011, extended MAT to SEZ units and SEZ developer units. Infosys Limited had calculated its tax liability for current domestic taxes after considering MAT. The excess tax paid under MAT provisions being over and above normal tax liability has been fully set off against normal tax liabilities of the subsequent years. Consequently the deferred income tax asset pertaining to MAT credit is Nil as of March 31, 2015 and March 31, 2014. Infosys BPO had calculated its tax liability for current domestic taxes after considering MAT. The excess tax paid under MAT provisions being over and above normal tax liability is being brought forward and set off against future tax liabilities computed under normal tax provisions. A deferred income tax asset of Nil and \$3 million pertaining to MAT credit has been recognized on the balance sheet of the company as of March 31, 2015 and March 31, 2014, respectively, which is being carried forward for a period of ten years from the year of recognition.

As of March 31, 2015 and March 31, 2014, claims against the group not acknowledged as debts from the Indian Income tax authorities (net of amount paid to statutory authorities of \$571 million (₹3,568 crore) and

\$286 million (₹1,716 crore) amounted to less than \$1 million (₹3 crore) and \$3 million (₹19 crore), respectively.

Payment of \$571 million (₹3,568 crore) includes demands from the Indian Income tax authorities of \$534 million (₹3,337 crore), including interest of \$154 million (₹964 crore) upon completion of their tax assessment for fiscal 2006, fiscal 2007, fiscal 2008, fiscal 2009 and fiscal 2010. \$286 million (₹1,788 crore) was paid during the year ended March 31, 2015 consequent to demand from tax authorities in India for fiscal 2010 towards denial of certain tax benefits. The Company has filed an appeal with the Income Tax Appellate Tribunal.

Demand for fiscal 2006, fiscal 2007, fiscal 2008 and fiscal 2009 includes disallowance of a portion of the deduction claimed by the company under Section 10A of the Income Tax Act as determined by the ratio of export turnover to total turnover. This disallowance arose from certain expenses incurred in foreign currency being reduced from export turnover but not reduced from total turnover. Demand for fiscal 2007, fiscal 2008, fiscal 2009 and fiscal 2010 also includes disallowance of portion of profit earned outside India from the STP units and disallowance of profits earned from SEZ units under section 10AA of the Income Tax Act. The matter for fiscal 2007, fiscal 2008 and fiscal 2009 are pending before the Commissioner of Income tax (Appeals), Bangalore. For matter of fiscal 2006, the Commissioner of Income tax (Appeals) has passed a partly favorable order. The order giving effect of said Commissioner Order is awaited. The company is contesting the demand and the management including its tax advisors believes that its position will likely be upheld in the appellate process. The management believes that the ultimate outcome of these proceedings will not have a material adverse effect on the Company's financial position and results of operations.

2.17 Earnings per equity share

The following is a reconciliation of the equity shares used in the computation of basic and diluted earnings per equity share:

	Year ended March 31,			
	2015	2014	2013	
Basic earnings per equity share - weighted average number	er of			
equity shares outstanding (1)(2)	1,142,805,1321,14	2,805,1321,14	2,798,476	
Effect of dilutive common equivalent shares - share opt	ions			
outstanding	16,338	-	1,706	
Diluted earnings per equity share - weighted average number	er of			
equity shares and common equivalent shares outstanding	1,142,821,4701,14	2,805,1321,14	2,800,182	

⁽¹⁾ Excludes treasury shares

(2) adjusted for bonus issue. Refer to note 2.12

For the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, there were no outstanding options to purchase equity shares which had an anti-dilutive effect.

2.18 Related party transactions

List of subsidiaries:

Particulars	Country	Holding as of March March		
		31, 2015	31,	
			2014	
Infosys BPO Limited (Infosys BPO)	India	99.98%9	99.98%	
Infosys Technologies (China) Co Ltd (Infosys China)	China	100%	100%	
Infosys Technologies S. de R. L. de C. V. (Infosys Mexico)	Mexico	100%	100%	
Infosys Technologies (Sweden) AB. (Infosys Sweden)	Sweden	100%	100%	
Infosys Technologies (Shanghai) Company Limited (Infosys Shanghai	i) China	100%	100%	
Infosys Tecnologia DO Brasil LTDA. (Infosys Brasil)	Brazil	100%	100%	
Infosys Public Services, Inc. USA (Infosys Public Services)	U.S.	100%	100%	
Infosys Consulting India Limited (1)	India	-	_	
Infosys Americas Inc., (Infosys Americas) (2)	U.S.	100%	100%	
Infosys BPO s. r. o (3)	Czech Republic	99.98%9	99.98%	
Infosys BPO (Poland) Sp Z.o.o (3)	Poland	99.98%9	99.98%	
Infosys BPO S.DE R.L. DE.C.V (3)(11)	Mexico	_	_	
Infosys McCamish Systems LLC (3)	U.S.	99.98%9	99.98%	
Portland Group Pty Ltd ⁽³⁾	Australia	99.98%9	99.98%	
Portland Procurement Services Pty Ltd ⁽⁷⁾	Australia	-6	99.98%	
Infosys Technologies (Australia) Pty. Limited (Infosys Australia) (4)	Australia	100%	100%	
EdgeVerve Systems Limited (EdgeVerve) (10)	India	100%	100%	
Lodestone Holding AG (Infosys Lodestone)	Switzerland	100%	100%	
Lodestone Management Consultants (Canada) Inc. (5)(9)	Canada	_	-	
Lodestone Management Consultants Inc. (5)	U.S.	100%	100%	
Lodestone Management Consultants Pty Limited (5)	Australia	100%	100%	
Lodestone Management Consultants AG (5)	Switzerland	100%	100%	
Lodestone Augmentis AG (8)	Switzerland	100%	100%	
Hafner Bauer & Ödman GmbH (5)	Switzerland	100%	100%	
Lodestone Management Consultants (Belgium) S.A. (6)	Belgium	99.90%9	99.90%	

Lodestone Management Consultants GmbH (5)	Germany	100%	100%
Lodestone Management Consultants Pte Ltd. (5)	Singapore	100%	100%
Lodestone Management Consultants SAS (5)	France	100%	100%
Lodestone Management Consultants s.r.o. (5)	Czech Republic	100%	100%
Lodestone Management Consultants GmbH (5)	Austria	100%	100%
Lodestone Management Consultants Co., Ltd. (5)	China	100%	100%
Lodestone Management Consultants Ltd. (5)	UK	100%	100%
Lodestone Management Consultants B.V. (5)	Netherlands	100%	100%
Lodestone Management Consultants Ltda. (6)	Brazil	99.99%9	99.99%
Lodestone Management Consultants Sp. z.o.o. (5)	Poland	100%	100%
Lodestone Management Consultants Portugal, Unipessoal, Lda. (5)	Portugal	100%	100%
S.C. Lodestone Management Consultants S.R.L. (5)	Romania	100%	100%
Lodestone Management Consultants S.R.L. (5)	Argentina	100%	100%
Infosys Canada Public Services Ltd. (12) (13)	Canada	-	_
Infosys Nova Holdings LLC (Infosys Nova) (14)	U.S.	100%	_
Panaya Inc (Panaya) ⁽¹⁵⁾	U.S.	100%	-
Panaya Ltd (16)	Israel	100%	_
Panaya Gmbh (16)	Germany	100%	_
Panaya Pty Ltd (16)	Australia	-	-
Panaya Japan Co. Ltd (10)	Japan	100%	-

⁽¹⁾ The Hon'ble High Court of Karnataka sanctioned the scheme of amalgamation of Infosys Consulting India Limited (ICIL) with Infosys Limited with an effective date of August 23, 2013 and an appointed date of January 12, 2012.

⁽²⁾ Incorporated effective June 25, 2013

⁽³⁾ Wholly owned subsidiaries of Infosys BPO.

⁽⁴⁾ Under liquidation

⁽⁵⁾ Wholly owned subsidiary of Lodestone Holding AG

⁽⁶⁾ Majority owned and controlled subsidiary of Lodestone Holding AG

⁽⁷⁾ Wholly owned subsidiary of Portland Group Pty Ltd. Liquidated effective May 14, 2014

⁽⁸⁾ Wholly owned subsidiary of Lodestone Management Consultants AG

⁽⁰⁾ Liquidated effective December 31, 2013

⁽¹⁰⁾ Incorporated effective February 14, 2014. Refer to note 2.3

⁽¹¹⁾ Incorporated effective February 14, 2014.

⁽¹²⁾ Wholly owned subsidiary of Infosys Public Services Inc.

⁽¹³⁾ Incorporated effective December 19, 2014

⁽¹⁴⁾ Incorporated effective January 23, 2015

⁽¹⁵⁾ On March 5, 2015, Infosys acquired 100% of the voting interest in Panaya Inc. Refer to note 2.3

(16) Wholly owned subsidiary of Panaya Inc.

During the year ended March 31, 2013, Infosys Australia paid a dividend of \$15 million to its holding company, Infosys Limited, and the tax on such dividend received was \$2 million.

During the year ended March 31, 2015 and March 31, 2014, Infosys BPO (Poland) Sp.Z.o.o paid a dividend of \$4 million each, to its holding company, Infosys BPO and the tax on such dividend received was \$1 million each.

During the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013, Lodestone Management Consultants AG paid a dividend of \$1 million, \$8 million and \$12 million, respectively, to its holding company, Lodestone Holding AG and the tax on such dividend received was Nil.

Infosys has provided guarantee for performance of certain contracts entered into by its subsidiaries.

List of associates:

Particulars	Country	Holding as of
		March 31, 2015 March 31, 2014
DWA Nova LLC ⁽¹⁾	India	20% -

⁽¹⁾ Associate of Infosys Nova Holdings LLC. Refer to note below

List of other related parties:

Particulars		Nature of relationship
Infosys Limited Employees' Gratuity Fund Trust	India	Post-employment benefit plan of Infosys
Infosys Limited Employees' Provident Fund Trust	India	Post-employment benefit plan of Infosys
Infosys Limited Employees' Superannuation Functions	d India	Post-employment benefit plan of Infosys
Infosys BPO Limited Employees' Superannuation Fun	d	Post-employment benefit plan of Infosys
Trust	India	BPO
Infosys BPO Limited Employees' Gratuity Fund Trust	India	Post-employment benefit plan of Infosys BPO
EdgeVerve Systems Limited Employees' Gratuity Fun		Post-employment benefit plan of
Trust	India	EdgeVerve
EdgeVerve Systems Limited Employees	5'	Post-employment benefit plan of
Superannuation Fund Trust	India	EdgeVerve
Infosys Limited Employees' Welfare Trust	India	Controlled Trust
Infosys Science Foundation	India	Controlled Trust

Refer to Note 2.11 for information on transactions relating to the post-employment benefit plans mentioned above.

Transaction to acquire associate's stake:

(Dollars in millions)

Particulars	Year ended March 31,
	2015
Financing transactions	
Investment in DWA Nova*	15
	15

*During the year ended March 31, 2015, the group acquired 20% of the equity interests in DWA Nova LLC for a cash consideration of \$15 million. The Company has made this investment to form a new company along with Dream Works Animation (DWA). The new company, DWA Nova LLC, will develop and commercialize image generation technology in order to provide end-to-end digital manufacturing capabilities for companies involved in the design, manufacturing, marketing or distribution of physical consumer products.

Transactions with key management personnel

The table below describes the compensation to key management personnel which comprises directors and executive officers:

(Dollars in millions)

	Year end	ded March 31,	
	2015	2014	2013
Salaries and other employee benefits to whole-time			
directors and executive officers ⁽¹⁾⁽²⁾	5	10	7
Commission and other benefits to non-executive /			
independent directors	2	2	2
Total	7	12	9

⁽¹⁾ Executive Council dissolved effective April 1, 2014 and Executive officers have been appointed with effect from that date.

2.19 Segment reporting

IFRS 8 establishes standards for the way that public business enterprises report information about operating segments and related disclosures about products and services, geographic areas, and major customers. The Company's operations predominantly relate to providing end-to-end business solutions to enable clients to enhance business performance. Effective year ended March 31, 2014, the Company reorganized its segments to strengthen its focus on growing existing client relationships and increasing market share through service differentiation and operational agility. Consequent to the internal reorganization, there were changes effected in the reportable business segments based on the "management approach" as defined in IFRS 8, Operating Segments. The Chief Operating Decision Maker evaluates the Company's performance and allocates resources based on an analysis of various performance indicators by business segments and geographic segments. Accordingly, information has been presented both along business segments and geographic segments. The accounting principles used in the preparation of the financial statements are consistently applied to record revenue and expenditure in individual segments, and are as set out in the significant accounting policies.

Business segments of the company is determined based on (i) industry class of the customers (outside of the growth markets) and; (ii) presence of customers in growth markets across industry classes. Business segments of the Company are primarily enterprises in Financial Services and Insurance (FSI), enterprises in Manufacturing (MFG), enterprises in the Energy & utilities, Communication and Services (ECS), enterprises in Retail, Consumer packaged goods and logistics (RCL), enterprises in Life Sciences and Healthcare (LSH)

⁽²⁾ Includes stock compensation expense of less than \$1 million.

and enterprises in Growth Markets (GMU) comprising enterprises in APAC (Asia Pacific) and Africa. The FSI reportable segments has been aggregated to include the Financial Services operating segment and Insurance operating segment and the ECS reportable segment has been aggregated to include Energy, Communication and Services operating segment and, Resources & Utilities operating segments. Geographic segmentation is based on business sourced from that geographic region and delivered from both on-site and off-shore. North America comprises the United States of America, Canada and Mexico, Europe includes continental Europe (both the east and the west), Ireland and the United Kingdom, and the Rest of the World comprising all other places except those mentioned above and India. Consequent to the above change in the composition of reportable business segments, the prior year comparatives for fiscal 2013 have been restated.

Revenue and identifiable operating expenses in relation to segments are categorized based on items that are individually identifiable to that segment. Allocated expenses of segments include expenses incurred for rendering services from the Company's offshore software development centres and on-site expenses, which are categorized in relation to the associated turnover of the segment. Certain expenses such as depreciation, which form a significant component of total expenses, are not specifically allocable to specific segments as the underlying assets are used interchangeably. Management believes that it is not practical to provide segment disclosures relating to those costs and expenses, and accordingly these expenses are separately disclosed as "unallocated" and adjusted against the total income of the Company.

Assets and liabilities used in the Company's business are not identified to any of the reportable segments, as these are used interchangeably between segments. Management believes that it is currently not practicable to provide segment disclosures relating to total assets and liabilities since a meaningful segregation of the available data is onerous.

Geographical information on revenue and business segment revenue information is collated based on individual customers invoiced or in relation to which the revenue is otherwise recognized.

2.19.1 Business segments

/1) (A)	La re un	n millions	١
100	ютэ п	I IIIIIIIIOHSI	,

Year ended March 31, 2015	FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	Total
Revenues	2,544	1,917	1,401	1,417	585	847	8,711
Identifiable operating expenses	1,197	977	670	642	293	410	4,189
Allocated expenses	589	467	340	345	142	206	2,089
Segment profit	758	473	391	430	150	231	2,433
Unallocable expenses							175
Operating profit							2,258
Other income, net							560
Share in associate's profit / (loss)							-
Profit before income taxes							2,818
Income tax expense							805
Net profit							2,013
Depreciation and amortization							175
Non-cash expenses other than							
depreciation and amortization							_

(Dollars in millions)

						NAME OF THE PARTY OF	
Year ended March 31, 2014	FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	Total
Revenues	2,419	1,785	1,305	1,373	559	808	8,249
Identifiable operating expenses	1,109	916	592	650	291	371	3,929
Allocated expenses	595	465	340	358	146	211	2,115
Segment profit	715	404	373	365	122	226	2,205
Unallocable expenses							226
Operating profit							1,979
Other income, net							440
Profit before income taxes							2,419
Income tax expense							668
Net profit							1,751
Depreciation and amortization							226
Non-cash expenses other than							
depreciation and amortization							_

(Dollars in millions)

Year ended March 31, 2013	FSI	MFG	ECS	RCL	LSH	GMU	Total
Revenues	2,244	1,532	1,176	1,256	434	756	7,398
Identifiable operating expenses	980	737	543	546	201	344	3,351
Allocated expenses	567	405	311	332	115	200	1,930
Segment profit	697	390	322	378	118	212	2,117
Unallocable expenses							208
Operating profit							1,909
Other income, net							433
Profit before income taxes							2,342
Income tax expense							617
Net profit							1,725
Depreciation and amortization							207
Non-cash expenses other than							
depreciation and amortization							1

2.19.2 Geographic segments

(Dollars in millions)

Year ended March 31, 2015	North	Europe	India	Rest of the	Total	
	America			World		
Revenues	5,357	2,097	209	1,048	8,711	
Identifiable operating expenses	2,558	1,028	115	488	4,189	
Allocated expenses	1,303	508	44	234	2,089	
Segment profit	1,496	561	50	326	2,433	
Unallocable expenses					175	
Operating profit					2,258	
Other income, net					560	
Share in associate's profit / (loss)					-	
Profit before income taxes					2,818	
Income tax expense					805	
Net profit					2,013	
Depreciation and amortization					175	
Non-cash expenses other than depreciation	on					
and amortization					-	

(Dollars in millions)

Year ended March 31, 2014	North	Europe	India	Rest of the	Total
	America			World	
Revenues	5,005	2,015	213	1,016	8,249
Identifiable operating expenses	2,385	990	109	445	3,929
Allocated expenses	1,318	512	46	239	2,115
Segment profit	1,302	513	58	332	2,205
Unallocable expenses					226
Operating profit					1,979
Other income, net					440
Profit before income taxes					2,419
Income tax expense					668
Net profit					1,751
Depreciation and amortization					226
Non-cash expenses other than depreciat	ion				
and amortization					-

(Dollars in millions)

Year ended March 31, 2013	North	Europe	India	Rest of the	Total
	America			World	
Revenues	4,601	1,713	154	930	7,398
Identifiable operating expenses	2,065	786	91	409	3,351
Allocated expenses	1,216	448	35	231	1,930
Segment profit	1,320	479	28	290	2,117
Unallocable expenses					208
Operating profit					1,909
Other income, net					433
Profit before income taxes					2,342
Income tax expense					617
Net profit					1,725
Depreciation and amortization					207
Non-cash expenses other than deprecia	ntion				
and amortization					1

Effective April 1, 2015, the Company reorganized its segments to support its objective of delivery innovation. This structure will help deliver services that will reflect the way technology is consumed in layers by the clients enterprise. Consequent to the internal reorganization, Growth Markets (GMU) comprising enterprises in APAC (Asia Pacific) and Africa have been subsumed across the other verticals.

2.19.3 Significant clients

No client individually accounted for more than 10% of the revenues for the year ended March 31, 2015, 2014 and 2013.

2.20 Litigation

In 2011, U.S. Department of Homeland Security ("DHS") reviewed the company's employer eligibility verifications on Form I-9 with respect to its employees working in the United States. In connection with this review, the company was advised that the DHS has found errors in a significant percentage of its Forms I-9.

On October 30, 2013, the company settled the foregoing matters and entered into a Settlement Agreement ("Settlement Agreement") with the U.S. Attorney, the DHS and the United States Department of State ("State," and collectively with the U.S. Attorney and the DHS, the "United States").

In the Settlement Agreement, the company denied and disputed all allegations made by the United States, except for the allegation that the company failed to maintain accurate Forms I-9 records for many of its foreign nationals in the United States in 2010 and 2011 as required by law, and that such failure constituted civil violations of certain laws.

During the year ended March 31, 2014, the Company recorded a charge related to the settlement agreement (including legal costs) of \$35 million related to the matters that were the subject of the Settlement agreement. The said amount was paid prior to December 31, 2013.

In addition, the company is subject to legal proceedings and claims, which have arisen in the ordinary course of business. The company's management does not reasonably expect that these legal actions, when ultimately concluded and determined, will have a material and adverse effect on the company's results of operations or financial condition.

2.21 Corporate Social Responsibility (CSR)

Administrative expenses for the year ended March 31, 2015 includes contribution to Infosys Foundation towards CSR. Consequent to the requirements of Section 135 of the Indian Companies Act, 2013, a CSR committee has been formed by the company. The areas for CSR activities are eradication of hunger and malnutrition, promoting education, art and culture, healthcare, destitute care and rehabilitation and rural development projects. The funds were primarily allocated to a corpus and utilized through the year on these activities which are specified in Schedule VII of the Indian Companies Act, 2013.

Financial Statement Schedule - II

(Schedule II of Reg. §210.5-04(c) of Regulation S-X-17 of the Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934)

Valuation and qualifying accounts

Provisions for doubtful trade receivables

(Dollars in millions)

Description	Balance at	Translation	Charmedta	Write offs Balance at end of the year	
Description	beginning of	differences	Charged to cost and		
	the year	differences	expenses		
Fiscal 2015	36	(4)	29	(2)	59
Fiscal 2014	17	-	23	(4)	36
Fiscal 2013	17	(3)	7	(4)	17

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「1 財務書類」に記載の連結財務書類に対する注記を参照されたい。

3【その他】

(1)訴訟

当社は、その通常業務において発生する法的手続および請求の当事者となることがある。当社の経営陣は、かかる法的行為が、最終的に結審し、判決が下された時点で、当社の経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼすことはないと合理的に予想している。

「第6-1 財務書類」に掲げる連結財務書類に対する注2.20も参照されたい。

(2)後発事象

2015年 6 月 2 日、当社は、デジタル体験ソリューション(大手小売顧客に対するモバイル・コマースおよび店内ショッピング体験を含む。)の大手プロバイダーである米国のKallidus Inc. (以下「Kallidus」という。)に対する 100%の議決権持分およびKallidusの関連会社であるSkava Systems Private Limitedに対する100%の議決権持分を取得した。かかる事業買収は、91百万米ドルの現金対価および最大20百万米ドルの偶発対価による株式購入契約の締結により行われた。

2015年4月24日、当社の取締役会は、郵便投票によって株主から必要な承認を確保することを条件として、当社が完全所有子会社であるEdgeVerveとの間で、FinacleTMおよびEdgeServicesの事業を譲渡するための事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。その後、2015年6月4日に株主は、2015年8月1日または取締役会が決定することのあるその他の日付で、EdgeVerveとの間で事業譲渡契約および関連書類を締結することを承認した。当社は、外部の評価人による第三者評価を実施し、それに従って、FinacleTMおよびEdgeServicesについて、それぞれ550百万米ドルおよび35百万米ドルを上限とする対価で事業は譲渡される。共通支配下の企業間での資産および負債の譲渡は帳簿価額で計上され、連結財務書類に対する影響はない。

2015年6月22日、年次株主総会において、当社の完全所有子会社であるインフォシス・パブリック・サービシズからヘルスケア事業(同事業に関連する権利および財産を含む。)すべてを購入し、賃借し、譲渡し、移転し、またはその他の方法で取得する契約の締結が承認された。これは、最大で推定約100百万米ドルを対価とし、その支払いは当社の取締役会とインフォシス・パブリック・サービシズとの間で合意されることのある方法および条件によって行われ、取締役会が決定する日付で効力が発生することとなる。

4【IFRSと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務書類は、IFRSに準拠して作成されている。当社に適用されるかかる会計原則および報告慣行は、日本において一般に採用されているものとは若干の点で相違がある。(現在、日本においては、IFRSとのコンパージェンスを目指して会計原則および報告慣行の見直しが進められている。)主要な差異を要約すれば、下記のとおりである。

(1) ソフトウェア収益の認識

IFRSでは、ソフトウェア収益の認識に関して具体的な表明は行われていない。IAS第18号の冒頭部では、「将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつかかる便益が信頼性をもって測定できる場合に収益が認識される。」と述べられている。よって、原則としてこれら2つの条件が満たされている必要がある。

日本においては、ソフトウェア取引に関する収益認識について、2006年3月に実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表され、2007年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

市場販売目的のソフトウェア取引および受注制作のソフトウェア取引の収益は、()取引が実在していること、()一定の機能を有する成果物の提供が完了していること、および()対価が成立していることという条件すべてが満たされたときに認識される。制作段階ごとに契約が締結されている場合にも、分割された契約の単位の内容が一定の機能を有する成果物の提供であり、顧客との間で入金条件および納品日等に関する事前の取決めがあり、対価が成立している場合には収益が認識される。

また、収益認識時点が異なる複数の取引が1つの契約とされている場合、顧客との間で販売する財または提供するサービスの内容やそれぞれの金額の内訳が明確にされている場合には、契約上の対価を適切に分解して、財については

各々の成果物の提供完了時点で、サービスについては提供期間にわたる契約の履行に応じてそれぞれの収益が認識される。なお、財とサービスの複合取引であっても、ある取引が他の主たる取引に付随して提供される場合には、主たる取引の収益認識時点に一体として会計処理することができる。

(2) 長期性資産の減損

IFRSでは、減損の兆候が認められ、非流動資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積もられる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損の原因が解消された場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく。)が帳簿価額を下回ると見積もられる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(3) のれん

IFRSでは、企業結合はパーチェス法で会計処理することが要求されている。のれんは償却されず、少なくとも年1回、減損テストが実施される。

日本では、のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却されている。

(4) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、株式報酬付与の対価として受け取った従業員勤務サービスの公正価値を、当該付与の権利確定期間にわたり費用として認識する。

日本では、2005年12月に公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、2006年5月1日以後に付与されるストック・オプションに対してほぼ同様の会計処理が求められることとなった。2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションは費用として認識されず、権利行使時に権利行使に伴う払込金額が資本金または資本金および資本準備金として会計処理されている。

(5) 有給休暇引当金

IFRSでは、IAS第19号に従って、有給休暇引当金が計上されている。

日本では、有給休暇については特に会計基準はなく、通常、有給休暇引当金は財務書類に計上されない。

(6) 開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形固定資産」に従って、特定の要件を満たす開発費は無形固定資産として認識される。 日本では、開発費は発生時に費用計上される。

(7) 従業員退職給付金の会計処理

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従って、確定給付年金制度においては、勤務費用および退職給付債務が予測単位積増方式を用いて見積もられる。割引率は、満期が確定給付債務とほぼ同じである優良社債の貸借対照表日現在の市場利回りによって決定される。IAS第19号「従業員給付」(改訂版)が2013年1月1日以降に開始する年度に発効し、かかる基準の下では、すべての数理計算上の差異を直ちにその他包括利益に認識しなければならない。制度資産からの収益は、資産に対して割引率を適用することで計算される。

日本の会計基準では、勤務費用および退職給付債務は、2014年4月1日に開始する事業年度から、原則として予測単位積増方式または期間定額基準により算出される。割引率は、報告日現在の優良社債または国債の利回りを参照して決定される。ただし、大きな変動がない場合には割引率の再評価を行わないことが認められている(重要性判定基準)。2013年4月1日に開始する事業年度以降、未認識数理計算上の差異および過去勤務費用はその他の包括利益に計上され、その償却期間は従業員の平均残存勤務期間を超えてはならない。償却費用は、損益計算書に計上される。IFRSとは異なり、資産の上限に関する要件はない。

(8) 有形固定資産

IFRSでは、有形固定資産項目についての当初認識額は重要な構成部分に配分され、かかる各構成部分について個別に減価償却が行われる。日本の会計基準では、IFRSのようなコンポーネント・アカウンティングは要求されていない。

IFRSでは、減価償却方法、資産の耐用年数および残存価額を少なくとも会計年度末ごとに見直さなければならない。 日本の会計基準では、IFRSのような減価償却方法、資産の耐用年数および残存価額の見直しの時期に関する指針はない。

(9) 繰延税金資産/負債の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に従って、企業はその財務書類上で流動および非流動の資産および負債を区別している場合においても、繰延税金資産および負債を流動資産または流動負債として分類してはならない。

日本の会計基準では、繰延税金資産は、流動資産または投資その他の資産として表示しなければならない。繰延税金負債もまた、流動負債または非流動負債として表示しなければならない。

(10) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」に従って、企業は金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが求められている。

- ・損益を通じて公正価値で評価される金融資産(公正価値オプションおよび資産として分類されるデリバティブとして会計処理されるものを含む。)は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識される。
- ・売却可能金融資産は、公正価値で測定される。売却可能金融資産の公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。
- ・貸付金および債権、満期保有目的投資および金融負債(公正価値オプションおよび負債として分類されるデリバティブとして会計処理されるものを除く。)は、実効金利法により償却原価で測定される。
- ・公正価値を信頼性をもって測定できない非上場株式投資は、取得原価で測定される。

また、IAS第39号では、一定の要件を満たす場合、金融資産および金融負債がその当初認識時に損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債に指定された場合には、企業がかかる金融資産および金融負債を公正価値で測定し、公正価値の変動額を損益に認識することが認められている(公正価値オプション)。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動は損益に認識される。
- ・個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・満期保有目的債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・売買目的有価証券、満期保有目的債券ならびに子会社株式および関連会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価で測定される。時価の変動額は、
 - (a)純資産に計上され、売却、減損もしくは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - (b)時価が取得原価を上回る場合には純資産の部に計上され、時価が取得原価を下回る場合には損益計算書に計上される。
- ・時価を把握することが極めて困難である有価証券は、
 - (a) 社債またはその他の債券の場合は、取得原価または償却原価で計上され、
 - (b)社債またはその他の債券以外の場合は、取得原価で計上される。
- ・貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・金融負債は、債務額で測定される。ただし、社債が社債金額より低い価額または高い価額で発行された場合など、 社債からの手取金と債務額とが異なる場合には、かかる社債は償却原価で測定しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(11) 公正価値測定

IFRSでは、他のIFRS基準が公正価値測定または公正価値測定に関する開示(および売却費用控除後公正価値などの公正価値に基づく測定またはかかる測定に関する開示)を要求または許可する場合(ただし、特定の例外および限定に服する。)には、IFRS第13号「公正価値測定」が適用される。IFRS第13号では、公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受領するであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義される。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いられるインプットを、インプットの性質に基づき3つのレベルからなるヒエラルキーに分類し、ヒエラルキーのレベル別に公正価値測定を開示することを企業に求めている。

日本では、すべての金融資産および負債ならびに非金融資産および負債について包括的に公正価値測定を扱う会計基準はなく、その代わりに、適用ある各会計基準が時価の決定のための指針をそれぞれ提供している。金融商品については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、公正価値は公正な評価額として定義されており、市場価格または市場価格がない場合には合理的に算定された価額に基づく。また、現時点では、公正価値ヒエラルキーについての会計基準はない。

(12) 公正価値の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」に従って、金融資産が減損している客観的証拠がある場合には、以下の各分類に従って減損損失が認識される。

- ・償却原価で計上される金融資産(貸付金および債権または満期保有目的投資):減損金額は、金融資産の帳簿価額 と見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定する。
- ・取得原価で計上される金融資産(非上場株式投資):減損金額は、金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値との差額として測定する。
- ・売却可能金融資産:売却可能持分投資の場合には、取得原価を下回る著しいまたは長期にわたる有価証券の公正価値の下落は、減損の客観的証拠となる。売却可能金融資産について客観的証拠がある場合、累積損失は資本から損益に振り替えられる。
- 一定の基準を満たす場合、減損損失の戻入れが要求される。ただし、公正価値が信頼性をもって測定できない持分商品および売却可能に分類された持分商品については、減損損失を戻し入れることはできない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券(時価を把握することが極めて困難である有価証券を除く。)については、時価が取得原価を下回り著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、帳簿価額は貸借対照表上で時価に調整され、評価差額は当期損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難である株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、帳簿価額は実質価額まで減額され、評価差額は当期損失として認識しなければならない。貸付金および債権は、債務者の財政状態および経営成績に応じて、3つに区分される。すなわち、一般債権、貸倒の可能性の高い債権ならびに経営破綻および実質的に経営破綻に陥っている債権である(金融機関については5区分)。貸倒引当金は、各区分について規定された方法に基づき見積もられる。

さらに、日本では、株式について減損損失の戻入れが禁止されており、また、原則的に満期保有目的債券およびその他有価証券についても認められていない。貸付金および債権の減損損失戻入益は、かかる減損損失が貸付金および債権の帳簿価額を直接減額している場合には認識されない。

(13) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローからの契約上の権利が消滅するかまたは第三者に譲渡される場合、かかる金融資産の認識は中止される。認識の中止は、取引の形式ではなく実質による。企業は、金融資産の所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを保持しているか否か、ひいては金融資産に対する最終的な支配を保持しているか否かを評価しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、金融資産の財務構成要素ごとに支配が第三者に移転しているか否かの判断に基づいて、金融資産の認識が中止される。

(14) 政府補助金

IFRSでは、非流動資産について受領した交付金および補助金は、繰延収益として扱われて当該資産の耐用年数にわたって規則的かつ合理的に認識されるか、または資産の帳簿価額まで控除され、減価償却費の減少によって償却資産の耐用年数にわたって収益として認識される。

日本では、固定資産について受領した交付金および補助金は、受領時に収益認識される。ただし、受領した当該交付金および補助金は、資産の取得原価から直接控除されるか、または利益剰余金の配分により積立金として会計処理することができる。

(15) 連結

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従って、連結財務諸表は統一した会計方針を用いて作成される。

日本では、原則として、類似の取引および類似の状況における事象については統一された会計方針が要求される。ただし、「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第18号)によれば、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(U.S. GAAP)に従って作成されている場合には、当面の間、それを連結決算手続のために利用することが認められている。

(16) 企業結合(取得関連費用)

IFRSでは、企業結合の取得関連費用は、当該費用が発生し、サービスが受領された期間に費用計上される(ただし、IAS第32号およびIAS第39号に従って認識された負債証券または持分証券の発行費用を除く。)。

日本では、取得費用の一部をなす企業結合に直接関連する費用は企業結合の取得原価に含められ、その他の費用は発生期間に認識される。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」は2013年9月に改正され、その結果、日本においても、2015年4月1日以降に開始する事業年度以降、取得関連費用は発生期間に費用として会計処理される。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨である米ドルと本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該期間において掲載されているため、記載を省略。

2【最近6月間の月別為替相場の推移】 上記の理由により記載を省略。

3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、ADSに関する株式事務、権利行使の方法および関連事項の概要である。なお、ADSの保有者は、そのADSとの交換により当社普通株式を受領する権利を有する。

ADSに表章される普通株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

(1)ADSの保有者に対する株式事務

ADSに表章される普通株式の取得者(以下「実質株主」という。)は、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」という。)との間に外国証券取引口座約款(以下「取引口座約款」という。)を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他ADSに表章される普通株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款およびその他関連規則に即した、ADSに表章される普通株式に関する事務の手続の概要である。

(a)証券の登録・保管

ADSに表章される普通株式の購入価格が支払われた場合、預託機関としてのドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ(以下「預託機関」という。)は米国における決済会社であるザ・デポジトリー・トラスト・カンパニー(以下「DTC」という。)の名義人の名前が記名された一枚のADR大券に表章される、専らブックエントリー(振替決済)方式によるADSを当初発行する。DTCは、窓口証券会社またはその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADR大券の実質持分は、DTCおよびその参加者により維持される記録簿上に表示され、また、ADR大券の持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関またはその名義人は、ADSに表章される普通株式の登録株主となり、当該普通株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

実質株主に対しては、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社から取引残高書が交付される。

(b)ADSに表章される普通株式の譲渡に関する手続

実質株主は、窓口証券会社に対して当該ADSの保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨または窓口証券会社が応じ得る範囲内で実質株主が指定する外貨による。

(c)実質株主に対する諸通知

当社が株主に対して行う通知および通信は、(該当する)普通株式の登録所持人たる預託機関に対してなされ、その預託機関は原則としてこれをADRの登録所持人たるDTCまたはその名義人に対してなす。DTCにはこれをDTCの参加者(窓口証券会社またはその関係会社を含むことがある。)に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各実質株主に送付する。実費は実質株主に請求される。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合または当該通知もしくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

(d)実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使につき実質株主が窓口証券会社に対して指示を行った場合は、DTCまたはその名義人を通じてその指示が預託機関に伝えられ、預託機関はそのインドの保管機関に対しその指示通りに議決権の行使をさせるよう努める義務を負う。しかし、実質株主が預託機関の定める期限までに特に指示しない場合、窓口証券会社は預託機関に対しては特に議決権行使に関する指示は行わない。この場合、預託機関自身は議決権に関する裁量の行使を行うことはできず、預託機関はかかる実質株主が、預託機関に対し、普通株式に関して議決権を行使するように当社により指定される者に対して委任するよう指示したものとみなすものとする。ただし、当社が預託機関に対して、かかる委任を行うことを希望しないと通知したかまたは相当な異議が存在するかまたはADSの権利の保有者が悪影響を受ける事項に関しては、かかる委任はなされないものとし、預託機関は、当社が預託機関に規定されるように現地の法律顧問の意見書および表明書を預託機関に対して交付していない場合にはかかる委任を行う義務を有さない。

(e)現金配当の交付手続

取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社がDTCまたはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成した実質株主明細表(「-(2)実質株主に対するその他の株式事務 -(a)名義書換代理人ならびに名義書換取扱場所および実質株主明細表の作成」で定義する。)に記載された実質株主に支払われる。

(f)株式配当等の交付手続

ADSに表章される普通株式の所持人に対し株式配当、無償交付および株式分割等により発行される普通株式(以下「新普通株式」という。)の預託機関による取扱いについては、下記「(3)ADSに関する記述 - 株式配当およびその他の分配」を参照のこと。

発行される新普通株式を表章するADSを証する追加のADRが預託機関によりADRの登録所持人であるDTCまたはその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が実質株主明細表に記載された実質株主についてその法定帳簿上に所有者としての記載を行い、当該実質株主に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうち実質株主のために預託機関により売却された部分については、DTCまたはその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社が米国保管機関またはその名義人から 括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(g)新株引受権

ADSに表章される普通株式について与えられる新株引受権の預託機関による取扱いについては、下記「(3)ADSに関する記述 - 株式配当およびその他の分配」を参照のこと。預託機関がかかる新株引受権を実質株主のために売却する場合はDTCまたはその名義人が受領するその正味手取金は、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(2)実質株主に対するその他の株式事務

(a) 名義書換代理人ならびに名義書換取扱場所および実質株主明細表の作成

本邦にはADSに表章される普通株式に関する当社の名義書換代理人または名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表(以下「実質株主明細表」という。)を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名およびADS数が記載される。

(b)実質株主明細表の基準日

当社が配当の支払または新株引受権の付与のため基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当または新株引受権を 受領する資格を有するADSの所持人を決定するための基準日を設定する。

実質株主明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

(c)事業年度の終了

当社事業年度は毎年3月31日に終了する。

(d) 公告

日本においてはADSに関する公告は行わない。

(e) ADSに表章される普通株式の実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設するときに1年間または3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

(f)ADSに表章される普通株式の譲渡制限

ADSに表章される普通株式の実質的所有権の移転について制限はない。

(g)本邦における課税上の取扱い

()配当金

日本において実質株主に対して支払われる配当金は、原則、配当所得として20%(所得税15%、住民税5%)の税率(ただし、平成25年12月31日までは、特例措置として10%(所得税7%、住民税3%)の税率が適用されていた。)で源泉徴収により課税される。

申告不要の特例を利用する場合は、当該配当所得の金額の多寡にかかわらず源泉徴収で課税関係が終了する。申告分離課税を選択した場合は、一定の要件のもとに上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である(なお、平成28年1月1日以降は、一定の公社債の譲渡損失との損益通算も可能となる。)。

日本の法人である実質株主の場合には、支払を受けた利益の配当は税法上益金として課税される。なお、日本における支払の取扱者からその交付を受ける際に源泉徴収された税額については、日本の税法に従って税額控除を受けることができる。

()売買損益

日本国居住者である実質株主が株式を譲渡した場合には、その譲渡所得は申告分離課税の対象となる。

株式の譲渡に適用される税率は、譲渡所得等の金額の20%(所得税15%、住民税5%)(ただし、平成25年12月31日までは特例措置として10%(所得税7%、住民税3%)の税率が適用されていた。)である。また、その年分の譲渡損益について一定の要件を満たす場合には、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額、譲渡損益等の金額と損益通算が可能である(なお、平成28年1月1日以降は、一定の公社債の利子所得、譲渡損益等との損益通算も可能となる。)。また、一定の要件のもとに損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除することができる。

日本の法人である実質株主が株式を譲渡した場合には、その譲渡損益は課税所得計算に算入する。

なお、上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉所得税が徴収される際、各記載の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率を乗じて得られる金額の復興特別所得税が課される。

()相続税

相続または遺贈によって本株式を取得した日本国居住者の実質株主には、相続税法によって相続税が課される。ただし、一定の場合には外国税額控除を受けることができる。

インドにおける課税上の取扱いについては、「第1 - 3 課税上の取扱い」参照。

具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

(3)ADSに関する記述

(a)概要

株式が株券によって表章されるのと同様に、ADSは、米国預託証券またはADRとして知られている証券によって証される。各ADSは、当社、預託機関ならびにその時々の、預託機関により発行され、ADSを証するADRの保有者および実質保有者の間で1999年3月10日に締結された預託契約(2003年3月28日付の修正・再録および2004年7月1日の修正を含む。)(以下「本預託契約」という。)に基づき、保管機関に預託されている普通株式1株の所有持分を表章する。各ADSは、預託機関または保管機関に預託されているが、直接投資家には分配されていないすべての有価証券、現金およびその他の資産を表章する。預託株式および預託株式に追加されるすべての資産は、すべて以下において「預託証券」と称される。下記の記述は、投資家がADSを直接保有する場合に関するものである。

預託機関または預託機関のノミニーが登録株主であるため、投資家は、預託機関が投資家のために株主の権利を行使することに依拠せざるを得ない。預託機関の義務は、本預託契約に記載されている。投資家がADS(またはこれについての持分)の保有者となった場合、投資家は本預託契約の当事者となり、本預託契約の条項および投資家のADSを証するADRの条項に拘束される。本預託契約、ADSおよびADRはニューヨーク州法に準拠する。ただし、原株式の所持人に対する当社の義務は引き続きインド法(ニューヨーク州法または日本法とは異なる可能性がある。)に準拠する。

以下は本預託契約の重要な条項の要約である。これは要約であるため、投資家にとって重要となる可能性のあるすべての情報を含んでいるわけではない。ADS(またはこれについての持分)の保有者としての投資家の権利および義務は、この要約ではなく、本預託契約の条項により決定される。より完全な情報は、本預託契約の全文およびADSの条項を含むADRの様式を参照されたい。

(b)株式配当およびその他の分配

預託機関は、預託機関または保管機関が預託証券に関して受領する現金配当その他の分配を、預託機関が受領する手数料および費用ならびに預託機関が支払う公租公課を控除しまたは支払った後に投資家に支払うことに同意している。投資家はこれらの分配を投資家のADSが表章する原株式数に応じて受領する。投資家は、配当その他の分配を受領するためには、預託機関が設定した日にADSを保有していなければならない。当社が株式への配当その他の分配のために使用する基準日とADSのために預託機関によって使用される基準日は同一ではない可能性がある。

()現金

インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

預託機関は、当社が原株式に対して支払うすべての現金配当その他の現金分配を、合理的にできる限り、かつ米ドルの米国への送金が可能な場合は直ちに米ドルに交換する。米ドルへの交換が不可能な場合、または政府の承認が必要でありかかる承認がすぐに取得できない場合、本預託契約は、預託機関が米ドルを分配可能なADSの所持人に対してのみ分配することを認めている。預託機関は、米ドルに交換できない通貨をADSの所持人へ分配するか、または支払いがなされていないADSの保有者のために所持する。預託機関は転換できない通貨を投資運用せず、いかなる利息も負担しない。預託機関がかかる現金配当を交換できない期間中に為替レートが変動する場合、分配金額の一部または全部について投資家に損失が生ずることがある。預託機関は、分配の前に、適用ある法律に基づき支払うべき源泉徴収税を差し引く。

()原株式

預託機関は、当社の承認があった場合および当社の要請があった場合は、当社が配当または無償交付として分配する原株式を表章する新たなADSを交付することができる。預託機関は投資家が既に所有しているADSの数に応じて新たなADSを分配する。預託機関は端数のないADSのみ分配することを決定できる。かかる場合に、預託機関は、端数のADSの発行を要することになる原株式を売却し、現金の場合と同じ方法で手取金を分配する。かかる原株式を受領することによって預託機関が適用ある法律に違反する場合、預託機関はかかる原株式を売却し、現金の場合と同じ方法で手取金を分配することができる。

預託機関は、新たなADSの分配が適用ある法律に違反しない旨の満足できる確証を当社から受領しない限り、新たなADSを交付する義務はない。預託機関が追加のADSを交付しない場合は、各ADSは新たな普通株式も表章する。

()追加の株式を受領する権利

当社が当社の有価証券の所持人に対して、追加の普通株式を引き受ける権利またはその他の権利を提供する場合、預託機関は、当社との協議の後に、ADSの所持人である投資家にこれらの権利をどのように提供するかを決定する裁量を持つ。当社は、預託機関にそのように行うことが適法である旨の満足できる証拠を提供しなければならない。預託機関は、投資家にかかる権利を提供することが適法でないまたは実務的に可能でないと決定することができ、また、ADSの所持人のすべてではなく一部に対してのみ、かかる権利を提供することが適法であるまたは実務的に可能であると決定することができる。預託機関は、権利を売却し、現金の場合と同じ方法でその手取金を分配することを決定することができる。預託機関が、投資家に権利を提供することまたは権利を売却することが適法でないまたは実務的に可能でないと判断する場合、預託機関は、分配または売却されなかった権利を失効させることができる。かかる場合、これらについて投資家は何らの対価も受領しないことになる。預託機関は、誠実にその責務を行う限り、権利の分配が適法または実務的に可能であるか否かの判断の誤りについて責任を負わない。

預託機関が投資家に権利を提供する場合、預託機関は投資家のために権利を行使し、普通株式またはその他の有価証券を購入する。預託機関はその後、普通株式その他の有価証券を預託し、ADSを投資家に発行する。預託機関は、投資家が預託機関に対し、行使価格、預託機関の手数料および費用その他の投資家が当該権利に関して支払いを要求される負担金を支払う場合のみ、かかる権利を行使する。

預託機関は、権利および権利が関連する有価証券の双方が米国証券法の下に登録されているか、または登録を免除されている場合でない限り、米国に住所を持つADSの所持人に権利を提供しない。預託機関は、これに関して、米国登録届出書を提出する義務を負わず、またそのような米国登録届出書の効力を発生させるよう努める義務も負わない。

()その他の分配

預託機関は、当社との協議の後に、当社が預託証券に対して分配するその他すべてのものを適法、公正、かつ実務的に可能であると預託機関が考える方法によって、投資家に送付する。かかる方法で分配できない場合は、預託機関は当社が分配したものを売却し、現金の場合と同じ方法でその手取金を分配することを決定できる。また、預託機関は、かかる分配を有効に行うために、公正かつ実務的に可能と思われるその他の方法を採用することを決定することができる。

預託機関は、ADS所持人に対する分配を行うことが違法または実務的に可能ではないと判断した場合には責任を負わない。当社は、ADS所持人に対してADS、普通株式、権利その他の分配が認められるためのいかなる行為を行う義務(米国、日本またはインドの証券関係法に基づき証券を登録する義務も含む。)も負わない。このため、当社が普通株式に対して行う分配またはその対価物について、当社または預託機関にとってそれらを投資家に取得させることが違法または実務的に可能でない場合、投資家は、それらを受け取ることができない。

(c)預託、引出しおよび消却

預託機関は、インド準備銀行の適用ある規制に従って、発行済株式の預託を受けることに同意している。預託機関は、投資家または投資家のブローカーが、保管機関に投資家の株式の所有権を証明する株主名簿の抄本を預託し、かつ株式が登録ブローカーを通じてインドの証券取引所で取得されたことを証明する場合、ADSを発行する。日本における非上場公募の対象ADSについては、預託機関は、株式預託申込の勧誘についてエスクロー・エージェントと手配を行う。将来保管機関に預託される株主名簿の抄本は、株式の預託が行われている者に対して当該株式が正当に譲渡または

インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

裏書きされたことを示す証書を含む書類を添えなければならない。株式を預託する者は各々、株式の地位およびかかる 預託を行うことについての権限に関して一定の表明を行っているものとみなされる。株式の当初預託の後、かかる者は 各々、かかる株式の預託またはADSの売却は適用ある米国法またはインド法に基づき制限されないことを表明している とみなされる。

保管機関は、すべての預託株式を預託機関のために保有する。従って、投資家は、株式の直接的な所有権は持たず、本預託契約に規定された権利のみを持つ。保管機関はまた、預託株式に関してまたはその代替物として受領した追加の証券、財産および現金を保有するものとする。預託機関は、株式の預託、関連書類の受領および本預託契約のその他の条項の遵守(預託機関の報酬および費用ならびに印紙税または譲渡税もしくは手数料といった公租公課の支払いを含む。)がなされた時点で、権利を有する者の名前でその者が権利を有するADSの数を証するADRを発行する。預託機関は券面化されたADSを、預託機関のニューヨークにおける法人信託事務所または名義書換所として指定するその他の場所で交付する。

預託機関および保管機関は、当社が株式譲渡を制限する場合およびかかる譲渡により株式所有が適用ある法律に違反することとなる場合、株式の預託を拒否する。

投資家が株式を預託のために提供し(および投資家がADSの保有者または実質的保有者である限り、投資家は随時かかる情報の提示を要求されることがある)、適用ある法律および投資家のADS(またはそれらの持分)保有に関連するその他の事項の遵守を確実にするために当社または預託機関が必要または適切であるとみなす証明書を作成し、かかる表明および保証を行う場合、預託機関はADSを発行する。

限られた場合を除いて、ADSを提出し株式を引き出したADSの所持人は、その後に当該株式を預託しADSを取得することは認められない。

投資家は、ADSを提出し、預託機関の報酬および公租公課を支払うことにより、定められた数の預託証券を受領する権利を有する。かかる交付における株券、その他有価証券、財産、現金およびその他権利証券の発送は、投資家のリスクおよび費用で行われる。

投資家がADSを提出し、株式を引き出す場合、投資家はかかる株式を電子化された非物理的な形態で取得しなければならない。非居住者および居住者間のかかる普通株式の譲渡は、インド準備銀行によって規定された価格ガイドラインに従う場合のみ、許可される。譲渡が予定される普通株式が、かかる価格ガイドラインに従って譲渡されない場合は、インド準備銀行の事前の認可が必要になる。さらに、投資家は、以下の事項に従う必要がある。

- ・株式を電子化された非物理的な形態で保有または売却するために、預託機関のインドの関係会社に口座を開く必要があり、これに関連して慣例的な報酬および費用を負担すること
- ・預託機関から株式を取得した時点におけるADSまたは交換された株式の市場価格の0.5%に相当するインド印紙税を 支払うこと

これ以外の場合は、預託機関は米国の証券関係法が許容する範囲内でのみ預託証券の引出しを制限することができる。現在、米国の証券関係法は預託機関に対して、以下の場合について引出しの保留を許可している。

- ・株主総会における議決権の行使もしくは配当の支払いに関する預託機関の名義書換簿もしくは株式名簿の閉鎖また は株式の預託により生じる一時的な遅滞
- ・報酬、税金その他類似の負担金の支払い
- ・ADSまたは原株式の引出しに関連する米国または外国の法令の遵守

米国の証券関係法は、預託有価証券の引出権は本預託契約のいかなる他の規定によっても制限することはできないと 規定している。

(d)株主への通知

当社は直ちに、当社が株主一般に提供する文書を預託機関に送付する。当社が当社の普通株式の保有者のみに提供し、ADS保有者には回付されないその他の文書または通知がある可能性がある。文書の原文が英語でない場合、当社はそれを翻訳する。当社の要請に応じて、預託機関は適時に全てのADS保有者に文書の写しを送付するよう手配し、かかる文書の写しを預託機関の法人信託事務所において閲覧に供する。年次報告書および米国の一般会計原則に従って作成された監査済連結財務書類は、当社のウェブサイト上で提供されるが、ADSの保有者は請求すれば年次報告書の印刷された写しの交付を受けることができる。

預託機関は、ADSの保有者のために、分配または利益についてADS保有者に課される税金の支払いを証明する受領書および預託機関が当社から受領した通知、報告、文書(議決権代理行使勧誘書を含む。)の閲覧が可能となるようにする。

(e)議決権

投資家はADS保有者として当社の株主総会に出席する権利を有さない。投資家は、保有するADSの原株式の議決権を行使するように預託機関に指示することができる。投資家は普通株式を引き出した場合、議決権を直接行使することがで

きる。ただし、投資家は、普通株式を引き出すために十分な猶予期間をもって、株主総会について知ることができない 可能性がある。

当社が要請した場合、預託機関は投資家に次回の議決権行使を通知し、当社の議決権行使資料を投資家に送付する手配をするものとする。資料には、決議事項が記載され、投資家が預託機関に指定された期日にADSを保有している場合、預託機関に対して投資家のADSの預託証券の議決権行使を指図する方法が説明されている。投資家の指示を有効とするためには、預託機関はこれらの指示を書面にて預託機関が指定した期日以前に受領しなければならない。預託機関はインド法および当社の定款の規定に従って、実務的に可能な限り、投資家が指示したように預託証券の議決権を行使するようまたは代理人に行使させるよう試みる。預託機関は投資家が指示したとおりにのみ議決権を行使し、自らの裁量で議決権を行使しない。しかしながら、預託機関が指定した期日以前に、預託機関がADSの保有者から預託証券について指示を受けていない場合、かかる保有者は、当社が指名する代理人に一任するように預託機関に指示をしたものとみなされる。ただし、

- ・当社が預託機関に対して、当社がかかる代理人を立てることを望んでいないこと、相当数の反対意見が存在すること、またはADS保有者の権利に悪影響を与えることを通知した事項に関しては、かかる一任は行われないものとし、
- ・当社が現地弁護士の意見書および表明書を交付していない場合には、預託機関はかかる一任を行う義務はないもの とする

インド法のもとでは、本人もしくは代理人により出席している議決権付総株式数の10%以上を保有する株主または総額50,000ルピー以上の払込済資本に相当する株式の保有者により議決権数による採決が要請されない限り、株式の議決権行使は挙手で行われる。代理人は、議決権数による採決以外では議決権行使ができない。預託機関がADS保有者から当該保有者が議決権を行使する事項について議決権数による採決を要求する旨の明示の指示を受けた場合、預託機関はかかる事項に関して議決権数による採決を要請することができる。当社は、かかる事項が決議される株主総会での議決権数による採決を要請するために、またかかる保有者の指示に従ってかかる株式の議決権を行使するために、合理的な最大限の努力をするものとする。預託機関による議決権数による採決の要請に先立って、当社は、かかる行為が適用ある法律に従っており、かかる議決権数による採決の要請により預託機関がいかなる者に対しても責任を負わないことを記載したインド法弁護士の意見書を預託機関に送付するよう最大限の努力をする義務がある。

投資家は、当社が預託機関に配布を要請しなければ議決権行使資料を受領することはなく、要請した場合であって も、投資家の株式の議決権行使についての預託機関に対する指示が間に合うようなタイミングで資料を受領することが できない可能性もある。さらに、預託機関およびその代理人は、かかる作為または不作為が重過失によるものではな く、誠意に基づくものである限り、議決権行使の指図を実行しないこともしくは議決権行使方法または議決権行使の帰 結について責任を負わない。すなわち、投資家は議決権の行使をすることができないことがあり、投資家が要請したと おりにその普通株式の議決権が行使されない場合、投資家は何もできない場合がある。

(f)手数料および費用

株式を預託する者は、ADSの発行(株式、権利その他財産の分配(または株式、権利その他財産の売却による手取金の分配)による発行を含む。)ごとに手数料を、また預託証券への交換のためのADSの提出ごとに手数料を支払わなければならない。各場合の手数料は発行または提出された100ADS(またはその一部)当たり最大5米ドルとする。預託機関はまた、ADSの保有者への現金配当について各ADS当たり最大0.02米ドルの手数料を請求することができる。また、預託機関は、本預託契約に従った預託証券の分配について、当該証券の預託によりADSの作成および交付についてかかったであろう手数料と同額を請求することができる(ただし、預託機関により分配されるのは預託証券である)。株式を預託する投資家は以下の費用も請求される。

- ・株式譲渡またはその他にかかる税金およびその他公租公課
- ・電信、テレックスおよびファクシミリの通信および交付の費用
- ・預託証券の預託または引出しに関連してなされる預託証券の譲渡の適用ある登録簿への登録のための譲渡手数料ま たは登録手数料
- ・外貨から米ドルへの交換に関連して発生する預託機関の費用

当社は、当社と預託機関の間でその時々になされる合意に従って、預託機関および登録機関のその他すべての手数料および費用を支払うものとする。当社および預託機関は随時、上記の手数料を変更することができる。

(g)税金の支払い

投資家は、その所有するADSまたは当該ADSの預託証券に課される税金およびその他の公租公課を支払う義務がある。 預託機関は、かかる支払いが行われるか、または投資家により支払われるべき税金等の額を投資家に対して支払われる 金銭から控除するまで、投資家の保有するADSの譲渡またはADSの預託証券の引出しを拒絶することができる。預託機関 は、また、未払の税金の支払のために預託証券を公開市場でまたは公開市場外で売却することができる。売却手取金が 税金等の額に満たない場合には、投資家は、引き続き支払い義務を負う。預託機関が預託証券を売却した場合、適切な 場合、売却を反映させるためADSの数を減少させ、税金等を支払った後に残存する手取金もしくは財産を投資家に支払 いもしくは移転する。

(h)種類変更、資本再構成および合併

当社が、保管機関に預託されている預託証券の代わりにまたは預託されている預託証券に追加して、新たな有価証券の預託につながる行為(預託証券の額面金額の変更、株式分割、株式併合もしくはその他の種類変更または資本再構成、組織再編、合併、併合もしくは当社の資産売却を含む。)をとる場合、預託機関は、本預託契約の条項に従って以下を選択することができる。

- ・預託機関が受領する有価証券を預託証券の一部として扱い、各ADSはその財産に比例した持分を表章するようになること
- ・かかる分配が適用ある法律に従ってなされる旨の当社の社外弁護士の保証を条件として、追加ADSを分配すること
- ・受領した有価証券が適法に分配できない場合、かかる売却が適用ある法律に従ってなされる旨の当社の社外弁護士 の保証を条件として、受領した有価証券または財産を売却し、手取金を現金にて分配すること

(i)変更および解除

当社は、いかなる理由に基づくものであっても、投資家の承諾を受けることなく、預託機関との間で本預託契約およびADRの様式の変更に合意することができる。ただし、手数料または費用(本預託契約においてADSの所持人が支払うべきものと明示されている税金およびその他の費用は除く。)を課すことになるかもしくは増額することになる変更、またはADS所持人の既存の重要な権利を損なう変更は、かかる変更通知が投資家に送付された後30日が経過するまでは効力が発生しないものとする。これらの変更の通知後もADSの所持人がADSを所持し続けている場合には、かかるADSの所持人は変更に合意したものとみなされる。新たな法令または規則を遵守するために必要である場合には、通知前であっても変更の効力を生じさせることができる。

いかなる場合にも、適用ある法律の強行規定を遵守するためである場合を除いて、変更が投資家のかかるADSを提出して預託証券を受領する権利を損なうことはない。

預託機関は辞任し、本預託契約を解除することを選択することができる。また、当社は預託機関に対して本預託契約の解除を指示することができる。ADSファシリティの設定および維持のために当社が預託機関に支払うことに同意した手数料および費用を当社が支払うことを条件として、預託機関は少なくとも30日前の事前の解除通知を行うものとする。解除後、預託機関の義務は以下の事項のみとなる。

- ・自己のADSを提出し、適用ある手数料および税金を支払うADSの所持人に預託証券を引き渡すこと
- ・預託証券に付随する配当およびその他の分配を回収すること
- ・利息を負担することなしに、まだ提出されていないADSが表章する預託証券にかかる分配を保有または売却すること

インド政府の適切な承認を得た上で、解除日から1年後、預託機関は残存預託証券を売却し当該売却手取金(ただし、利息を負担しない。)をその保有するADSを提出していないADSの保有者のために保持することができる。かかるADSの所持人はそれ以降、預託機関の一般債権者としての地位を有するものとする。預託証券の売却後、預託機関は当該手取金およびその他現金以外にはいかなる義務も負わない。

(j)ADSの保有者に対する義務および責任の限定

本預託契約は、当社および預託機関の義務および責任を明確に限定している。当社も預託機関も以下の場合には責任 を負わない。

- ・当社または預託機関が、当社または預託機関の制御できない事由(いかなる法令、預託証券の条項および不可抗力を含むがこれらに限定されない。)のために義務を遂行することを禁止され、妨げられまたは遅滞された場合
- ・本預託契約に定められた裁量権の行使または不行使
- ・当社または預託機関が自己の義務を過失または悪意なく履行した場合
- ・法律顧問、会計士、預託のために原株式を提出した者、所持人またはその他資格を有する者から受領した助言また は情報に基づいた行為

法律顧問への報酬および費用を含むすべての費用に対する当社または預託機関への十分な補償が、必要となる度に提供されない限り、当社または預託機関は、費用または責任について当社または預託機関に関わる可能性のある預託証券またはADSに関する訴訟またはその他手続について関与する義務を負わない。

預託機関はいかなる種類の当社の有価証券およびADSを保有し、取引することができる。

(k)預託の要件

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959)

有価証券報告書

預託機関は、ADSの発行もしくは譲渡の登録、ADSにかかる分配、または普通株式の引出しを許可する前に、以下の事項を要求することがある。

- ・手数料の支払い
- ・預託証券の譲渡についての、株式譲渡その他の税金または公租公課および第三者により課される譲渡または登録料の支払い
- ・署名者の身元および署名の真正性に関する満足できる証拠または預託機関が必要とみなすその他の情報の提供
- ・適用ある法令、当社の定款の規定および取締役会の決議ならびに預託機関が随時設ける本預託契約に合致する規則 (譲渡書類の提示を含む。)の遵守

預託機関は、本預託契約に別段の定めがある場合を除き、ADSの登録簿が閉鎖されている場合または当社もしくは預託機関が合理的に必要もしくは望ましいと判断した場合、ADSの発行、原株式の預託、ADSの登録、譲渡、分割もしくは併合または預託証券の引出しを中止することができる。

(I)ADSの事前交付

限定的な場合において、本預託契約の規定に従い、預託機関は原株式の預託前にADSを交付することができる。これは、ADSの事前交付と呼ばれる。事前交付取引が終了する前に消却する場合であっても、預託機関は事前交付したADSを消却することにより普通株式を交付することができる。事前交付は原株式が預託機関に交付され次第終了する。預託機関は、事前交付の終了のために、普通株式に代えてADSを受領することができる。下記に記載の場合を除き、預託機関は以下の条件に基づく場合に限り、ADSの事前交付を行うことができる。

- ・事前交付の前またはその時点で、事前交付を受ける者が、預託機関に対し書面で、特に自らまたはその顧客が預託 される普通株式またはADSを所有している旨を表明しなければならない。
- ・事前交付は、現金または預託機関が適切と考えるその他の担保により完全に担保されなければならない。
- ・預託機関は、5営業日以内の通知をすることで、事前交付を終了できなければならない。
- ・預託機関は、適切と考えるその他の補償の要求をすることおよびその他の信用規制を定めることができる。

さらに、事前交付の結果として随時残存するADSの数は、通常、預託証券の30%を超過してはならない。ただし、預託機関は、適切と考える場合は随時、かかる制限に従わないことができるものとする。

(m)持分の開示

当社のADSを購入することにより、投資家は当社の定款、取締役会決議、適用ある証券取引所および決済機関の要件、インド共和国、米国その他の管轄法域の預託証券の登録または実質的所有に関係する法律および普通株式の所有に関する開示規則に従うことに同意する(かかる目的上、ADSがその表章する預託証券であるものとみなしてこれらの規制に従う。)。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間において、当社は下記の書類を提出している。

有価証券報告書および添付書類

平成26年6月30日関東財務局長に提出

臨時報告書および添付書類

平成26年8月4日関東財務局長に提出

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2

項第9号に基づくもの)

平成26年11月21日関東財務局長に提出

半期報告書および添付書類臨時報告書および添付書類

平成27年3月12日関東財務局長に提出

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2

項第3号に基づくもの)

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

(訳文)

独立登録監査人の監査報告書

インフォシス・リミテッド 取締役会および株主各位

私どもは添付のインフォシス・リミテッドおよび連結子会社の2014年3月31日および2013年3月31日現在の連結貸借対照表ならびに2014年3月31日を以って終了した3年間の各連結会計年度の連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書の監査を実施した。また、連結財務書類の監査に関連して、私どもは連結財務書類の附属明細表 (スケジュール)の監査も実施した。同社の経営者は、これらの連結財務書類および連結財務書類の附属明細表 に対して責任を負っている。私どもの責任は、実施した監査に基づきこれらの連結財務書類および連結財務書類の附属明細表 に対して意見を表明することにある。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、監査人が財務書類に重大な虚偽記載が含まれていないかどうかに関して合理的な確証を得るために監査を計画し実施することを要求している。 監査には、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠の試査による検証が含まれる。また、採用された会計原則や 経営者が行った重要な見積りの検討、および財務書類全体の表示に関する評価が含まれる。私どもは、私どもの監査が 監査意見を支える合理的な基礎を提供しているものと考えている。

監査の結果、上記連結財務書類は国際会計基準審議会が発表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されており、インフォシス・リミテッドおよび連結子会社の2014年3月31日および2013年3月31日現在の財政状態ならびに2014年3月31日を以って終了した3年間の各連結会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。また、連結財務書類の附属明細表は、基本連結財務書類と合わせて全体として検討した結果、記述されるべき情報をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、私どもは米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して、インフォシス・リミテッドの2014年3月31日現在の財務報告に関する内部統制をトレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)により発行された内部統制の統合的枠組み(1992)により設定された基準に基づき監査し、私どもの2014年5月9日付報告書は、財務報告に関する同社の内部統制の有効性について無限定の意見を表明した。

KPMG

バンガロール、インド 2014年 5 月 9 日

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders

Infosys Limited:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Infosys Limited and subsidiaries as of

March 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of comprehensive income, changes in

equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended March 31, 2014. In connection

with our audits of the consolidated financial statements, we also have audited financial statement schedule

II. These consolidated financial statements and the financial statement schedule II are the responsibility of

the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial

statements and financial statement schedule II based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight

Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable

assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes

examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An

audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by

management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits

provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material

respects, the financial position of Infosys Limited and subsidiaries as of March 31, 2014 and 2013, and the

results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended March

31, 2014, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International

Accounting Standards Board ("IFRS"). Also in our opinion, the related financial statement schedule II,

when considered in relation to the basic consolidated financial statements taken as a whole, presents fairly,

in all material respects, the information set forth therein.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight

Board (United States), Infosys Limited's internal control over financial reporting as of March 31, 2014,

281/285

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 右価証券報告書

based on criteria established in *Internal Control – Integrated Framework (1992)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated May9, 2014 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting.

KPMG

Bangalore, India

May 9, 2014

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

(訳文)

独立登録監査人の監査報告書

インフォシス・リミテッド 取締役会および株主各位

私どもは添付のインフォシス・リミテッドおよび連結子会社の2015年3月31日および2014年3月31日現在の連結貸借対照表ならびに2015年3月31日を以って終了した3年間の各連結会計年度の連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書の監査を実施した。また、連結財務書類の監査に関連して、私どもは連結財務書類の附属明細表 (スケジュール)の監査も実施した。同社の経営者は、これらの連結財務書類および連結財務書類の附属明細表 に対して責任を負っている。私どもの責任は、実施した監査に基づきこれらの連結財務書類および連結財務書類の附属明細表 に対して意見を表明することにある。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、監査人が財務書類に重大な虚偽記載が含まれていないかどうかに関して合理的な確証を得るために監査を計画し実施することを要求している。 監査には、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠の試査による検証が含まれる。また、採用された会計原則や 経営者が行った重要な見積りの検討、および財務書類全体の表示に関する評価が含まれる。私どもは、私どもの監査が 監査意見を支える合理的な基礎を提供しているものと考えている。

監査の結果、上記連結財務書類は国際会計基準審議会が発表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されており、インフォシス・リミテッドおよび連結子会社の2015年3月31日および2014年3月31日現在の財政状態ならびに2015年3月31日を以って終了した3年間の各連結会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。また、連結財務書類の附属明細表は、基本連結財務書類と合わせて全体として検討した結果、記述されるべき情報をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、私どもは米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して、インフォシス・リミテッドの2015年3月31日現在の財務報告に関する内部統制をトレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)により発行された内部統制の統合的枠組み(1992)により設定された基準に基づき監査し、私どもの2015年5月20日付報告書は、財務報告に関する同社の内部統制の有効性について無限定の意見を表明した。

KPMG

バンガロール、インド 2015年 5 月20日

EDINET提出書類 プォシス・リミテッド(E05959

インフォシス・リミテッド(E05959)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders

Infosys Limited:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Infosys Limited and subsidiaries as of

March 31, 2015 and 2014, and the related consolidated statements of comprehensive income, changes in

equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended March 31, 2015. In connection

with our audits of the consolidated financial statements, we also have audited the financial statement

schedule II. These consolidated financial statements and the financial statement schedule II are the

responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these

consolidated financial statements and the financial statement schedule II based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight

Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable

assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes

examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An

audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by

management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits

provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material

respects, the financial position of Infosys Limited and subsidiaries as of March 31, 2015 and 2014, and the

results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended March

31, 2015, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International

Accounting Standards Board ("IFRS"). Also in our opinion, the related financial statement schedule II,

when considered in relation to the basic consolidated financial statements taken as a whole, presents fairly,

in all material respects, the information set forth therein.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight

Board (United States), Infosys Limited's internal control over financial reporting as of March 31, 2015,

284/285

EDINET提出書類 インフォシス・リミテッド(E05959) 右価証券報告書

based on criteria established in *Internal Control Integrated Framework (1992)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated May20, 2015 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting.

KPMG

Bangalore, India

May 20, 2015

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。